

關係資料編

目 次

資料 1	本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等	298
資料 2	政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会委員名簿	299
資料 3	「バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）」に係る研究会 参集メンバー	300
資料 4	「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）	301
資料 5	バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）	334
資料 6	「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）	340
資料 7	バイオマスの利活用に関する政策評価結果の反映	371
資料 8	「バイオマスタウン構想を公表した 286 地区（平成 23 年 1 月末現在）」	372
資料 9	バイオマス関連事業個別表	383
No. 1	バイオマスの環づくり交付金（農林水産省）	390
No. 2	地域バイオマス利活用交付金（農林水産省）	395
No. 3	バイオ燃料地域利用モデル実証事業（農林水産省）	398
No. 4	水産基盤整備事業のうち、水産系副産物活用推進モデル事業 （農林水産省）	401
No. 5	バイオマス利活用フロンティア整備事業（農林水産省）	403
No. 6	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、 資源循環型農業・食品産業総合支援事業のうち、資源循環型農業確立支援 事業（農林水産省）	405
No. 7	農林水産バイオリサイクル研究（農林水産省）	406
No. 8	国産粗飼料増産対策事業（農林水産省）	408
No. 9	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発（農林水産省）	409
No.10	バイオマス生活創造構想事業（農林水産省）	412

No.11	バイオマス利活用フロンティア推進事業（農林水産省）	414
No.12	木質バイオマスエネルギー利用促進事業（林業・木材産業構造改革事業） （農林水産省）	416
No.13	ソフトセルロース利活用技術確立事業（農林水産省）	418
No.14	食品リサイクル推進モデル整備事業（農林水産省）	420
No.15	森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業（農林水産省）	422
No.16	エコフィード緊急増産対策事業（農林水産省）	424
No.17	バイオマスタウン形成促進支援調査事業（農林水産省）	426
No.18	広域連携等バイオマス利活用推進事業（農林水産省）	428
No.19	木質資源利用ニュービジネス創出事業（農林水産省）	430
No.20	高機能たい肥活用エコ農業支援事業（農林水産省）	432
No.21	提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル事業（森林・林業・木材 産業づくり交付金）（農林水産省）	434
No.22	木質資源循環利用技術開発事業（農林水産省）	436
No.23	地域バイオマス発見活用促進事業（農林水産省）	437
No.24	バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業（農林水産省）	439
No.25	環境バイオマス総合対策推進事業（農林水産省）	441
No.26	農村資源リサイクル環境整備検討調査（農林水産省）	443
No.27	増養殖機能等実証調査事業（農林水産省）	445
No.28	低コスト木質資源利用技術開発事業（農林水産省）	447
No.29	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、 農業競争力強化対策民間団体事業のうち、環境負荷低減農業技術確立実証 事業（農林水産省）	449
No.30	食品資源循環システム構築技術開発（農林水産省）	451
No.31	水産業振興型技術開発事業（水産バイオマスの資源化技術開発事業） （農林水産省）	452

No.32	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、 農業競争力強化対策民間団体事業のうち、土壌機能増進対策事業 (農林水産省)	454
No.33	食品ロス統計調査 (農林水産省)	456
No.34	食品資源循環形成推進事業 (農林水産省)	458
No.35	バイオマス利活用高度化実証事業 (農林水産省)	460
No.36	バイオマス燃料自給型漁船漁業創出事業 (農林水産省)	462
No.37	食品循環資源の再生利用等実態調査 (農林水産省)	464
No.38	木質バイオマス利活用推進対策事業 (農林水産省)	466
No.39	木の香る環境整備促進事業 (農林水産省)	468
No.40	エコフィード (食品残さ飼料化) 対策推進事業 (農林水産省)	470
No.41	バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業 (農林水産省)	472
No.42	食品循環資源経済的処理システム実証事業 (農林水産省)	474
No.43	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、 資源循環型農業・食品産業総合支援事業のうち、有機性資源飼料化事業 (農林水産省)	476
No.44	地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業 (農林水産省)	478
No.45	バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業 (農林水産省)	480
No.46	バイオマス利活用加速化事業 (農林水産省)	482
No.47	家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業 (農林水産省)	484
No.48	先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発 (農林水産省)	486
No.49	アジア環境保全型農業パートナーシップ構築支援事業 (農林水産省)	488
No.50	外食産業バイオマス利用実験事業 (農林水産省)	490
No.51	食品循環資源再生利用等促進法普及推進事業 (農林水産省)	491
No.52	木質バイオ燃料製造技術開発促進事業 (農林水産省)	493

No.53	水産バイオマスの資源化技術開発事業（農林水産省）	495
No.54	バイオマスプラスチック容器包装再商品化システム検討事業 （農林水産省）	497
No.55	環境低負荷型新機能性木質系材料等の開発（農林水産省）	499
No.56	たい肥等特殊肥料の生産・出荷状況調査（農林水産省）	500
No.57	家庭用廃食用油効率的リサイクルシステム等構築事業（農林水産省）	502
No.58	木質バイオマスエネルギー利用技術の開発（農林水産省）	504
No.59	農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業のうち、有機肥料等の低 コスト生産基盤技術の開発（農林水産省）	506
No.60	食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査（農林水産省）	508
No.61	広域連携等産地競争力強化支援事業（知識集約型産業創造対策事業） （農林水産省）	510
No.62	食品廃棄物等発生状況調査委託事業（農林水産省）	511
No.63	外食産業店舗残渣高度利用推進事業（農林水産省）	512
No.64	東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業（農林水産省）	514
No.65	木質バイオマス利用実態調査（農林水産省）	516
No.66	木質バイオマス利用推進緊急総合対策事業（農林水産省）	518
No.67	水産加工残滓高度リサイクル推進事業（農林水産省）	520
No.68	食品廃棄物多量発生事業者定期報告システム構築事業（農林水産省）	522
No.69	食品リサイクルプラン作成支援事業（農林水産省）	523
No.70	家庭系廃食用油地区別回収支援事業（農林水産省）	524
No.71	外食産業食品循環資源高度利用・啓発事業（農林水産省）	525
No.72	農業農村整備事業（うち中山間地域総合整備事業）（農林水産省）	527
No.73	農業農村整備事業（うち農業集落排水資源循環統合補助事業） （農林水産省）	529
No.74	農業農村整備事業（うち農村振興総合整備事業(県営)・村づくり交付金	

	(団体営))(農林水産省)	531
No.75	強い農業づくり交付金(農林水産省)	533
No.76	漁業集落環境整備事業(農林水産省)	535
No.77	強い水産業づくり交付金(農林水産省)	537
No.78	経営構造対策事業(農林水産省)	539
No.79	木質バイオマス利用促進整備(農林水産省)	541
No.80	新山村振興等農林漁業特別対策事業(農林水産省)	543
No.81	畜産環境総合整備事業(農林水産省)	545
No.82	資源リサイクル畜産環境整備事業(農林水産省)	547
No.83	農業・食品産業競争力強化支援事業のうち、未来志向型技術革新対策事業 のうち、技術革新波及対策事業(産地提案型事業飼料化施設) (農林水産省)	549
No.84	イネゲノム機能解析研究(「有用遺伝子活用のための植物(イネ)ゲノム研 究」及び「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」)(農林水産省)	551
No.85	バイオディーゼル燃料のトラクターへの利活用の研究(農林水産省)	554
No.86	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業(農林水産省)	556
No.87	農業・食品産業競争力強化支援事業のうち、広域連携等産地競争力強化支 援事業のうち、産地間広域連携・広域的流通拠点事業(畜産物共同利用施設 整備飼料化施設)(農林水産省)	558
No.88	漁業経営構造改善事業(農林水産省)	560
No.89	新農業展開ゲノムプロジェクト(農林水産省)	562
No.90	新生産システム(農林水産省)	565
No.91	水産基盤整備事業のうち、自然調和・活用型漁業漁場づくり推進事業 (農林水産省)	567
No.92	遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究 (農林水産省)	569

No.93	自給飼料増産総合対策事業（農林水産省）	571
No.94	水産物産地流通加工施設高度化対策事業（農林水産省）	572
No.95	地域環境保全型農業推進総合整備事業（農林水産省）	574
No.96	21世紀最大の未利用資源活用のための「昆虫・テクノロジー」研究 （農林水産省）	576
No.97	地域農業再生総合支援事業のうち、資源循環型地域農業への転換支援 （農林水産省）	578
No.98	地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発 （農林水産省）	580
No.99	内水面環境活用総合対策事業（農林水産省）	582
No.100	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価及び高度対策技術の開発 （農林水産省）	584
No.101	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、 資源循環型農業総合支援事業のうち、農業環境保全対策事業 （農林水産省）	586
No.102	耕種作物活用飼料増産対策事業（農林水産省）	588
No.103	施設園芸脱石油イノベーション推進事業（農林水産省）	589
No.104	木づかい運動（農林水産省）	591
No.105	省石油型施設園芸技術導入推進事業（農林水産省）	593
No.106	森林整備効率化支援機械開発事業（農林水産省）	595
No.107	森林環境保全先端技術導入機械開発事業（農林水産省）	597
No.108	容器包装廃棄物リサイクル法制度円滑化推進事業（農林水産省）	599
No.109	間伐材等地域材実需拡大支援事業のうち、木質ペレット利用推進対策 （農林水産省）	601
No.110	容器包装リサイクル法普及定着推進事業（農林水産省）	603
No.111	水産業振興型技術開発事業（漁船漁業二酸化炭素排出量削減調査研究事	

	業（農林水産省）	605
No.112	容器包装リサイクルシステム推進調査（農林水産省）	607
No.113	食品産業環境対策支援事業（農林水産省）	608
No.114	農業生産総合対策事業のうち、生産資材コスト削減対策（農林水産省）	610
No.115	バイオマスエネルギー高効率転換技術開発（経済産業省）	612
No.116	新エネルギー技術フィールドテスト事業（経済産業省）	614
No.117	バイオプロセス実用化開発プロジェクト（経済産業省）	615
No.118	バイオマスエネルギー地域システム化実験事業（経済産業省）	617
No.119	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち、植物機能を活用した高度モノ作り基盤技術開発植物利用エネルギー使用合理化工業原料生産技術開発（経済産業省）	619
No.120	微生物機能を活用した環境調和型製造基盤技術開発（経済産業省）	621
No.121	新エネルギー技術開発（バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発）（経済産業省）	623
No.122	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち、植物機能を活用した高度モノ作り基盤技術開発（植物利用高付加価値物質製造基盤技術開発）（経済産業省）	625
No.123	バイオマス由来燃料導入実証事業（経済産業省）	626
No.124	バイオマス混合燃料導入実証研究（経済産業省）	628
No.125	E3地域流通スタンダードモデル創成事業（経済産業省）	630
No.126	バイオマス由来燃料導入調査研究（経済産業省）	632
No.127	国内外の遺伝子組換え体の安全性に関する情報の収集整理、分析及び事後管理手法（経済産業省）	635
No.128	再生可能エネルギー利用基盤技術研究開発（経済産業省）	637
No.129	植物機能改変技術実用化開発（経済産業省）	639
No.130	エネルギー使用合理化生物触媒等技術開発（経済産業省）	641

No.131	新エネルギー等事業者支援対策事業（経済産業省）	643
No.132	地域新エネルギー等導入促進事業（経済産業省）	645
No.133	エネルギー使用合理化技術戦略的開発の一部（経済産業省）	647
No.134	国際エネルギー使用合理化等対策事業（経済産業省）	649
No.135	新エネルギー等地域集中実証研究（経済産業省）	651
No.136	新エネルギー設備導入促進情報提供等事業（経済産業省）	653
No.137	バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業（経済産業省）	655
No.138	地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業（経済産業省）	657
No.139	国際エネルギー消費効率化等協力支援事業（経済産業省）	659
No.140	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（うち事業化支援事業） （経済産業省）	661
No.141	京都メカニズム開発推進事業（経済産業省）	663
No.142	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち、生物機能を活 用した生産プロセスの基盤技術開発（経済産業省）	665
No.143	新エネルギー等非営利活動促進事業（経済産業省）	667
No.144	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち、生分解・処理 メカニズムの解析と制御技術開発（経済産業省）	669
No.145	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業（バイオマス等未活用エネ ルギー実証試験費補助金）（経済産業省）	671
No.146	新エネルギー技術研究開発（新エネルギーベンチャー技術革新事業） （経済産業省）	673
No.147	新エネルギー対策導入指導事業（経済産業省）	675
No.148	遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究 （経済産業省）	677
No.149	建設廃材等リサイクル技術開発（経済産業省）	679
No.150	地域創発型エネルギー人材育成支援事業（経済産業省）	681

No.151	先進型新エネルギー・省エネルギー技術導入アドバイザー事業 (経済産業省)	683
No.152	エコ燃料実用化地域システム実証事業 (環境省)	685
No.153	再生可能燃料利用促進補助事業 (環境省)	687
No.154	エコ燃料利用促進補助事業 (環境省)	689
No.155	国立環境研究所による技術開発事業のうち、バイオエネルギー活用技術 開発 (環境省)	691
No.156	廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 (環境省)	692
No.157	生ごみ利用燃料電池等普及促進事業 (環境省)	694
No.158	新燃料使用時の排出ガス実態調査 (環境省)	695
No.159	CDM認証モデル事業 (環境省)	697
No.160	バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベー ース・モデルシステム化調査 (環境省)	699
No.161	ごみメタン回収施設等整備補助事業 (環境省)	701
No.162	循環型社会形成推進交付金のうち、①有機性廃棄物リサイクル推進施設 整備事業・高効率原燃料回収施設整備事業、②生ごみリサイクル施設整備 事業 (環境省)	703
No.163	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 (環境省)	705
No.164	地球温暖化対策技術開発事業 (環境省)	706
No.165	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 (環境省)	708
No.166	廃棄物処理施設における温暖化対策補助事業 (環境省)	710
No.167	環境と経済の好循環のまちモデル事業 (環境省)	712
No.168	CDM/JI事業調査 (環境省)	714
No.169	地方公共団体対策技術率先導入補助 (環境省)	715
No.170	京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策の コベネフィット実現支援等事業 (環境省)	717

No.171	廃棄物処理等科学研究費補助金（環境省）	719
No.172	地球温暖化対策ビジネスマodelインキュベーター事業（環境省）	721
No.173	CDM/JI設備補助事業（環境省）	723
No.174	再生可能エネルギー導入加速化事業（環境省）	725
No.175	次世代廃棄物処理技術基盤整備事業（環境省）	727
No.176	ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備補助事業（エコタウン事業） （環境省）	729
No.177	公募型による競争的な温暖化対策市場化直結技術開発補助事業 （環境省）	731
No.178	ゴミゼロ化国際行動計画（環境省）	732
No.179	遺伝子組換え生物対策事業（環境省）	734
No.180	循環型社会形成実証事業（エコ・コミュニティ事業）（環境省）	736
No.181	温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査（環境省）	738
No.182	二酸化炭素排出抑制対策に係る事業者等技術開発事業（環境省）	740
No.183	炭素税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する検討調査 （環境省）	741
No.184	循環型社会形成情報提供事業（環境省）	743
No.185	特定調達品目に関する検討会の開催（環境省）	745
No.186	環境政策における経済的措置検討（環境省）	746
No.187	循環型社会地域支援事業（環境省）	748
No.188	次世代低公害車開発・実用化の促進（国土交通省）	750
No.189	バイオマス燃料対応自動車開発促進事業（国土交通省）	752
No.190	新燃料の安全性・低公害性評価事業（国土交通省）	754
No.191	住宅等へのバイオガスの多角的利用に関する地産地消モデル構築調査 （北海道開発計画調査）（国土交通省）	756
No.192	先導的・高度バイオマス資源利用支援調査（国土交通省）	758

No.193	未利用木質系バイオマスエネルギー等利活用支援調査（国土交通省）	760
No.194	バイオガス利用システムを軸としたバイオマス利活用地域モデル構築 調査（北海道開発計画調査）（国土交通省）	762
No.195	高機能性炭素変換による木材のエネルギー及びマテリアル利活用調査 （国土交通省）	764
No.196	北海道に適した新たなバイオマス資源の導入促進事業（北海道開発計画 調査（国土交通省）	766
No.197	地域の未利用バイオマス資源利活用実証調査（北海道開発計画調査） （国土交通省）	768
No.198	新燃料使用時の排出ガス等実態調査（国土交通省）	770
No.199	汚水処理施設共同整備事業（資源循環下水道事業）（国土交通省）	772
No.200	新世代下水道支援事業（資源循環下水道事業）（国土交通省）	774
No.201	流域下水汚泥処理事業（資源循環下水道事業）（国土交通省）	776
No.202	共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システ ムの開発（国土交通省）	778
No.203	リサイクルポートプロジェクト（国土交通省）	781
No.204	地球温暖化対策に資するエネルギー地域自立型実証研究 （国土交通省）	783
No.205	下水道事業調査費（国土交通省）	785
No.206	積雪寒冷地における環境・資源循環プロジェクト（国土交通省）	787
No.207	下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（国土交通省）	789
No.208	一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト （文部科学省）	791
No.209	21世紀型革新的先端ライフサイエンス技術開発プロジェクト （文部科学省）	793
No.210	都市エリア産学官連携促進事業（文部科学省）	795

No.211	環境分子科学研究（文部科学省）	797
No.212	戦略創造研究推進事業のうち、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」（文部科学省）	799
No.213	地球規模課題対応国際科学技術協力事業（文部科学省）	801
No.214	危険物施設におけるバイオマス燃料の貯蔵・取扱に関する安全対策の調査検討（総務省）	803
資料 10	CO ₂ 収支の試算において使用するCO ₂ 排出係数について	805
資料 11	バイオマス用語解説	810

資料 1 本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等

【調査担当部局】

総務省

行政評価局 評価監視官（農林水産、環境担当）

管区行政評価局 6局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

【実地調査期間】

平成21年4月から22年1月まで

【調査対象機関等】

調査対象機関：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省

関連調査対象機関：内閣府

道県（9団体）

市町村（バイオマスタウン構想を作成している197団体）

〃（バイオマスタウン構想を作成していない40団体）

バイオマス関連施設（132）

関連事業者（11）

資料2 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会委員名簿

(平成22年3月当時)

(敬称略)

区分	氏名	所属(職名)
委員長	岡 素之	住友商事(株)代表取締役会長
委員長代理	富田 俊基	中央大学法学部教授
政策評価分科会長	金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授
委員	藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	青山 彰久	読売新聞東京本社編集委員
	牛尾 陽子	(株)藤崎快適生活研究所専務取締役所長
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科准教授
	小峰 隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科教授
	清水 雄輔	(株)キッツ最高顧問
	白石 小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授
	高木 勇三	公認会計士
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	立花 宏	(社)日本経済団体連合会参与
	田中 常雅	東京商工会議所人口問題委員会副委員長 東京商工会議所大田支部会長
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院副学術院長 早稲田大学現代政治経済研究所所長・教授
	堤 盛人	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
	中泉 拓也	関東学院大学経済学部准教授
	森田 朗	東京大学公共政策大学院・法学政治学研究科教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	
専門委員	大竹 文雄	大阪大学社会経済研究所教授
	木村 陽子	(財)自治体国際化協会理事長

資料3 「バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）」
に係る研究会参集メンバー

(五十音順、敬称略)

氏名	所属(職名)
いのうえ まさふみ 井上 雅文	東京大学アジア生物資源環境研究センター 農学生命科学研究科生物材料科学専攻 環境材料設計学研究室准教授
とまり 泊 みゆき	NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク (BIN) 理事長
ひびき あきら 日引 聡	独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究領域 環境経済・政策研究室長
ふじえ こういち 藤江 幸一	横浜国立大学大学院環境情報研究院 自然環境と情報部門 教授
やまもと ひろみ 山本 博巳	財団法人電力中央研究所社会経済研究所上席研究員
ゆやま よしと 柚山 義人	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所農村総合研究部 資源循環システム研究チーム長

バイオマス・ニッポン総合戦略

平成18年3月31日
閣議決定

バイオマス・ニッポン総合戦略について

〔平成18年3月31日
閣議決定〕

バイオマス・ニッポン総合戦略を別紙のとおり定める。

バイオマス・ニッポン総合戦略

平成 1 8 年 3 月

目 次

まえがき	1
1 背景	1
(1) なぜ、今、「バイオマス・ニッポン」か	1
① 地球温暖化の防止に向けて	2
② 循環型社会の形成に向けて	3
③ 競争力のある新たな戦略的産業の育成に向けて	3
④ 農林漁業、農山漁村の活性化に向けて	3
(2) バイオマス・ニッポン総合戦略策定後の動向	4
(3) 我が国のバイオマス利活用の現状	5
① バイオマス利活用の状況	5
② バイオマス利活用技術の現状	7
(i) エネルギー利活用	7
(ii) 製品利活用	7
③ バイオマスタウンの推進状況	8
2 バイオマス・ニッポン総合戦略の目指すもの	8
(1) 「バイオマス・ニッポン」の姿（2030年を見据えて）	8
(2) 「バイオマス・ニッポン」の進展シナリオ	10
① バイオマスの種類に応じた利活用の展開方向	10
(廃棄物系バイオマス)	10
(未利用バイオマス)	11
(資源作物)	11
(新作物)	12
② バイオマスの利活用技術の展開方向	12
(i) 効率の高い収集・変換技術の開発・実用化	12
(ii) バイオマス・リファイナリーの構築	13
(iii) バイオマスのカスケード的利用	13
(iv) 他分野との連携、周辺技術の開発	13
③ バイオマスの広がりに応じた利活用の展開方向	14
(i) バイオマスタウンの構築	14
(ii) 地域間連携・広域的取組み等	14
(iii) アジア諸国等海外との連携	14

(3) 「バイオマス・ニッポン」実現に向けた具体的目標	15
(技術的観点)	15
(地域的観点)	16
(全国的観点)	16
3 「バイオマス・ニッポン」実現に向けた基本的戦略	17
(1) バイオマス利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略	17
① 国民的理解の醸成	17
② システム全体の設計	18
③ バイオマスタウン構築の推進	19
④ 関係者の役割分担・協調	20
(2) バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略	21
① 経済性の向上	21
② 経済的要因以外のコスト高の是正	22
③ 生産に必要な環境の整備	22
(3) バイオマスの変換に関する戦略	23
① 経済性の向上	23
② 革新的な変換技術の開発、他分野技術との連携	23
③ 経済的要因以外のコスト高の是正	24
(4) バイオマスの変換後の利用に関する戦略	24
① 利用需要の創出、拡大	24
② 農林漁業、農山漁村の活性化	25
③ 利用に必要な環境の整備	26
④ 輸送用燃料としての利用	26
(5) アジア等海外との連携に関する戦略	27
4 適用期日	28

まえがき

2002年12月に、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（以下「本戦略」という。）が閣議決定され、これに基づき、計画的な施策の推進を図ってきたが、この間において、2005年2月に京都議定書が発効し、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となるなど、バイオマスの利活用をめぐる情勢が変化している。

このため、バイオマスの利活用の現状と課題の検証を踏まえ、新たな総合戦略を策定し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにすることとする。

1 背景

(1) なぜ、今、「バイオマス・ニッポン」か

私たち人類は、古来より、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って生物により生産される資源であるバイオマスを食料・木材として、更にはエネルギーや製品として利用することにより、生活を営んできた。しかしながら、経済的な豊かさと便利さを手に入れ、発展する過程において、その生活基盤の多くを枯渇が予想される石炭や石油などの化石資源に依存するようになってきた。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、自然の浄化能力を超え、地球温暖化、廃棄物、有害物質等の様々な環境問題を深刻化させている。

私たちが本総合戦略で取り上げるバイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」である。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素 (CO₂) から、生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

バイオマスを燃焼すること等により放出されるCO₂は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収したCO₂であることから、バイオマスは、私たちのライフサイクルの中では大気中のCO₂を増加させないという「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。このため、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマスで代替することにより、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスのひとつであるCO₂の排出削減に大きく貢献することができる。

さらに、バイオマスは、化石資源のようにエネルギーとしても製品としても利活用でき、国民生活の幅広い場面での利活用が可能である。

一方、化石資源も大昔に生物が生成したものと考えられているが、これは何億年もかけて蓄積されてきたものであって、私たちのライフサイクルの中では再生不可能な資源であり、いずれは枯渇が予想される有限の資源である。

この限りある化石資源を私たちの次世代も引き続き活用できるようにするとともに、化石資源への依存を低減する意味からも、バイオマスを従来の食料・木材としての利用にとどまらず、新たな観点から、エネルギー又は製品としての活用を推進していくことにより、持続的に発展可能な社会を目指すこと、これが今、求められている。

我が国においても、これまでも、1970年代の石油危機の時期等に、バイオマスの新たな利活用についての各般の研究開発、実用化に向けた取組が行われてきたところであるが、石油価格の安定等により、必ずしも私たちの生活に浸透するまでには至らなかったのが現状である。

しかしながら、今、以下の理由から、エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」をできる限り早期に実現することが、強く求められている。

① 地球温暖化の防止に向けて

地球温暖化問題は、次世代に豊かな資源と美しい環境に囲まれた地球を残していくため、人類が早急に取り組まなければならない最も重要な環境問題の一つである。

2005年2月に京都議定書が発効し、我が国においては、基準年（原則1990年）の温室効果ガスの排出量に比べ6%の温室効果ガスの削減を、2008年から2012年までの第1約束期間に達成する義務が課されているところであり（2003年の排出量は基準年比8.3%の増加となっており、削減約束との差は14.3%と広がっている。）、この義務の履行を確実に達成するため、2005年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定された。

この中で、温室効果ガス排出削減対策として、バイオマスタウン構築によるバイオマス利用の推進やバイオマスエネルギーなどの新エネルギー導入の促進を、また、森林経営による獲得吸収量の上限值（対基準年総排出量比3.9%）を確保するため森林吸収源対策を進め、さらに京都メカニズムの推進・活用を図ることとされている。

また、2002年にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において採択された「実施計画」には、バイオマスを含めた再生可能エネルギーに係る技術開発、産業化の推進等が位置付けら

れ、バイオマスの総合的な利活用は国際的な合意事項となっているところである。

② 循環型社会の形成に向けて

これまでの有限な資源から商品を大量に生産し、これを大量に消費、廃棄する一方通行の社会システムを改め、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会へ移行していくことが強く求められており、このような循環型社会形成推進基本法に掲げられた理念を具体化していくことが必要となっている。この循環型社会の形成に向けて、自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能な資源であるバイオマスは重要な役割を担うものであり、その総合的な利活用を通じ、循環型社会への移行を加速化していくことが必要となっている。

③ 競争力のある新たな戦略的産業の育成に向けて

大きな転換点にある我が国の経済社会において、90年代初めと比べて大幅に低下している産業競争力を再生することが経済活性化の鍵となっている。産業が高度に発展し、人口が集中する我が国においては、環境問題が非常に早くから顕在化しているが、この機を捉えて環境技術、環境産業の育成に率先して取り組んでいくことが必要である。この先進的な取組により、これから経済的発展を迎える国々で深刻化するおそれがある環境問題の解決に向け、環境の保全を図りつつ経済の活性化が図られる社会のモデルを世界に提示していくことが可能となる。

バイオマスを新たにエネルギーや製品に利活用することにより、革新的な技術・製品の開発、ノウハウの蓄積、先駆的なビジネスモデルの創出等が可能となり、全く新しい環境調和型産業とそれに伴う新たな雇用の創出が期待できる。このバイオマス関連産業を日本発の戦略的産業として育成することにより、我が国の産業競争力を再構築していくことが必要となっている。

④ 農林漁業、農山漁村の活性化に向けて

我が国は化石資源は乏しいものの、アジアモンスーン地帯に属し温暖・多雨な気候条件のおかげで、自然の恵みによりもたらされるバイオマスが豊富であり、その多くは農山漁村に存在している。また、家畜排せつ物、稲わら、林地残材等農林漁業から発生するバイオマスを有効活用することにより、農林漁業の自然循環機能を維持増進し、その持続的な発展を図ることが可能となる。さらに、バイオマスの利活用は、農林漁業にこれまで

の食料や木材の供給の役割に加えて、エネルギーや工業製品の供給という可能性を与えるとともに、都市と農山漁村の共生と対流を促進することにより、その新たな発展のひとつの鍵となり得るものであり、日本全体の活性化へつなげていくことが期待される。

また、間伐等の手入れが不足した森林が見られる中、健全で活力ある森林の育成を通じて産出される地域材の利用は、地球温暖化の防止のみならず国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能を維持増進することにつながり、コストのみでは判断できない価値が存在するものであるということについて国民の理解が一層必要となっている。

(2) バイオマス・ニッポン総合戦略策定後の動向

政府は、2002年12月に本戦略を策定し、2010年を目途とした具体的な目標を掲げ、目標達成に向けた基本的戦略を定めた。その後、関係省庁、機関においては、本戦略に基づき、バイオマスの利活用の推進を図るための諸施策や取組を着実に実施してきた。

2002年には、バイオマスエネルギーが新エネルギーの一つとして定義づけられるとともに、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法が制定され、バイオマスエネルギーを含めた新エネルギーの活用が促進された。また、2003年に揮発油等の品質の確保等に関する法律が改正され、自動車の安全や排出ガス性状等の観点から、ガソリンへのエタノールの混合上限が3%と規格化されたほか、輸送用燃料におけるバイオマス由来燃料の利用促進を図るため、2004年から関係省庁の連携による実証実験が実施されている。また、同年には、市町村が中心となって地域のバイオマス利活用の全体プランを作成し、実現を図る「バイオマスタウン」の取組が始まった。

一方、バイオマスをめぐる社会的背景を概観すると、本戦略策定以降、2005年2月に京都議定書が発効するなど実効性のある地球温暖化防止対策の実施が喫緊の課題となっており、原油価格の高騰などを背景に、化石資源への依存の低減を図る必要性が認識されてきている。また、同4月に閣議決定した京都議定書目標達成計画において、2010年度までに、バイオマス熱利用原油換算308万キロリットル（輸送用燃料におけるバイオマス由来燃料50万キロリットルを含む。）の導入やバイオマス発電の大幅増加、500市町村程度でのバイオマスタウンの構築を図ることとされた。さらに、循環型社会形成推進のための法体系の整備や各種施策が講じられてきたこと等により、産業廃棄物等の事業活動に伴って生じた廃棄物を中心としたバイオマスの利活用は相当程度進展してきた。

技術面においては、2002年以降、小規模分散型システムの開発が進み、バイオマス由来燃料の導入やバイオマスプラスチックの普及に向けた技術も向上するなど、個々の要素技術は急速に進展している。また、今後、社会システムの中でどのように要素技術をマッチさせていくかが課題となっていることに対応して、システム実証研究が進められている。

国際的な観点からみると、地球温暖化防止の観点に加え、最近の原油価格の高騰等を背景としたエネルギーセキュリティの観点等から、バイオマスエネルギーへの注目が高まっている。EUでは、2003年に「輸送用のバイオマス由来燃料、再生可能燃料の利用促進に係る指令」が発効し、加盟各国にバイオマス由来燃料、再生可能燃料の導入目標の設定が義務づけられ、米国では「2005年エネルギー政策法」が成立し、自動車燃料への再生可能燃料の使用目標が大幅に引き上げられた。また、中国では2005年に「再生可能エネルギー法」が制定され、バイオエタノールやバイオガスの供給体制を強化することとしており、東南アジア諸国においてもバイオマス由来燃料開発計画を進める方針を決定している。一方、我が国においては、京都議定書の約束達成に必要な差分（基準年排出量比1.6%）については、京都メカニズム（共同実施（J I）、クリーン開発メカニズム（CDM）及び排出量取引）の活用により対応することが必要とされたところであり、京都メカニズムを活用したバイオマスエネルギーの導入事例も増加している。

（3）我が国のバイオマス利活用の現状

① バイオマス利活用の状況

我が国は、温暖・多雨な気候条件により、かなりのバイオマスの賦存量が見込まれる。しかしながら、まだ十分にバイオマスが国民に認知されていないこと、「広く、薄く」存在している上、水分含有量が多い、かさばる等の扱いづらいというバイオマスの特性のために収集が困難であること、効率の高い変換技術の開発が不十分であること、事業の採算性の問題等により十分な活用がなされていない。

また、経済性等の観点から、現時点では産業廃棄物等の事業活動に伴って生じた廃棄物系バイオマスについては利活用が進められているが、家庭系生ごみ、農作物非食用部や林地残材のようなバイオマスの有効利用は十分とは言えず、さらに、エネルギー等を得ることを目的とした資源作物の栽培等はほとんど見られない。

我が国における個別のバイオマスの利活用状況については、現時点で把握可能な最新の調査結果によれば、以下のとおりである。

家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が2004年に本格施行されたこと等により、年間発生量約8,900万トンのうち、約90%がたい肥などの肥料としての利用である。しかしながら、南九州地域などの畜産濃密地帯では、輸送性の悪さや窒素などの成分量等を考慮すると、家畜排せつ物の肥料としての農地への還元については、過剰感が顕在化している。

食品廃棄物については、約2,200万トン発生していると推計されるが、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律が2001年に施行されたこと等により、肥料や飼料等に再生利用されているものは同法施行時の約10%から約20%に向上した。しかしながら、残りの約80%は焼却・埋立処理されているものと推計される。

また、紙の消費量は約3,600万トンで、そのうち半分以上が古紙として回収される等リサイクルされている。残りの約1,600万トンの大半がごみ焼却施設で焼却され、焼却施設の約7割では余熱利用されている。

さらに、製紙工場においてパルプ生産段階で生じる廃液である黒液が年間約1,400万トン（乾燥重量）発生し、エネルギー（主に直接燃焼）として利用されている。

下水汚泥については、年間発生量7,500万トン（濃縮汚泥ベース）のうち、約36%が埋立、残り約64%が建設資材やたい肥として利用されており、再生利用されている割合は着実に増加している。また、農業集落排水汚泥の一部がたい肥として利用されているほかは、し尿汚泥については年間発生量約2,900万トンのうち、大半が焼却・埋立されている。

木質系廃材・未利用材については、製材工場等残材（年間発生量約500万トン）はほぼエネルギーや肥料として再生利用されているが、間伐材・被害木を含む林地残材（年間発生量約370万トン）については、わずかに紙製品等の原材料として利用がある程度で、ほとんど利用されていない。また、今後発生量の増加が見込まれる建設発生木材（現時点での年間発生量約460万トン）の利用割合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が2002年に完全施行されたこと等により、約40%から約60%に大幅に向上している。建設発生木材は製紙原料、ボード原料、家畜敷料等やエネルギー（主に直接燃焼）に利用されている。

稲わら、もみ殻等の農作物非食用部については、年間発生量約1,300万トンのうち、約30%がたい肥、飼料、畜舎敷料等として利用されているが、発生する稲わらのうち約70%が農地にすき込まれるにすぎないなど、大半が低利用にとどまっている。

資源作物の利活用は現時点ではほとんど認められないが、菜の花を栽培

して食用油として利用した後、収集しバイオディーゼル燃料の原料として利活用する取組みを進めている地域があるほか、さとうきびなどを原料にバイオエタノールを製造して自動車用の燃料に利活用する実証試験が行われている。

② バイオマス利活用技術の現状

バイオマスの利活用技術は、エネルギーとしての利活用と製品としての利活用の二つに大別され、主な技術の現状は以下のとおりである。

(i) エネルギー利活用

木くず焚きボイラーやペレットストーブ等による直接燃焼、炭化などは従来から広く利用されてきている技術である。さらに、家畜排せつ物等を原料としてメタンガスを生成するメタン発酵や食品廃棄物である廃食用油からバイオディーゼル燃料を作り出すエステル化等の技術は、各地において利用が進められているが、これらの既存技術についてはエネルギー変換効率の更なる向上、製造コスト低減に係る技術革新や残さの処理等が課題になっている。

また、バイオマスを直接燃焼するのではなく、いったんガス化、あるいは液化してから利用することにより、エネルギー変換効率を向上させたり、エネルギーとしての利便性を高める各種の技術が開発されつつあり、バイオマスから得られたメタンガスを燃料電池や輸送用燃料として利活用する取組が進められる等、今後の実用化が期待されるところである。特にバイオマスの部分的な酸化によって得られるガスを発電や液体燃料製造に用いるガス化については技術開発が精力的に進められている。

さらに、でんぷんを原料としてエタノール発酵し液体燃料を製造する技術については既に実用化されており、生産から自動車利用までの一貫したシステムの実証が行われているところである。セルロース系バイオマスである木質系廃材・未利用材を糖化してエタノール発酵する技術開発は実証段階で進められている。

(ii) 製品利活用

たい肥化や畜産・養魚用の飼料化等は既に実用化されている技術であるが、利用者から見た品質の安定や利便性の向上が大きな課題になっており、各種の技術開発が行われているところである。

木質系廃材・未利用材については、量的に多いことから従来より様々

な技術開発が行われてきており、木質系廃材を粉砕してから再構成する再生木質ボードや木材－プラスチック複合素材は既に広く利用されている。さらに、リグニンと古紙との複合による木質プラスチックの製造技術が実証レベルにあり、グラファイトを始めとする木質系素材の製造技術の開発についても精力的に取り組まれているところである。

また、近年、生分解性素材について、従来のプラスチックと異なり微生物により分解されるという特性等に各界より強い関心が寄せられており、バイオマス由来の乳酸やでんぷんを原料としたプラスチックについては、既に一部商業生産が開始されているが、低コスト化や耐熱性、耐久性の向上などが課題である。現在、製造効率向上のための実証試験が進められているところであり、今後、廃棄、リサイクル時の環境面における影響等に十分配慮し、耐熱性や強度等の物性の改良が進めば、用途と需要の拡大が期待される。

さらに、水産加工残さなどの海洋バイオマス、農作物非食用部等から機能性食品や化学製品の原料を製造する技術も期待されており、例えば、機能性食品の原料となるDHA、EPA、γ-アミノ酪酸、食物繊維、甲殻類を原料として抗菌繊維の原料として利用されるキトサン及び化粧品原料となるコラーゲンを抽出する技術については既に実用化されている。現在、様々な機能を有し医薬品や新素材の原料となりうる各種物質を製造するための技術開発が実証段階若しくは基礎段階で進められている。

③ バイオマスタウンの推進状況

地域におけるバイオマスの利活用の推進を図るため、政府においては、2004年から、市町村が中心となって域内の廃棄物系バイオマスを炭素量換算で90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で40%以上利活用するシステムを有することを目指すバイオマス利活用の構想を作成し、その実現に向けて取り組む「バイオマスタウン」の構築を推進している。

市町村がバイオマスタウンの構築を目指して作成する構想については、関係府省、都道府県において情報共有され、それぞれの機関のホームページ等を通じて広く国民に紹介されている。2006年3月現在、35地域の構想が公表されている。

2 バイオマス・ニッポン総合戦略の目指すもの

(1) 「バイオマス・ニッポン」の姿（2030年を見据えて）

エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限活用し、持続的に

発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を実現するに当たっては、まず、国民に「バイオマス・ニッポン」の姿をイメージしていただくことが必要である。

以下では、現在進められているバイオマスの利活用に関する技術開発の成果や先進的な取組が全国に普及し、さらに今後の技術開発の展開を見込んだ姿のイメージを示す。

国民一人ひとりの中に、私たちの身近にあるバイオマスは、資源として利活用されるものであるとの意識及び生活習慣が定着し、廃棄物系バイオマスの発生抑制が進む。バイオマスの生産・変換においては、適正な窒素循環等の環境への配慮や付加価値の高い製品・エネルギーを作り出す取組、段階的に製品やエネルギーに変換される取組が進み、生活の中にバイオマスの利活用が普及する。

家庭や外食産業、小売店舗などから出る生ごみは、再生利用しやすい形で分別して収集され、たい肥などに利用されたり、炭化又はメタンガス化されてエネルギーとして利用される。食品加工残さ等のように性状の均一な資源がまとまって出されるものについては、飼料としての利用も進み、食料自給率の向上にも資する。

下水汚泥や家畜排せつ物から作られるたい肥等の製品の品質の向上が図られ、需要側の使い勝手の良いものとなる。エネルギーとしての利用も進み、産出される熱や電気は施設内だけでなく、近隣の施設にも供給される。

建設発生木材は、製紙原料などの製品利用を優先的に進めるほか、製品利用できないものについては、発電用燃料としての利用、燃料用エタノール等の熱利用が進む。

稲わらは効率的に回収されることにより飼料としての利用が進み、粗飼料の自給率が100%になることに貢献するところとなる。また、農作物が食用だけでなく製品やエネルギーの原料として非食用途に利用される。また、農業機械にもバイオマス由来燃料が利用されるほか、良質なたい肥の安定的供給が図られ、耕畜連携が進むことにより、環境保全型農業が進むなど、農業生産現場の様子が変わる。

間伐材を含む林地残材等は、その利活用が、健全で活力ある森林の育成につながり、地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持増進に資することについての国民の理解が深まるとともに、生産・流通・加工の大幅なコストダウンによって、製品やエネルギーとしての利活用が進む。

このようにして、廃棄物系バイオマス及び未利用バイオマスのほとんど

が製品又はエネルギーとして最大限有効かつ体系的に利活用され、バイオマスタウンが全国的に構築される。また、有機性廃棄物についてはゼロエミッション社会が実現する。

輸送用機械の動力源が多様化する中で、液体燃料としてはバイオエタノールやバイオディーゼル燃料などの利活用が進む。各地において、様々なバイオマスを利用した発電及び熱利用が行われ、自家需要や近隣の電力需要の一部を賄うなどのエネルギーの地産地消が実現する。バイオマスプラスチックについては、環境への影響の少ないシステムが確立され、多くの製品に利用される。

(2) 「バイオマス・ニッポン」の進展シナリオ

バイオマスに関係するすべての人々の共通理解の醸成に資するため、「バイオマス・ニッポン」の進展の道筋を可能な限り明らかにすることが必要である。

この場合、「バイオマス・ニッポン」の進展を左右する重要な要素である、利活用の対象となるバイオマスの展開方向及びバイオマスの利活用技術の展開方向は、以下のように見通すことができる。

① バイオマスの種類に応じた利活用の展開方向

バイオマスは生物によって生産されるため、「広く、薄く」存在するという特性を持つ。したがって、その収集に係るコスト及び収集量による変換効率が、利活用の容易さを大きく左右することになる。

(廃棄物系バイオマス)

まず、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥といった廃棄物系バイオマスは、その利活用に係る費用面等の経済性を考えた場合、逆有償、すなわち、廃棄物処理費を付加して収集されるものもあるため、当該費用を利活用のためのコストとして使用でき、利活用が比較的早く進んでおり、今後も利用率が向上することが予想される。

現時点で、廃棄物系バイオマスのうち、かなりの量が一カ所に集積されているものとしては、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥等がある。食品廃棄物や建設発生木材については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等個別リサイクル法の規制ともあいまって、すでにエネルギーや製品として利活用されつつあるが、今後、制度の浸透、収集・輸送、変換の効率化等によって、さらにその利活用が進展するものと期待される。下水汚泥については、こ

れまで利活用の中心だった製品としてのマテリアル利用だけでなく、他のバイオマスとの混合処理やエネルギー利用の進展により、一層の効率的な利活用が期待される。家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の本格施行により、適正な管理が行われるようになった。その多くは、たい肥として利用されているが、地域によっては需給の不均衡が生じており、今後はこれらの地域間のたい肥の流通やエネルギー利用も含めた地域の需要に応じた利活用の進展が期待される。

廃棄物系バイオマスの年間の賦存量としては、湿潤重量で約32,700万トン、乾燥重量で約7,600万トンが見込まれる。これをエネルギーに換算すると約1,270PJ（原油換算で約3,280万キロリットル）に相当する。また、炭素量に換算すると約3,050万トンに相当し、これは我が国で生産されているプラスチックに含まれている全炭素量の約3倍に相当する。

（未利用バイオマス）

2010年頃を見通せば、現時点では、収集コストの面から農地に放置される等未利用である農作物非食用部、林地残材といった未利用バイオマスが、生産・排出者側の努力も含めた効率的な収集システムの確立、川上から川下までの一貫した林業コスト全般の縮減を図るシステムの導入等による生産・流通・加工のコストダウン、製品・エネルギー利用の拡大を目指した取組の強化や電力需要の創出、さらには新たな技術を活用したビジネスモデルの導入等により、その利活用が進むことが期待される。

未利用バイオマスの年間の賦存量としては、湿潤重量で約1,700万トン、乾燥重量で約1,500万トンが見込まれる。これをエネルギーに換算すると約260PJ（原油換算で約660万キロリットル）、炭素量に換算すると約640万トンに相当する。

（資源作物）

現時点では、さとうきび等からバイオエタノールを製造し、ガソリンとの混合燃料として利活用するなどの実験・実証レベルの取組や、地域における展示的取組等にとどまっているが、2020年頃には、エネルギーや製品への変換効率が大幅に向上し、バイオマスに対して原料代を支払ったとしても化石資源に由来するエネルギー価格や製品価格に対抗できるようになることが期待される。この場合、未利用地に、エネルギー源や製品の原料とすることを目的として、いわゆる「資源作物」が栽培されるように

なるものと推測される。

資源作物の年間の賦存量を試算すると、湿潤重量で約2,200万トン、乾燥重量で約1,300万トンが見込まれる。これをエネルギーに換算すると約240PJ（原油換算で約620万キロリットル）、炭素量に換算すると約600万トンに相当する。

（新作物）

現時点から半世紀後、すなわち2050年頃には、海洋植物や遺伝子組換え植物といった新作物による効率的なバイオマスの生産の可能性を含め、飛躍的に生産量が増大していることが期待される。

廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物の年間の賦存量を単純に合計すると、すべてをエネルギーに換算すると約1,800PJ（原油換算で約4,600万キロリットル）、炭素量に換算すると約4,300万トン（国内で生産されるプラスチックに含まれる全炭素量の約4.3倍）に相当する。

② バイオマスの利活用技術の展開方向

バイオマスをエネルギー又は製品に変換する技術については、既に実用化されているものから、実証若しくは研究開発段階にあるものまで、完成度の異なる様々な技術があり、周辺技術も含めて研究・技術開発が進められている。

（i）効率の高い収集・変換技術の開発・実用化

バイオマス利活用の推進に当たっては、経済性の向上を図ることが求められており、このためには、収集・変換効率の高い技術、バイオマス資源の収集・運搬を効率的に運用する物流システムを開発・実用化することが極めて重要である。

我が国には古くから醸造業等を通じて優れた科学技術の蓄積があり、これを基礎としたバイオテクノロジーが急速に発展している。近年では、熱・圧力や化学等による理化学的なバイオマス変換技術の進展に加えて、バイオテクノロジーを活用することにより、生物化学的なプロセスを用いて効率の高いバイオマスの変換技術が開発され、世界に先駆けた画期的な技術の実用化が期待される。

(ii) バイオマス・リファインリーの構築

利用者の多様なニーズへの対応や、バイオマス由来のエネルギーや製品の幅広い用途への利活用を実現するため、バイオマスから得られる燃料や物質の多様化や高付加価値化について取り組むことが必要である。

そのためには、エネルギーとしても製品としても利活用できるバイオマスの特性を活かし、バイオマスを原料として、多種多様な燃料や有用物質を体系的に生産する「バイオマス・リファインリー」の構築が有効な手段である。化石資源による「オイル・リファインリー」で発展を遂げた我が国において、積極的に導入を進めていく必要がある。

(iii) バイオマスのカスケード的利用

バイオマスを資源として十二分に活用するには、原則として、バイオマスをすぐに燃焼させCO₂に戻すのではなく、製品として価値の高い順に可能な限り長く繰り返し利用し、最終的には燃焼させエネルギー利用するといったカスケード的（多段階的）な利用が個々の技術開発の推進に加えて求められる。そのためには、従来はともすればばらばらに行われてきた個々の技術開発をシステムとして体系化し、実用化することが急務である。なお、この際、窒素、リン等の栄養塩類についても、環境に配慮しつつ、循環的な利活用を図ることが重要である。

(iv) 他分野との連携、周辺技術の開発

このバイオマス変換技術の実用化に当たっては、将来的な技術開発につながる基礎研究の推進とともに、生命科学分野のみならず、システム工学をはじめとする工学系分野、利活用促進のための社会システムや経済性評価など人文・社会科学分野との連携や、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等先端技術の研究勢力との連携や産学官の協力が重要であり、これら多方面の知見を総合的に活用しながら、技術の開発・実用化を進めていくことが必要不可欠である。

また、収集・変換技術だけでなく、例えば、メタン発酵によって生じる廃水の処理技術等、周辺技術の開発・実用化が同時に進められることが必要である。その他、エネルギーとしての利活用については、「広く、薄く」存在するバイオマスの特性から、地域で効率的に利用できる小規模分散型システムの開発・導入を進めることも重要である。バイオマスの生産・収集から変換、利用に至る各要素技術が一体となってこそバイオマスの利活用が一層推進される。

③ バイオマスの広がりに応じた利活用の展開方向

(i) バイオマスタウンの構築

バイオマスは、生物によって生産されるため、「広く、薄く」存在するという特性を持つ。バイオマスの利活用を推進するためには、この特性を踏まえ、地域で効率的にエネルギーや製品として利用する地域分散型の利用システムを構築することが基本となる。

また、バイオマスを持続的に利活用していくためには、その生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。さらに、バイオマスの賦存状況、利用に対する需要の条件等は地域によって様々であることから、地域ごとに地域の実情に即したシステムを構築することが必要である。

このため、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の取組を広げていくことが必要である。

バイオマスタウンの構築は、物質循環、経済性、地域活性化、雇用創出等の観点から他の地域のモデルとなる事例の提示、地域の潜在能力をどのように活用すべきか方向付けを行うことができる人材の育成等により進展するものと期待される。

(ii) 地域間連携・広域的取組み等

我が国におけるバイオマスの利活用の推進においては、バイオマスタウンの構築が重要であるが、地域によってはバイオマス資源の量や施設規模とバイオマス製品等の需要が均衡しないこともあるため、適切な情報に基づき、過不足調整等の地域間連携・広域的取組みが必要である。

また、バイオマス由来の輸送用燃料の導入促進については、制度・施設の整備など経済性の向上や安定供給の確保等の環境整備により、国産と輸入の適切な棲み分けが図られつつ進展するものと期待される。

(iii) アジア諸国等海外との連携

アジア諸国等では、バイオマスエネルギーの導入を国策として進める動きが急速に進展している。一方で、我が国においては、京都議定書の目標達成のためには、京都メカニズム（J I、CDM及び排出量取引）の活用を図ることが必要である。我が国にはバイオマスを効率よくエネルギーに変換する技術や小規模な変換システムなど、特に自然条件が類似するアジア諸国で必要とされる先進的な技術を有している。このため、アジア諸国等が進めようとしているバイオマスエネルギー導

入の取組に戦略的に関わっていくことが重要であり、アジア諸国等との人材・技術交流を進めることが必要である。

これにより、我が国のバイオマス関連技術がアジア諸国等海外において展開されるとともに、それら諸国の農山村地域の活性化に資することが期待される。

(3) 「バイオマス・ニッポン」実現に向けた具体的目標

「バイオマス・ニッポン」の可能な限りの早期の実現に向け、関係者の取組を促進するとともに、「バイオマス・ニッポン」の実現の度合いを評価するための指標として、具体的な目標を示すことが重要である。

この目標については、エネルギーの価格は長期にわたって予測が困難である一方、産業界がバイオマスの利活用への投資を行う場合の参考となることも踏まえ、当面、京都議定書の第1約束期間の中間である2010年を目途とするとともに、バイオマスの利活用の進捗状況や経済的、社会的事情の変更を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

(技術的観点)

技術開発による経済性の向上は、バイオマスの一層の利活用の促進のための重要な課題のひとつであることから、技術開発を進める関係者等に対し、技術的な観点からの目標を掲げて、バイオマス利活用技術の開発を促進することが重要である。

バイオマスの利活用技術については、完成度の異なる様々な技術があり、それぞれの技術的課題を克服していくことが必要である。このうち、バイオマスをエネルギーへ変換する技術については、特に変換効率の向上が重要であり、できる限り多くの技術が高い変換効率を実現していくことが期待される。また、バイオマスを製品へ変換する技術については、変換される製品の多様化や高付加価値化を実現していくことが期待される。

以上を総合的に勘案し、技術的な観点からの目標を次のとおりとする。

- a 直接燃焼及びガス化プラント等含水率の低いバイオマスをエネルギーへ変換する技術において、
 - ・バイオマスの日処理量10トン程度のプラント（合併後の市町村規模を想定）におけるエネルギー変換効率が電力として20%、あるいは熱として80%程度
 - ・バイオマスの広域収集に関する環境が整った場合のバイオマス日処理量100トン程度のプラント（都道府県域を想定）におけるエネルギー

一変換効率が電力として30%程度を実現できる技術を開発する。

- b メタン発酵等含水率の高いバイオマスをエネルギーへ変換する技術において、バイオマスの日処理量5トン程度のプラント（集落から市町村規模を想定）におけるエネルギー変換効率が電力として10%、あるいは熱として40%程度を実現できる技術を開発する。
- c バイオマスを製品へ変換する技術において、現時点で実用化しているバイオマス由来のプラスチックの原料価格を200円/kg程度とするとともに、リグニンやセルロース等の有効活用を推進するため、新たに実用化段階の製品を10種以上作出する。

（地域的観点）

バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実情に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ多様な展開が期待される。

この点を勘案し、地域的観点からの目標として、本戦略策定時、バイオマスタウンを500程度構築することとしたが、2010年には市町村合併が進むことを考慮し、6割程度とする。

（全国的観点）

バイオマスの総合的な利活用については、バイオマスの利活用を進める関係者に対して、全国的観点からの目標を掲げるとともに、「バイオマス・ニッポン」の進展シナリオ、技術の進展、地域の取組の活性化等を踏まえつつ、その推進を図ることが重要である。

一方、我が国の中長期のエネルギー需給見通しを勘案し、新エネルギーの1つとしてのバイオマスエネルギーの導入を検討すること、京都議定書目標達成計画に盛り込まれた各種目標との整合性を図ること、循環型社会形成推進基本法の理念を尊重することが重要である。

以上を総合的に勘案し、全国的な観点からの目標を次のとおり見込むものとする。

廃棄物系バイオマスの利活用の展開については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等、個別法によるリサイクルの義務化等が措置されているが、今後、制度の浸透を図るとともに、収集・輸送、変換の効率化の進展等により、廃棄物系バイオマスについて、相当部分が利活用されることが期待される。

廃棄物系バイオマスに続いて利活用が見込まれる未利用バイオマスについて、収集システムの整備、バイオマス・リファイナリーの確立等によっ

て、一定の部分が経済的に成り立ちうる形で利活用されることが期待される。

さらに、化石資源由来のエネルギー価格や地球温暖化対策の進展の程度等によっては、新たな需要に対応した民間の企業活動によって、エネルギー源や製品の原料とすることを目的として、資源作物が利活用されることが期待される。

こうしたことから、廃棄物系バイオマスが炭素量換算で80%以上利活用され、未利用バイオマスが炭素量換算で25%以上利活用される。

なお、資源作物については、炭素量換算で10万トン程度が利活用されることが期待される。

また、2010年度までにバイオマス熱利用を原油換算で308万キロリットル（輸送用燃料におけるバイオマス由来燃料50万キロリットルを含む。）と見込む。

3 「バイオマス・ニッポン」実現に向けた基本的戦略

「バイオマス・ニッポン」の早期実現に当たって、解決すべき課題がある主な事項について、その基本的な考え方を次のとおり示す。政府は、これに沿って施策を効果的かつ着実に実行することとし、関係府省の一層の連携と機動的な対応を図るため、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において、毎年度、実施主体・実施時期を明示した具体的行動計画を策定し、公表する。

(1) バイオマス利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略

① 国民的理解の醸成

「バイオマス・ニッポン」の円滑な実現には、バイオマスを総合的に利活用するシステムを構築することが前提であり、バイオマスの利活用に関わるすべての人々の理解と協力が必要である。このためには、バイオマスの利活用が二酸化炭素排出削減対策や吸収源対策として地球温暖化を防止する効果があること等について、わかりやすく説明していくことにより、「バイオマス・ニッポン」の構築が、今後の国民一人一人の生活に深く結びついていることや、国民の一人一人がそのために何ができるのかといったことについてわかりやすく説明・周知することが必要である。この際、循環型社会の形成など他の環境に関係する活動と有機的に連携し、普及啓発を効果的に図っていくことが適当である。特に、廃棄物系バイオマスについては、資源として利活用可能なものであるという発想の転換が求められており、単に捨てるのではなく、エネルギー源や製品の原料として適正に循環利用すべきであることや、未利用バイオマスである間伐材を含む林

地残材等の利活用が、健全な森林整備を進め、森林の荒廃を防止し、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能の維持増進につながるものであることについての国民各層の理解が重要である。

このためには、ニーズに応じた正確で多様な情報を蓄積し、わかりやすく提供することが重要であり、バイオマスに関連する情報を効率的かつ効果的に整理・提供することが必要である。

さらに、バイオマス利活用に対する社会的合意の形成を進めていくこととし、地域のNPO等とも連携を図りながら、国民的運動として国民各層の協働を盛り上げていくことが必要である。そのためには、目に見えるシステムとして国民に示されることが重要なことから、各地でのモデル的取組を支援するとともに、イベント等でのモデル展示等も実施していく必要がある。

また、バイオマスの利活用の具体的な実践は、自然と触れ合う環境教育としての要素を有していることに留意し、児童生徒に向けた教育を充実すべきである。

② システム全体の設計

バイオマスを持続的に利活用していくためには、その生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを構築することが重要である。このため、各段階に係る個別要素技術開発の一層の推進とあわせて、地域雇用の創出や全体システムとしての経済性を考慮するとともに、地域の条件にあった持続可能なモデルを提示できるようなシステム全体の設計・評価手法の開発を強力に推進すべきである。この場合、エネルギーや製品として利活用できるというバイオマスの特性を活かし、多種多様な燃料や有用物質を体系的に生産し、限りある資源を最大限かつ合理的に利用する「バイオマス・リファイナリー」を効果的に導入することにより、システム全体の経済性の向上を図ることが重要である。

また、システム全体の設計に当たっては、窒素などの重要な物質収支等を考慮することが重要であり、これを評価するため、バイオマス利活用システムのすべての工程を一貫して定量的に環境への影響を評価するライフサイクルアセスメント（LCA）手法を確立することが必要である。

さらに、システム全体の設計を効率的に行うため、大学等にこれまで蓄積されている知見を積極的に活用すべきである。

また、我が国全体のバイオマスの利活用の進捗状況を把握する観点等から、バイオマスの生産から変換、利用、廃棄に至るまでのフローデータの整備、

定期的な更新が必要である。

なお、バイオマスの利活用の推進に当たっては、バイオマスの製造から利用までの各段階における安全対策の確立を図るほか、新たな環境負荷を与えることのないよう配慮すべきである。

③ バイオマスタウン構築の推進

バイオマスの賦存状況、利用に対する需要の条件等は地域によって様々であることから、バイオマスの利活用は地域の特性や利用方法に応じ多様なものとなるため、地域ごとに地域の実情に即したシステムを構築することが必要であり、このため、バイオマスタウンの構築を進めることが重要である。

バイオマスの利活用の規模や形態を一律に国が決めることは適当ではなく、地域毎にバイオマスの供給者から変換後の利用者までが協力して、その地域において最適と考えるものを主体的に検討、選択し、地域の特性を活かし、創意工夫あふれる取組を推進していくべきである。このため、国は、地域の選択の参考となるよう、バイオマスの利活用に関する制度や、バイオマス資源の把握手法、地域の大学、研究機関、企業等の有する技術に係る情報など必要な情報を積極的に提供するとともに、地域の取組をコーディネートすることができる人材の育成やその人材を有効に活用する体制を整備する必要がある。また、都道府県は、三位一体の改革によるバイオマスの利活用の推進の交付金等に係る税源を移譲されたことを踏まえ、市町村に対しバイオマスタウン構想の推進を働きかけるなど、自ら責任をもって積極的な役割を果たすべきである。

また、バイオマスの利活用は、最終的には、事業者の自由な創意と工夫による競争的な活動によって進められることを目指さなければならない。

市町村や民間事業者が事業を開始するに当たって、バイオマスタウン構想の実現モデルが存在しないことが事業化を躊躇させる原因の一つとなっている。このため、例えば、現在利用がほとんどされていない林地残材について、川上から川下までの一貫した林業コスト全般の縮減を図るシステム等とも連携した新たなビジネスモデルを構築する等、全国の取組のモデルとなるべき事例を構築していくことが重要である。

モデル事例の構築に当たっては、先行するリスクを軽減することに配慮しつつ、限定された地域において先端的かつ総合的なバイオマス利活用システムの構築を一種の実証実験として行うことが必要である。その際、関係府省の連携に努めることが重要である。

また、国は、市町村のエリアを越えた広域的な取組、要素技術の組合せ、

実例は少ないが可能性のある技術等といった新たな利活用方法について、先進的なバイオマスタウンによる情報交換などを積極的に行い、運営の実態を把握しながら情報提供等を実施することが重要である。

さらに、地域資源を地域として活用することはこれからますます重要になっていくものと考えられ、バイオマスについても地域で利活用を進めることにより、地場産業のエネルギー自給、雇用確保等を通じた地域の活性化を図っていくことが重要である。

この観点から、化石資源の利活用との競争条件の整備のためのその他の政策手段について、海外諸国の動向も参考としつつ、バイオマスの賦存状況や利用条件等、我が国独自の事情を踏まえた上で、検討すべきである。

④ 関係者の役割分担・協調

バイオマスの利活用の推進に当たっては、民間における市場原理に基づいた展開を基本とし、国、地方公共団体、バイオマス供給・利用者等がそれぞれの役割に応じた取組を進めることが重要である。

国においては、バイオマス・ニッポン総合戦略をわかりやすい形で提示するとともに、戦略推進のための施策、必要に応じ制度改正の道筋も示すことにより、事業化、設備投資等の企業活動の参考となるようにすることが重要である。また、バイオマスの利活用に関わる所管省庁が多岐に亘ることを踏まえ、実効性のある形で一層の連携を進める。さらに、バイオマスの利活用の推進に係る施策の効果等を評価し、必要な見直しを適切に行っていくべきである。

地方公共団体においては、それぞれの地域の特性を踏まえた対応が重要であるが、特に、市町村が一般廃棄物行政において、重要な役割を果たしている点にかんがみ、システム全体の経済性等にも留意して、バイオマスの利活用の推進を図るよう努めるべきである。その際には、国と連携して、バイオマスの利活用に対する社会的合意の形成を推進していく必要がある。また、都道府県は、三位一体の改革によりバイオマス利活用のための交付金の一部が税源を移譲されたことを踏まえ、市町村域を越えたバイオマスの利活用の推進等自ら責任をもって積極的な役割を果たすべきである。

バイオマス供給・利用者は、バイオマスの利活用の経済性の向上に努めるとともに、分別等の励行により、円滑な利活用を進めていくことが必要である。特に、バイオマスの相当部分を担っている農林漁業者については、「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、大きな役割を果たすことが期待される。

さらに、環境NPO等が地域におけるバイオマスの利活用の推進に果たす役割は重要であり、これらの団体の活動を効果的に支援する方策を講じていくべきである。

また、バイオマスの利活用の推進に当たっては、実用化技術を開発し事業化を進める民間企業、技術開発、システム技術構築のための基礎研究を担う大学、地球温暖化防止等を先導する国、地域行政を担う地方公共団体の産学官が密接に連携することが重要であり、各種施策の遂行に当たっては、産学官の密接な連携を保ちながら推進する必要がある。また、地域や民間の視点から、関係者の連携によって「バイオマス・ニッポン」の将来展望を構築・共有し、関係者間の連携ネットワーク機能も持った自主的な取組を進めていくための全国規模の協議会を設置する必要がある。

(2) バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略

① 経済性の向上

「広く、薄く」存在しているバイオマスをいかに効率よく収集・輸送するかということは、バイオマス利活用にとっての大きな課題である。

従って、収集・輸送に係るコストの削減を図ることが、バイオマス利活用を推進するために重要である。

このためには、下水汚泥等既に集積されて存在するバイオマスを有効利用したり、様々なバイオマス資源の複合的活用を図るほか、農林水産物集荷流通システムなど既存システムの有効活用や、動脈物流と静脈物流の組み合わせ等による効率的な収集・輸送システムを構築することが必要である。

また、バイオマスの生産、収集・輸送を円滑に行うには、関係者が利活用のための資源として使いやすい形・性状で提供することが必要であり、このため、食品廃棄物等については各家庭、自治会などの地域コミュニティ、スーパー等のチェーン単位での減量（水分の減少等）・分別への協力を進めるとともに、稲わら等農作物非食用部等についても、エネルギー利用や耕畜連携における飼料等に利用できる効率的な収集システムの導入を図り、森林整備に伴い発生する林地残材等については木材生産システムとも連携した効率的な生産・搬出・流通システムの構築を行うなど、バイオマスの特性に応じた効率的な収集・輸送システムの構築が必要である。

さらに、一層の収集・輸送コストの削減を目的として、現場のニーズに応じた革新的な収集システム技術の研究開発、実用化等を進めることが必要である。

② 経済的要因以外のコスト高の是正

バイオマスの生産、収集・輸送に当たっては、社会的な規制・慣行等によりコスト高になっている面がある。

廃棄物系バイオマスについては、バイオマス以外のものとの分別を国民・事業者等の協力により徹底する等バイオマスの利活用が容易になる形で実施するとともに、「広く、薄く」存在するバイオマスを集約化して利活用するための広域収集や動脈物流との一体的な収集等の効率的な収集・輸送が可能となるような方策を、収集・輸送に伴う環境負荷や青森・岩手県境で見られた広域的なバイオマスを含む不法投棄問題への対応も踏まえた上で検討すべきである。

また、バイオマスの利活用システムの経済性は、バイオマスの原料としての価格にも左右されることから、できる限り安い価格での原料調達が可能となるよう、コスト高の原因となる生産・輸入等の社会的な規制・慣行等を見直すことが必要である。

③ 生産に必要な環境の整備

農林漁業は、太陽や土、水等から農林水産物を生産する自然の循環機能を利用した産業であり、バイオマスの循環的な利活用の最初の段階である生産を担うものである。また、バイオマスを生産するのみならず、食料・飼料等として使用されたバイオマスをたい肥等として再利用し、バイオマスを再生産することができるものである。さらに、エネルギーとして利用できない窒素、リン等の栄養塩類も活用できることから、農林漁業のバイオマスの生産に果たすべき役割は大きい。

このため、技術開発の進展等による経済性の向上の見通しを踏まえながら、エネルギー源や製品の原料となる資源作物等の耕作放棄地、未利用地などにおける生産、木質バイオマス利活用を念頭においた効率的な木材の生産・流通・加工、海洋バイオマスのリファイナリー等を視野に入れた新たな農林漁業の展開を検討すべきである。この際、エネルギー源や製品の原料となるバイオマスの生産に対する需要が創出され、民間の企業活動による経済性のあるバイオマスの生産が行われることが必要であり、経済的成立要件の定量的把握を行うことが必要である。

さらに、多収量な作物の評価、需要サイドに立った製品の供給の観点からみた農林水産業のあり方の検討、海洋バイオマスの利用に係るポテンシャルの把握等を行い、エネルギー源や製品の原料としてのバイオマスの安定的で低コストな生産を実現することが重要である。

(3) バイオマスの変換に関する戦略

① 経済性の向上

バイオマスは、飼料、肥料、工業用原料やエネルギー等、様々な形で利用が可能である。また、その変換については、直接燃焼・炭化、抽出から、熱化学的変換、生物化学的変換まで様々な手法が考えられているが、経済性の向上を図るためには、変換効率の高い手法を開発していくことが極めて重要である。また、バイオマスの用途を拡大するためには、利用者のニーズに合致する等、生産される製品の多様化、高付加価値化を図ることが不可欠である。この際、バイオマスの特性に応じた小規模でも変換効率の高い技術開発を進めていくことが必要である。

また、革新的な技術のみならず、たい肥化技術等の既に一般化している技術の効率化や組合せによっても、その技術の普及度合いや変換の簡便さ等から経済性の向上が図られることにも留意すべきである。

さらに、民間事業者等が先駆的なバイオマスの変換施設を建設する場合、民間の創意工夫を取り入れ、経済性のあるモデルとする観点から、国としてその取組を効率的に支援することが重要である。また、既存のバイオマス変換施設を有効活用することは、低コストかつ短期間で実施可能な取組として重要である。

② 革新的な変換技術の開発、他分野技術との連携

エネルギーへの変換については、従来より直接燃焼を中心にして相当量が利用されてきたが、今後は、エネルギー変換効率の高い革新的な変換技術の開発（特に、資源は豊富に存在するが利用の進んでいない林地残材等の利用を念頭においた技術開発）、他の新エネルギー等と連携した小規模のエネルギー設備の配置による小規模な地域エネルギー供給網の開発による経済性の向上と利用者から見た利便性の向上が重要である。

製品への変換については、これまでも肥料、飼料の形では相当量が利用されてきたが、今後は、新たな用途として高付加価値な機能性食品の原料、医薬品・化粧品の原料としての利用、さらには、グラファイトなどの機能性素材の生産などの技術開発に取り組んでいくことが重要である。

また、炭素以外の栄養塩類（窒素、リンなど）を効率的に回収する技術開発にも取り組んでいくことが必要である。

さらに、バイオマス変換技術の実用化に当たっては、将来的な技術開発につながる基礎研究の推進とともに、生命科学分野のみならず、システム工学をはじめとする工学系分野との連携や、バイオテクノロジー、ナノテ

テクノロジー等先端技術の研究勢力との連携を図りつつ、これら多方面の知見を総合的に活用して技術開発を進めていくことが必要であり、世界のフロントランナーになり得る技術開発に重点的に資源配分することが必要である。

③ 経済的要因以外のコスト高の是正

バイオマスの変換に当たっても、社会的な規制・慣行等によりコスト高になっている面がある。

施設建設に当たり関係する規制について、土地利用調整の観点や地元の反対により立地が難しい問題等を念頭に置きながら、バイオマスの変換施設の円滑な建設に向けて検討すべきである。

また、バイオマスの変換に当たり関係する諸施策についても、バイオマスの変換及び利用を促進する観点から十分検討の上、必要に応じ見直すべきである。

(4) バイオマスの変換後の利用に関する戦略

① 利用需要の創出、拡大

バイオマスの変換後のエネルギーや製品は、十分な利用需要があることが重要である。

バイオマスについては、まだ十分に国民に認知されておらず、バイオマス利用の利点も十分に理解されていないため、国民的理解の醸成に努めることにより、利用者のニーズを高めることが重要である。そのためには、実用化段階のリスク負担を軽減するための公的機関等による率先導入や、地域熱供給システム等における自家利用を含めたエネルギー利用の拡大、バイオマス製品の展示等による普及が有効である。

また、バイオマスの変換後の利用需要の拡大のためには、京都議定書目標達成計画に掲げられたポリシーミックスの考え方を活用し、経済的手法、規制的手法、情報的手法等様々な政策手法を総合的に検討することが必要である。

バイオマスの変換後の製品の品質や安全性を確保することが製品の流通の前提であり、このような観点から製品の評価を行った上で、必要に応じて、利用者が安心して利用、選択できるよう、製品の品質評価、規格化、識別手法の導入等を図ることが重要である。

特に、石油代替製品としての需要の拡大が期待されるバイオマスプラスチックについては、バイオマスからプラスチックに至るまでの製造工程のコストの低減や環境への影響の少ない他のプラスチックと識別するマーク

の導入を図るとともに、ケミカルリサイクル（使用済プラスチックを化学的に再生利用すること）等のシステムの構築を推進することが必要である。

さらに、土壌中の炭素の蓄積や肥料成分の有効利用を行う観点から農用地のたい肥受入れ可能量の提示等、バイオマスの利活用に関する需要を把握、提示し、供給側の参考とすることにより利用の促進を図ることが必要である。

また、木質バイオマスを原料としたエネルギーや製品の利用を進めることが地球温暖化の防止のみならず国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能を維持増進することにつながり、コストのみでは判断できない価値が存在するものであるということについて国民の理解が一層必要である。

② 農林漁業、農山漁村の活性化

農林漁業は本来自然循環機能を有し、その維持増進をバイオマスの有効活用を通じ図る必要があること、バイオマスの多くが農山漁村で発生し、その利用の相当部分を農山漁村が担っていることを踏まえれば、農林漁業、農山漁村はバイオマスの利活用に必要な役割を果たすことが期待される。農林漁業、農山漁村をバイオマス生産、利用の場として展開し、その活性化を図っていくことが可能である。この場合、健全な水環境等を保全するという観点から、窒素が過剰な地域では、地域間での製品移動や、炭化、エネルギー化等多様な利活用について検討する必要がある。また、需要サイドにとって使いやすい形でのたい肥の供給や飼料としての稲わらの供給など実効性のある耕畜連携の取組を進めるとともに、たい肥の投入等による土づくりを適切に行う環境保全型農業を推進する等バイオマス製品を使用することを前提とした農業生産のビジネスモデルを提示し、このモデルを核とした産地形成を推進することが必要である。さらに、これらの取組の内容、目的について、需要者や消費者の理解が得られるよう努めることが重要である。

このため、農山漁村の地域特性を踏まえ、窒素の一層の有効活用等バイオマスの利活用を円滑に進めるとともに、都市で発生する食品廃棄物等からできたたい肥を利用して栽培する有機農産物を、都市のスーパーで販売すること等を通じ、都市と農山漁村の共生・対流を促進することも必要である。

また、施設園芸、畜舎等へのエネルギー供給、木材乾燥熱源としての利用、農業資材等としてのバイオマス利活用など、農林漁業との連携を進めていくことも重要である。

③ 利用に必要な環境の整備

バイオマスを変換して新たにエネルギー及び製品として利用する場合、既存システムに大きな混乱をもたらさず、円滑な導入が図られるよう、計画的に推進していくことが重要である。

この際、経済面、エネルギー面及び環境面からの収支を考慮した上で、必要な設備も計画的に整備することが必要であり、「広く、薄く」存在するバイオマスの特性を活かすためには、地域で効率的にエネルギーとして利用できる地域分散型の利用システムを開発し、その円滑な導入を促進することが必要である。

また、他のバイオマス利用との整合性を図りつつ、バイオマスによる電力の需要創出を図る。

さらに、エネルギー効率の向上の観点から、我が国では普及が進んでいない熱利用の導入を図ることが必要であり、京都議定書目標達成計画において、2010年度までに原油換算308万キロリットルのバイオマス熱利用の導入目標が設定された。そのため、地域の熱需要に合った低コスト、効率的なバイオマス熱利用転換システムの導入を促進することが必要である。

④ 輸送用燃料としての利用

輸送用燃料としてバイオマス由来の燃料を利用することは、地球温暖化防止、循環型社会形成等の観点から効果的であり、既に米国、ブラジルでは自国産のバイオマス由来輸送用燃料が相当量使用されており、さらに近年、この両国に加えEU、中国等各国でバイオマス由来輸送用燃料の利用の拡大が図られている。我が国でも、廃食用油を原料としたディーゼル燃料が一部の地域において利用されているほか、エタノール混合ガソリンについても揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく強制規格が定められ、関係府省連携の下で、利用に向けた実証実験が行われており、さらに京都議定書目標達成計画において2010年度までに原油換算50万キロリットルのバイオマス由来輸送用燃料の導入を見込んでいる。

今後、国が主導して、導入スケジュールを示しながら、経済性、安全性、大気環境への影響及び安定供給上の課題への対応を図り、計画的に利用に必要な環境の整備を行っていくこととし、積極的な導入を誘導するよう、燃料の利用設備導入に係る補助等を行うとともに、利用状況等を踏まえ、海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法について検討する。

この際、国産のバイオマス由来輸送用燃料については、産地や燃料を製

造する地域やその周辺地域における利用を中心に進める等、輸入バイオマス由来燃料との棲み分けを明確にしつつ、まずは実際にさとうきび（糖みつ）など国産農産物等を原料としたエタノールの利用を図る実例を関係省庁連携の下で創出して国民に示しながら、原料となる農産物等の安価な調達手法の導入や関係者の協力体制の整備等に取り組むとともに、さらに高バイオマス量を持つ農作物の開発・導入や木質バイオマス等からの効率的なエタノール生産技術の開発等、低コスト高効率な生産技術の開発を進め、国産のバイオマス輸送用燃料の利用促進を図ることが必要である。

（５）アジア等海外との連携に関する戦略

現在の物質収支は、世界規模で考えるべきものとなっており、また環境問題も地球環境問題として取り組んでいかなければならない。また、我が国産業の国際競争力を確保する観点から、バイオマス産業の戦略的産業としての発展が重要であることも忘れてはならない。

また、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」で採択された「実施計画」において、バイオマスを含めた再生可能エネルギーに係る技術開発、持続的な利用、並びに産業化の推進は国際的な合意事項となっている。

アジア諸国においても、中国においては、木材からのバイオエタノール生産や油糧植物からのディーゼル燃料生産、ガス化発電などを推進する再生可能エネルギー法が2006年に施行され、タイなど東南アジア諸国においても、バイオマスエネルギーの導入を国策として進める動きが急速に進展している。

一方、我が国の地球環境対策については、京都議定書が発効したことから、我が国のバイオマス利活用に係る技術を地球温暖化防止技術として、京都議定書に基づくJ I、CDM等の活用も考慮に入れて、海外に普及していくことが一層重要となっており、アジア諸国等を対象にプロジェクト発掘の調査などの取組が進められている。

しかしながら、日本には、小規模でもバイオマスの変換効率が高い技術などの優れた技術が存在するにもかかわらず、海外での取組は欧米に比べて少ない。アジア諸国は、日本と比較的自然条件が類似していることに加えて、バイオマス資源が大量に賦存しており、日本の技術により利活用が進めば、地球温暖化防止に資するだけでなく、エネルギーセキュリティの向上に資するとともに、日本のバイオマス関連産業の活性化やアジア地域の活性化にもつながることが期待されることから、アジア諸国での利用を視野に入れた研究開発、現地での利活用指導などの人材支援、技術協力、

CDM等による技術移転を進めるなど、アジア諸国等が進めようとしているバイオマスエネルギー導入の取組に、戦略的に関わっていくことが重要である。

また、我が国における窒素等の収支バランスを考えた場合、大量の飼料・食料・木材等の輸入により、大幅な輸入超過となっているが、これらは海外の土壌資源、水資源に依存して生産されたものであり、海外においては砂漠化の進行等をもたらす原因ともなっている。このため、海外における持続的な農林水産業の推進につながるよう、バイオマス利活用の成果の海外への普及を検討すべきである。

なお、海外との技術連携については、温暖化ガス排出削減という視点だけでなく、資源の長距離輸送、現地での開発による環境負荷など総合的な視点から評価することが重要である。また、バイオマス及びバイオマス製品の輸入に当たっては、コスト面や国内でのバイオマスの利用の増進を図る観点、ライフサイクルを意識した環境影響、国産のバイオマスの利活用に与える影響等を考慮することが必要である。

4 適用期日

本戦略は、平成18年4月1日から適用するものとする。

なお、バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。

2 この法律において「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料（バイオマスを製品の原材料の原材料その他の間接の原材料として利用する場合における間接の原材料を含む。以下同じ。）として利用すること（農林水産物を食品の原材料として利用することその他の農林水産物を本来の用途に利用することを除く。）又はエネルギー源として利用することをいう。

（総合的、一体的かつ効果的な推進）

第三条 バイオマスの活用の推進は、太陽、大地、海等の自然の恩恵によってもたらされる資源をはじめとする枯渇することのない資源の活用を図ることが化石資源の乏しい我が国にとって経済社会の持続的な発展を実現する上で極めて重要であることにかんがみ、バイオマスを製品の原材料及びエネルギー源として最大限に利用することができるよう、総合的、一体的かつ効果的に行われなければならない。

（地球温暖化の防止に向けた推進）

第四条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの積極的な利用により温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進し、人類共通の課題である地球温暖化の防止に資することを旨として行われなければならない。

（循環型社会の形成に向けた推進）

第五条 バイオマスの活用の推進は、廃棄物、副産物等であるバイオマスの利用を促進することにより、廃棄物の発生が抑制され、限りある資源が有効に活用される循環型社会の形成を推進することを旨として行われなければならない。

（産業の発展及び国際競争力の強化への寄与）

第六条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの活用による新たな事業の創出及び就業

の機会の増大並びにバイオマスの活用に係る技術の研究開発及びその成果の普及等が図られることにより、産業の発展及び国際競争力の強化に寄与することを旨として行われなければならない。

(農山漁村の活性化等に資する推進)

第七条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの大部分が農林水産物に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであることにかんがみ、農林水産業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化が図られ、これにより我が国の農林水産物の供給能力の維持向上及び農林水産業の多面的な機能の持続的な発揮に資することを旨として行われなければならない。

(バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用)

第八条 バイオマスの活用の推進は、まずバイオマスが製品の原材料として利用され、最終的にエネルギー源として利用されるなど、バイオマスの種類ごとの特性に応じて最大限に利用されることを旨として行われなければならない。

(エネルギーの供給源の多様化)

第九条 バイオマスの活用の推進は、エネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、エネルギーの安定的な供給の確保及び経済性に留意しつつ、バイオマスをエネルギー源として利用することを促進し、エネルギー資源の乏しい我が国におけるエネルギーの供給源の多様化が図られるよう行われなければならない。

(地域の主体的な取組の促進)

第十条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスが小規模に散在し、バイオマスの分布状況をはじめとする自然的経済的社会的諸条件が地域ごとに異なることにかんがみ、各地域による創意工夫を生かした主体的な取組が促進されるよう行われなければならない。

(社会的気運の醸成)

第十一条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの活用が国民の生活に密接に関わっているものであり、国民の理解と協力を得つつ推進されるべきものであることにかんがみ、バイオマスの利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならない。

(食料の安定供給の確保)

第十二条 バイオマスの活用の推進は、食料が人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、食料の安定供給の確保に支障を来さないよう行われなければならない。

(環境の保全への配慮)

第十三条 バイオマスの活用の推進は、生活環境の保全、生物の多様性の確保その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第十四条 国は、第三条から前条までに定めるバイオマスの活用の推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、バイオマスの活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にバイオマスの活用の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十七条 国民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、製品の購入に当たってバイオマスを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第十八条 国は、国、地方公共団体、事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、バイオマスの活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十九条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 バイオマス活用推進基本計画等

(バイオマス活用推進基本計画の策定等)

第二十条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（以下「バイオマス活用推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標
 - 三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 4 政府は、適時に、第二項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 6 第三項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定等）

第二十一条 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、バイオマス活用推進基本計画（都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画）を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「市町村バイオマス活用推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

（バイオマスの活用に必要な基盤の整備）

第二十二条 国は、バイオマスの活用の推進を効果的かつ効率的に行うため、バイオマスの生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確保されたシステムを構築することができるよう、各地域に分散して配置される小規模かつ効率的な施設の整備その他の必要な基盤の一体的な整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等)

第二十三条 国は、バイオマス又はバイオマス製品等（バイオマスを製品の原材料として利用した製品又はエネルギー源として利用したエネルギーをいう。以下同じ。）を供給する事業及びその関連事業の創出及び健全な発展並びに国際競争力の強化を図るため、その事業基盤の強化、バイオマス及びバイオマス製品等の生産及び流通の合理化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(技術の研究開発及び普及)

第二十四条 国は、効率的かつ効果的なバイオマスの活用のためにはバイオマスの利用に関する技術の研究開発及びその成果の普及を図ることが不可欠であることにかんがみ、未利用のバイオマスの利用に関する技術その他の効率的なバイオマスの利用を確保するための技術の研究開発、バイオマスの利用に関する技術の実用化のための研究開発等の促進、地域の特性に応じたバイオマスの利用に関する技術の研究開発、これらの技術の研究開発の成果の普及事業の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十五条 国は、バイオマスの活用に関する専門的知識を有する人材その他のバイオマスの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、バイオマスの活用に関する教育、研究及び普及の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス製品等の利用の促進)

第二十六条 国は、バイオマス製品等の適切な利用の促進に資するため、自らの事務及び事業に関し、バイオマス製品等の利用を推進するとともに、バイオマス製品等に関し、利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、新たな需要の開拓、流通及び販売その他事業活動の円滑化、品質及び安全性の確保並びに製造等に係る経費の低減のための措置、バイオマスの活用により発電した電力の利用の促進のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体等の自発的な活動の促進)

第二十七条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行うバイオマスの活用の推進に関する活動が促進されるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の活動の促進)

第二十八条 国は、地方公共団体による地域に存するバイオマスを地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用するための仕組みの構築を促進するとともに、地方公共団体による地域の特性を生かしたバイオマスの活用の推進に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十九条 国は、バイオマスの活用の推進を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の作成、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の内外の情報の収集等)

第三十条 国は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に行うことができるよう、バイオマスの活用の状況の的確な把握に資するため、バイオマスの活用に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第三十一条 国は、国民が広くバイオマスの活用に関する理解と関心を深めることによりバイオマスの活用が促進されるよう、バイオマスの活用に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第四章 バイオマス活用推進会議

第三十三条 政府は、関係行政機関（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

バイオマス活用推進基本計画

平成22年12月

目次

まえがき	1
第1 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針	4
1. バイオマスの活用の推進の必要性	4
2. バイオマスの活用の推進に当たっての基本的視点	4
（1）総合的、一体的かつ効果的な推進	4
（2）地球温暖化の防止	4
（3）循環型社会の形成	5
（4）産業の発展及び国際競争力の強化	5
（5）農山漁村の活性化等	5
（6）バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用	5
（7）エネルギー供給源の多様化	6
（8）地域の主体的な取組の促進	6
（9）社会的気運の醸成	6
（10）食料・木材の安定供給の確保	7
（11）環境の保全への配慮	7
第2 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標	8
1. 将来的に実現すべき社会の姿	8
（1）環境負荷の少ない持続的な社会の実現	8
（2）新たな産業創出と農林漁業・農山漁村の活性化	9
（3）バイオマス利用を軸にした新たなライフスタイルの実現	9
（4）国際的な連携の下でのバイオマス活用	9
2. 2020年における目標	9
（1）バイオマスの利用拡大	10
① バイオマスの利用率	10
② 資源作物の生産拡大	13
（2）バイオマス活用推進計画の策定	14
（3）バイオマス新産業の規模	14

第3	バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に 講ずべき施策	16
1.	バイオマスの活用に必要な基盤の整備	16
(1)	全体として経済性が確保された活用体系の確立	16
(2)	地域におけるバイオマス活用システムの構築	16
(3)	バイオマスに係る基礎データの整備	17
2.	バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等	17
(1)	農山漁村の6次産業化	17
(2)	バイオマスを基軸とする新たな産業の振興	17
(3)	木質バイオマスの活用等による森林・林業の再生	17
3.	技術の研究開発及び普及	18
4.	人材の育成及び確保	18
5.	バイオマス製品等の利用の促進	18
(1)	バイオマスの種別特性に応じた高度利用の推進	18
(2)	再生可能エネルギー等としてのバイオマスの導入拡大	19
6.	民間の団体等の自発的な活動の促進	20
7.	地方公共団体の活動の促進	20
8.	国際的な連携の確保及び国際協力の推進	20
9.	国の内外の情報収集等	20
10.	国民の理解の増進	20
11.	ロードマップの作成	21
第4	バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項	22
1.	技術の研究開発の重要性とその推進に当たっての基本的事項	22
2.	廃棄物系バイオマスの有効活用に関する技術開発の基本的な方向性	22
3.	未利用バイオマスの有効活用に関する技術開発の基本的な方向性	23
4.	バイオマスの高度利用に向けて中期的に解決すべき技術的課題	24
5.	低炭素社会の実現に向けて長期的に取り組むべき技術開発の方向性	25
第5	バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するために必要な事項	27
1.	多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化	27
2.	施策の推進状況の点検と計画の見直し	28

まえがき バイオマス・ニッポン総合戦略の総括

(バイオマス・ニッポン総合戦略の背景及び目的)

バイオマスとは、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」である。バイオマスは私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源であり、さらに化石資源のようにエネルギーとしても製品としても活用でき、国民生活の幅広い場面での活用が可能である。

バイオマス・ニッポン総合戦略（2002年12月27日閣議決定、2006年3月31日改定。以下「総合戦略」という。）は、エネルギーや製品として、バイオマスを総合的に最大限活用し、持続可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現することを目的として、目指すべき「バイオマス・ニッポン」の姿及びその進展シナリオを示したものである。総合戦略においては、2010年度を目途とする具体的な目標が設定され、その実現に向けて、国、地方公共団体及びバイオマス供給・利用者等において、それぞれの役割に応じた取組が進められてきた。

(総合戦略における目標の達成状況)

総合戦略においては、「バイオマス・ニッポン」の早期実現に向けて、「技術的観点」、「地域的観点」及び「全国的観点」の3つの観点から目標が設定された。

(1) 技術的観点

バイオマスの活用の推進に当たっては、その経済性を向上させるためのバイオマス活用技術の開発を促進することが重要である。このため、総合戦略においては技術的観点により、

- ・ 含水率の低いバイオマスについて、バイオマスの日処理量 10 トン程度のプラントにおいてエネルギー変換効率（電力換算）として 20 %程度を実現できる技術の開発
- ・ バイオマスを製品に変換する技術において、新たに実用化段階の製品を 10 種以上作出

等の目標を設定している。

この目標に沿って、国の所管する独立行政法人や民間研究機関を中心に、多くの優れたバイオマス活用技術が開発されつつあるものの、これらの技術については、完成度の異なる様々な技術があり、複数の技術を組み合わせた効率的かつ一貫した技術体系が確立されていないこと等から、経済性や LCA (Life Cycle Assessment) を考慮した温室効果ガスの削減の面で、実用化・普及まで至っている技術は少ない状況にある。

(2) 地域的観点

バイオマスの賦存状況、利用に対する需要の条件等は地域によって様々であることか

ら、バイオマスの活用を推進するためには、地域ごとに地域の実情に即したシステムを構築することが重要である。このため、総合戦略では、地域が主体的にバイオマスの活用に取り組む枠組みである「バイオスタウン」を 300 地区程度構築することを目標として設定している。

2010 年 11 月末現在、全国で 286 地区がバイオスタウン構想を策定しており、数の面では目標の達成が進みつつある。一方、バイオスタウンについては、地域の主体性を重視してきたことから、従来、国はバイオスタウン構想の策定状況を把握するにとどまり、地域がバイオスタウン構想を策定する際の参考となるモデルの提示、各地域のバイオスタウン構想の達成状況の把握等、バイオスタウン構想を効果的に実現させるための取組は、必ずしも十分になされていなかった。

このため、バイオスタウン構想を策定したものの地域における取組が全く進捗していない地域や、バイオスタウン構想に位置づけたバイオマスの利用率や経済性の面での目標を十分に達成できていない地域が存在する状況となっている。

(3) 全国的観点

バイオマスの総合的な活用を進める上では、バイオマスの活用を進める関係者に対して全国的観点からの目標を掲げ、関係者全ての理解と協力の下で、その実現を図ることが重要である。このため、総合戦略においては、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマスの利用率等について目標を設定し、それぞれ、取組を推進してきた。

廃棄物系バイオマスについては、炭素量換算で 80 %以上活用するという目標に対して、現在、利用率は 86 %となっており、目標は達成されている状況にある。これは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）等の廃棄物系バイオマスを活用するための法律の制定や、下水汚泥のセメント化等の建設資材利用の大幅な進展等によるものと考えられる。

未利用バイオマスについては、炭素量換算で 25 %以上活用するという目標に対して、現在、利用率は 17 %にとどまっている状況にある。これは未利用バイオマスの効率的な収集システムが確立されていないことや、コスト面等で利用者のニーズに十分対応できていないこと等が要因であると考えられる。

(総合戦略の評価と課題)

総合戦略の策定及びその推進により、バイオマスの活用推進に向けた国民的理解の醸成が進みつつあり、また、総合戦略に定められた技術的な目標やバイオスタウン構想数の目標については、一定程度達成されている状況にある。

また、バイオスタウン構想の策定を契機として、バイオマス利用を特色とした地域づ

くりに成功し、新たな雇用の創出や廃棄物処理コストの低減を実現している市町村の事例も存在し、適切な手法でバイオマスの活用を行うことによって地域の活性化が可能となることを実証したことも総合戦略の成果であると評価できる。

一方で、総合戦略に位置付けられた未利用バイオマスの利用や、各地域のバイオマスタウン構想に基づく実際の取組が十分に進んでいないことが、今後解決すべき課題としてあげられる。これらの課題が解決されていない原因は、

- ① バイオマスの利用に関する様々な技術を組み合わせ、バイオマスを効率的に利用するための技術体系を確立するまでには至らなかったこと
- ② バイオマスタウン構想に基づく各地域の取組を統一的な基準によって評価し、構想の見直しや地域における事業の改善を図るといった具体的な枠組みが構築されていなかったこと

等が考えられる。

また、総合戦略では「地球温暖化の防止」、「循環型社会の形成」、「競争力のある新たな戦略的産業の育成」及び「農林漁業、農山漁村の活性化」の4つの効果の発現を目指していたが、これらの目指すべき効果と数値目標との関係が明確でなかったこと等から、全体の成果の評価が困難となっていた。

このような中、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2009年6月にバイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号。以下「基本法」という。）が制定された。バイオマス活用推進基本計画（以下「本基本計画」という。）は基本法に基づき、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるものである。本基本計画の策定に当たっては、総合戦略に基づき実施されてきたこれまでの施策の課題を十分に踏まえた上で、総合戦略を発展的に解消し、今後取り組むべき施策の基本的な方向性を明らかにすることとする。

第1 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針

1. バイオマスの活用の推進の必要性

本基本計画で取り上げるバイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)」である。バイオマスは、太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源である。

バイオマスは持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源又は製品の原材料として利用することは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、また、バイオマスを活用する新たな産業の発展及び国際競争力の強化、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用することによる農山漁村の活性化等の効果が期待されることから、その活用の推進に関する施策の更なる加速化が強く求められている。

これらのことに鑑み、今後、以下の基本的視点を踏まえて、バイオマスの活用を推進する。

2. バイオマスの活用の推進に当たっての基本的視点

(1) 総合的、一体的かつ効果的な推進

我が国には、温暖・多雨な気候条件により、バイオマスが豊富に存在している。しかしながら、多くのバイオマスは「広く薄く」存在しているため、その活用に当たっては経済性の向上が重要であり、そのためには効率的な収集システムの確立、幅広い用途への活用など、バイオマスを効果的に活用する取組を総合的に実施することが重要である。

このため、農林漁業者等のバイオマス供給者、バイオマス製品を製造する事業者、当該活動が行われる地域における行政機関、関係府省等が一体となって、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれる総合的な活用システムの構築を推進する。

(2) 地球温暖化の防止

現在、世界各地において、地球温暖化により、様々な環境の変化が引き起こされている可能性が指摘されている。我が国は、2009年9月の国連気候変動首脳会合において、全ての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減することを表明した。

バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素(CO₂)は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであることから、バイ

オマスは大気中の CO₂ を増加させないという「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。バイオマスの活用を推進し、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマス由来のそれらで代替することにより、温室効果ガスの一つである CO₂ の排出を削減し、地球温暖化防止に貢献する。

(3) 循環型社会の形成

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は、化石資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や大規模な資源採取による自然破壊、さらには温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や自然界における適正な物質循環の阻害の原因となっており、それぞれの問題は重層的に、かつ、相互に影響を及ぼしながら地球規模で深刻化している。そのため、これまでの有限な資源から商品を大量に生産し、これを大量に消費、廃棄する一方通行の社会システムを改め、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会へ移行していくことが強く求められている。

このような循環型社会の形成に向けて、自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能な資源であるバイオマスの総合的な活用を加速化することにより、循環型社会への移行を加速化していく。

(4) 産業の発展及び国際競争力の強化

バイオマスをエネルギー源や製品に活用する環境調和型産業を育成し、革新的な技術・製品の開発、先駆的なビジネスモデルを創出すること等によって、我が国の経済成長及び雇用機会の創出と、世界の CO₂ 削減を両立させる「環境・エネルギー大国」の実現に貢献する。

(5) 農山漁村の活性化等

我が国は化石資源は乏しいものの、アジアモンスーン地帯に属し、温暖・多雨な気候条件のおかげで、自然の恵みによりもたらされるバイオマスが豊富に存在しており、その多くは農山漁村に存在している。

農山漁村に豊富に存在するバイオマスの活用は、地域の1次産業としての農林漁業とこれに関連する2次・3次産業に係る事業を融合させることによって地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す「農山漁村の6次産業化」の重要な取組の一つである。農山漁村において、バイオマスを活用してエネルギーやプラスチック等の様々な製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に地域で活用する取組を推進することにより、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保するとともに、活力ある農山漁村の再生を実現する。

(6) バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用

バイオマスを資源として最大限に利用するためには、バイオマスを単に燃焼

させるのではなく、経済性や LCA を考慮した温室効果ガスの削減効果等を考慮しつつ、製品として価値の高い順に可能な限り繰り返し利用し、最終的には燃焼させエネルギー利用するといったカスケード（多段階）的な利用を行うことが重要である。このことを踏まえ、バイオマスの各段階における利用技術をシステムとして体系化すること等により、バイオマスを種類ごとの特性に応じて最大限活用する利用体系の確立を推進する。

（7）エネルギー供給源の多様化

近年、エネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有しており、エネルギー資源の乏しい我が国においては、エネルギー安全保障の観点等から、エネルギーの供給源の多様化を図ることが重要となっている。このため、エネルギーの安定的な供給の確保及び経済性に留意しつつ、我が国のエネルギー安全保障の強化等に資する再生可能エネルギーとして、バイオマスのエネルギー源としての利用を促進する。

（8）地域の主体的な取組の促進

バイオマスは概して「広く薄く」存在している上、水分含有量が多い、かさばる、保存性が低い等の特性を有する。バイオマスの活用を促進するためには、こういった特性を踏まえ、地域においてバイオマスを効率的にエネルギーや製品として利用する地域分散型の利用システムを構築することが重要である。このため、地域のバイオマスの賦存状況、エネルギーやバイオマス製品の需要等の自然的・経済的・社会的諸条件に適応したバイオマスの活用に向け、地域が主体となって創意工夫する取組を促進する。

なお、その際、総合戦略に基づきバイオマスタウン構想を策定した市町村の中には、構想に位置づけた取組が必ずしも十分に進捗せず、構想の策定だけにとどまった市町村が少なからず存在していること等を踏まえて、新たな市町村バイオマス活用推進計画の策定に当たっては、地域の取組が実効性のあるものとなるよう、取組効果の効果的な把握手法の開発及び取組効果の客観的検証、地域の諸条件に適した技術の導入、地域住民や関係者の更なる理解醸成等を推進する。

（9）社会的気運の醸成

バイオマスの活用の円滑な推進のためには、バイオマスの生産から利用までを視野に入れた総合的なシステムを構築することが重要であり、そのためにはバイオマスの活用に関わる全ての人々の理解と協力を得ることが不可欠である。バイオマスの活用が CO₂ の排出削減対策の一つとして有効であること等、バイオマスが国民の生活に密接に関わっているものであることを分かりやすく普及すること等により、国民の一人ひとりがバイオマスの活用に自主的かつ積極的

に取り組む社会的気運の醸成を促進する。

(10) 食料・木材の安定供給の確保

2007 年後半から 2008 年にかけての主要穀物の国際価格の急激な上昇は、国際穀物市場における投機資金の流入等に加えて、バイオ燃料用穀物の需要増大によるものではないかとの指摘がある。また、木質バイオマスのエネルギー利用への傾注により、既存の製紙や木質ボードなどのマテリアル利用向けの供給に支障を及ぼすことも懸念される。

バイオ燃料の生産のために無秩序に農林水産物を利用することは、人類の生命維持に不可欠な食料や、国民生活に必要な紙・木材製品向けの農林水産物の供給量を相対的に減少させ、国際的な需給のひっ迫と、食料価格の高騰や木材価格の不安定化を招くおそれがある。

このため、バイオマスの活用にあたっては、食料供給と両立できる稲わらや木材等のセルロース系の原材料を用いてバイオエタノールを生産すること、木材のマテリアル利用向けの供給に影響を与えない原料調達方法を確立すること等、食料の安定供給及び既存の木材利用に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、その活用を推進する。

(11) 環境の保全への配慮

バイオマスは生物が生み出す持続的に再生可能な資源ではあるが、生態系のバランスが崩れるような過剰な生産及び利用が行われた場合、その持続性が損なわれるだけでなく、周辺の生物多様性その他の自然環境等に悪影響を及ぼすおそれがある。一方、人工林の間伐、里山林の管理、水辺における草刈り、二次草原における採草などによって生じるバイオマスの活用は、田園地域や里地里山固有の生態系の保全につながる。

このことを踏まえ、バイオマスの活用を推進するにあたっては、生活環境の保全、生物多様性の確保その他の環境の保全に配慮しつつ、その活用を推進する。

第2 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

バイオマス活用の推進により、持続的な発展が可能な経済社会を実現していくためには、国や地方公共団体を含めた多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して計画的に取り組むことが重要である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上では、取組の成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにしておくことが必要である。

本基本計画においては、

- ① 政府として、全ての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減する目標を掲げていること、
 - ② エネルギー基本計画（2010年6月18日閣議決定）において、バイオ燃料については、LCAでの温室効果ガス削減効果等の持続可能性基準を導入し、同基準を踏まえ、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指すこととされたこと
- 等を踏まえ、10年後の2020年を目標年として、達成すべき数値目標を設定することとする。数値目標については、現行施策の延長で達成可能な目標ではなく、新規施策の導入によって達成が可能となる意欲的な目標を設定する。

なお、第3に掲げる、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策においては、当該目標を達成するために必要な施策を体系的に構築するものとする。

また、目標の設定に当たっては、国民一人ひとりがバイオマスの活用が進んだ理想の社会のイメージを共有し、バイオマスの活用を計画的かつ効果的に推進することができるよう、将来的に実現すべきバイオマスの活用が進んだ社会の姿（2050年を目途）を提示した上で、その将来像を実現するために必要な2020年の目標を設定することとする。

1. 将来的に実現すべき社会の姿

（1）環境負荷の少ない持続的な社会の実現

セルロース系バイオマス等、食料の安定供給と両立できるバイオマスの利用技術の確立、また、バイオマスの種類に応じてマテリアル利用からエネルギー利用に至るまで、バイオマスを資源として最大限活用するためのカスケード利用体系の構築により、バイオマスを原料として、多様な燃料や有用物質を体系的に生産する「バイオマス・リファイナリー」が構築され、温室効果ガス抑制効果が高く、コスト的にも優れた様々なバイオマス由来の製品・燃料が供給される。さらに、石油化学製品や金属製品等からバイオマス製品への代替が進む

とともに、地球温暖化の防止及びエネルギー供給源の多様化が図られる。

このように、再生可能なバイオマス資源を最大限効率よく活用する社会システムが構築されることにより、持続的な社会が実現される。

(2) 新たな産業創出と農林漁業・農山漁村の活性化

上記のような社会の構築の過程で、バイオマスを原料としてエネルギーや製品を生産する新たなバイオマス産業が創出される。この際、先端技術の導入により、高い付加価値を持ち国際的な競争力のある製品がバイオマスを原料として製造されるようになり、我が国経済の発展に寄与する。

さらに、意欲ある多様な農林漁業者を育成・確保する政策等の推進と相まって、原料となるバイオマスの供給が拡大されることにより、地域の農地や森林の有効活用が図られ、農林漁業が活性化される。また、小規模利用に対応した効率的なバイオマス利用技術が確立されること等により、地域で消費されるエネルギー等が地域のバイオマスを活用して供給されるなど、地域での資源循環システムが構築され、農山漁村地域の活性化が図られる。

(3) バイオマス利用を軸にした新しいライフスタイルの実現

私たちの身近にあるバイオマスは、資源として活用できるものであるとの意識及び生活習慣が国民一人ひとりに定着し、廃棄物系バイオマスの発生抑制及び有効活用が進む。

このような国民の意識の変化に伴い、再生可能な資源を活用した製品やエネルギーの選択的利用が進み、バイオマスを活用した産業の成長が加速される。

(4) 国際的な連携の下でのバイオマス活用

海外においてもバイオマスの活用が進展し、これに伴い、品質面での基準のみならず、製品の持続可能性等に着目した基準が国際的に合意され、我が国もこれらの基準作りに積極的に参加し、国際社会における持続可能なバイオマス利用システムの確立に貢献する。

また、我が国と同じアジアモンスーン気候に属する東アジアを中心として、我が国の優れた技術を活用すること等により、地域の社会的、自然的条件に応じたバイオマス活用システムの構築を支援する。

このような取組を通じて、これらの地域との結びつきが強化され、バイオマスやその製品の安定的な取引関係が構築される。

2. 2020年における目標

バイオマスの活用が進んだ将来像を実現する観点から、2020年において達成を図るべき数値目標を設定する。具体的には、

- ① 「環境負荷の少ない持続的な社会」を実現する観点から、バイオマスの利用拡

大に関する目標

② 「農林漁業・農山漁村の活性化」及び「バイオマス利用を軸にした新しいライフスタイル」を実現する観点から、市町村によるバイオマス活用推進計画の策定に関する目標

③ 「新たな産業創出」を実現する観点から、バイオマス新産業の規模に関する目標

を設定することとする。

なお、「国際的な連携の下でのバイオマス活用」については、その性質上、数値目標は設定しないが、施策の着実な推進により、その実現を図ることとする。

(1) バイオマスの利用拡大

バイオマスの利用を拡大することにより、現在、化石資源を用いて製造されているエネルギーや製品をバイオマス由来のものへと代替していくことが可能となる。

具体的には、以下のバイオマスの利用率及び資源作物の生産拡大に関する目標が達成されることを前提として、炭素量換算で年間約 2,600 万トンのバイオマスを利用することを目標とする。

① バイオマスの利用率

バイオマスの種別特性に応じた高度利用を推進し、また、政府として講ずべき施策の対象を明確化する観点から、バイオマスの種類ごとに全国平均の利用率の目標を設定する。

バイオマスの種類	現在の年間発生量	現在の利用率	2020年の目標
家畜排せつ物	約 8,800 万トン	約 90 %	約 90%
下水汚泥	約 7,800 万トン	約 77 %	約 85 %
黒液	約 1,400 万トン (※ 1)	約 100 %	約 100%
紙	約 2,700 万トン	約 80 %	約 85 %
食品廃棄物	約 1,900 万トン	約 27 %	約 40 %
製材工場等残材	約 340 万トン(※ 1)	約 95 %	約 95%
建設発生木材	約 410 万トン	約 90 %	約 95 %
農作物非食用部	約 1,400 万トン	約 30 % (すき込みを除く)	約 45 %
		約 85 % (すき込みを含む)	約 90 %
林地残材	約 800 万トン (※ 1)	ほとんど未利用	約 30 %以上 (※ 2)

※ 1 黒液、製材工場等残材、林地残材については乾燥重量。他のバイオマスについては湿潤重量。

※ 2 数値は現時点の試算値であり、今後「森林・林業再生プラン」(2009年12月25日公表)に掲げる木材自給率 50 %達成に向けた具体的施策とともに検討し、今後策定する森林・林業基本計画に位置づける予定。

(ア) 家畜排せつ物

家畜排せつ物については、年間発生量約 8,800 万トンのうち、物理的回収限界にほぼ達していると認められる約 90 %が堆肥等として利用されている。今後は、堆肥利用の促進に加えて、家畜排せつ物が堆肥としての需要量を超えて過剰に発生している地域等においては、堆肥化以外の方法により、家畜排せつ物の処理・利用を図ることも重要である。このため、こうした地域においては、炭化・焼却処理、メタン発酵等のカスケード利用を推進することにより、従来の肥料利用に加えて、エネルギー利用を推進する。

(イ) 下水汚泥

下水汚泥については、その大半が建設資材等として、年間発生量約 7,800 万トンのうち約 77 %が利用されている。今後さらに、バイオガス化や固形燃料化等によるエネルギーとしての利用を推進することにより、2020年に約 85 %が利用されることを目指す。

(ウ) 黒液

製紙工場においてパルプ生産段階で生じる黒液については、年間発生量約 1,400 万トンのうち、約 100 %が主に直接燃焼によりエネルギー利用されており、引き続き、その活用を推進する。

(エ) 紙

紙については、既に年間発生量約 2,700 万トンのうち約 80 %が古紙として回収される等によってマテリアル利用されている。今後も引き続き再生紙としての利用を促進するとともに、再生紙としての利用が困難である紙のエタノール化、バイオガス化等も含めたエネルギー回収の高度化を推進することにより、2020 年に約 85 %が利用されることを目指す。

(オ) 食品廃棄物

食品廃棄物については、年間発生量約 1,900 万トンのうち、約 27 %が利用されている。内訳としては、食品関連事業者の食品廃棄物については、2001 年に施行された食品リサイクル法に基づき、飼料や肥料等への再生利用を推進してきており、約 57 %が再生利用されている。一方、一般家庭から排出される食品廃棄物は、多数の場所から少量ずつ排出され、かつ組成も複雑であることから、利用率は約 6 %である。今後は引き続き、飼料や肥料等への再生利用を推進することとし、飼料、肥料等への再生利用が困難なものは、メタン発酵等によるエネルギー利用を拡大すること等により、2020 年に約 40 %が利用されることを目指す。

(カ) 製材工場等残材

製材工場等残材については、年間発生量約 340 万トンのうち、物理的回収限界にほぼ達していると認められる約 95 %が製紙原料やエネルギー等として再生利用されており、引き続き、その活用を推進する。

(キ) 建設発生木材

建設発生木材については、1991 年からリサイクル推進施策を実施しており、また、建設リサイクル法に基づく基本方針及び建設リサイクル推進計画 2008 において設定した再資源化等率の目標の実現に向けた施策を実施すること等によりその利用率は大幅に向上してきており、1995 年には約 40 %だった利用率が、2008 年現在、約 90 %へと大幅に向上し、製紙原料、ボード原料、家畜敷料等やエネルギー（主に直接燃焼）として利用されている（2008 年時点での年間発生量は約 410 万トン）。今後は、建設リサイクル法に基づく基本方針及び建設リサイクル推進計画 2008 において、2015 年に再資源化等率 95%を目標として設定していることを踏まえ、引き続き、施策を着実に推進するとともに、木質系バイオマスの利用技術の研究開発を推進することにより、2020 年に約 95 %が

利用されることを目指す。

(ク) 農作物非食用部

稲わら、もみ殻等の農作物の非食用部については、年間発生量約 1,400 万トンのうち約 85 %が利用されており、このうち、堆肥、飼料、畜舎敷料、燃料等として利用されているのが全体の約 30 %を占め、稲わらの農地へのすき込みが残りの 55 %を占める。農地へのすき込みは、土壌が有する炭素貯留量を増加させることにより、地力増進のみならず、地球温暖化の防止に貢献するものである。このことに留意し、また、セルロース系バイオマスのエタノール化技術の進展を見極めつつ、すき込みから堆肥、飼料、燃料等への転換を進めるものとし、2020 年にすき込みを除いた利用率を約 45 %（すき込みを含めた利用率は約 90 %）まで拡大することを目指す。

(ケ) 林地残材

林地残材については、年間発生量は約 800 万トン程度であり、そのほとんどが利用されず間伐等の際に森林に残されている。今後、新たな用途の開発も含めてより多段階に活用し、利用方法の高度化を進めるとともに、施業の集約化や路網の整備等木材自給率向上のための施策の推進を通じ、木材の安定的かつ効率的な供給体制を確立することによって、2020 年にその約 30 %（約 240 万トン）以上が利用されることを目指す。その際、森林の公益的機能の発揮との両立が図られるよう留意するものとする。

② 資源作物の生産拡大

資源作物は、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマスとは異なり、バイオマス利用そのものを目的として生産されるものであることから、適切な生産が可能となれば、利用可能なバイオマスの量を飛躍的に拡大することが可能となる。

しかしながら、我が国においては、資源作物の効率的な生産技術の開発が進展していない等の理由により、エネルギー等を得ることを目的とした資源作物の栽培等は、現在、ほとんど行われていない。

今後、多収米や高バイオマス量さとうきび等、現行の技術体系で一定程度のバイオマス生産が可能な資源作物に加えて、生物多様性その他の自然環境等に配慮しつつ、耕作放棄地等において資源作物の粗放的な生産技術、微細藻類等の次世代バイオ燃料の技術の確立等を推進する。これらの取組が実現し、例えば、耕作放棄地等の全てに資源作物を作付けした場合、資源作物の生産可能数量は、炭素量換算で最大約 180 万トンと見込まれるが、当面は、2020 年に炭素量換算で約 40 万トンの資源作物が生産されることを目標とする。

(2) バイオマス活用推進計画の策定

基本法においては、都道府県及び市町村は本基本計画を勘案して、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定するよう努めなければならない旨が規定されている。

市町村バイオマス活用推進計画は、従来、総合戦略に基づいて策定が進められてきたバイオマスタウン構想に相当するものであり、各地域による創意工夫を活かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進していくためには、引き続き、市町村による計画策定を拡大していくことが重要である。このことを踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画については、2020年に600市町村（全市町村数の3分の1に相当）において策定されることを目標とする。なお、既にバイオマスタウン構想を策定した市町村については、バイオマスタウン構想の進捗状況及び取組の効果等を踏まえつつ、必要に応じて、取組効果の客観的検証に関する事項を追加するなどの見直しを行った上で、市町村バイオマス活用推進計画へと移行するよう努めるものとする。

また、都道府県バイオマス活用推進計画については、全ての都道府県において策定されることを目標とする。

なお、市町村による計画策定を促進するに当たっては、総合戦略に基づきバイオマスタウン構想を策定した市町村の中には、構想に位置付けられた取組が必ずしも十分に進捗せず、構想を策定するだけにとどまった市町村が少なからず存在したこと等を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画の進捗状況を把握するのみならず、市町村バイオマス活用推進計画が実効性のあるものとなるよう、取組効果の効果的な把握手法の開発、取組効果の客観的検証、課題を解決するための技術情報等の提供、地域の諸条件に適した技術の導入、地域住民や関係者の更なる理解醸成等を推進する。

さらに、バイオマスの活用を促進するに当たっては、地域でバイオマスをエネルギーや製品として効率的に利用する地域分散型の利用システムを構築することが重要であることを踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画を策定した市町村において、地域の実情やバイオマスの種類ごとの特性に応じて、市町村の判断により、エネルギー利用、堆肥利用、飼料利用等について、地域のバイオマスにより供給される割合を示す自給率（地産地消率）の算出に努めるものとする。具体的には、例えば、エネルギー利用においては、市町村の電力総需要のうち当該市町村由来のバイオマス発電によって得られた電力の占める割合を算出する等の方法により、当該自給率（地産地消率）を算出することとする。

(3) バイオマス新産業の規模

農山漁村を中心に豊富に存在するバイオマスをエネルギーや製品に活用する環境調和型産業を育成することは、我が国の経済成長及び雇用機会の創出と世界の CO2 削減を両立させ、「環境・エネルギー大国」の実現に貢献するものである。

「食料・農業・農村基本計画」（2010 年 3 月 30 日閣議決定）においても、農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業とすることにより、6 兆円規模の新産業を農山漁村地域に創出することを目指すとされており、特に、「緑と水の環境技術革命」として、素材・エネルギー・医薬品等の分野で先端技術を活用した新産業の創出を図ることとされている。

バイオマスを活用した新産業については、技術開発の進展によって、バイオマスに由来する新たな機能性素材やバイオ燃料等、バイオマスを活用した新たなエネルギーや製品の産業化が進展することを前提として、2020 年に新たに約 5,000 億円の市場を創出することを目指す。

第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

第2に掲げたバイオマスの活用の推進に関する目標を踏まえ、これを達成するために政府が総合的かつ効果的に講ずべき施策を以下に示す。

なお、施策を推進するに際して、本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、最大限の効果と全体最適が確保される政策体系を構築していく。

1. バイオマスの活用に必要な基盤の整備

(1) 全体として経済性が確保された活用体系の確立

バイオマスを持続的に活用していくためには、その生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確保されたシステムを構築することが重要である。このようなシステムを確立するため、各段階に係る個別要素技術開発の一層の推進と併せて、バイオマス生産の基盤となる農林漁業生産基盤の整備、林地残材等の未利用バイオマスの高度利用を可能とする効率的かつ一体的な生産・流通・加工体制の構築等を推進する。

特にバイオ燃料については、LCAでの温室効果ガス削減効果等の持続可能性基準を導入し、同基準を踏まえ、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性の確保を前提に、国産バイオ燃料の本格的な生産に向けた取組を推進する。具体的には、原料供給から製造、流通まで一体となった取組のほか、食料・飼料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術体系を確立する取組を推進する。

(2) 地域におけるバイオマス活用システムの構築

地域においてバイオマスを効率的にエネルギー源や製品として利用する、地域分散型のバイオマス活用システムを構築するため、都道府県バイオマス活用推進計画や市町村バイオマス活用推進計画等に基づき、各地域のバイオマスの賦存状況、エネルギーや製品の需要等の自然的・経済的・社会的な諸条件に対応して各地域に分散して配置される小規模かつ効率的な施設の整備等を推進する。その際、地域における農林漁業者等のバイオマス供給者、バイオマス製品を製造する事業者、地方公共団体等の関係者が適切な役割分担の下、密接に連携しつつ取組を推進する。

なお、特に市町村バイオマス活用推進計画については、実効性ある地域のバイオマス活用システムの構築が実現されるよう、取組効果の客観的検証を踏まえつつ、その取組を推進する。

また、市町村バイオマス活用推進計画の策定に当たっては、従来のバイオマスタウン構想等の地域におけるバイオマス活用の取組について、社会的、技術的、経済的な観点等から総合的な評価を実施し、その結果を地域の関係者で共有するとともに、市町村バイオマス活用推進計画の策定に役立てる。

(3) バイオマスに係る基礎データの整備

バイオマスの活用を促進するために、バイオマスの利用率等のデータの収集、整備及び関連情報の発信を積極的に推進することにより、国民一人ひとりのバイオマス活用の自主的かつ積極的な取組に貢献する。

2. バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等

(1) 農山漁村の6次産業化

農山漁村に豊富に存在するバイオマスの活用は、地域の1次産業としての農林漁業とこれに関連する2次・3次産業に係る事業を融合させることによって地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す「農山漁村の6次産業化」の重要な取組の一つである。

バイオマスをはじめとする農山漁村に由来する地域資源を最大限活用するため、農林漁業を軸とした地場産業を活性化するとともに、様々な資源活用の可能性を追求する。特に、「緑と水の環境技術革命」として、素材・エネルギー・医薬品等の分野で先端技術を活用した新産業の創出を図ることとし、このための戦略を策定するとともに、これに基づいて各種施策を展開する。

(2) バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

農山漁村地域に豊富に存在する林地残材、稲わら、せん定枝等の未利用資源、食品残さ等の廃棄物といったバイオマスを活用して、エネルギーやプラスチック等の様々な製品を生産する地域拠点の整備を進め、そのためのビジネスモデルの構築を行うとともに、これらの取組に必要とされる技術の開発・実証等に取り組む。また、生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に地域で利活用する取組を推進する。

具体的には、技術開発の進展等による経済性の向上の見通しを踏まえながら、エネルギー源や製品の原料となる資源作物等の耕作放棄地等における生産、バイオマスを原材料とする高付加価値な機能性素材の開発等を進めることとする。

(3) 木質バイオマスの活用等による森林・林業の再生

利用期に達しつつある我が国の森林資源を持続可能な形で本格的に利用するため、施業の集約化や路網の整備を進めるとともに、パーティクルボード等の木質系材料の利用拡大、石炭火力発電所での混合利用、薪ストーブでの燃料利用等、木質バイオマスの総合利用を推進することにより、間伐材を始めとする

国産材の利用を拡大し、森林・林業の再生を図る。

3. 技術の研究開発及び普及

効率的かつ効果的なバイオマスの活用のためにはバイオマスの利用に関する先進的な技術の活用が不可欠である。このため、必要に応じ関係府省間で連携し、大学や試験研究機関が有している技術シーズの活用を図りながら、効率的なバイオマスの利用の確保のための技術の研究開発、実用化及び成果の普及等を推進する。

具体的な取組内容については、第4のバイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項において示す。

4. 人材の育成及び確保

バイオマスの活用に関する専門的知識を有する人材その他のバイオマスの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、バイオマスの活用に関する教育、研究及び普及の事業の充実等の取組を推進する。

特に、市町村バイオマス活用推進計画等に基づく地域の取組が実効性のあるものとなるよう、地域におけるバイオマスの賦存状況や利用に対する需要の条件等を踏まえつつ、地域の多様な関係者間の調整を行って地域の合意形成を図り、バイオマスの活用を効果的に推進し得る中心的な人材の育成に取り組む。

5. バイオマス製品等の利用の促進

(1) バイオマスの種別特性に応じた高度利用の推進

バイオマスはその種類ごとに性状、存在する場所、流通形態及び利用可能な用途等が異なっていることを踏まえ、それぞれの特性に応じて、バイオマスの高度利用を推進する。

① 下水汚泥

建設資材等のマテリアル利用に加えて、今後さらに、バイオガス化や固形燃料化等によるエネルギーとしての利用を推進する観点から、官民連携による下水汚泥有効利用のための手続明確化等の環境整備、再生利用施設の整備支援、低コスト・高品質資源化技術の開発・実証等を推進する。

② 紙

市町村による紙類の分別収集の徹底、ごみ処理有料化、国民・事業者への紙の再利用に関する普及啓発等を行い、引き続き、再生紙としての利用を推進するとともに、再生紙としての利用が困難である紙のエタノール化、バイオガス化等も含めたエネルギー回収の高度化を推進する。

③ 食品廃棄物

食品加工残さのように性状の均一な資源がまとまって排出されるものについては、引き続き飼料や肥料等としての利用を推進するとともに、家庭等から排出される生ごみのように成分や性状が一定しない、異物混入の可能性がある等の理由から、飼料や肥料等としての利用が困難なものについては、メタン発酵等によるエネルギー利用を拡大する観点から、再生利用施設の整備支援や高度利用技術の開発・実証等を推進する。

④ 建設発生木材

木材パルプ、再生木質ボード等のマテリアル利用を優先的に進めるとともに、マテリアル利用が困難なものについては、燃料用チップ、エタノール等としてエネルギー利用を推進する観点から、建築物の解体工事の施工順序の詳細化等の建設リサイクル法による規制の徹底、建設発生木材の分別基準の策定、木質系バイオマスの利用技術の研究開発等を推進する。

⑤ 農作物非食用部

飼料、堆肥、燃料等への利用を拡大する観点から、耕種農家と畜産農家のマッチングによる耕畜連携の推進、堆肥の製造コストの低減や取扱性の向上、野焼き抑制に向けた普及啓発、セルロース系バイオマスのエタノール化技術の開発・実証等を推進する。また、同じセルロース系バイオマスであり、道路や河川敷の除草作業等によって得られる草本系バイオマスについても、除草作業等のコスト縮減の観点を踏まえつつ、有効活用を推進する。

⑥ 林地残材

用材や製紙、木質ボード等の木材のマテリアル利用から、化石燃料を代替するエネルギー利用まで、カスケード利用を推進するため、路網整備、高性能林業機械の開発・導入の促進、施業の集約化等の生産基盤の整備、低コスト・効率的な収集・運搬システムの構築により、木材の安定供給体制を確立するとともに、高度利用技術の開発・実証や、住宅・公共施設・土木資材・紙等多段階での木材利用の促進、木質バイオマス燃料利用施設等の整備支援、石炭火力発電所での混合利用等を推進し、木材需要の拡大を図る。

(2) 再生可能エネルギー等としてのバイオマスの導入拡大

エネルギーの安定的な供給の確保及び経済性に留意しつつ、我が国のエネルギー安全保障の強化等に資する再生可能エネルギーとして、バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、再生可能エネルギー電源の利用を促進するための一定の方法による固定価格買取制度の構築、農山漁村においてスマートグリッド等の新たな技術の導入によりバイオマス等の再生可能エネルギーを地域単位で統合的に管理するシステムを構築し、再生可能エネルギーを高度に生産・利用する取組（スマートビレッジ）等を推進する。

また、国自らの事務及び事業に関するバイオマス製品等の利用の推進、バイオマス製品等に関する知識の普及及び情報の提供、バイオマス製品等の品質及び安全性の確保に関する取組等を実施する。

6. 民間の団体等の自発的な活動の促進

事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行うバイオマスの活用の推進に関する活動が促進されるよう、情報の提供、助言等を行う。その際、環境 NPO 等が地域におけるバイオマスの活用の推進に果たす役割が重要であることに鑑み、これらの団体の活動に対する支援を効果的に実施する。

7. 地方公共団体の活動の促進

地方公共団体が地域に存在するバイオマスを地域の実情に応じて効果的かつ効率的に活用するための仕組みを構築する取組を促進するとともに、地方公共団体による地域の特性を活かしたバイオマスの活用の推進に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、バイオマスの活用に関する制度や取組のモデルとなる事例等の必要な情報の提供等を行う。また、市町村が一般廃棄物行政において重要な役割を果たしている点に鑑み、食品廃棄物や紙の分別収集の普及を促進する。

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

バイオマスの活用の推進を国際的協調の下で促進するため、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の策定・普及、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的連携、開発途上地域に対する技術協力等を行う。

特に、世界的に利用が拡大しているバイオ燃料について、地球温暖化防止の効果のみならず、食料・木材の安定供給との両立や原料生産地域における環境保全等の観点から評価を行うための国際的な基準等の策定に積極的に関与する。また、我が国と気候条件が近い東アジア地域において、当該地域におけるバイオマス活用の地域システムの構築を支援する。

9. 国の内外の情報収集等

バイオマスの活用に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に行うことができるよう、また、バイオマスの活用の状況の的確な把握に資するため、バイオマスの活用に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用等を行う。

10. 国民の理解の増進

国民が広くバイオマスの活用に関する理解と関心を深めることによりバイオマス

の活用が促進されるよう、バイオマスの活用の意義やバイオマス製品等に活用される技術等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及等を行う。その際、循環型社会の形成など他の環境に係る活動と有機的に連携し、普及啓発を効果的に行っていく。特に廃棄物系バイオマスについては、適正処理を前提としつつ、資源として活用が可能なものであるという発想の転換とその浸透が求められている。このことを踏まえ、廃棄物系バイオマスは単に捨てるのではなく、エネルギー源や製品の原材料として適切に循環利用すべきであること、また、未利用バイオマスである間伐材を含む林地残材等の活用は、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するものであること等について国民各層に情報の提供を行う。

11. ロードマップの作成

新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）の工程表において、2013年度までに太陽光、風力（陸上・洋上）、小水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入目標の設定及びロードマップの策定を進めるとされたことを踏まえ、関係省庁が連携して、関係者が実施すべき事項、解決すべき技術的課題、実現すべき成果目標等を明らかにした、バイオマスの活用に関するロードマップを作成する。

第4 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項

1. 技術の研究開発の重要性とその推進に当たっての基本的事項

バイオマスは持続的に再生可能な資源であり、「カーボンニュートラル」と呼ばれる優れた特性を有している。一方で、広く薄く存在し、その収集にコストを要する、化石資源と比較して一定の品質の原料を安定的に供給することが困難である等の課題を有していることから、安定的かつ効率的にバイオマスを利用していくためには、これらの課題を克服する新たな技術の開発や既存技術の改良を行っていくことが不可欠である。

また、バイオマスを効率的かつ効果的に利用するためには、個々の技術開発のみならず、これらの技術を統合して、その収集・運搬から変換・加工、利用に至るまでを一つのシステムとして捉えて、事業的に成立し得る技術体系を構築することが重要である。特に、利用率の低いバイオマスについては、このような技術体系が構築されていないことが課題であり、LCAでの温室効果ガス排出削減効果や安定供給、経済性の確保を前提に、技術体系を構築する上でボトルネックとなっている課題の解決に取り組んでいくことが必要である。なお、長期的な視点では革新的な新技術の開発を推進することが重要であるが、短期的には従来技術のシステム適合化やこれらを組み合わせた利用体系を構築することも重要であり、このような視点も有しつつ、計画的に研究開発を推進する。

バイオマス利用については、技術的にも社会的にも未成熟な部分があり、研究開発についても将来の不確実性が大きいものも少なくないが、産官学が上記のような問題意識を共有しつつ、適切な役割分担の下、計画的に技術的課題の解決に取り組むとともに、社会基盤の整備を進めていくものとする。

2. 廃棄物系バイオマスの有効利用に関する技術開発の基本的な方向性

廃棄物系バイオマスについては、廃棄物処理費を付加して収集されるものもあるため、当該費用を利活用のために使用できること、事業系廃棄物については比較的まとまった量が特定の場所で発生するといった特徴があること等から、相当程度利用が進みつつあるものが存在する一方で、利用方法に更なる改善の余地があるものも存在する。このため、技術開発を推進し、変換コストの低減やカスケード利用の推進を図ることとする。

① 家畜排せつ物

家畜排せつ物は、現在、大部分が堆肥等として利用されているが、今後は、メタン発酵等によってエネルギー利用した上で、その残さを肥料として活用する等の高度利用を推進することが重要である。

特に、メタン発酵については、その発酵消化液の処理が課題となっていることから、液肥としての利用技術や発酵消化液の成分調整技術等の開発を推進する。

② 下水汚泥

下水汚泥は、その大半が建設資材等として利用されているが、バイオマスとしての特徴を活かしたエネルギー利用や、炭素以外の栄養塩類（窒素、リンなど）の利用は低水準にとどまっている。

下水汚泥は、下水処理施設において比較的大量かつ継続的に発生するものであり、処理・利用技術の向上によって更なる利用率の向上、高度利用及び他バイオマスとの混合利用が期待される。このため、バイオガス化や固形燃料化等によるエネルギーとしての利用について、高効率な変換技術や製造コストの低減技術等の開発を推進するほか、リン等の有用物質を効率的に抽出する技術等の開発を推進する。

③ 紙

紙については、大半が古紙として回収される等によってマテリアル利用されているが、更なる利用率の向上を図るため、引き続き再生紙としての利用を促進するとともに、再生紙としての利用が困難である紙のエタノール化、バイオガス化等も含めたエネルギー回収技術の高度化を推進する。

④ 食品廃棄物

家庭等から排出される生ごみについては、異物の混入の可能性がある等の問題がある中で、今後、エネルギー利用を拡大することが重要であることから、エタノール化・バイオガス化に係る技術等の開発を推進する。

⑤ 建設発生木材

建設発生木材については、マテリアル利用については木質ボードや製紙原料として、エネルギー利用についてはチップ化による燃料等としてほとんどが利用されており、回収から利用に至るまでの技術体系がある程度確立されているが、今後、マテリアル利用を優先的に進め、更なる資源の有効利用を図る観点から、解体時の分別作業を効率化させる技術等の開発を推進する。

3. 未利用バイオマスの有効利用に関する技術開発の基本的な方向性

農作物の非食用部、林地残材といった未利用バイオマスは、廃棄物系バイオマスと比較して広く薄く存在し、収集・運搬にコストを要すること等から、その利用が進んでいない状況にある。

このため、未利用バイオマスについては、効率的な変換技術の開発と併せて、効率的な収集・運搬・利用体系の確立を重点的に推進していくこととする。

① 農作物非食用部

農作物の非食用部については、農産物の集荷流通システムなど既存システムの有効活用等を図りつつ、エネルギー利用や耕畜連携における飼料等に利用できる効率的な収集システムの確立を推進する。また、農作物の非食用部と同じセルロース系バイオマスであり、道路や河川敷の除草作業等によって得られる草本系バイオマスについても、効率的な利用技術の開発を推進する。

② 林地残材

林地残材については、搬出する際のコストが高いことが利用が進まない大きな原因となっていることから、路網、集積基地等の林業生産基盤の整備と併せて、高性能林業機械の開発と当該機械を活用した低コスト・効率的な収集・運搬システムの確立を推進する。さらに、カスケード利用体系の構築及び木質バイオマスの利用促進を図るため、多様な燃料や有用物質への変換及びその利用技術の開発、高度化を推進するとともに、地域での熱利用の推進等の観点から、林地残材を燃料とする小型かつ高効率な熱利用機器の開発を推進する。

4. バイオマスの高度利用に向けて中期的に解決すべき技術的課題

バイオマスの更なる有効活用を図るためには、革新的な技術の開発により高付加価値化や低コスト化に取り組むことが不可欠である。

特に、以下の技術については、バイオマスの活用を将来的に推進する際に重要な技術であることから、重点的に研究・技術開発を推進していく。

① バイオマスの効率的な収集・保管技術

農作物の非食用部や樹木のせん定枝等については、潜在的な利用可能量は大きいものの、農地や樹園地等に広く薄く存在している、発生時期が農産物の収穫期等の特定の時期に集中するといった問題があり、十分に活用されているとは言えない状況となっている。

このため、農作業体系と一体となった収集システムの確立や、製品や燃料に加工しやすい形態で保管するための体系整備等、効率的な収集・保管技術の開発を推進する。

② セルロース系バイオマスの糖化・発酵技術

バイオ燃料の生産のために無秩序に農林水産物を利用することは、人類の生命維持に不可欠な食料向けの農林水産物の供給量を相対的に減少させ、食料需給のひっ迫や価格の高騰を招くおそれがあることを踏まえ、農作物の非食用部や草本系、木質系バイオマスといったセルロース系バイオマスの効率的な糖化技術、エタノール以外の様々な化成品原料を生産する発酵技術等の開発を推進する。

③ 次世代バイオ燃料の開発

廃食油等の油脂以外のバイオマス資源を原材料として用いることが可能で、優れた性質を有する BTL(Biomass to Liquid)等の次世代バイオ燃料の技術開発を推進する。

④ 熱化学的変換によるガス化技術及びガス利用技術

バイオマスを水素等を成分とする混合ガスに変換するガス化技術については、多様な燃料や有用物質を体系的に生産する「バイオマス・リファインリー」構築に向けた鍵となる技術の一つとして、様々な方式が開発されている。今後、更なる効率化と安定的な運転の実現を図るため、反応時に発生するタールの効率的な処理技術等の開発を推進する。

また、本技術により得られた混合ガスはコージェネレーションシステムによる発電・熱利用の他、触媒を用いて BTL、メタノール等の液体燃料、さらにはプロピレン等のマテリアルに変換することが可能であることから、混合ガスを原料とする製品や燃料の製造を行うに際しての反応条件の最適化や低コスト触媒の開発等を推進する。

⑤ バイオマスプラスチックの製造技術

プラスチックは石油資源の使用量の約 2 割を占めると言われており、これらと代替可能なバイオマスプラスチックの生産を実現することは、持続的な社会を構築する上で重要である。

しかしながら、現在実用化されているバイオマスプラスチックについては、石油資源由来のプラスチックと比較してコスト面や物性面で劣るものも多いため、バイオマスプラスチックの更なる普及に向けて、低コスト製造技術、耐熱性・耐久性を向上させる技術等の開発を推進する。

⑥ 高付加価値製品の製造技術

これまでほぼエネルギー利用しかされてこなかった木質バイオマスのリグニン成分等のより高度な活用が可能なものについて、カスケード利用体系の構築及び利用推進の観点から、炭素繊維や高機能樹脂等、多様な付加価値の高い製品を製造する技術の開発を推進する。

⑦ バイオマス変換時に発生する有害物質の除去技術

バイオマスからエネルギーや製品を製造する場合、バイオマスに含まれる窒素、硫黄等が原因となって、有害物質が生成される可能性があることから、これらを安価で効率的に除去するための技術の開発を推進する。

5. 低炭素社会の実現に向けて長期的に取り組むべき技術開発の方向性

① バイオマス資源の創出

将来的に我が国においてバイオマスを活用した低炭素社会を実現していくためには、現在存在している未利用バイオマス及び廃棄物系バイオマスを最大限活用することに加えて、我が国の国土条件に適応した新たなバイオマス資源を創出し、その利用体系を構築していくことが重要である。

このため、バイオマスの生産効率の優れた微細藻類やイネ科多年生植物等、将来的な利用が期待される新たなバイオマス資源について、育種技術、培養・栽培技術、有用成分の抽出・変換技術等の開発を推進していく。また、その際、必要に応じて、植物の持つ環境浄化機能に着目し、植物を活用した有害物質の除去（ファイトレメディエーション）とバイオマス生産を同時に行う技術等の開発を推進する。

② バイオマス・リファイナリーの構築

化石資源依存から脱却し、持続可能な社会を構築するためには、現在の「オイル・リファイナリー」に代わり、バイオマス全体を余すところなく物質やエネルギーとして利用する「バイオマス・リファイナリー」を構築することが必須となる。

このため、「バイオマス・リファイナリー」の構築が相当程度進んでいる製紙産業等における取組を参考にしつつ、バイオマスを汎用性のある化学物質に分解・変換する技術の開発を進めるとともに、バイオマス製品等の用途に応じてこれらの物質から高分子等を再合成する技術の開発を体系的に推進する。

第5 バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

バイオマスを持続的に活用していくためには、その生産、収集、変換及び利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、多様な関係者が適切な役割分担の下、従来以上に密接に連携しつつバイオマスの活用を推進する必要がある。

① 地方公共団体の役割

市町村は、地域の特性を踏まえつつ、市町村バイオマス活用推進計画等に基づいて、地域におけるバイオマス活用システムの構築に計画的に取り組むほか、地方公共団体の施設・事業等においてバイオマス製品等の利用を推進するとともに、地域住民との連携や情報提供等を通じて地域におけるバイオマス活用の中心的な役割を果たすよう努める。

都道府県は、市町村と密接な情報交換を行いつつ、市町村の範囲を超える広域なバイオマス活用体系の構築や市町村間の連携の促進等の観点から、当該都道府県におけるバイオマス活用推進計画の策定に努める。

また、これらの取組に際し、国と連携して、バイオマスの活用に対する社会的合意の形成を推進する。

② 農林漁業者の役割

意欲ある農林漁業者を始め、地域の多様な事業者が、農山漁村に由来する資源と産業とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農山漁村の6次産業化は、我が国の農山漁村を再生させるための重要な取組である。

農林漁業者は、農山漁村の6次産業化を推進する上で重要な資源の一つであるバイオマスの供給者として、また、自らその活用を図る者として、地域資源の有効活用を図りつつ、循環型社会の構築に大きな役割を果たすことが期待されることから、農林漁業者は、バイオマスの供給に際しては、供給時期、量、品質等についてバイオマス製品等の製造業者のニーズに適確に対応するよう努めるものとする。

ただし、副産物や規格外の農作物等のうち、品質や需給等の理由から食料、飼料又は用材等として利用することが不適当なものをバイオマスとして供給するよう努める等、食料、飼料及び用材等の安定供給の確保に支障のないよう配慮するものとする。

③ バイオマス製品等の製造業者の役割

バイオマス製品等の製造業者は、効率的なバイオマスの変換施設の設置や製

造コストの低減に資する製造方式の導入等に取り組むとともに、バイオマス製品等の製造に伴う副産物を肥料その他の物品としての有効利用を図るものとする。

④ 非営利組織の役割

非営利組織の活動は、国民の一人ひとりがバイオマスの活用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成を図っていく上で、大きな役割を果たすようになってきている。例えば、全国各地において、非営利組織と農家との連携により、菜の花の種子から菜種油を搾油して学校給食や飲食店、一般家庭に提供するとともに、廃食油を回収してバイオディーゼル燃料として活用する取組等が行われている。

非営利組織は、基本法及び本基本計画において示した方向性を考慮しつつ、バイオマスの活用に資する自律的な活動を行うことが期待される。

⑤ 国民の役割

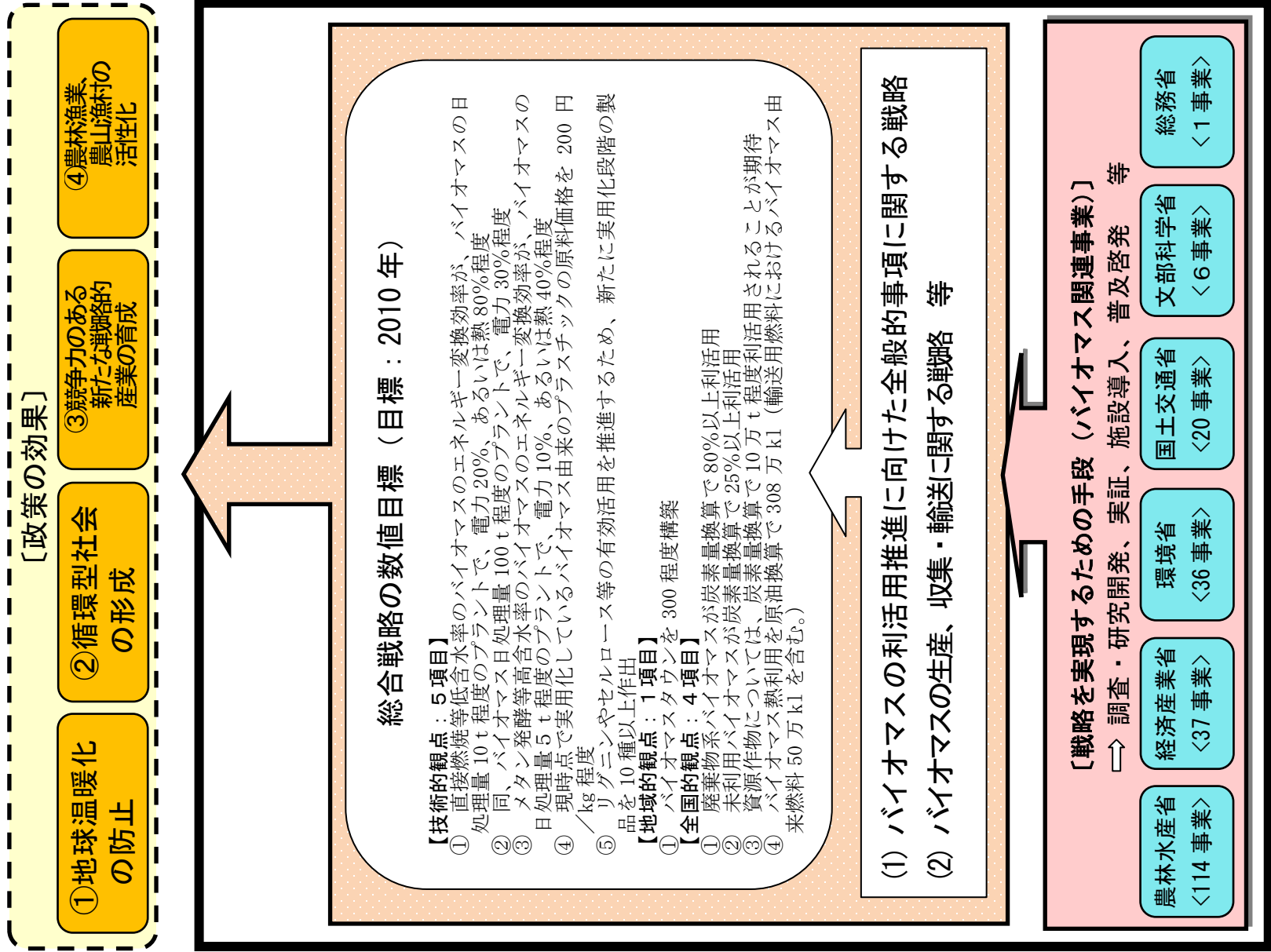
バイオマスの活用を促進するためには、国民全体のバイオマスに関する理解と関心を深めることが重要であることから、国民の一人ひとりが、バイオマスの活用の意義等を十分に理解し、その活用に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本基本計画に定める目標については、適時、その達成状況について調査を行い、その結果をインターネットの利用等により公表する。また、バイオマスに関する状況の変化を勘案し、目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも5年ごとに本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、本基本計画を変更するものとする。

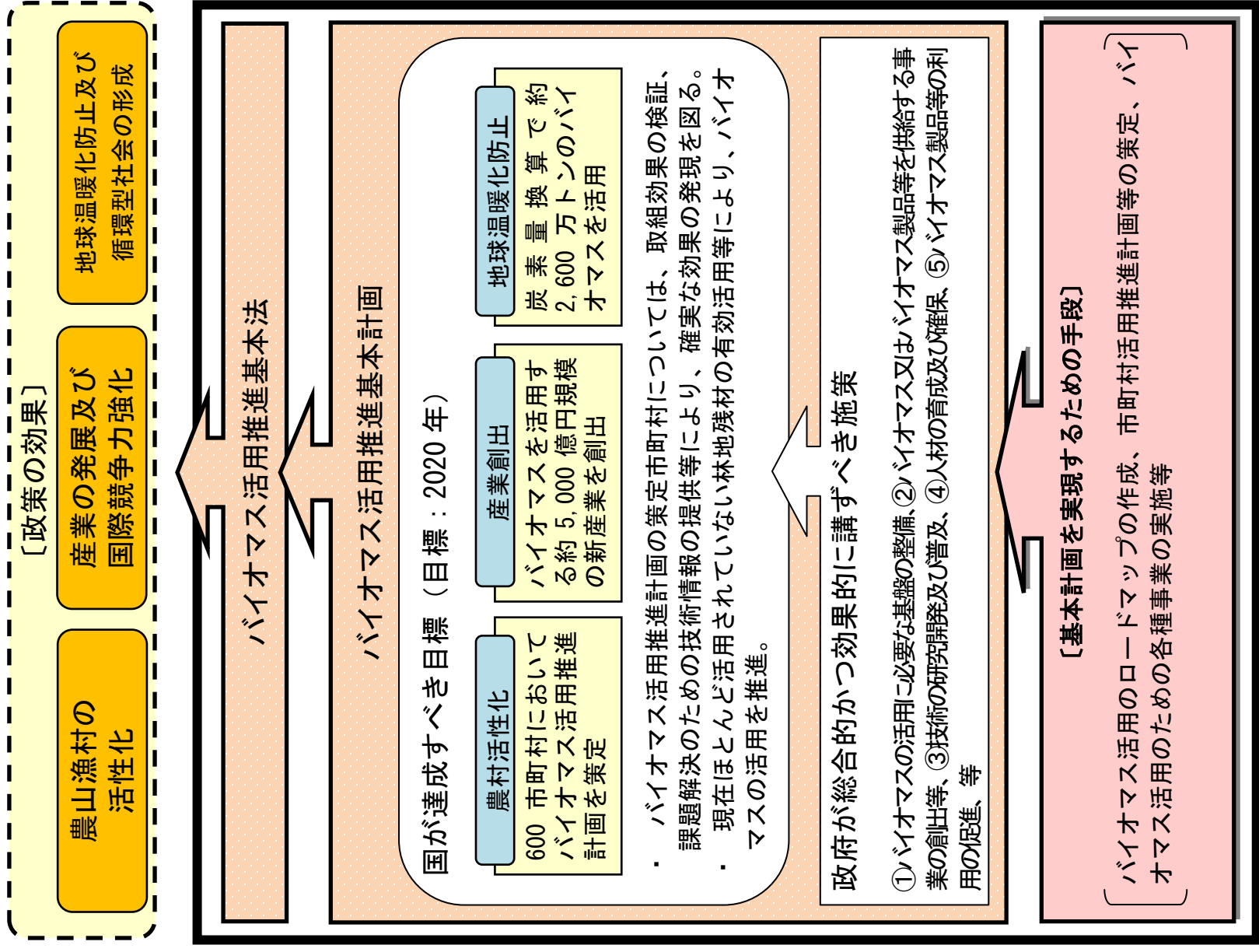
バイオマスの利活用に関する政策評価結果の反映

(バイオマス・ニッポン総合戦略)



(注) 「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」（関係府省局長級で構成）を設置し、推進。

(バイオマス活用推進基本計画)



(注) 「バイオマス活用推進会議」（バイオマス活用推進基本法第33条第1項に規定。関係府省副大臣又は政務官で構成）を設置し、推進。

資料8 バイオマスタウン構想を公表した 286 地区（平成 23 年 1 月末現在）

No	市町村名	構想公表年月日	備考
1	北海道留萌市	平成 17 年 2 月 10 日	
2	北海道瀬棚町	平成 17 年 2 月 10 日	現せたな町。 平成 17 年 9 月 1 日に市町村合併。
3	青森県市浦村	平成 17 年 2 月 10 日	現五所川原市。 平成 17 年 3 月 28 日に市町村合併。
4	福岡県大木町	平成 17 年 2 月 10 日	
5	熊本県白水村	平成 17 年 2 月 10 日	現南阿蘇村。 平成 17 年 2 月 13 日に市町村合併。 平成 19 年 9 月 27 日に改訂公表。
6	秋田県小坂町	平成 17 年 3 月 30 日	
7	山形県新庄市	平成 17 年 3 月 30 日	
8	山形県立川町	平成 17 年 3 月 30 日	現庄内町。 平成 17 年 7 月 1 日に市町村合併。 平成 20 年 11 月 28 日に改訂公表。
9	神奈川県三浦市	平成 17 年 3 月 30 日	
10	新潟県中条町	平成 17 年 3 月 30 日	現胎内市。 平成 17 年 9 月 1 日に市町村合併。
11	福井県三方町	平成 17 年 3 月 30 日	現若狭町。 平成 17 年 3 月 31 日に市町村合併。 平成 18 年 3 月 31 日に改訂公表。
12	長崎県西海町	平成 17 年 3 月 30 日	現西海市。 平成 17 年 4 月 1 日に市町村合併。 平成 18 年 7 月 31 日に改訂。
13	沖縄県伊江村	平成 17 年 3 月 30 日	
14	山梨県早川町	平成 17 年 6 月 13 日	
15	長野県三郷村	平成 17 年 6 月 13 日	現安曇野市。 平成 17 年 10 月 1 日に市町村合併。
16	福井県美山町	平成 17 年 6 月 13 日	現福井市。 平成 18 年 2 月 1 日に市町村合併。
17	大分県日田市	平成 17 年 6 月 13 日	
18	北海道大滝村	平成 17 年 7 月 28 日	現伊達市。 平成 18 年 3 月 1 日に市町村合併。
19	新潟県上越市	平成 17 年 7 月 28 日	平成 18 年 11 月 30 日に改訂公表。
20	鹿児島県南大隅町	平成 17 年 7 月 28 日	
21	山形県藤島町	平成 17 年 9 月 29 日	現鶴岡市。 平成 17 年 10 月 1 日に市町村合併。
22	福島県富岡町	平成 17 年 9 月 29 日	

23	長野県千曲市	平成 17 年 9 月 29 日	平成 21 年 1 月 30 日に改訂公表。
24	長野県長谷村	平成 17 年 9 月 29 日	現伊那市。 平成 18 年 3 月 31 日に市町村合併。
25	北海道三笠市	平成 17 年 10 月 31 日	
26	福井県和泉村	平成 17 年 10 月 31 日	現大野市。 平成 17 年 11 月 7 日に市町村合併。 平成 20 年 3 月 31 日に改訂公表。
27	北海道中札内村	平成 17 年 11 月 30 日	
28	千葉県山武町	平成 17 年 11 月 30 日	現山武市。 平成 18 年 3 月 27 日に市町村合併。 平成 22 年 2 月 26 日に改訂公表
29	東京都あきる野市	平成 17 年 11 月 30 日	
30	兵庫県加西市	平成 17 年 11 月 30 日	平成 18 年 11 月 30 日に改訂公表。
31	京都府夜久野町	平成 17 年 12 月 22 日	現福知山市。 平成 18 年 1 月 1 日に市町村合併。
32	宮城県川崎町	平成 18 年 1 月 31 日	
33	千葉県白井市	平成 18 年 1 月 31 日	
34	北海道東藻琴村	平成 18 年 2 月 28 日	現大空町。 平成 18 年 3 月 31 日に市町村合併。
35	宮崎県小林市	平成 18 年 2 月 28 日	現小林市。 平成 21 年 3 月 31 日に改訂公表。 平成 22 年 3 月 23 日に市町村合併。
36	北海道別海町	平成 18 年 3 月 31 日	
37	青森県青森市	平成 18 年 3 月 31 日	
38	岩手県紫波町	平成 18 年 3 月 31 日	
39	岩手県遠野市	平成 18 年 3 月 31 日	
40	山形県鮭川村	平成 18 年 3 月 31 日	
41	山形県村山市	平成 18 年 3 月 31 日	
42	石川県七尾市	平成 18 年 3 月 31 日	
43	鳥取県大山町	平成 18 年 3 月 31 日	
44	熊本県水俣市	平成 18 年 3 月 31 日	
45	北海道鹿追町	平成 18 年 4 月 27 日	
46	岡山県真庭市	平成 18 年 4 月 27 日	平成 21 年 3 月 31 日に改訂公表。
47	高知県梶原町	平成 18 年 4 月 27 日	平成 19 年 3 月 29 日に改訂公表。

48	群馬県川場村	平成 18 年 4 月 31 日	
49	山梨県山梨市	平成 18 年 5 月 31 日	平成 21 年 1 月 30 日に改訂公表。
50	滋賀県米原市	平成 18 年 5 月 31 日	
51	兵庫県洲本市	平成 18 年 5 月 31 日	
52	岡山県新見市	平成 18 年 5 月 31 日	
53	高知県春野町	平成 18 年 5 月 31 日	現高知市。 平成 20 年 1 月 1 日に市町村合併。 平成 21 年 7 月 31 日に「高知市」で構 想書を公表。HP では「春野町」の構 想書は削除されている。
54	山形県西川町	平成 18 年 7 月 31 日	
55	京都府南丹八木町地区	平成 18 年 7 月 31 日	平成 20 年 3 月 31 日に「南丹市」全域 に改訂公表。
56	佐賀県伊万里市	平成 18 年 7 月 31 日	
57	北海道滝川市	平成 18 年 9 月 28 日	平成 19 年 9 月 27 日に改訂公表。
58	北海道厚沢部町	平成 18 年 9 月 28 日	
59	栃木県茂木町	平成 18 年 9 月 28 日	
60	宮崎県門川町	平成 18 年 9 月 28 日	
61	北海道帯広市	平成 19 年 1 月 31 日	
62	北海道白老町	平成 19 年 1 月 31 日	平成 20 年 3 月 31 日に改訂公表。 平成 21 年 4 月 30 日に改訂公表。
63	青森県藤崎町	平成 19 年 1 月 31 日	
64	新潟県柏崎市	平成 19 年 1 月 31 日	平成 22 年 3 月 31 日に改訂公表。
65	広島県庄原市	平成 19 年 1 月 31 日	
66	北海道津別町	平成 19 年 3 月 29 日	
67	北海道豊頃町	平成 19 年 3 月 29 日	
68	北海道東川町	平成 19 年 3 月 29 日	
69	青森県鶴田町	平成 19 年 3 月 29 日	
70	岩手県花巻市	平成 19 年 3 月 29 日	
71	岩手県九戸村	平成 19 年 3 月 29 日	
72	秋田県横手市	平成 19 年 3 月 29 日	
73	栃木県那須町	平成 19 年 3 月 29 日	

74	群馬県太田市	平成 19 年 3 月 29 日	平成 20 年 6 月 30 日に改訂公表。
75	千葉県旭市	平成 19 年 3 月 29 日	
76	千葉県大多喜町	平成 19 年 3 月 29 日	
77	静岡県湖西市	平成 19 年 3 月 29 日	現湖西市。 平成 22 年 3 月 23 日に市町村合併。
78	新潟県佐渡市	平成 19 年 3 月 29 日	
79	富山県立山町	平成 19 年 3 月 29 日	平成 22 年 3 月 31 日に改訂公表。
80	石川県加賀市	平成 19 年 3 月 29 日	平成 21 年 4 月 30 日に改訂公表。
81	岐阜県白川町	平成 19 年 3 月 29 日	
82	三重県伊賀市	平成 19 年 3 月 29 日	
83	兵庫県宍粟市	平成 19 年 3 月 29 日	
84	兵庫県豊岡市	平成 19 年 3 月 29 日	
85	長崎県対馬市	平成 19 年 3 月 29 日	
86	宮崎県都農町	平成 19 年 3 月 29 日	
87	鹿児島県いちき串木野市	平成 19 年 3 月 29 日	
88	鹿児島県志布志市	平成 19 年 3 月 29 日	
89	沖縄県うるま市	平成 19 年 3 月 29 日	
90	沖縄県宮古島市	平成 19 年 3 月 29 日	
91	富山県富山市	平成 19 年 4 月 26 日	
92	広島県北広島町	平成 19 年 4 月 26 日	
93	徳島県那賀町	平成 19 年 4 月 26 日	
94	愛媛県四国中央市	平成 19 年 4 月 26 日	
95	愛媛県内子町	平成 19 年 4 月 26 日	
96	福岡県立花町	平成 19 年 4 月 26 日	現八女市。 平成 22 年 2 月 1 日に市町村合併。
97	鹿児島県曾於市	平成 19 年 4 月 26 日	
98	福島県会津美里町	平成 19 年 7 月 31 日	
99	福島県大玉村	平成 19 年 7 月 31 日	
100	愛知県豊橋市	平成 19 年 7 月 31 日	

101	兵庫県南あわじ市	平成 19 年 7 月 31 日	
102	千葉県睦沢町	平成 19 年 9 月 27 日	
103	山梨県笛吹市	平成 19 年 11 月 26 日	
104	京都府京丹後市	平成 19 年 11 月 26 日	
105	山口県宇部市	平成 20 年 2 月 28 日	
106	北海道下川町	平成 20 年 3 月 31 日	
107	北海道洞爺湖町	平成 20 年 3 月 31 日	
108	青森県十和田市	平成 20 年 3 月 31 日	
109	青森県中泊町	平成 20 年 3 月 31 日	平成 21 年 9 月 30 日に改訂公表。
110	青森県八戸市	平成 20 年 3 月 31 日	
111	青森県六ヶ所村	平成 20 年 3 月 31 日	
112	岩手県軽米町	平成 20 年 3 月 31 日	
113	岩手県葛巻町	平成 20 年 3 月 31 日	
114	秋田県能代市	平成 20 年 3 月 31 日	
115	秋田県東成瀬村	平成 20 年 3 月 31 日	
116	山形県飯豊町	平成 20 年 3 月 31 日	
117	茨城県牛久市	平成 20 年 3 月 31 日	
118	山梨県韮崎市	平成 20 年 3 月 31 日	
119	長野県佐久市	平成 20 年 3 月 31 日	
120	新潟県三条市	平成 20 年 3 月 31 日	
121	新潟県聖籠町	平成 20 年 3 月 31 日	
122	新潟県新潟市	平成 20 年 3 月 31 日	
123	富山県黒部市	平成 20 年 3 月 31 日	
124	愛知県田原市	平成 20 年 3 月 31 日	
125	滋賀県野洲市	平成 20 年 3 月 31 日	
126	大阪府岸和田市	平成 20 年 3 月 31 日	
127	兵庫県稲美町	平成 20 年 3 月 31 日	

128	兵庫県多可町	平成 20 年 3 月 31 日	
129	島根県美郷町	平成 20 年 3 月 31 日	
130	島根県安来市	平成 20 年 3 月 31 日	
131	山口県阿武町	平成 20 年 3 月 31 日	
132	愛媛県東温市	平成 20 年 3 月 31 日	
133	高知県須崎市	平成 20 年 3 月 31 日	
134	熊本県あさぎり町	平成 20 年 3 月 31 日	平成 22 年 3 月 31 日に改訂公表。
135	熊本県天草市	平成 20 年 3 月 31 日	
136	大分県宇佐市	平成 20 年 3 月 31 日	
137	北海道札幌市定山溪地域	平成 20 年 4 月 30 日	平成 21 年 3 月 31 日に改訂公表。
138	北海道八雲町	平成 20 年 4 月 30 日	平成 21 年 7 月 31 日に改訂公表。
139	新潟県湯沢町	平成 20 年 4 月 30 日	
140	愛知県名古屋市	平成 20 年 4 月 30 日	
141	熊本県御船町	平成 20 年 4 月 30 日	
142	秋田県羽後町	平成 20 年 5 月 29 日	
143	岐阜県揖斐川町	平成 20 年 5 月 29 日	
144	岡山県笠岡市笠岡湾干拓地域	平成 20 年 5 月 29 日	
145	福岡県築上町	平成 20 年 5 月 29 日	
146	鹿児島県西之表市	平成 20 年 5 月 29 日	
147	鹿児島県南種子町	平成 20 年 5 月 29 日	
148	北海道猿払村	平成 20 年 6 月 30 日	
149	北海道壮瞥町	平成 20 年 6 月 30 日	
150	北海道豊浦町	平成 20 年 6 月 30 日	
151	島根県吉賀町	平成 20 年 6 月 30 日	
152	福島県南相馬市	平成 20 年 7 月 31 日	
153	沖縄県金武町	平成 20 年 7 月 31 日	
154	北海道清水町	平成 20 年 9 月 29 日	

155	福島県鮫川村	平成 20 年 9 月 29 日	
156	島根県隠岐の島町	平成 20 年 9 月 29 日	
157	岡山県津山市	平成 20 年 9 月 29 日	
158	北海道滝上町	平成 20 年 11 月 28 日	
159	秋田県北秋田市	平成 20 年 11 月 28 日	
160	群馬県東吾妻町	平成 21 年 1 月 30 日	
161	鳥取県米子市	平成 21 年 1 月 30 日	
162	島根県飯南町	平成 21 年 1 月 30 日	
163	熊本県玉東町	平成 21 年 1 月 30 日	
164	群馬県富岡市	平成 21 年 2 月 27 日	
165	埼玉県秩父市	平成 21 年 2 月 27 日	
166	千葉県市原市	平成 21 年 2 月 27 日	
167	新潟県十日町市	平成 21 年 2 月 27 日	
168	富山県射水市	平成 21 年 2 月 27 日	
169	静岡県浜松市	平成 21 年 2 月 27 日	
170	熊本県多良木町	平成 21 年 2 月 27 日	
171	大分県佐伯市	平成 21 年 2 月 27 日	
172	宮崎県えびの市	平成 21 年 2 月 27 日	
173	青森県三沢市	平成 21 年 3 月 31 日	
174	青森県田子町	平成 21 年 3 月 31 日	
175	宮城県大崎市	平成 21 年 3 月 31 日	
176	宮城県大郷町	平成 21 年 3 月 31 日	
177	福島県会津若松市	平成 21 年 3 月 31 日	
178	茨城県常陸大宮市	平成 21 年 3 月 31 日	
179	栃木県宇都宮市	平成 21 年 3 月 31 日	
180	栃木県小山市	平成 21 年 3 月 31 日	
181	千葉県館山市	平成 21 年 3 月 31 日	

182	千葉県南房総市	平成 21 年 3 月 31 日	
183	新潟県魚沼市	平成 21 年 3 月 31 日	
184	新潟県南魚沼市	平成 21 年 3 月 31 日	
185	長野県上田市	平成 21 年 3 月 31 日	
186	岐阜県恵那市	平成 21 年 3 月 31 日	
187	静岡県袋井市	平成 21 年 3 月 31 日	
188	愛知県豊川市	平成 21 年 3 月 31 日	愛知県小坂井町と共同で1構想を作成（平成 22 年 2 月 1 日に市町村合併）。
189	山口県周南市	平成 21 年 3 月 31 日	
190	徳島県三好市	平成 21 年 3 月 31 日	
191	愛媛県松前町	平成 21 年 3 月 31 日	
192	高知県宿毛市	平成 21 年 3 月 31 日	
193	大分県九重町	平成 21 年 3 月 31 日	
194	宮崎県日向市	平成 21 年 3 月 31 日	
195	鹿児島県鹿屋市	平成 21 年 3 月 31 日	
196	鹿児島県中種子町	平成 21 年 3 月 31 日	
197	北海道斜里町	平成 21 年 4 月 30 日	
198	北海道小清水町	平成 21 年 4 月 30 日	
199	福島県南会津町	平成 21 年 4 月 30 日	
200	富山県高岡市	平成 21 年 4 月 30 日	
201	富山県朝日町	平成 21 年 4 月 30 日	
202	兵庫県たつの市	平成 21 年 4 月 30 日	
203	福岡県赤村	平成 21 年 4 月 30 日	
204	長崎県佐世保市	平成 21 年 4 月 30 日	現佐世保市。 平成 22 年 3 月 31 日に市町村合併。
205	鹿児島県始良町	平成 21 年 4 月 30 日	現始良市。 平成 22 年 3 月 23 日に市町村合併。
206	鹿児島県錦江町	平成 21 年 4 月 30 日	
207	鹿児島県宇検村	平成 21 年 4 月 30 日	

208	沖縄県与那国町	平成 21 年 4 月 30 日	
209	佐賀県佐賀市	平成 21 年 5 月 29 日	
210	佐賀県唐津市	平成 21 年 5 月 29 日	
211	熊本県山鹿市	平成 21 年 5 月 29 日	
212	鹿児島県屋久島町	平成 21 年 5 月 29 日	
213	青森県田舎館村	平成 21 年 7 月 31 日	
214	秋田県大館市	平成 21 年 7 月 31 日	
215	福島県喜多方市	平成 21 年 7 月 31 日	
216	山梨県道志村	平成 21 年 7 月 31 日	
217	福岡県川崎町	平成 21 年 7 月 31 日	
218	和歌山県北山村	平成 21 年 9 月 30 日	
219	長野県飯田市	平成 21 年 11 月 30 日	
220	滋賀県湖北町	平成 21 年 11 月 30 日	
221	宮崎県延岡市	平成 21 年 11 月 30 日	
222	神奈川県大磯町	平成 22 年 1 月 29 日	
223	三重県名張市	平成 22 年 1 月 29 日	
224	大阪府河内長野市	平成 22 年 1 月 29 日	
225	茨城県日立市	平成 22 年 2 月 26 日	
226	千葉県香取市	平成 22 年 2 月 26 日	
227	石川県珠洲市	平成 22 年 2 月 26 日	
228	山梨県都留市	平成 22 年 2 月 26 日	
229	長野県中野市	平成 22 年 2 月 26 日	
230	兵庫県神河町	平成 22 年 2 月 26 日	
231	奈良県五條市	平成 22 年 2 月 26 日	
232	奈良県葛城市	平成 22 年 2 月 26 日	
233	奈良県斑鳩町	平成 22 年 2 月 26 日	
234	山口県山口市	平成 22 年 2 月 26 日	

235	高知県津野町	平成 22 年 2 月 26 日	
236	長崎県新上五島町	平成 22 年 2 月 26 日	
237	熊本県阿蘇市	平成 22 年 2 月 26 日	
238	北海道七飯町	平成 22 年 3 月 31 日	
239	岩手県奥州市	平成 22 年 3 月 31 日	
240	秋田県大仙市	平成 22 年 3 月 31 日	
241	山形県高島町	平成 22 年 3 月 31 日	
242	福島県西郷村	平成 22 年 3 月 31 日	
243	茨城県稲敷市	平成 22 年 3 月 31 日	
244	茨城県八千代町	平成 22 年 3 月 31 日	
245	群馬県前橋市	平成 22 年 3 月 31 日	
246	東京都檜原村	平成 22 年 3 月 31 日	
247	新潟県長岡市	平成 22 年 3 月 31 日	現長岡市。 平成 22 年 3 月 31 日に市町村合併。
248	新潟県阿賀野市	平成 22 年 3 月 31 日	
249	新潟県阿賀町	平成 22 年 3 月 31 日	
250	石川県能美市	平成 22 年 3 月 31 日	
251	石川県能登町	平成 22 年 3 月 31 日	
252	福井県坂井市	平成 22 年 3 月 31 日	
253	長野県長野市	平成 22 年 3 月 31 日	
254	岐阜県高山市	平成 22 年 3 月 31 日	
255	静岡県牧之原市	平成 22 年 3 月 31 日	
256	滋賀県多賀町	平成 22 年 3 月 31 日	
257	和歌山県高野町	平成 22 年 3 月 31 日	
258	島根県益田市	平成 22 年 3 月 31 日	
259	島根県江津市	平成 22 年 3 月 31 日	
260	岡山県高梁市	平成 22 年 3 月 31 日	
261	徳島県石井町	平成 22 年 3 月 31 日	

262	香川県三豊市	平成 22 年 3 月 31 日	
263	愛媛県西予市	平成 22 年 3 月 31 日	
264	高知県北川村	平成 22 年 3 月 31 日	
265	佐賀県白石町	平成 22 年 3 月 31 日	
266	熊本県宇城市	平成 22 年 3 月 31 日	
267	熊本県津奈木町	平成 22 年 3 月 31 日	
268	鹿児島県霧島市	平成 22 年 3 月 31 日	
269	岩手県一戸町	平成 22 年 4 月 30 日	
270	茨城県土浦市	平成 22 年 4 月 30 日	
271	石川県宝達志水町	平成 22 年 4 月 30 日	
272	滋賀県高島市	平成 22 年 4 月 30 日	
273	京都府宮津市	平成 22 年 4 月 30 日	
274	大阪府高槻市	平成 22 年 4 月 30 日	
275	島根県出雲市	平成 22 年 4 月 30 日	
276	広島県世羅町	平成 22 年 4 月 30 日	
277	高知県安田町	平成 22 年 4 月 30 日	
278	長崎県南島原市	平成 22 年 4 月 30 日	
279	大分県玖珠町	平成 22 年 4 月 30 日	
280	北海道南幌町	平成 22 年 7 月 30 日	
281	和歌山県紀の川市	平成 22 年 7 月 30 日	
282	高知県四万十町	平成 22 年 7 月 30 日	
283	大分県竹田市	平成 22 年 7 月 30 日	
284	青森県黒石市	平成 22 年 11 月 30 日	
285	岩手県釜石市	平成 22 年 11 月 30 日	
286	兵庫県養父市	平成 22 年 11 月 30 日	

(注) バイオマス情報ヘッドクォーター掲載資料により、当省が作成した。

資料 9 バイオマス関連事業個別表

【凡例】 バイオマス関連事業個別表

事 項	説 明
調査結果の概要	当該事業についての当省の調査結果の概要を「26 効果の発現状況」及び「29 事例」の有無で記載した。
1 事業番号	本評価において対象としたバイオマス関連事業の通し番号。番号の付与方法は、事業数の多い省順とし、同一省内については、予算総額順とした。
2 所管省名	当該事業を所管する省名を記載した。
3 事業区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の予算全てがバイオマスを対象にしているものを「特定事業」としており、本欄への記載は「特定」とした。 ・ 当該事業の予算が、バイオマスのほか、太陽光発電等バイオマス以外のものも対象にしているものを「内数事業」としており、本欄への記載は「内数」とした。
4 事業名	当該事業の名称を記載した。
5 事業の目的	当該事業の目的を記載した。
6 実施年度	当該事業の実施年度を記載した。
7 継続等区分	平成 22 年度に実施しているものを「継続」としている。また、平成 21 年度までに終了したものを「終了」としている。
8 基本的戦略	<p>「バイオマス・ニッポン総合戦略」に掲げる基本的戦略である以下の 15 事項であり、当該事業が実現を図ることとしている戦略について、所管省があてはめたものである。</p> <p>(1) バイオマス利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国民的理解の醸成 ② システム全体の設計 ③ バイオマスタウン構築の推進 ④ 関係者の役割分担・協調 <p>(2) バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済性の向上 ② 経済的要因以外のコスト高の是正 ③ 生産に必要な環境の整備 <p>(3) バイオマスの変換に関する戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済性の向上 ② 革新的な変換技術の開発、他分野技術との連携 ③ 経済的要因以外のコスト高の是正 <p>(4) バイオマスの変換後の利用に関する戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用需要の創出、拡大 ② 農林漁業、農山漁村の活性化 ③ 利用に必要な環境の整備 ④ 輸送用燃料としての利用

	<p>(5)アジア等海外との連携に関する戦略</p> <p>【個別表該当欄への記載例】</p> <p>(1)バイオマス利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略の①国民理解の醸成については、「(1)①」と記載</p>
9 事業種別	<p>バイオマス関連事業について、以下の5事項に区分した。</p> <p>「調査・研究開発」：主として、調査、研究開発に関するもの</p> <p>「実証」：主として、実証・モデル構築に関するもの</p> <p>「施設導入」：主として、施設導入への補助に関するもの</p> <p>「普及啓発」：主として、普及啓発に関するもの</p> <p>「基準策定」：主として、基準の策定に関するもの</p>
10 決算額の把握	<p>「有」：当該事業のバイオマス関連分の決算額を把握しているもの</p> <p>「無」：当該事業のバイオマス関連分の決算額を把握していないもの。</p> <p>内数事業の場合で、事業全体の決算額を把握していても、バイオマス関連分の決算額を把握していないものは「無」に該当する。</p>
11 有の場合、把握方法	<p>「元々把握」：当省の調査の有無にかかわらず、当該事業の担当課等が毎年度決算額を把握して調書等を作成しているもの</p> <p>「今回把握」：本評価の調査への対応として、経理部局等に照会して把握したもの</p> <p>「改めて把握」：本評価の調査への対応として、出先機関や事業主体に照会して把握したもの</p>
12 把握していない場合、その理由	<p>上記「10 決算額の把握」欄が「無」の場合に記載した。</p>
13 事業費	<p>当該事業の事業費を記載した。</p>
14 補助金等区分	<p>当該事業について、「交付金」、「補助金」、「その他」（例えば調査事業を外部事業者へ委託して実施するなど）に区分した。</p>
15 予算 A	<p>当該事業の補正後予算額。単位は千円（千円未満を切り捨て。以下同じ。）。</p> <p>「計」については、各年度の千円単位分（千円未満を切り捨て。以下同じ。）を合計し、千円単位で記載した。また、内数事業の場合、金額の前に「内」と記載した。</p>
16 決算 B	<p>当該事業の決算額。単位は千円。「計」については、各年度の千円単位分を合計し、千円単位で記載した。内数事業の場合、バイオマス関連分を記載。また、内数事業で、事業全体の決算額を特定できるが、バイオマス関連分を特定できない場合は「不明」と記載した。</p>
17 執行率 C	<p>「特定」事業について、執行率を算出した。算式は、「決算 B/予算 A×100」である。ただし、計算には千円単位の数値を用いた。予算が「内」付き又</p>

	は「不明」、若しくは決算が「不明」で執行率を算出できない場合は「－」と記載した。
18 事業の実績	当該事業の実績の概要を記載した。
19 事業所管省の自己評価	当該事業の所管省による自己評価を記載した。
20 評価方法	①「政策評価」：行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく評価を実施している場合に記載した。 ②「政策評価以外の自己評価」：上記政策評価以外に事業所管省が自己評価している、又は、当省の調査を契機に自己評価した場合に記載した。
21 評価指標区分	評価指標について、事業所管省による区分（「アウトプット」、「アウトカム」、「無」）を記載した。
22 指標の内容	事業所管省が設定している評価指標の具体的内容を記載した。
23 評価結果	事業所管省が自己評価した結果（「効果発現あり」、「効果発現なし」、「効果発現不明のいずれかに区分）を記載した。
24 理由	事業所管省が、上記「23 評価結果」とした理由について記載した。
25 当省の調査結果	当省による当該事業の評価を記載した。
26 効果の発現状況	当該事業（内数事業の場合は、バイオマス関連分）についての当省の評価結果を記載した。 評価基準は、別表「バイオマス関連事業の効果の発現に係る評価指標」（政策評価書167、168頁に記載した図表2-(2)-12の再掲）のとおりである。
27 評価指標	当省が当該事業を評価した指標を記載した。 指標の設定は、以下のとおりとした。 ① 事業の所管省が定める評価指標（上記「22 評価指標」）が妥当である場合、当該指標を活用した。 ② 事業の所管省が評価指標を定めていない場合、又は、指標を定めているものの妥当ではないと考えられる場合に、当省が指標を設定した。 ③ 上記①又は②により評価することができた場合は当該指標を記載している。実績が把握されていないなどの理由で指標を設定することができない場合は「無」と記載している。
28 理由	上記「26 効果の発現状況」とした理由を記載した。
29 事例	当該事業の中に、不適切または好調な事例がある場合、その内容を記載した。 事例の態様は、おおむね以下のとおりである。 ・ 施設導入を行う事業の場合、当該事業により整備された施設の稼働状況が低調なもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設導入を行う事業の場合、施設の稼働に係る審査事項が当該事業の要綱等において明確でないもの ・ バイオマスタウン構想の作成・実現のために当該事業を利用している市町村のうち、構想に掲げる取組項目の進捗が低調なもの ・ 実証を行う事業の場合、ビジネスモデルとして成立させることが困難と考えられるもの ・ 調査・研究開発を行う事業の場合、開発テーマの事前検討や研究開発後から実用化までの事前検討が十分でないと考えられるもの ・ 調査・研究開発を行う事業の場合、長期間研究を実施しているが実用化に至っていないもの ・ 調査・研究開発を行う事業の場合、当該事業の事後評価等において目標設定等のあり方についての指摘があるもの ・ 予算執行率が50%未満のもの ・ バイオマスタウンのうち、自己資金が確保できず、バイオマス関連事業の交付を受けることを断念したもの ・ 複数の省や部局等が別々に類似のバイオマス関連事業を実施している等非効率とみられるもの <p>また、「好調」の定義は、施設導入を行う事業について、当該事業により整備された施設の稼働状況が好調なものを記載した。</p>
30 事例の態様	不適切または好調な事例がある場合、その概要を記載した。複数の事例がある場合には事例ごとに丸数字を付して記載した。
31 内容	上記「30 事例の態様」の具体的内容を記載した。
32 評価書該当頁	上記「29 事例」が記載されている評価書本文の該当頁を記載した。

別表 バイオマス関連事業の効果の発現に係る評価指標

	指標区分	アウトカム・アウトプットの例	アウトカム・アウトプットの達成の度合いを測る尺度	評価結果	バイオマス関連事業調査個別表における記載		
研究開発・実証	アウトカム	定量	実用化率、事業化率（事業化支援的な事業）	・目標の75%以上 ・事業化率50%以上	A 一定の効果発現あり（又は見込まれる） （内数事業の場合はバイオマス関連分についての評価結果。以下同じ。）	- （内数事業の場合は「（バイオマス関連分）」と記載。以下同じ。）	
			・上記以外（ゼロを除く。）	B 効果は発現しているものの低調	B 効果発現あり・低調		
		定性	実用化例、事業化例	・実用化例あり又は実用化予定等あり	A 一定の効果発現あり（又は見込まれる）	-	
			数値はあるが、達成の度合いを測る尺度がない		C 効果は発現しているものの、その程度は不明	C 効果発現あり・不明	
	アウトプット	定量	<ul style="list-style-type: none"> ・論文件数 ・特許件数 ・システム件数 ・実用モデル件数 ・生産・変換効率 ・製造単価 ・CO₂削減量（試験値） ・HPのアクセス件数 	・目標の75%以上 ・個別テーマでみる場合、目標達成テーマが50%以上	D 効果の発現に至っていない。一定のアウトプットあり	D 一定のアウトプットあり	
				・上記以外（ゼロを除く。）	E 効果の発現に至っていない。アウトプットはあるものの低調	E アウトプットあり・低調	
		定性	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースへのアクセス件数 ・フォーラム等の参加者数 ・地域計画の策定件数 ・外部有識者の評価 ・事業採択件数 	・有識者等の第三者の評価で目標達成とされているもの	D 効果の発現に至っていない。一定のアウトプットあり	D 一定のアウトプットあり	
				・数値はあるが、達成の度合いを測る尺度がない ・事業継続中		F 効果の発現に至っていない。アウトプットはあるものの、その程度は不明	F アウトプットあり・不明
				実績なし		G 事業実績なし	G 実績なし
				事業の実績が不明、バイオマス分の実績を特定できないもの等		H 事業実績が不明確	H 実績不明
施設導入・実証	アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ・生産量 ・CO₂削減量 ・個別施設の計画達成数 ・事業化率 	・目標値の75%以上 ・目標達成施設が50%以上 ・事業化率50%以上	A 一定の効果発現あり（又は見込まれる）	-		
			・上記以外（ゼロを除く。）	B 効果は発現しているものの低調	B 効果発現あり・低調		
			定性	対象が少ない（5件以下）事業については、定性的に効果の発現状況を判断	A 一定の効果発現あり（又は見込まれる）	-	
	B 効果は発現しているものの低調	B 効果発現あり・低調					
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象が少ない（5件以下）事業について、定性的に効果の発現状況を判断したものの、発現の度合いが明確でないもの ・実績の把握が一部の対象にとどまるもの ・数値はあるが、達成の度合いを測る尺度がない 		C 効果は発現しているものの、その程度は不明	C 効果発現あり・不明			

	アウトプット	定量	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置数 施設能力 	目標の達成	D 効果の発現に至っていない。一定のアウトプットあり	D 一定のアウトプットあり
				上記以外	E 効果の発現に至っていない。アウトプットはあるものの低調	E アウトプットあり・低調
	定性	数値はあるが、達成の度合いを測る尺度がない		F 効果の発現に至っていない。アウトプットはあるものの、その程度は不明	F アウトプットあり・不明	
	実績なし			G 事業実績なし	G 実績なし	
事業の実績が不明、バイオマス分の実績を特定できないもの等			H 事業実績が不明確	H 実績不明		
普及啓発・基準策定	アウトカム	定量	<ul style="list-style-type: none"> 認知度、知識、技能の向上 バイオマス製品等の生産、販売、使用量 CO₂削減量 対象施設の計画達成数 事業化率 取組項目の実施率 	<ul style="list-style-type: none"> 目標の75%以上 目標達成した対象施設が50%以上 事業化率50%以上 実施率50%以上 	A 一定の効果発現あり（又は見込まれる）	-
				上記以外（ゼロを除く。）	B 効果は発現しているものの低調	B 効果発現あり・低調
	定性	数値はあるが、達成の度合いを測る尺度がない		C 効果は発現しているものの、その程度は不明	C 効果発現あり・不明	
	アウトプット	定量	<ul style="list-style-type: none"> HPのアクセス件数 マニュアル等の利用件数 システムの利用件数 説明会等への参加者数 アンケート結果 コンクール応募件数 普及職員による現地指導 基準・指針の策定 事業採択件数 	<ul style="list-style-type: none"> 目標の75%以上 利用率50%以上 	D 効果の発現に至っていない。一定のアウトプットあり	D 一定のアウトプットあり
				上記以外	E 効果の発現に至っていない。アウトプットはあるものの低調	E アウトプットあり・低調
	定性	数値はあるが、達成の度合いを測る尺度がない		F 効果の発現に至っていない。アウトプットはあるものの、その程度は不明	F アウトプットあり・不明	
実績なし			G 事業実績なし	G 実績なし		
事業全体の実績が不明、バイオマス分の実績を特定できないもの			H 事業実績が不明確	H 実績不明		

(注) 当省が「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」(総務省行政評価局)、関係省の補助金実施要綱等を参考にして作成した。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調				事例の有無	有	
1 事業番号	1	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	バイオマスの環づくり交付金							
5 事業の目的	地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援する。							
6 実施年度	平成 17、18 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)③、(2)①、(3)①、(4)①・②・④				9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	\	\	12,625,313	20,704,852	\	\	33,330,165
	16 決算 B	\	\	5,790,610	9,964,162	\	\	15,754,772
	17 執行率 C	\	\	45.9	48.1	\	\	47.3
18 事業の実績 (概要)	バイオマス構想を策定するための調査、検討会等への支援、バイオマス変換・利用施設の一体的な整備を実施。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年閣議決定)」により、平成23年度までのバイオマスタウン構想の策定数は300地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度におけるバイオマスタウン構想の策定については、平成21年3月末現在で197地区となり、平成20年度の目標値195地区を上回った。 ・ バイオマスの利活用は、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、本交付金により予算面から地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。このことにより効率的な推進が図られていると考えられ、目標の達成に寄与。 						
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調						

果	27 評価指標	計画を達成している施設数が全体の 50%未満
	28 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本政策評価において実地調査したバイオマス関連施設 132 施設のうち、13 施設が本交付金を受けて整備している。このうち、3 施設は、運営開始後、2 か年度又は 3 か年度の全てが原料調達率、マテリアル生産率ともに 50%未満となっているなど低調となっていること。 ・ 本交付金を受けて整備したバイオマス関連施設のうち、平成 20 年度運営管理状況報告の対象施設（注）31 施設の稼働状況をみると次のとおり低調なものとなっていること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 原料調達 31 施設のうち、計画どおり原料調達できたものは 6 施設（19.4%）にすぎない。また、31 施設のうち、調達率が 50%未満のものは 9 施設（29.0%）となっている。 ② マテリアル生産 29 施設のうち、計画どおりマテリアル生産できたものは 8 施設（27.6%）にすぎない。また、29 施設のうち、生産率が 50%未満のものが 12 施設（41.4%）となっている。 ③ エネルギー生産 12 施設のうち、計画どおりエネルギー生産できたものは 2 施設（16.7%）にすぎない。また、12 施設のうち、生産率が 50%未満のものが 2 施設（16.7%）となっている。 <p>（注）本事業の事業メニューのうち、事業費の大半を占めるバイオマスの利活用に必要な施設の整備（うち地域モデルの実証及び新技術等の実証）について対象とした。</p>
29 事例	30 事例の態様	<ul style="list-style-type: none"> ① 原料調達率が低調な施設、及び原料調達に係る審査事項が明確でないもの ② マテリアル生産に係る審査事項が明確でないもの ③ マテリアル利活用に係る審査事項が明確でないもの ④ 残さを全量利活用している施設 ⑤ 利益を計上している施設 ⑥ 損失を計上している施設 ⑦ 市町村から繰入金等を受けても赤字が解消されない施設 ⑧ 構想に掲げる全ての項目が中止又は実施の見込みがないバイオマスタウン（市町村合併しているもの） ⑨ バイオマスタウン構想実現のための補助を受けているにもかかわらず、構想どおりに実施されている取組項目がないもの ⑩ 数年にわたって国の補助を受けているものの進捗状況が 50%未満のもの ⑪ 効果の発現が低調なものなど（施設整備に係る事業） ⑫ 予算執行率が 50%未満の事業
	31 内容	<ul style="list-style-type: none"> ① コンビニエンスストア等から排出される食品廃棄物を飼料化する施設として、本事業の交付金を得て整備された施設において、原料が計画どおりに調達できなかつたことから、交付先の事業者は、軌道に乗らないまま事業を中止した（現在、別の事業者が引き継いで事業の再

開に向けて取り組んでいる)。これについて、本事業の交付金実施要領では、原料確保に係る裏付資料までは求めていないことが一因と考えられる。

また、本事業の交付金を受けて整備された施設において、原料である廃食用油の賦存量を過大に算定していたことなどから、原料調達率が毎年度 10%未滿となっている。これについて、本事業の交付金実施要領では、事業計画書への賦存量等の算出根拠の記載又は資料の添付を求めていないことが一因と考えられる。

- ② 本事業の交付金を受けて整備された食品廃棄物等処理施設において、原料に混入していることが多い異物による機械・設備のトラブルが多発したため、同様のトラブルが発生しづらい機械・設備に更新するとして、事業を停止、その後資金繰りの悪化により、機械・設備が更新できず、約 2 年間にわたって施設が使用されていない。食品廃棄物の処理施設においては、異物混入によるトラブルの多発が懸念されているが、事業実施計画の審査時において、トラブル防止に係る審査事項が明示されていないことも一因といえる。
- ③ 本事業の交付金を受けて整備された施設において、生産した堆肥の販売価格が割高で需要が伸び悩んでいたことから生産調整を行っており、堆肥の生産率は毎年 30%前後で推移している。これについて、本事業の交付金実施要領において、事業計画書への単価や供給先の記載は求めているものの、具体的な販売計画については計画書への記載又は資料の添付を求めていないことが要因といえる。
- ④ 家畜排せつ物等をメタン発酵し、発生したバイオガスを用いたガス化発電を行う施設及び堆肥を生産する施設として、本事業の交付金を受けて整備された施設において、メタン発酵後の残さとして年間 2,000 m³前後の消化液が発生するが、これらは液肥として自治体の運営する牧場等に散布するなどして、その全量を利用している。
- ⑤ 焼酎かすを原料にバイオガスを生産する施設として、本事業の交付金を受けて整備された施設が、酒造会社から徴収する焼酎かすの処理料収入が大きいことから、稼働を開始した平成 19 年度から 20 年度までの 2 か年度の支出に対する収入の割合の平均は 277.4%となっている。
- ⑥ 食品残さを利用して家畜飼料を製造する施設として、本事業の交付金を受けて整備された施設が、製造過程のトラブル等により計画どおりに飼料を製造できなかったことなどから、稼働を開始した平成 18 年度から 20 年度までの 3 か年度の支出に対する収入の割合の平均は 60.0%となっている。
- ⑦ 牛のふんを原料に堆肥を製造する施設として、本事業の交付金を受けて整備された施設が、畜産農家の減少による利用料収入等の落込みから、20 年度は市の運営補助金による補てんを行っても施設の赤字が解消されない状況となっている。
- ⑧ 平成 18 年 3 月 31 日に V 村と W 市・X 町が合併して新「W 市」となったが、バイオマスタウン構想は V 村当時に作成したままのものとな

っている。また、V村が、合併前に、本事業の交付金約1,500万円及び経済産業省のバイオマス等未活用エネルギー事業調査補助事業約900万円を受けて、木質バイオマスを利用するための実証試験を平成17年度に実施したが、製品開発に絡む特許などの問題が障壁となり事業化が困難となったため、取組項目は実現しておらず、バイオマスタウン構想自体が頓挫した状況にある。

なお、合併後のW市では、平成18年度に経済産業省の補助（金額は不明）を受けて、地域新エネルギービジョンを策定している。

- ⑨ a町では、バイオマスタウン構想に掲げるバイオマスエネルギー活用システムの構築の実現のため、本事業の交付金（平成18年度）約3,000万円の交付を受け、主に家畜排せつ物から生成する回収バイオガスの生成、充てん、供給の実証実験を行っている。しかし、実用化された事業は一つもなく、平成21年7月現在、進展の動きはないとしている。

また、b市では、本事業の交付金（平成18年度）約770万円の交付を受け、バイオマス資源の総合活用の基本方針の策定や生ごみの収集及び堆肥化、エタノールの製造実証などの実証試験を実施している。しかし、平成21年7月現在、バイオマスタウン構想に掲げるバイオマス利活用の取組で事業化に至っているものはない。同市では、この理由を財政状況によるとしている。上記のほか、バイオマスタウン構想の作成や生ごみ収集モデル地区の選定に関して、本事業の交付金（平成17年度）560万円の交付を受けている。

- ⑩ c市では、家畜排せつ物の液肥の有効利用を検討するため、平成15年度及び16年度に「バイオマス利活用フロンティア推進事業」（農林水産省：国費約460万円）と、平成17年度及び18年度の本事業並びに平成19年度及び20年度の「地域バイオマス利活用交付金」（農林水産省：両事業を合わせて国費約590万円）を合わせて、計約1,050万円の交付を受けている。

また、液肥を生産する施設の増築として平成17年度に本事業（農林水産省：国費約1億1,000万円）を、生ごみ等のメタン発酵に関する調査として平成19年度に「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」（経済産業省：国費約660万円）をそれぞれ交付されており、合計で約1億2,710万円の交付を受けている。

しかし、同市のバイオマスタウン構想に掲げる取組項目の進捗状況をみると、家畜排せつ物の液肥の利用については、一部の農家で利用されるなど取組が実施されているものの、野菜畑等への液肥の利用は有効性を見い出すには至っておらず、また、生ごみ等を原料としたメタン発酵施設の整備は、液肥・堆肥の需要の喚起の必要性及び処理コストの低減といった課題が未解決のため、取組が遅れる可能性があるとしているなど、取組項目15項目のうち、構想どおり実施されているものは4項目（26.7%）にとどまっている。

- ⑪ 本事業により整備された31施設について、運営管理状況報告に基づき、「原料調達」、「マテリアル生産」及び「エネルギー生産」の状況を

	<p>みると、いずれの項目においても低調な施設が多くみられる。また、食品廃棄物を飼料化、堆肥化する施設（2施設）が、原料調達が不調であったことなどにより、長期にわたって稼働していない例がみられる。</p> <p>⑫ 平成17年度及び18年度の予算執行率は47.3%となっており、本事業では少なくとも65億円の不用が生じている。</p>
32 評価書該当頁	<p>①52、57 ②68 ③71 ④83 ⑤88 ⑥89 ⑦91 ⑧116 ⑨121 ⑩121～122 ⑪178 ⑫191</p>

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調				事例の有無	有	
1 事業番号	2	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	地域バイオマス利活用交付金							
5 事業の目的	地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援する。							
6 実施年度	平成 19～22 年度					7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(1)③、(2)①、(3)①、(4)②・④					9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					10,157,382	11,809,108	21,966,490
	16 決算 B					4,171,341	6,647,479	10,818,820
	17 執行率 C					41.1	56.3	49.3
18 事業の実績 (概要)	平成19年度 ・ ソフト事業 51件 ・ ハード事業 (農村振興局分) 39件 (生産局分) 34件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年閣議決定)」により、平成23年度までのバイオマスタウン構想の策定数は300地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	バイオマスの利活用は、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、本交付金により予算面から地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。このことにより効率的な推進が図られていると考えられ、目標の達成に寄与。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調						
	27 評価指標	計画を達成している施設数が全体の50%未満						

	28 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本政策評価において実地調査したバイオマス関連施設 132 施設のうち、2 施設が本交付金を受けて整備しているが、両施設とも、原料調達率及びマテリアル生産率が 60% 半ばと低調なこと。 ・ 本交付金を受けて整備したバイオマス関連施設のうち、平成 20 年度運営管理状況報告の対象施設（注）の稼働状況みると次のとおり低調なこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 原料調達 <p>24 施設のうち、計画どおり原料調達できたものは 1 施設（4.2%）にすぎない。また、24 施設のうち、調達率が 50%未満のものが 15 施設（62.5%）あり、実績がないものも 1 施設（4.2%）ある。</p> ② マテリアル生産 <p>23 施設のうち、計画どおりマテリアル生産できたものは 2 施設（8.7%）にすぎない。また、23 施設のうち、生産率が 50%未満のものが 17 施設（73.9%）あり、実績がないものも 2 施設（8.7%）ある。</p> ③ エネルギー生産 <p>4 施設のうち、計画どおりエネルギー生産できたものはなく、生産率が 50%未満のものが 3 施設（75.0%）ある。</p> <p>（注）本事業の事業メニューのうち、事業費の大半を占めるバイオマスの利活用に必要な施設の整備（うち地域モデルの実証及び新技術等の実証）について対象とした。</p>
29 事例	30 事例の態様	<ul style="list-style-type: none"> ① 数年にわたって国の補助を受けているものの進捗状況が 50%未満のもの ② 効果の発現が低調なものなど（施設整備に係る事業） ③ 予算執行率が 50%未満の事業 ④ 自己資金が確保できず補助金の交付を断念したもの ⑤ 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	<p>① c 市では、家畜排せつ物の液肥の有効利用を検討するため、平成 15 年度及び 16 年度に「バイオマス利活用フロンティア推進事業」（農林水産省：国費約 460 万円）と、平成 17 年度及び 18 年度の「バイオマスの環づくり交付金」並びに平成 19 年度及び 20 年度の本事業（農林水産省：両事業を合わせて国費約 590 万円）を合わせて、計約 1,050 万円の交付を受けている。</p> <p>また、液肥を生産する施設の増築として平成 17 年度に「バイオマスの環づくり交付金」（農林水産省：国費約 1 億 1,000 万円）を、生ごみ等のメタン発酵に関する調査として平成 19 年度に「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」（経済産業省：国費約 660 万円）をそれぞれ交付されており、合計で約 1 億 2,710 万円の交付を受けている。</p> <p>しかし、同市のバイオマスタウン構想に掲げる取組項目の進捗状況を見ると、家畜排せつ物の液肥の利用については、一部の農家で利用されるなど取組が実施されているものの、野菜畑等への液肥の利用は有効性を見い出すには至っておらず、また、生ごみ等を原料としたメ</p>

	<p>タン発酵施設の整備は、液肥・堆肥の需要の喚起の必要性及び処理コストの低減といった課題が未解決のため、取組が遅れる可能性があるとしているなど、取組項目 15 項目のうち、構想どおり実施されているものは 4 項目 (26.7%) にとどまっている。</p> <p>② 本事業により整備された 24 施設について、平成 20 年度の運営管理状況報告に基づき、原料調達、マテリアル生産及びエネルギー生産の状況をみると、いずれも低調となっている。</p> <p>③ 平成 19 年度及び 20 年度の予算執行率は 49.3% となっており、本事業では少なくとも 45 億円の不用が生じている。</p> <p>④ q 町のバイオスタウン構想に基づく竹バイオマス事業は、資金計画では、総事業費の 1 / 2 については国の補助、残り 1 / 2 は事業実施主体 (民間) の自己資金によるとされていたが、事業実施主体が自己資金確保のため予定していた政府系金融機関からの融資を受けられず、資金繰りがつかない状況に陥り、交付を受けることを断念している。</p> <p>⑤ i) 本事業が行っている民間事業者のバイオマス輸送燃料 (BDF、エタノール) の製造施設に対する補助は、「エコ燃料利用促進補助」(環境省)、「新エネルギー等事業者支援対策事業」(経済産業省)においても同様の補助が行われている、ii) 本事業は家畜排せつ物の高度利用施設 (メタン発酵施設等) の整備を補助するメニューを設けているが、「畜産環境総合整備事業」(農林水産省)、「新エネルギー等事業者支援対策事業」(経済産業省)にも同様のメニューが設けられている。</p>
32 評価書該当頁	①121~122 ②178~179 ③191 ④194 ⑤195、198

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調				事例の有無	有	
1 事業番号	3	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオ燃料地域利用モデル実証事業							
5 事業の目的	<p>農村の地域資源等を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すことを目的とし、輸送用の石油燃料に代替又は混合可能な燃料として導入が見込まれるバイオエタノール（てん菜等の糖質、コメ等のデンプン質、木質系のセルロース等のバイオマスを原料に、糖化、発酵、蒸留して製造されるエタノールをいう。以下同じ。）及びバイオディーゼル燃料（主に食廃油、菜種油等の植物油等をメチルエステル化等の化学処理をして製造される燃料をいう。）を対象に、原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となった取組を支援する（要綱から抜粋）。</p> <p>原料供給者、バイオ燃料製造事業者、バイオ燃料供給事業者のほか、バイオ燃料実需者等地域の実情に応じた関係者が地域協議会を設け、バイオエタノール又はBDFバイオディーゼル燃料を製造するための地域の取組を支援（施設整備費、地域協議会運営費、バイオエタノールについては技術実証費）する。</p> <p>実証期間は5年間で、事業終了後は引き続き自立的に運営することを目指す。</p>							
6 実施年度	平成19～23年度					7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(1)②、(2)③、(3)①、(4)④					9 事業種別	実証	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			元々把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金・補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	8,543,895	8,885,572	17,429,467
	16 決算 B	/	/	/	/	1,769,382	6,352,464	8,121,846
	17 執行率 C	/	/	/	/	20.7	71.5	46.6
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオエタノール製造に係る施設整備及び技術実証等を3地区において実施。 ・ バイオディーゼル燃料製造に係る施設整備等を12地区において実施。 (20取組状況より) 							
19 事業所管省の	20 評価方法	政策評価						

自己評価	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	国産バイオ燃料を平成 23 年度に単年度 5 万キロリットル以上生産 (各年度の目標値 H19:100kl、H20:2,000kl、H21:15,000kl、H22:30,000kl、H23:50,000kl)
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	平成 20 年度までに、バイオエタノール 3 地区、バイオディーゼル燃料 11 地区で、原料の調達からバイオ燃料の利用まで地域の関係者が一体となった取組を開始し、平成 20 年度の国産バイオ燃料生産量 2,244 キロリットルのうち、本事業実施地区において約 1,400 キロリットルを生産した。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調
	27 評価指標	目標を達成している地区数が全体の 50%未満
	28 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオエタノール実施地区 3 地区のうち 2 地区（残り 1 地区は平成 21 年度稼働）の実績をみると、1 地区は目標の 32.2%、1 地区は 8.5%と低調。 ・ バイオディーゼル燃料採択地区のうち 3 地区は事業の採算性に問題があることから、既に事業を中止している。 バイオディーゼル燃料実施 11 地区のうち、平成 20 年度の生産目標が設定されている 8 地区の実績をみると、目標どおり生産できた地区はなく、5 地区（62.5%）は 50%未満と低調で、2 地区は設備導入の遅れから実績が皆無となっている。 <p>※ 本事業実施地区における平成 20 年度のバイオエタノール及びバイオディーゼル燃料の生産量は目標 3,101 キロリットルに対し 1,367 キロリットル（44.1%）</p>
29 事例	30 事例の態様	<ul style="list-style-type: none"> ① 実証事業の効果の発現が低調なものなど ② 予算執行率が 50%未満の事業 ③ 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 実証事業の効果の発現が低調なものとして、 <ul style="list-style-type: none"> i) 事業効果の発現が低調なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオエタノール実証事業実施 3 地区のうち 2 地区の平成 20 年度実績をみると、両地区とも低調となっている ・ バイオディーゼル燃料実証事業実施地区 11 地区のうち、平成 20 年度の生産目標が設定されている 8 地区の実績をみると、目標どおり生産できた地区はない。 ii) 施設が事業を中止したもの バイオディーゼル燃料実施地区については、事業開始初年度の平成 19 年度に採択された 5 件のうち 2 件が事業を中止し、20 年度に採択された 9 件のうち 1 件も事業を中止。 iii) ビジネスモデルとして成立させることが困難と考えられるもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米を原料としたバイオエタノール製造の地域エネルギー循環モデルづくりを実施している施設において、製造単価が相当高コストとされており、国からの技術実証費がなくなる平成 24 年度以降の展開は不明。 ・ 北海道内において、米（実証当初はミニマムアクセス米を使用、段階的に道産多収米の比率を高める）からバイオエタノールを製造する施設（国費約 31 億円）（注）が平成 21 年度から稼働。 しかし、多収米はまだ試験段階のものであるため、十分な量の種もみを入手することが難しいなど作付面積の拡大に課題があることから、調達量の約 99%（21 年度実績）をミニマムアクセス米等に頼っている。今後、多収米の作付けを増やしていく必要があるが、実証期間中の各年度の作付計画も明確には示されておらず、また、飛躍的な作付面積の拡大も望めない状況にあることから、現段階ではビジネスモデルとして成立させることは困難な状況となっている。 なお、製造したバイオエタノールは販売先である横浜まで船で運搬しており、道内では消費されていない。この点につき、外部有識者を交えた農林水産省のバイオ燃料地域利用モデル実証事業アドバイザー委員会においても、「バイオマスエネルギーの地産地消の観点からこのことが適当なのかどうか検証してもらいたい。」とする意見が出されている。 （注）国費の額は、施設整備費約 23 億円、平成 20 年度までの地域協議会活動費及び技術実証費約 8 億円の合計額である。なお、事業期間終了までの国費投入見込額は約 57 億円である。。 <p>② 平成 19 年度及び 20 年度の不用額を合わせると 14 億 7,800 万円で、予算執行率は 46.6%となっている。</p> <p>③ 本事業及び「地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業」（農林水産省）は、どちらもバイオディーゼル燃料の地産地消のモデルを構築する事業であるが、別々の事業として行う必要性が乏しいと考えられる。</p>
32 評価書該当頁	①181～183 ②191 ③195

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明			事例の有無	有
1 事業番号	4	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定	
4 事業名	水産基盤整備事業のうち水産系副産物活用推進モデル事業					
5 事業の目的	貝殻等水産系副産物を、漁場の底質改良材、増殖礁、土木材料などとして、水産基盤整備事業において大量に活用するためのモデル事業の実施及び技術の検証・改善を行うことにより、水産系副産物のリサイクル材としての活用の全国への普及を促進し、水産業における循環型経済社会の構築の推進を図る。					
6 実施年度	平成 15～20 年度			7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(2)③、(4)②			9 事業種別	実証	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握			
12 把握していない場合、その理由	-					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金				
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計	
15 予算 A	15)	200,000	17) 2,009,000	19) 2,811,000	10,525,000	
	16)	540,000	18) 2,362,000	20) 2,603,000		
16 決算 B	15)	0	17) 1,427,800	19) 963,100	4,576,800	
	16)	540,000	18) 1,645,900	20) 0		
17 執行率 C	15)	0.0	17) 71.1	19) 34.3	43.5	
	16)	100.0	18) 69.7	20) 0.0		
18 事業の実績 (概要)	モデル的な取組として、3地区においてそれぞれ水産系副産物活用推進モデル事業基本計画を策定し、水産系副産物を活用した漁港施設、魚礁及び増養殖場の整備等を実施。					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	無				
	22 指標の内容	-				
	23 評価結果	効果発現不明				
	24 理由	効果を把握する仕組みになっていない。				
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				
	27 評価指標	無				
	28 理由	アウトプット（モデル的な取組件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。				

	由	
29 事例	30 事例の態様	① 予算執行率が 50%未満の事業 ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	① 平成 15 年度から 20 年度までの予算計 105 億 2,500 万円に対し、決算は 45 億 7,680 万円で、執行率は 43.5%となっている。 ② 本事業及び「増養殖機能等実証調査事業」(農林水産省)は、どちらも貝殻を使って増養殖場(礁)等を造成する事業であり、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考える。
32 評価書該当頁	①192 ②197	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調				事例の有無	有	
1 事業番号	5	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	バイオマス利活用フロンティア整備事業							
5 事業の目的	地域におけるバイオマス利活用を推進するため、新技術等によるバイオマスのリサイクル施設をモデル的に整備することにより、地域におけるバイオマス利活用のためのシステムを構築し、環境と調和のとれた循環社会の構築を図る。							
6 実施年度	平成 15、16 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)①、(4)②・③				9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			元々把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	2,000,000	3,467,925	/	/	/	/	5,467,925
	16 決算 B	266,370	2,680,956	/	/	/	/	2,947,326
	17 執行率 C	13.3	77.3	/	/	/	/	53.9
18 事業の実績 (概要)	全国で 13 地区で実施。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成 18 年閣議決定)」により、平成 23 年度までのバイオマスタウン構想の策定数は 300 地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	バイオマスの利活用は、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、本事業により予算面から地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。このことにより効率的な推進が図られていると考えられ、目標の達成に寄与(バイオマスフロンティア整備事業実施地区がある市町のうち 6 市でバイオマスタウン構想を公表しており、バイオマスタウンの構築に寄与)。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調						
	27 評価指標	計画を達成している施設数が全体の 50%未満						

28 理 由	<p>本交付金を受けて整備したバイオマス関連施設のうち、平成 20 年度運営管理状況報告の対象施設 13 施設の稼働状況をみると次のとおり低調となっていること。</p> <p>① 原料調達 13 施設のうち、計画どおり原料調達できたものは 4 施設 (30.8%) にすぎない。また、13 施設のうち、調達率が 50%未満のものが 5 施設 (38.5%) ある。</p> <p>② マテリアル生産 13 施設のうち、計画どおりマテリアル生産できたものは 4 施設 (30.8%) にすぎない。また、13 施設のうち、生産率が 50%未満のものが 4 施設 (30.8%) ある。</p> <p>③ エネルギー生産 7 施設のうち、計画どおりエネルギー生産できたものは 2 施設 (28.6%) にすぎない。また、7 施設のうち、生産率が 50%未満のものが 4 施設 (57.1%) ある。</p>	
	29 事例	<p>30 事例の態様 効果の発現が低調なものなど (施設整備に係る事業)</p> <p>31 内容 本事業により整備された 13 施設について、平成 20 年度の運営管理状況報告を基に、原料調達、マテリアル生産及びエネルギー生産の状況をみると、いずれも低調となっている (上記 28 参照)。</p>
32 評価書該当頁	177	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
---------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	6	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	生産振興総合対策事業のうち、 耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、 資源循環型農業・食品産業総合支援事業のうち、 資源循環型農業確立支援事業							
5 事業の目的	家畜排せつ物等有機性資源の堆肥化とメタン発酵等のリサイクル施設、BDF製造装置等の整備							
6 実施年度	平成15年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	4,434,621	/	/	/	/	/	4,434,621
	16 決算 B	3,888,829	/	/	/	/	/	3,888,829
	17 執行率 C	87.7	/	/	/	/	/	87.7
18 事業の実績 (概要)	平成15年度 103 地区							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	家畜排せつ物の適切な管理の推進						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	家畜排せつ物法の対象農家のうち、同法の管理基準に適合している農家の割合が99.9%						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット(施設設置数)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	7	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	農林水産バイオリサイクル研究							
5 事業の目的	バイオマスの変換・利用技術（食品廃棄物の減量化・循環利用技術、家畜排せつ物等の臭気低減・循環利用技術、作目資源由来の工業原材料生産技術）の開発、バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化（システム化技術、多段利用による地域モデルの構築、地域モデル実証）地域モデル実証は宮古島ほか全国4か所で実施。18年11月に研究成果発表会を実施。							
6 実施年度	平成12～18年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)②・③・④、(2)③、(3)①・②			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	740,545	1,165,512	1,295,249	1,143,408			4,344,714
	16 決算 B	739,719	1,164,750	1,294,798	1,143,408			4,342,675
	17 執行率 C	99.9	99.9	100	100			100
18 事業の実績 (概要)	<p>(1) バイオマスの変換・利用技術</p> <p>① 食品廃棄物の減量化・循環利用技術の開発：実用可能な技術を19件</p> <p>② 家畜排せつ物等の臭気低減・循環利用技術の開発：実用可能な技術を4件</p> <p>③ 作物資源由来の工業原材料生産技術の開発：新規工業用原料作物品種育成を3件</p> <p>(2) バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化</p> <p>① 地域循環利用システム化技術の開発：実用可能な技術を7件</p> <p>② 多段階利用による地域モデルの構築：実用可能な技術を13件</p> <p>③ 地域モデルの実証：5事例</p> <p>なお、地域モデル実証は全国4か所で実施。18年11月に研究成果発表会を実施。</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法		政策評価					
	21 評価指標区分		アウトプット					
	22 指標の内容		(1)バイオマスの変換・利用技術 ① 食品廃棄物の減量化・循環利用技術の開発：実用可能な技術を10件以上					

		② 家畜排せつ物等の臭気低減・循環利用技術の開発：実用可能な技術を4件以上 ③ 作物目資源由来の工業原材料生産技術の開発：新規工業用原料作物品種育成を1件以上 (2) バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化 ① 地域循環利用システム化技術の開発：実用可能な技術を5件以上 ② 多段階利用による地域モデルの構築：実用可能な技術を9件以上 ③ 地域モデルの実証：5事例
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性、効率性、有効性の観点から評価した結果、本研究課題は「当初の目的をほぼ達成した」と判断される。 ・ 後継の事業などで開発技術が進展
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	外部有識者の評価
	28 理由	評価専門委員会研究課題分科会による事後評価結果では、「本研究課題は当初の目的をほぼ達成した」とされているため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	8	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	国産粗飼料増産対策事業							
5 事業の目的	国産稲わらを収集・調整し、畜産経営に安定的に供給する取組を支援							
6 実施年度	平成 17 年度～					7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(2)①					9 事業種別	普及啓発	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			1,054,905	720,000	720,000	620,000	3,114,905
	16 決算 B			1,027,691	249,724	377,840	457,328	2,112,583
	17 執行率 C			97.4	34.7	52.5	73.8	67.8
18 事業の実績 (概要)	事業実施期間の4年間で延べ877組織、66,000haの稲わらについて、収集・調製し、畜産経営に安定的に供給する取組を実施した。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	稲わら収集面積						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	事業実施期間の4年間で延べ877組織、66,000haの稲わらについて、収集・調製し、畜産経営に安定的に供給する取組を実施した。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット（稲わら収集面積）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	有	
1 事業番号	9	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発							
5 事業の目的	<p>国産バイオエタノールの生産コストを 10 年で現在の半分以下に削減することを目標に、①低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、②バイオマスマテリアル製造技術の開発、③バイオマス利用モデルの構築・実証・評価を行う。</p> <p>このうち、③については、全国 6 箇所のモデル地域（北海道十勝、東北、関東、岐阜、南九州、南西諸島）において実施中。</p>							
6 実施年度	平成 19～23 年度				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)②・③、(2)①・②・③、(3)①・②・③、(4)②・③・④				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	1,500,000	1,450,000	2,950,000
	16 決算 B	/	/	/	/	1,483,723	1,450,000	2,933,723
	17 執行率 C	/	/	/	/	98.9	100	99.4
18 事業の実績 (概要)	<p>① 「低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発」では、テンサイ、バレイショ、ソルガム、カンショ、さとうきび、稲わら等について、安価なバイオエタノール原料の調達を可能とする収集技術、作物育成・栽培技術等の開発、また食料と両立するバイオ燃料の導入に向け、稲わら等の作物の非食用部や木質バイオマスを高効率にバイオエタノールに変換する技術、木質バイオマスをガスに変換する技術、触媒を用いずに廃食用油をバイオディーゼル燃料に変換する技術の開発するために、作物ごとに数値目標を掲げて取組を実施。</p> <p>② 「バイオマスマテリアル製造技術の開発」では、木質バイオマス、食品廃棄物・加工残さ、家畜排せつ物について、有効利用を促進するための技術の開発に向け、種別に数値目標等を掲げて取組を実施。</p> <p>③ 「バイオマス利用モデルの構築・実証・評価」では、バイオマスをエネルギー（エタノール、バイオディーゼル燃料等）やマテリアルとして利活用する技術を最適に組み合わせた、バイオマス利用モデルの構築・実証・評価に向け、全国 6 箇所のモデル地域（北海道十勝、東北、関東、岐阜、</p>							

	南九州、南西諸島)において、バイオマスの生産から廃棄の各プロセスを全てあわせた対象地域のバイオマス利活用システムについて、バイオマスのエネルギー変換とマテリアル変換を効率的に組み合わせることによりライフサイクルでのコスト及び化石エネルギー消費量が20%以上削減できるシナリオの作成の取組を実施。	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	原料調達から、エネルギー変換、副産物利用までをトータルしたシステム全体で、政策支援を前提に化石燃料と価格競争力を持つ、低コスト生産技術を開発する。(エタノールについては、研究室レベルでトータル生産コスト 100 円/1 を目指す)
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	(順調に進捗しており、継続することは妥当であると判断される。 なお、社会的・国際的にも重要な研究であり、国際競争も強まる中、構築された課題間の連携システムの実を上げるとともに、国内の様々な研究勢力の能力を一層活用し、また、海外展開も視野に入れた戦略的な知財確保に努めることが重要である。 達成状況については、「①低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発」では、研究目標については多くの個別課題において既に達成している状況。しかしながら、全体目標(100円/1)における位置づけ、貢献度が不明確で、今後、全体目標を達成に向けたより高い目標の設定を行い、研究を管理する必要がある。)
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット(低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発等の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	① 事業評価における目標設定等の在り方についての指摘 ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	① i) 中間評価(研究目標の達成度及び今後の達成可能性等) 農林水産省は、「研究目標については多くの個別課題において既に達成している状況にあり、研究としては概ね順調に進んでいるが、個別課題の研究目標については、全体目標(100円/1の達成)における位置づけ、貢献度が不明確であり、特にI系の目標が低すぎるものが多いところである。このため、今後、100円/1を達成するために必要なより高い目標の設定を行い、これを指標として管理を行う必要がある。」と指摘されている。

	<p>ii) 中間評価（研究推進方法の妥当性）</p> <p>本プロジェクトにおいては、当初1年半は、設定された個別研究課題ごとに並列的に研究を実施してきたことから、栽培、運搬、前処理、糖化、発酵、蒸留、副産物利用のプロセス全体での評価ができず、課題間の連携はほとんどない状況であった。</p> <p>今回の中間評価では、運営委員会において課目標や進捗状況等を判断して実行課題21課題を中止（又は終了）とし、新たに実行課題8課題を開始することと見直しを行うこととした。</p> <p>② 本事業において、稲わらの収集技術・バイオエタノール化技術の開発等を行っているが、「ソフトセルロース利活用技術確立事業」（農林水産省）又は「バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発」（経済産業省）においても、同様のテーマの技術開発を行っており、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。</p>
32 評価書該当頁	①188 ②197～198

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり			事例の有無	無	
1 事業番号	10	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス生活創造構想事業						
5 事業の目的	<p>本事業は、①バイオマスプラスチックの製造コストの低減に向けた技術開発、②技術開発、需要喚起の進捗状況を踏まえたバイオマスプラスチックの技術実証施設の整備、③全国レベルでのバイオマスプラスチックの普及、④地方レベルでのバイオマスプラスチックの普及を図り、国内に計画的にバイオマスプラスチックを浸透させ、生活を取り巻く様々な製品への利用を図ることを目的としている。</p>						
6 実施年度	平成16～18年度				7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(1)①、(3)①、(4)①・③				9 事業種別	実証	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		元々把握			
12 把握していない場合、その理由	-						
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金					
	年度	平成15	16	17	18	19	20 計
	15 予算 A		1,164,000	1,037,702	628,344		2,830,046
	16 決算 B		243,007	436,199	809,723		1,488,929
	17 執行率 C		20.9	42.0	128.9		52.6
18 事業の実績 (概要)	<p>バイオマスプラスチックの生産効率については、製造コスト低減に向けた技術開発を踏まえ実験室レベルにおいて平成16年度では、製造エネルギー22%を削減し17年度では34%の削減を図った。また、平成18年度においては、3か年の技術開発の成果を踏まえ実証プラントを整備し、実証段階において製造エネルギー41%を削減し生産効率を1.3倍に向上する本事業の成果目標を達成した。</p> <p>また、バイオマスプラスチックの認知度については、平成16年度では「バイオマスプラスチック」の言葉の認知度が事業実施前と比べ横ばいであったものの、17年度及び18年度では「石油からではなく植物などから環境に優しいプラスチックができること」の認知度について、「知っている」若しくは「聞いたことがあるような気がする」と回答した人の割合は、それぞれ65%、72%であり成果目標の認知度50%は概ね達成した。</p>						
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価					
	21 評価指標区分	アウトプット					
	22 指標の内容	(1) 事業実施前(平成15年度)のバイオマスプラスチックの生産効率を基準(=1.0)とし、事業が終了す					

		る平成 18 年度には生産効率を 1.3 に向上 (2) 平成 18 年度までに、バイオマスプラスチックの 認知度を 50%に向上
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	生産効率については、今後、実証プラントを用いた技術開発を引き続 き行い、バイオマス・ニッポン総合戦略において平成 22 年度の目標とし て掲げられた生産コスト 200 円/kg の実現に向けて、企業自らがコスト 改善努力を継続することが必要である。 また、認知度については、女性の認知度改善が課題であるが、本事業 で全国レベルの普及策として検討・考案されたバイオマスマークの本格 運用が 18 年 8 月から民間主体により始まっており、これにより女性への 認知度改善に寄与することを目指す。
25 当省の調査結 果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	生産効率
	28 理由	本事業の目標である「バイオマスプラスチックを汎用プラスチック価 格の 3 倍（樹脂 1 kg あたり 350 円）で供給できる生産技術の開発（事業 実施前の生産効率の 1.3 倍）」を達成しているため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調				事例の有無	有		
1 事業番号	1 1	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定		
4 事業名	バイオマス利活用フロンティア推進事業								
5 事業の目的	地域におけるバイオマス利活用に関する計画策定、実用化に関する調査・実証、システム構築等をバイオマスの種類に応じて総合的に実施し、バイオマスを有効利用することにより、地域におけるバイオマス利活用のためのシステムを構築し、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図る。								
6 実施年度	平成 15～16 年度					7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)③・④、(2)①、(4)①・②・③					9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			元々把握				
12 把握していない場合、その理由	-								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金							
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計	
	15 予算 A	1,665,000	1,099,825	/	/	/	/	2,764,825	
	16 決算 B	1,109,317	1,097,066	/	/	/	/	2,206,383	
	17 執行率 C	66.6	99.7	/	/	/	/	79.8	
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年度実施地区 468 地区 ・ 平成 16 年度実施地区 370 地区 								
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価							
	21 評価指標区分	アウトカム							
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成 18 年閣議決定)」により、平成 23 年度までのバイオマスタウン構想の策定数は 300 地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。							
	23 評価結果	効果発現あり							
	24 理由	<p>バイオマスの利活用は、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、本事業により地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。</p> <p>このことにより効率的な推進が図られていると考えられ、目標の達成に寄与。</p>							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調							
	27 評価指標	取組項目の実施率							

	28 理由	<p>バイオスタウン構想の公表数は、年々増加し、平成 22 年 4 月末現在で 279 地区と、目標の 300 地区を達成する可能性があり、本事業は目標の達成にある程度寄与したものと認められる。</p> <p>ただし、バイオスタウン構想の実現状況については、当省の調査結果では、バイオスタウン構想における取組項目が進捗しているのは 4 割に満たず、公表数に見合うバイオスタウンの構築が進展しているとはみられない。</p>
29 事例	30 事例の態様	<p>数年にわたって国の補助を受けているものの進捗状況が 50%未満のもの</p>
	31 内容	<p>c 市では、家畜排せつ物の液肥の有効利用を検討するため、平成 15 年度及び 16 年度に本事業（農林水産省：国費約 460 万円）と、平成 17 年度及び 18 年度の「バイオマスの環づくり交付金」並びに平成 19 年度及び 20 年度の「地域バイオマス利活用交付金」（農林水産省：両事業を合わせて国費約 590 万円）を合わせて、計約 1,050 万円の交付を受けている。</p> <p>また、液肥を生産する施設の増築として平成 17 年度に「バイオマスの環づくり交付金」（農林水産省：国費約 1 億 1,000 万円）を、生ごみ等のメタン発酵に関する調査として平成 19 年度に「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」（経済産業省：国費約 660 万円）をそれぞれ交付されており、合計で約 1 億 2,710 万円の交付を受けている。</p> <p>しかし、同市のバイオスタウン構想に掲げる取組項目の進捗状況をみると、家畜排せつ物の液肥の利用については、一部の農家で利用されるなど取組が実施されているものの、野菜畑等への液肥の利用は有効性を見い出すには至っておらず、また、生ごみ等を原料としたメタン発酵施設の整備は、液肥・堆肥の需要の喚起の必要性及び処理コストの低減といった課題が未解決のため、取組が遅れる可能性があるとしているなど、取組項目 15 項目のうち、構想どおり実施されているものは 4 項目（26.7%）にとどまっている。</p>
32 評価書該当頁	121～122	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調	事例の有無	有				
1 事業番号	1 2	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	木質バイオマスエネルギー利用促進事業（林業・木材産業構造改革事業）							
5 事業の目的	<p>林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスをエネルギーとして活用するため、地方公共団体、森林組合、民間事業者等が、</p> <p>① 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備</p> <p>② 木質ペレット製造施設、バイオマス発電施設等の木質バイオマスエネルギー供給施設等の整備</p> <p>③ 公共施設等におけるボイラー等の木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備や貸付用ペレットストーブの導入を行う場合の経費を支援する。</p>							
6 実施年度	平成 14～16 年度		7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(3)①、(4)①・②		9 事業種別	施設導入				
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	1,059,000	1,059,000	/	/	/	/	2,118,000
	16 決算 B	814,412	456,163	/	/	/	/	1,270,575
	17 執行率 C	76.9	43.1	/	/	/	/	60.0
18 事業の実績 (概要)	H15：10 か所							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット、アウトカム						
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマス利活用施設数（木質資源利用ボイラー、発電施設） ・ 木質ペレット生産量 						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>○ 木材産業等における木質バイオマス利活用施設数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木屑焚きボイラー H15 396 基 → H17 452 基 → H20 615 基 ・ 発電施設 H15 77 基 → H17 94 基 → H20 144 基 <p>○ 木質ペレットの国内生産量</p> <p style="text-align: center;">H15 3,800 トン → H17 21,538 トン → H20 37,670 トン</p> <p>毎年着実に木質バイオマス利活用施設の導入が図られており、木質ペ</p>							

		レットの国内生産量も5年間で約10倍になるなど、バイオマスの利用量も増加している。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調
	27 評価指標	計画を達成している施設数が全体の50%未満
	28 理由	本事業により平成15年度に整備された26施設の平成20年度(目標年度)における稼働状況をみると、目標どおり木質ペレットなどを製造・利用できているものは4施設(15.4%)にすぎない。
29 事例	30 事例の態様	① 損失を計上している施設 ② 効果の発現が低調なものなど(施設整備に係る事業)
	31 内容	① 本事業により整備され、間伐材・林地残材を原料に、チップボイラーの燃料となる木質チップを製造している施設が平成19年度から稼働を開始したが、原料である間伐材や林地残材の集材のためのコストが非常に大きいため、20年度までの2か年度の支出に対する収入の割合の平均は52.4%となっている。 ② 本事業により平成15年度に整備された26施設の20年度(目標年度)における稼働状況をみると、目標どおり木質ペレットなどを製造・利用できたものは4施設(15.4%)にすぎず、目標達成率が50%未満のものが12施設(46.2%)と半数近くある。また、26施設のうち、3施設(11.5%)が当初計画より目標を下げるために計画を変更しているが、3施設のうち2施設は計画の変更後も目標を達成していない。
32 評価書該当頁	①89 ②179	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	有					
1 事業番号	13	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定				
4 事業名	ソフトセルロース利活用技術確立事業								
5 事業の目的	<p>農村の地域資源であるソフトセルロース系原料を利活用して、農村の振興を図るとともに、ソフトセルロース系原料から効率よくバイオ燃料を製造する技術を確立することを目的とし、ソフトセルロース系原料の収集運搬、バイオ燃料の製造及び利用に係る一体的な取組並びにこれらの取組に係る情報の発信等を支援する「ソフトセルロース利活用技術確立事業」（以下「本事業」という。）を実施。</p> <p>①ソフトセルロース利活用推進事業（ソフトセルロース利活用モデル地区の管理、評価及びモデル地区で実施された技術実証の成果に係る情報の発信を行う。）、②ソフトセルロース利活用モデル事業（モデル地区において原料の収集運搬、バイオ燃料製造等に係る技術実証及び当該技術実証の達成に必要な実証設備の整備を行う。）から成る。</p>								
6 実施年度	平成 20～24 年度			7 継続等区分	継続				
8 基本的戦略	(1)②、(2)①、(3)②、(4)④			9 事業種別	実証				
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金・補助金							
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計	
	15 予算 A	/	/	/	/	/	/	1,665,319	1,665,319
	16 決算 B	/	/	/	/	/	/	233,514	233,514
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	/	14.0	14.0
18 事業の実績 (概要)	<p>① ソフトセルロース利活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区選定委員会の開催：2回 ・ 実施状況の確認等の実施：現地調査6回（3地区）、事業実施計画審査3地区、月例報告（1回/月）等 ・ 評価委員会の運営：評価委員会2回、小委員会（収集・運搬、エタノール製造）5回等 <p>② ソフトセルロース利活用モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 北海道ソフトセルロース利活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオ燃料製造設備：3.71/日 ii) 兵庫県ソフトセルロース利活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオ燃料製造設備：161/日 iii) 秋田県ソフトセルロース利活用モデル地区 <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオ燃料製造設備：2001/日 								

19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	国産バイオ燃料の大幅な生産拡大のための工程表に基づき、平成 23 年度までに単年度 5 万 k1 の国産バイオ燃料の生産を目指し、2030 年までの中長期的な観点からは、食料供給と競合しない稲わら、間伐材等のセルロース系原料や資源作物を活用して、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（農水省試算：600 万 k1）を図ることとしている。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	平成 20 年度にソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術を確立するための実証事業を創設し、全国 3 地区で実証を開始した。効率的な原料の収集運搬技術を確立するための実証及び、21 年度から製造設備で製造実証を開始すべく、バイオ燃料製造設備の整備等に着手した。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（実施地区数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	① 実証事業の効果の発現が低調なものなど（ビジネスモデルとして成立させることが困難と考えられるもの） ② 予算執行率が 50%未満の事業 ③ 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	① 稲わらからバイオエタノールを製造する施設を整備し、稲わらの収集運搬に関する実証を平成 20 年度から、バイオエタノールの製造に関する実証を 21 年 10 月から実施しており、最終的にはバイオエタノールの製造単価を 90 円／1 以下にする計画である。しかし、原料の乾燥等にコストを要していることから、製造単価に占める収集運搬コストの目標値を超えている。また、施設におけるバイオエタノールの最大製造量は年間 1 k1 程度と少量であり、実証期間終了後、実用（商用）施設として稼働させるためには実証の規模が小さい。 ② 平成 20 年度の執行率は 14.0%で、6 億 5,900 万円が不用となっている。 ③ 「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」（農林水産省）において、稲わらの収集技術・バイオエタノール化技術の開発等を行っているが、本事業又は「バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発」（経済産業省）においても同様のテーマの技術開発を行っており、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。
32 評価書該当頁	①183～184 ②192 ③197～198	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調	事例の有無	有
----------------	---------	-------------	-------	---

1 事業番号	1 4	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	食品リサイクル推進モデル整備事業							
5 事業の目的	先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行い、リサイクルの成果の実証・波及を図る							
6 実施年度	平成 15 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	実証					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	1,210,470	/	/	/	/	/	1,210,470
	16 決算 B	1,108,860	/	/	/	/	/	1,108,860
	17 執行率 C	91.6	/	/	/	/	/	91.6
18 事業の実績 (概要)	食品関連事業者から排出される食品廃棄物等をマテリアル利用（肥料化、飼料化）やエネルギー利用（メタンのガス化による発電等）する施設を全国 5 箇所において整備							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	（先進的な技術等を取り入れた食品リサイクル施設が整備され、食品リサイクルの推進が図られた。）						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調						
	27 評価指標	定性的に個別施設の目標達成状況を判断						
	28 理由	バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設数が 5 施設（平成 15 年度に整備された施設）と少数であるため、「目標達成施設 50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、本事業により整備された 5 施設のうち、2 施設が平成 17 年に事業を中止しているほか、現在稼働している 3 施設についても直近（平成 19 年度実績 1 施設、21 年度実績 2 施設）の稼働状況において、計画どおり原料調達できているもの						

		はなく、製品の生産量も2施設で計画を下回っており、うち1施設は生産率が50パーセント未満となっていることから、効果の発現度合は低調であると判断した。
29 事例	30 事例の態様	実証事業の効果の発現が低調なものなど（施設が事業を中止）
	31 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品廃棄物を肥・飼料化し、グループ企業や配合飼料メーカー等へ販売する事業者が整備した施設（国費約1億円）が、事業を中止。 ・ 食品関連事業者等から排出される水産系食品廃棄物等を肥・飼料化し、養殖業者及び畑作農家等へ販売する事業者が整備した施設（国費約1億3,000万円）が、事業を中止。
32 評価書該当頁	183	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要		効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無
1 事業番号	15	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業							
5 事業の目的	林地残材等未利用森林資源を活用してエネルギーやマテリアルとして利用するための新たな製造システムの構築。							
6 実施年度	平成20～25年度				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)②、(4)④				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						1,200,000	1,200,000
	16 決算 B						1,199,958	1,199,958
	17 執行率 C						100	100
18 事業の実績 (概要)	<p>平成20年度に、5年以内で構築可能な製造システムの企画提案を公募し、以下の4件の課題を採択、各課題について、実証プラントの建設等を実施。</p> <p>① 木質バイオマスから新たなエタノール製造システム ② 木質バイオマスからのナノカーボン製造システム ③ 亜臨界水処理による木質バイオマス連続分解システム ④ バイオオイル化による森林資源トータル利用システム</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット・アウトカム						
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年後に2,000億円規模のビジネスを創出 ・ 木質バイオマスの新たな利用を目的とした製造システムの構築 						
	23 評価結果	効果発現不明						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地残材や間伐材等、未利用森林資源活用のための、エネルギーやマテリアル利用に向けた製造システムの構築のため、初年度は計画どおり実証プラントの整備を実施した。 ・ 平成20年度は、企画提案を公募し、外部専門家等により構成される審査委員会により企画提案内容を審査し、4件の企画提案を採択した。 							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（課題の採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調			事例の有無	有		
1 事業番号	16	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	エコフィード緊急増産対策事業							
5 事業の目的	エコフィード（食品残さを利用した家畜用の飼料）の増産を推進し、もって飼料自給率の向上等に資するため、配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携しエコフィードの生産・利用を拡大させる取組に対し支援。							
6 実施年度	平成20年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(2)①・③				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	－							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	/	791,853	791,853
	16 決算 B	/	/	/	/	/	43,843	43,843
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	5.5	5.5
18 事業の実績 (概要)	<p>1 エコフィード含有飼料の拡大推進事業 中央団体（2組織）の取組によりエコフィードの利用推進の取組が実施された。</p> <p>2 エコフィード利用促進奨励金交付事業 2地域協議会（配合飼料メーカー：6工場、食品残さ飼料化業者：4業者）において、3,636TDNトンのエコフィードが増産された。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで廃棄されていた食品廃棄物を資源（家畜飼料）として再生利用することにより、循環型社会の構築が促進されるとともに、飼料自給率向上に寄与。 ・ 平成20年度の飼料化実績は、エコフィード増産量として3,636TDNトン（豆腐粕に換算して19,000トンに相当）。 						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調						
	27 評価指標	2万TDNトンの増加						

	28 理由	平成 20 年度エコフィールド行動計画では、エコフィールド生産量 2 万 T D N トン増を本事業の目標としている。これに対する実績は 3,636 T D N トン (18.2%) で低調なため。
29 事例	30 事例の態様	予算執行率が 50%未満の事業
	31 内容	平成 20 年度予算 7 億 9,100 万円に対し、決算額は、4,300 万円 (予算額の 5.5%)。しかし、21 年度も 6 億 6,300 万円 (対 20 年度比 83.7%) の予算を計上している。
32 評価書該当頁		193

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	17	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	バイオマスタウン形成促進支援調査事業							
5 事業の目的	<p>本事業は、農村等地域のバイオマス利活用に係る検討を早期にかつ効率的に実施させるために、①検討に必要な技術情報の整備、②農村地域に適した経済的な新しい利活用システムの開発、③地域の人材育成、④バイオマス利活用地区への技術支援を行うことにより、地域のバイオマス利活用の取組を強力に後押し、バイオマスタウンの全国展開の加速化を図るものである。</p>							
6 実施年度	平成18～23年度			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(1)③			9 事業種別	普及啓発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法等		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				200,000	179,103	260,100	639,203
	16 決算 B				200,000	179,100	260,100	639,200
	17 執行率 C				100	100	100	100
18 事業の実績 (概要)	<p>① バイオマス利活用施設の技術情報システム（データベース）の作成 18年度～：堆肥化施設、メタン発酵施設、19年度～：BDF製造施設 20年度～：木質バイオマス変換施設、飼料化施設</p> <p>② 農業集落排水施設と連携したバイオマス変換施設に関する技術の実証 農村地域向けメタン発酵・木質ガス化実証プラントの実証試験及び農業集落排水施設と連携した導入の検討、メタン発酵消化液（液肥）の農地還元に関する研究</p> <p>③ 地域における取組の核となる人材の育成 バイオマスタウン構想あるいはバイオマス利活用施設整備計画等の作成を担う地域の人材を育成するための研修等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマスタウン構想等を作成する市町村担当者を対象とした「バイオマス塾」の開催（18年度10市町村、19年度9市町村、20年度12市町村） ・ 市町村担当者を対象とした「バイオマス中央研修会」（18～20年度各1回 それぞれ約100人が参加） ・ 市町村担当者等を対象とした「バイオマス地域研修会」（それぞれ20～40人が参加） 							

	④ バイオマス利活用地区への技術支援 バイオマス利活用事業実施地区等に対し、市町村等の要請に基づき、円滑にバイオマス利活用の取組が進められるよう、技術的な支援を実施。(20年度：7地区実施)	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年閣議決定)」により、平成23年度までのバイオマスタウン構想の策定数は300地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	バイオマスタウン形成に向けて、技術情報データベースの策定及びHP上での公開、全国の市町村職員等に対し研修等の支援、及びバイオマス利活用地区への技術支援を実施したことにより目標の達成に寄与。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット(バイオマス利活用施設の技術情報システムの作成等の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	有				
1 事業番号	18	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	広域連携等バイオマス利活用推進事業							
5 事業の目的	<p>食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマス利活用システム（収集・運搬・変換等）の構築、並びにバイオマスプラスチックのリサイクルシステム及び国産原材料由来のバイオマスプラスチックの定着のため、食品事業者等が行う啓蒙普及活動、実証試験等について支援を行い、広域的なバイオマス利活用システムの構築とバイオマスの利活用を通じた農村の振興等を推進する。</p> <p>本事業は、広域的な事業を展開する食品事業者等が排出している多くの食品廃棄物等の利活用の推進が個別バイオマスタウンの構築において不可欠であり、都道府県界を越えて行うこれら事業者のバイオマス利活用の取組を支援することを通じて、域内では利用しきれないバイオマスの利活用を促進することにより個々のバイオマスタウンの推進を図る事業である。</p>							
6 実施年度	平成 18～22 年度	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)③、(2)①、(4)①・②	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				150,000	230,000	220,440	600,440
	16 決算 B				145,041	208,080	200,585	553,706
	17 執行率 C				96.7	90.5	91.0	92.2
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度 4 件 ・ 平成 19 年度 11 件 ・ 平成 20 年度 9 件 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年閣議決定）」により、平成 23 年度までのバイオマスタウン構想の策定数は 300 地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	バイオマスの利活用は、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、本事業により地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。このことにより効率的な推進が図られていると考えられ、目標の達成に寄与。	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	
	27 評価指標	無	
	28 理由	アウトプット（施設設置数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	① 効果の発現が低調なものなど（施設整備に係る事業） ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの	
	31 内容	① 食品廃棄物のメタン発酵変換機器（国費約 4,900 万円）に不具合を生じ、また、原料となる食品廃棄物が計画どおり調達できない事態が生じたため、事業を中止した。 ② 本事業及び「バイオマスプラスチック容器包装再商品化システム検討事業」（農林水産省）は、どちらもバイオマスプラスチックのリサイクルシステムの構築を目的とする事業とであり、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。また、両事業には、共通する事業者がみられる。 また、本事業のほか、「食品循環資源経済的処理システム実証事業」及び「技術革新波及対策事業（産地提案型事業飼料化施設）」（以上、農林水産省）は、いずれも食品リサイクルを目的とする事業であり、別々に実施する必要性が乏しいと考えられる。	
32 評価書該当頁	①179～180 ②196～197		

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明	事例の有無	有
---------	---------	-------------	-------	---

1 事業番号	19	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	木質資源利用ニュービジネス創出事業							
5 事業の目的	<p>① 木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業 熱利用施設供給者と林業事業者がチップ用材の安定供給にかかる協定等を締結し、チップ用材を確保するための間伐を自ら行う場合に、経費の一部を助成する。原料調達コストの低減に向けた取組を推進するために必要な実証事業に対する支援</p> <p>② 木質資源利用ビジネス促進事業 ボイラー等の利用機器の低コスト化や効率化等のために行う試作品の製作、モニタリング調査等に対する支援。規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対する支援。</p>							
6 実施年度	平成20年度～			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(4)①			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						572,912	572,912
	16 決算 B						487,300	487,300
	17 執行率 C						85.1	85.1
18 事業の実績 (概要)	<p>1 木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業 平成20年度、公募により選定された団体により、12件のテーマが採択。</p> <p>2 木質資源利用ビジネス促進事業</p> <p>(1) 木質資源利用拡大技術高度化支援事業 平成20年度、公募により選定された団体により、14件のテーマが採択。</p> <p>(2) 木質ペレット供給安定化事業</p> <p>①木質ペレット品質規格原案の検証のための試験、②木質ペレットの市場構造や燃焼機器の調査、③木質ペレットを使用する意義等についての普及活動(木質ペレット利用促進シンポジウムを全国5箇所で開催、普及用小冊子「木質ペレットのすすめ」の作成)</p> <p>21年3月にそれぞれの事業実施主体より、これらの結果をまとめた報告書が作成されている。</p>							

19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット・アウトカム
	22 指標の内容	① 間伐材等の未利用森林資源の低コスト収集・運搬方法の確立。本事業による間伐実施面積、低質間伐材の利用量。 ② 開発・改良した装置の製品化 ③ 木質ペレットの国内生産量、木質ペレット利用促進シンポジウム参加数
	23 評価結果	効果発現あり
24 理由	<p>1 木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業 材料の形状に応じた効率的なチップ化方法等が明らかになった。 本事業による間伐実施面積：1,115ha 低質間伐材の利用量：47,285m³</p> <p>2 木質資源利用ビジネス促進事業 (1) 木質資源利用拡大技術高度化支援事業 採択された14課題の内、2課題が本年度に製品化されており、4課題が来年度以降の製品化の目途がついている。残り8課題については、本事業により得られた技術を活かし次の製品開発に活かしていく方向。これら機器の普及により、木質バイオマスの利用促進が期待される。</p> <p>(2) 木質ペレット供給安定化事業 平成20年の木質ペレットの国内生産量は、37,670トン(H19:29,920トン)。木質ペレット利用促進シンポジウムは455人(1箇所平均91人)の参加があり、木質ペレットの利用促進に対する理解の醸成に効果があったと考えている。</p>	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明
	27 評価指標	無
29 事例	28 理由	木質資源利用拡大技術高度化支援事業については14課題のうち、実用化例が見込みも含め6件(42.9%)となっている。ただし、他の事業目的においては達成度を測る尺度がないため、事業全体の効果発現の程度は不明である。
	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業の対象となったモデル事業実施地区における未利用の木質資源を利用する施設の整備に対する支援を行うものとして「提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル事業」(農林水産省)があるが、「提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル事業」の実績は民間事業者1社のみで、効果が限定的であり、また、単年度で終わっているなど、本事業と別々の事業として実施する必要性も乏しいと考えられる。
32 評価書該当頁	197	
33 備考	-	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	有	
1 事業番号	20	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	高機能たい肥活用エコ農業支援事業							
5 事業の目的	農業者団体等が、堆肥の肥効調整やペレット化などの新しい堆肥生産技術を用いて、畜産地域において、耕種農家のニーズにあった高機能な堆肥生産を行い、耕種地域に供給することにより、広域的に環境保全農業に取り組むモデル地域を育成する。							
6 実施年度	平成 19～21 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	該当なし				9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			元々把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	312,507	142,504	455,011
	16 決算 B	/	/	/	/	0	577	577
	17 執行率 C	/	/	/	/	0	0.4	0.1
18 事業の実績 (概要)	平成 20 年度：1 地区							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	家畜排せつ物の適正な管理の確保及び利用の推進						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	本事業の実施地区は、平成 20 年度の 1 地区であり、これが完了したのは、21 年度（繰越）となったため、稼働から 1 年たっていないため、具体的な発現状況を把握することは困難であるが、現在計画どおり稼働しているとのことなので、本地区が家畜排せつ物の広域流通のモデルとして、利用の促進が図られ、耕種地域における家畜排せつ物堆肥の利用促進に資するものと考えている。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット（施設整備数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						

29 事例	30 事例の態様	予算執行率が50%未満の事業
	31 内容	平成19年度予算3億1,200万円に対し、決算額は0円。20年度は減額しているものの、1億4,200万円（対19年度比45.6%）の予算を計上し、決算額は57万円で、2か年度の予算執行率は0.1%となっている。
32 評価書該当頁	193	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	E アウトプットあり・低調					事例の有無	有
1 事業番号	2 1	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル事業 (森林・林業・木材産業づくり交付金)							
5 事業の目的	「木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業」の対象となったモデル事業実施地区における未利用の木質資源を利用する施設の整備に対する支援							
6 実施年度	平成 20 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)①、(4)①・②				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法等	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						400,000	400,000
	16 決算 B						229,032	229,032
	17 執行率 C						57.3	57.3
18 事業の実績 (概要)	20 年度、1 事業者に対し、木質資源ボイラー・剥皮施設・燃料投入施設の整備について交付。なお、同事業者は、20 年度「木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業」で採択された森林組合連合会とチップの安定供給協定を結んでいる事業者であり、林地残材等の有効活用を促進するため整備したものの。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	林地残材等の木質バイオマス利用の促進						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>本事業では1 事業者による木質資源ボイラー・剥皮施設・燃料投入施設の整備が採択。</p> <p>H21 繰越となり、H21 年9月より試運転を開始したところ。</p> <p>同施設におけるバイオマス利用目標は、</p> <p style="text-align: center;">27,193m³ (H19) → 75,330m³ (H26)</p> <p>となっており、木質資源利用ニュービジネス創出事業と併せて、未利用木質資源の利用拡大が期待される。</p>							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	E アウトプットあり・低調						
	27 評価指標	定性						

	28 理由	「提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル事業」は、「木質資源利用ニュービジネス創出事業」の対象となったモデル事業実施地区における未利用の木質資源を利用する施設の整備に対する支援を目的としているが、実績は民間事業者1社のみで単年度で終了しており、効果が限定的で波及効果が乏しいと考えられる。
29 事例	30 事例の態様	① 効果が限定的で波及効果が乏しいと考えられるもの ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	① 「提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル事業」は、「木質資源利用ニュービジネス創出事業」の対象となったモデル事業実施地区における未利用の木質資源を利用する施設の整備に対する支援を目的としているが、実績は民間事業者1社のみで単年度で終了している。 ② 本事業は、実績は民間事業者1社のみで、効果が限定的であり、また、単年度で終わっているなど、「木質資源利用ニュービジネス創出事業」と別々の事業として実施する必要性も乏しいと考えられる。
32 評価書該当頁		①185 ②197

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要		効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	無
1 事業番号	2 2	2 所管省名	農林水産省				3 事業区分	特定
4 事業名	木質資源循環利用技術開発事業							
5 事業の目的	木材成分の総合利用を行うための、リグニン及びセルロース系成分を分離して、再利用可能な木質プラスチックや有機化学工業の原料を製造する技術の開発							
6 実施年度	平成 13～17 年度				7 継続等区分		終了	
8 基本的戦略	(3)②				9 事業種別		調査・研究開発	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	146,880	127,786	95,269				369,935
	16 決算 B	145,034	125,631	93,753				364,418
	17 執行率 C	98.7	98.3	98.3				98.5
18 事業の実績 (概要)	事業実施主体が行う以下について助成を行った。 ① 木材成分の分離技術の開発 ② リグニンの利用技術及びリサイクル技術の開発 ③ セルロース系成分の利用技術の開発							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	新たな木材利用の技術開発の推進						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	木質バイオマスからリグノフェノールを製造するシステムを構築するための技術実証に応用						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり						
	27 評価指標	外部有識者の評価						
	28 理由	木材新規用途開発促進事業の事後評価結果では、「目標をほぼ達成」とされているため。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	2 3	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	地域バイオマス発見活用促進事業							
5 事業の目的	<p>国産バイオ燃料等バイオマスの利活用の加速化のためには、農業者、消費者、事業者等全ての地域住民に地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、利活用することが、その地域の活性化にもつながるという強い意識の下、各地域に豊富に存在する未利用のバイオマスの量やその価値と利活用の取組の必要性を認識してもらうことが重要である。</p> <p>このため、地域における未利用のバイオマスの実地調査を実施し、その調査結果を地域住民に還元するとともに、地域の未利用のバイオマスの発見及び利活用に向けた普及・啓発並びに地域における取組の核となる人材の養成を行うことを目的とした地域バイオマス発見活用促進事業（以下「本事業」という。）を実施する（要綱から抜粋）。</p> <p>① 地域バイオマス発見・利用促進事業：9つの農政局ブロックごと発見活用協議会を設置して実施。地域に眠る未利用のバイオマスを発見し、その地域におけるバイオマスの利活用を促進するため、調査及び普及・啓発活動を実施</p> <p>② 地域バイオマス発見・利用加速化事業：未利用のバイオマスの利用可能性調査、バイオマス利活用コーディネーターの養成、全国におけるバイオマス利活用のための普及・啓発</p>							
6 実施年度	平成19年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①・③・④、(2)③				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					337,141		337,141
	16 決算 B					335,007		335,007
	17 執行率 C					99.4		99.4
18 事業の実績 (概要)	<p>全国津々浦々に存在するバイオマスを「発見」「利活用」するため、地域の賦存量・利用量調査の実施とその結果を地域で共有し利活用を加速化するためのキャンペーンの実施、取組の中心となる人材を育成し将来に渡ってバイオマスの利活用が定着する仕組みづくりを支援した。</p> <p>全国9ブロック毎に合計約300市町村で実態調査を実施。研修会、シンポジ</p>							

	ウムその他のイベントを実施（参加者延べ10,000人）。バイオマス利活用コーディネーター33人を養成した。	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	国産バイオ燃料を平成 23 年度に単年度 5 万キロリットル以上生産
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 国産バイオ燃料の生産量については、平成 19 年度は 463 キロリットルとなり目標値を大幅に上回った。 実地調査実施市町村の中から今年度以降バイオマスタウン構想を策定する意向のある市町村が多数発掘されたほか、バイオマス利活用コーディネーターによる構想策定の支援体制が整い、更に加速度的にバイオマスタウン構想の策定が進むものと思料。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（研修会等の参加者数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	2 4	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業							
5 事業の目的	バイオマスに関連する情報を効率的かつ効果的に提供するためのシステムの構築やバイオマスの利活用に対する国民の理解の醸成及び合意の形成の促進を図るための普及啓発を実施し、バイオマスの総合的な利用を推進するものである。							
6 実施年度	平成 14～17 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①・③・④、(4)③				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	－							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	119,154	105,121	105,127	/	/	/	329,402
	16 決算 B	119,154	103,996	105,127	/	/	/	328,277
	17 執行率 C	100	98.9	100	/	/	/	99.7
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス利活用に関する普及啓発として、セミナー、シンポジウム、現地視察、パンフレットの作成、バイオマス利活用優良表彰、展示会等でバイオマス製品等の展示等を実施。 ・ バイオマス由来プラスチック食器の実用化試験を実施。 ・ バイオマス関連情報を効率的に収集・整理・提供するため、バイオマスに関係する情報ネットワークの中心として、ITを活用した情報拠点（バイオマス情報ヘッドクォーター）を創設し、運用・情報の充実を図った。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>バイオマス利活用に関する情報をデータベースとしてバイオマスヘッドクォーターにより提供することにより、バイオマスタウン構想の策定の際の賦存量の算定への活用や先進事例の参照など、バイオマスタウン構想の策定に当たっての有効な情報源となっている。</p> <p>また、バイオマス利活用コーディネーターによる構想策定の支援体制が整い、更に加速度的にバイオマスタウン構想の策定が進むものと思料。</p>							
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（バイオマス情報ヘッドクォーターの創設等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無				
1 事業番号	25	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	環境バイオマス総合対策推進事業							
5 事業の目的	<p>食料自給率の低い我が国において、食料と競合しない日本型バイオ燃料の生産拡大を図るためには、農業者、消費者、事業者等全ての地域住民に、地域に豊富に存在する未利用のバイオマスの量やその価値、利活用の必要性を認識してもらうことが重要である。</p> <p>また、ポスト京都議定書の枠組みづくりに向けては、農地土壌のCO₂吸収などの様々な論点についての傾向値を把握し、国際交渉を我が国に有利に進める必要がある。</p> <p>このため、地域に眠る未利用バイオマスの調査、シンポジウムの開催等による地域の関係者の意識改革等を総合的に促進することを目的とした環境バイオマス総合対策推進事業（以下「本事業」という。）を実施する。</p> <p>1 地域に根ざした環境バイオマスに関する意識改革</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 地域バイオマス実地調査</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 地域バイオマス利活用のための普及・啓発</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 地域の発意に基づく実地体験</p> <p>3 全国規模での環境バイオマスに関する意識改革</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 全国における環境バイオマス総合対策を推進するための普及・啓発</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 環境バイオマス総合対策を推進する人材の養成</p>							
6 実施年度	平成20年度～		7 継続等区分	継続				
8 基本的戦略	(1)①・③・④、(2)③		9 事業種別	普及啓発				
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	/	/	/
	16 決算 B	/	/	/	/	/	/	/
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	/	/
18 事業の実績 (概要)	<p>地域に眠る未利用バイオマスの調査、シンポジウムの開催等による地域の関係者の意識改革、地域での農林水産業を通じた地球環境保全に関する取り組みにより、食料と競合しない日本型バイオ燃料の生産拡大に向けた国民運動を展開した。</p> <p>・ 全国9ブロックで合計約290市町村で実地調査を実施。</p>							

	<ul style="list-style-type: none"> 研修会・シンポジウム・イベント等を全国で実施（延参加者約9,000名）するとともに、学校教育等による実地体験学習（参加者約1,500名）を実施。 今年度36名のバイオマス利活用コーディネーターを養成。 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	国産バイオ燃料を平成 23 年度に単年度 5 万キロリットル以上生産
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 国産バイオ燃料の生産量について平成 20 年度は 2,244 キロリットルとなり目標値を達成している。 実地調査実施市町村の中から今年度以降バイオマスタウン構想を策定する意向のある市町村が多数発掘されたほか、バイオマス利活用コーディネーターによる構想策定の支援体制が整い、更に加速度的にバイオマスタウン構想の策定が進むものと思料。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（研修会等の参加者数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	26	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	農村資源リサイクル環境整備検討調査							
5 事業の目的	資源循環モデル地域（8か所）における資源循環の現状診断及び改善方向の検討、農業集落排水汚泥の広域処理事例の収集等を行い、各地方公共団体が地域のバイオマス利活用計画を効率的に策定するための資源循環計画マニュアルを策定							
6 実施年度	平成15～17年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)②	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	本調査については、複数の担当課において実施したものであるが、組織再編に伴い現在の担当課を特定できず、本調査の詳細について把握するのが困難な状況となっているため、決算額は記載できない。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	102,500	97,900	81,910	/	/	/	282,310
	16 決算 B	不明	不明	不明	/	/	/	不明
	17 執行率 C	-	-	-	/	/	/	-
18 事業の実績 (概要)	<p>調査元：農村整備課（中山間地域振興課） 基本的調査内容：バイオマスのエネルギー利用（残さ含む）</p> <p>平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源循環実態調査 ・ 合併処理実態・可能性調査 ・ 農村資源施用目安作成 <p>平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メタン発酵施設指針作成（液肥利用（施用）も含む） <p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メタン発酵施設指針作成（液肥利用（施用）も含む） <p>調査元：土地改良企画課（農地資源課） 基本的調査内容：バイオマスのマテリアル利用</p> <p>平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル作成方針策定 ・ マニュアルスケルトン作成 ・ 地元意向調査把握の記述 ・ モデル地域での調査 <p>平成16年度</p>							

	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル各章方針作成 マニュアルの記述作成 モデル地域での調査 <p>平成 17 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> マニュアル作成 (完成) モデル地域での調査 <p>調査元：事業計画課（農村整備官）</p> <p>基本的調査内容：農業集落排水汚泥の農地還元に関すること</p> <p>平成 15 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 集排汚泥農地還元の広域連携に関する検討 <p>平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 集排汚泥農地還元の広域連携に関するマニュアルの作成 <p>平成 17 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源循環施設に係る効果の検討 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 自治体、民間事業者等においてメタン発酵利活用施設技術指針（案）を活用し施設整備計画の検討等を実施。また、市町村担当者等を対象としたバイオマス利活用研修において資料として活用している。 都道府県及び市町村において、資源循環計画の検討に活用された。 農業集落排水資源循環統合補助事業の平成 21 年度新規採択地区のうち 7 地区において集落汚泥の農地還元の広域連携を行うこととしている。 資源循環施設に係る効果の検討結果については、事業効果の把握をより適切に行うため、市町村担当者等を対象としたバイオマス利活用研修において資料として活用している。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（実態調査等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	有	
1 事業番号	27	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	増養殖機能等実証調査事業							
5 事業の目的	貝殻養殖によって発生する貝殻処理に係る問題を解決することにより、沿岸域の環境の改善を図るとともに、つくり育てる漁業の推進を図るなど、持続的な水産業の発展の実現を目指す。							
6 実施年度	平成16～18年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(2)③、(4)②				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		106,440	95,796	62,304			264,540
	16 決算 B		103,175	92,914	59,018			255,107
	17 執行率 C		96.9	97.0	94.7			96.4
18 事業の実績 (概要)	18年度に「漁場造成における水産系副産物(貝殻)リサイクルガイドライン」を作成							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	ホタテの貝殻処理が課題となっている地域において、貝殻を活用した漁場造成が行われている。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット(ガイドライン作成の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの						

	31 内 容	本事業及び「水産基盤整備事業のうち水産系副産物活用推進モデル事業」(農林水産省)は、どちらも貝殻を使って増養殖場(礁)等を造成する事業であり、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考える。
32 評価書該当頁	197	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要		効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり			事例の有無	有	
1 事業番号	2 8	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	低コスト木質資源利用技術開発事業							
5 事業の目的	リグニンを、石油などに代わる工業原料として活用するためのリグノフェノールの低コスト生産技術及び利用技術の開発							
6 実施年度	平成 18～20 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				95,269	84,623	80,391	260,283
	16 決算 B				94,462	84,623	80,391	259,476
	17 執行率 C				99.2	100.0	100.0	99.7
18 事業の実績 (概要)	<p>事業実施主体が行う以下について、助成を行った。</p> <p>① 相分離システムによる精製リグノフェノールの低コスト生産技術の開発</p> <p>② 付加価値の高い精製リグノフェノールの利用技術の開発</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	精製リグノフェノールの生産コストを半分以下にする						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度時点でのリグノフェノール 1 kg 当たりの製造単価は、当初目標の 3,500 円を達成 ・ 木質バイオマスからリグノフェノールを製造するシステムを構築するための技術実証に応用 						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり						
	27 評価指標	目標：製造単価 3,500 円						
	28 理由	<p>平成 20 年度時点での目標とした「リグノフェノール 1 kg 当たり製造単価 3,500 円」を達成しているため。</p> <p>※平成 19 年度実績は 4,000 円</p>						
29 事例	30 事例の態様	長期間研究を実施しているが実用化に至っていないもの						

	31 内 容	<p>林野庁では、木質資源からリグニンとセルロースを分離し、再利用可能な木質プラスチックや有機化学工業の原料とする技術開発を目的に、平成13年度から17年度までの5年間、「木材成分の分離技術の開発」を実施。これに続き、リグノフェノールの低コスト生産技術及び利用技術の開発を目的として18年度から20年度までの3年間本事業を実施し、目標としたリグノフェノール1kg当たりの製造単価3,500円（平成20年度目標）を達成している。</p> <p>しかし、両事業を合わせると8年間研究を続けているが、より一層の製造コストの削減と付加価値の高い用途開発が課題となり、事業化には至っていない。</p>
32 評価書該当頁	187	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	29	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、農業競争力強化対策民間団体事業のうち、環境負荷低減農業技術確立実証事業							
5 事業の目的	硝酸態窒素や温室効果ガスなどの測定手法及び環境負荷低減のための農業技術の確立・実証（京都府、徳島県、熊本県、鹿児島県でモデル事業を実施）、環境負荷低減マニュアルの作成、環境負荷分析ソフトの実用化、有機性分解モデルシステムの開発							
6 実施年度	平成14～18年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(4)②			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	58,379	59,440	53,496	49,000	/	/	220,315
	16 決算 B	55,096	56,092	50,235	45,925	/	/	207,348
	17 執行率 C	94.4	94.4	93.9	93.7	/	/	94.1
18 事業の実績 (概要)	硝酸態窒素や温室効果ガスなどの測定手法及び環境負荷低減のための農業技術の確立・実証、環境負荷低減マニュアルの作成、環境負荷分析ソフトの実用化、有機性分解モデルシステムの開発							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水稲： 牛ふん堆肥の施用によるメタン発生量は無代かき栽培により18～39%削減出来る。 ○ レタス： 硝酸化成抑制剤入り被覆窒素肥料を使用することにより、亜酸化窒素発生を12%、硝酸性窒素溶脱を38%削減出来る。 ○ キャベツ： 肥効調節型肥料、家畜ふん堆肥のブレンド施用、キャベツ残渣の持ち出しにより、亜酸化窒素発生や硝酸性窒素溶脱を大幅に削減出来る。 						

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥効調節型肥料を用いた全量基肥施肥が、速効性化学肥料を分施する場合より、亜酸化窒素量は春作で約7%、秋作で約23%減少する。 ・ 家畜糞堆肥をブレンド施用した場合、化学肥料を施肥した場合より、亜酸化窒素は年間約36%減少し、硝酸性窒素量は約88%減少する。 ・ キャベツ収穫物残渣のほ場外への持ち出しはほ場内で処理するよりも亜酸化窒素発生量は91~95%減少し、ほ場内での残渣処理では、そのまま放置するよりも鋤込む方が43%減少する。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（実証等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調				事例の有無	無		
1 事業番号	30	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定		
4 事業名	食品資源循環システム構築技術開発								
5 事業の目的	食品廃棄物の分別や運搬・回収技術、高度再生・変換利用技術など食品資源循環システム構築に必要な技術の開発								
6 実施年度	平成15年度				7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(2)①、(3)①				9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握						
12 把握していない場合、その理由	-								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金							
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計	
	15 予算 A	211,105						210,105	
	16 決算 B	207,115						207,115	
	17 執行率 C	98.6						98.6	
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 11件の技術開発課題を実施 当該技術開発に必要な検討会及び現地調査、開発成果の普及を図るための公開成果発表会を開催 								
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価							
	21 評価指標区分	アウトプット							
	22 指標の内容	技術開発事業における課題評価：A及びBが90%以上							
	23 評価結果	効果発現あり							
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 目標値が90%以上のところ、15年度実績は100%であった。 11課題について実証を終了し、成果の事業化に向けた取組が進められているとともに、当該成果をさらに改良、発展させる取組が行われている。 							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調							
	27 評価指標	実用化率50%未満							
	28 理由	事業化支援的な事業であり、技術開発課題11件のうち実用化に至ったものは2件(18.2%)であるため、効果の発現は低調である。							
29 事例	30 事例の態様	-							
	31 内容	-							
32 評価書該当頁	-								

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	有	
1 事業番号	3 1	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	水産業振興型技術開発事業（水産バイオマスの資源化技術開発事業）							
5 事業の目的	水産バイオマスを原料とした高機能成分の抽出・製品化、バイオプラスチック、バイオエタノール、バイオメタンガスの生産技術の開発及びリファイナリーシステムの構築の検討を行う。							
6 実施年度	平成 16～24 年度				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(2)③、(3)①・②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	－							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		31,836	27,207	15,599	39,847	59,805	174,294
	16 決算 B		28,287	26,470	15,230	39,847	58,995	168,829
	17 執行率 C		88.9	97.3	97.6	100.0	98.6	96.9
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業生産阻害物であるヒトデ類から、有用脂肪酸（DHA、EPA）等の効率的な抽出方法を検討。 ・ 未利用・低利用の海藻バイオマスからオリゴ糖等を効率的に生産するため、工学的手法及び生物学的手法やサイレージ貯蔵条件を更に検討。また、生産されたオリゴ糖の機能性を評価。 ・ 未利用・低利用の海藻バイオマスからバイオプラスチックを生産するために必要な技術開発を実施。 ・ 低利用や未利用な海藻類等の水産バイオマスからのバイオ燃料の生産を目指して、引き続き、メタン発酵条件等の検討を行うとともに、平成 20 年度から海藻主成分からのエタノール発酵技術の開発に着手 ・ 水産バイオマス資源を総合的に利活用するシステムの構築を目指して、我が国における海藻バイオマス資源の地域的な分布・発生状況の把握と地域毎の利活用状況の検討。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	本事業は、水産加工残さなどの未利用資源から有用成分の抽出及び飼料添加物としての有効性の確認等水産バイオマスの有効活用に必要な技術、未利用な海藻からエタノール等のバイオ燃料を生産・利用する技術						

		等を開発。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食用としての流通が禁止されているアブラソコムツから魚醬油を作る手法を開発 ・ 海藻成分からバイオプラスチックの素材として、ポリ乳酸の生成に成功 ・ ホタテを食害するヒトデから有用成分の抽出に成功
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アブラソコムツから魚醬油を作る手法を開発するなど、アウトプットは認められるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	開発テーマの事前検討や研究開発後から実用化までの事前検討が十分でないと考えられるもの
	31 内容	水産バイオマスの活用を促進するため、現在は未利用となっている水産生物資源の有効利用を事業化させる上で必要となる基礎的な技術確立することを目的として、マグロ延縄漁などに混獲されるが、ワックスを大量に含むために流通が禁止されているアブラソコムツの有効利用を目指して実験が行われ、アブラソコムツから有害なワックスエステルを取り除き、魚肉を練り製品の原料とする技術や魚醬油を作る手法が開発されたが、実用化には至っていない。
32 評価書該当頁	186	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	3 2	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、農業競争力強化対策民間団体事業のうち土壌機能増進対策事業							
5 事業の目的	土壌・施肥管理システムの開発、生ごみ等の堆肥施用ガイドラインの作成、生ごみリサイクルの技術的課題に関する調査、持続性の高い農業生産に関する情報提供							
6 実施年度	平成 14～18 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)②				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年 度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	37,508	35,000	31,500	27,689	/	/	131,697
	16 決算 B	34,813	32,489	29,250	25,723	/	/	122,275
	17 執行率 C	92.8	92.8	92.9	92.9	/	/	92.8
18 事業の実績 (概要)	平成 14 年度～平成 18 年度：(財)日本土壌協会が団体推進事業として実施							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>① 47 都道府県に情報提供を行い、例えば、北海道、千葉県、鳥取県等において土壌・施肥管理システムが利用され、地域ごとの土壌の性質に応じた適正な施肥管理が行われている。</p> <p>② 47 都道府県に情報提供を行い、作成したマニュアルは、都道府県の普及指導員や堆肥コーディネーターが施肥指導する際の参考書として有効活用が図られている。</p> <p>③ 各都道府県推進協議会から事例の推薦を受け、環境保全型農業推進コンクールを開催し、毎年約 50 例の優良事例が報告され、現場での環境負荷の低減に向けた取組が進んでいる。</p>							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（情報提供の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	33	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	食品ロス統計調査							
5 事業の目的	周期年で一般家庭及び外食産業における食品の廃棄、食べ残し等の実態を調査し、結果を公表している（外食産業は平成18年度、一般家庭は19年度をもって周期年調査に移行し、一般家庭及び外食産業とも平成21年度に調査を実施）。							
6 実施年度	平成12年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)③				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法			—			
12 把握していない場合、その理由	決算額は事業別に把握していないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	24,935	29,114	20,886	27,442	25,527	2,350	130,254
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—	—	—	—
18 事業の実績 (概要)	周期年で、一般家庭及び外食産業における食品の廃棄、食べ残し等の実態を調査し、結果を公表している（外食産業は平成18年度、一般家庭は19年度をもって周期年調査に移行し、一般家庭及び外食産業とも平成21年度に調査を実施）。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価 (注) 農林水産統計調査関係の政策評価については、各個別事業(調査)毎の評価を行わず、各種調査全体を一括して評価することとしており、平成16年度までは実績評価としていたが、平成17年度以降については、評価実施時期を22年度として、総合評価を行うこととしている。						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	政策ニーズに基づき統計調査を実施し、結果を公表・提供しており、関連政策推進の基礎資料として活用されている。						
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（統計調査の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	3 4	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	食品資源循環形成推進事業							
5 事業の目的	食品リサイクルの優良な取組、リサイクル製品の第三者認証機関による認証・評価の仕組みやルールを検討、施行を行うとともに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 1 1 6 号）に関する制度見直しの内容について普及啓発を行う。							
6 実施年度	平成 18～20 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①・④、(4)①・②				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	－							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	26,601	42,227	35,893	104,721
	16 決算 B	/	/	/	26,601	42,227	35,893	104,721
	17 執行率 C	/	/	/	100	100	100	100
18 事業の実績 (概要)	<p>① 認証制度構築：食品リサイクルにかかる取組の認証ルールを構築する。 また、リサイクル製品を認証するための仕組み作りを検討する。 18 年度に認証制度構築のための基本構想を策定 19 年 3 月に食品関連事業者向けマニュアルを作成 19 年度に認証ルール案を策定 20 年 3 月に「認証制度構築事業検討報告書」をとりまとめ。</p> <p>② 普及啓発事業：食品リサイクル制度の見直し内容を事業者・関係者に周知するための普及啓発資料の作成、セミナー開催等 19 年度には食品関連事業者 5,533 社、再生利用事業者、耕種農家、消費者を対象としたアンケート調査を実施</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品リサイクルの優良な取組の認証 約 50 件 (20 年度より認証開始) ・ 食品リサイクル肥料の認証 5 件 (21 年度より認証開始) 						
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（認証制度等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	E アウトプットあり・低調			事例の有無	有		
1 事業番号	35	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	バイオマス利活用高度化実証事業							
5 事業の目的	モデル地域において、バイオマス燃料の原料となる農作物の低コスト生産手法の実証試験、未利用バイオマスの効率的収集・運搬・貯蔵方法の実証、燃料への変換手法の実証等を行う。							
6 実施年度	平成16年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(2)③			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		改めて把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		100,000					100,000
	16 決算 B		5,750					5,750
	17 執行率 C		5.8					5.8
18 事業の実績 (概要)	1市 10,000							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年閣議決定)」により、平成23年度までのバイオマスタウン構想の策定数は300地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。						
	23 評価結果	効果発現不明						
24 理由	本事業の実施により、地域の創意工夫を凝らした主体的なバイオマス利活用の取組が推進され、バイオマスタウンの構築に寄与したと考えられる。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	E アウトプットあり・低調						
	27 評価指標	定性						
	28 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全体の実績が新庄市1件のみ(執行率5.8%)。 ・ 上記18(事業の実績)の市では平成17年3月30日に公表したバイオマスタウン構想における取組として「バイオマスエネルギーの活用」 						

		(事業化)を掲げており、そのための実証試験を本事業で行っている。しかし、18年度には取組項目自体を中止しており、同市では、構想に掲げる効果は発現していないとしている。
29 事例	30 事例の態様	①効果が限定的で波及効果が乏しいと考えられるもの ②予算執行率が50%未満の事業
	31 内容	① モデル地域において、バイオマス燃料の原料となる農作物の低コスト生産手法の実証試験、未利用バイオマスの効率的収集・運搬・貯蔵方法の実証、燃料への変換手法の実証等を目的としているが、実績は1市のみで単年度で終了している。 ② 平成16年度予算1億円に対し、決算は575万円で、執行率は5.8%となっている。
32 評価書該当頁	①185 ②192	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
---------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	3 6	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	バイオマス燃料自給型漁船漁業創出事業							
5 事業の目的	現在漁獲対象となっていない未利用資源を原料として船上でミール及びバイオマス燃料を高効率生産し、自船の燃料を自給しながら操業する新しい漁業の創出							
6 実施年度	平成 20～22 年度	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(2)③、(3)②	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	－							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						98,000	98,000
	16 決算 B						98,000	98,000
	17 執行率 C						100	100
18 事業の実績 (概要)	漁船搭載型のミニプラントの設計・試作、サンマによる魚油及び養殖用ミールの陸上生産試験を実施							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	現在、化石燃料に依存している漁船漁業のエネルギーについてバイオマス燃料の利用拡大を図ること及び需給が逼迫している魚粉の供給安定化を目的として、魚粉・魚油の効率的な生産技術の開発及び自船の燃料を自給する機能を持った漁船の試設計を行う。						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>平成 20 年度は初年度ではあるが、漁船搭載型ミニプラントについては洋上で機器に支障なく稼働できたこと及び魚粉・魚油の製造が可能であること、魚油からバイオディーゼル燃料が精製可能であることなどが明らかとなった。また、漁具・漁法については、洋上試験を行い、事業は着実に進展している。</p> <p>平成 21 年度は、魚粉・魚油の生産量及び品質向上のための漁船搭載型ミニプラントの改良、バイオディーゼル燃料については船用エンジンによる稼働試験などを行っているところであり、操業海域、漁法、漁船搭載型ミニプラントの処理能力等を総合的に加味し、自給型漁船の船の規</p>							

		模についても検討する予定。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（養殖用ミールの陸上生産試験等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	37	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	食品循環資源の再生利用等実態調査							
5 事業の目的	毎年度、全国の食品製造業・食品卸売業・小売業・外食産業を対象に、食品廃棄物の発生量・発生の抑制状況、再生利用の状況、減量や再生利用の取組状況等を調査し、結果を公表している。							
6 実施年度	平成12年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)③				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	決算額は事業別に把握していないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	12,529	12,278	11,621	18,274	16,994	17,002	88,698
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—	—	—	—
18 事業の実績 (概要)	毎年度、全国の食品製造業・食品卸売業・小売業・外食産業を対象に、食品廃棄物の発生量・発生の抑制状況、再生利用の状況、減量や再生利用の取組状況等を調査し、結果を公表している。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価 (注) 農林水産統計調査関係の政策評価については、各個別事業(調査)毎の評価を行わず、各種調査全体を一括して評価することとしており、平成16年度までは実績評価としていたが、平成17年度以降については、評価実施時期を22年度として、総合評価を行うこととしている。						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	政策ニーズに基づき統計調査を実施し、結果を公表・提供しており、関連政策等推進の基礎資料として活用されている。						
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（取組状況等の調査の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	-------------	-------	---

1 事業番号	38	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	木質バイオマス利活用推進対策事業							
5 事業の目的	<p>① 木質バイオマス利活用地域モデル実践：公募により選定された団体が行う木質バイオマス資源の総合的に利用する取組（林地残材の利用を中心に実稼働している施設を活用した実証試験等）を支援し、木質バイオマス資源を総合利用するモデルの確立を行う。</p> <p>② 木質ペレット利用推進対策：①木質ペレット品質規格の策定、②木質ペレットの市場構造や燃焼機器の調査、③木質ペレットを使用する意義等についての普及活動（木質ペレット利用促進セミナーやシンポジウムの開催等）</p>							
6 実施年度	平成19年度					7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(2)③、(4)①					9 事業種別	実証	
10 決算額の把握	有		11 有の場合、把握方法			今回把握		
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分		補助金					
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				86,560			86,560
	16 決算 B				84,186			84,186
	17 執行率 C				97.3			97.3
18 事業の実績 (概要)	<p>① 木質バイオマス利活用地域モデル実践：H20年度、公募により選定された団体（全国木材組合連合会）により、4件のテーマが採択。</p> <p>② 木質ペレット利用推進対策：「木質ペレット品質規格原案」の策定、木質ペレットの市場構造や燃焼機器の調査、普及啓発活動事業（木質ペレット事例集の作成、木質ペレット利用推進セミナーを全国8箇所で開催）</p> <p>21年3月にそれぞれの事業実施主体より、これらの結果をまとめた報告書が作成されている。</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法		政策評価以外の自己評価					
	21 評価指標区分		アウトプット・アウトカム					
	22 指標の内容		<p>① 全国の4か所においてモデルの構築を行い、その波及効果を含めて林地残材等を利用した木質バイオマスを利用するシステムを平成27年度までに全国の10地域で構築</p> <p>② 木質ペレットの国内生産量（木質ペレットの規格化により、利用者の利便性を高め、需要を拡大）</p>					
23 評価結果		効果発現あり						

	24 理由	<p>① 本事業により、破砕システム等の検討が行われ、林地残材等の未利用森林資源が約 8,000 トン利用できた。</p> <p>一方で、事業ベースにのせるためには、林地残材等の収集・運搬コストのさらなる低減が必要であるため、本事業で得られた成果・課題を踏まえ、後継事業である木資源利用ニュービジネス創出事業(No. 19)において、林地残材等を利用した木質バイオマスを利活用するシステムの構築に取り組んでいるところ。</p> <p>② 木質ペレットの国内生産量は、平成 19 年の 29,920 トンから平成 20 年に 37,670 トンに増加。</p> <p>木質ペレット利用推進セミナーを全国 8 箇所で実施し、581 名（一般の方、木材関係業界関係者、地方公共団体担当者等）が参加。</p>	
	25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明
		27 評価指標	無
	28 理由	木質ペレットの生産量は増加しているものの、生産量に係る尺度がないため、効果発現の程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無		
1 事業番号	39	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定		
4 事業名	木の香る環境整備促進事業								
5 事業の目的	幅広い国民参加、協力のもとに展開する間伐推進の一環として、間伐材製品の展示・普及、間伐材を利用した環境物品等の情報提供を実施し、広く間伐等森林整備や間伐材利用に対する国民の関心・理解の醸成を図る取組を通じ、間伐の推進と間伐材の利用促進に資する。								
6 実施年度	平成15～18年度				7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(4)②				9 事業種別	普及啓発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握						
12 把握していない場合、その理由	-								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金							
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計	
	15 予算 A	26,100	23,000	19,550	17,595	/	/	86,245	
	16 決算 B	24,880	21,990	18,540	16,851	/	/	82,261	
	17 執行率 C	95.3	95.6	94.8	95.8	/	/	95.4	
18 事業の実績 (概要)	間伐材を活用した製品製作等 平成15年間伐・間伐材利用コンクール 応募総数 229点 平成16年間伐・間伐材利用コンクール 応募総数 234点 平成17年間伐・間伐材利用コンクール 応募総数 277点 平成18年間伐・間伐材利用コンクール 応募総数 228点								
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価							
	21 評価指標区分	無							
	22 指標の内容	-							
	23 評価結果	効果発現あり							
	24 理由	間伐材が従来使われなかった、使われたとしても非常に少なかった分野への進出が見られた。 (事例) ・ 間伐材を使用したガードレール ・ 間伐材を使用した魚礁 ・ 間伐材を使用した治山堰堤 ・ 間伐材を使用した木質ペレット燃料 ・ 間伐材チップを活用した生ゴミ処理基材							
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明							

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（コンクールへの応募総数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明		事例の有無	無			
1 事業番号	40	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	エコフィード（食品残さ飼料化）対策推進事業							
5 事業の目的	エコフィード（食品残さ利用飼料）の利用を推進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたエコフィード推進会議等の開催 ・ 畜産農家等がエコフィードを安心かつ安定的に利用するための認証制度の検討 ・ 全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施 							
6 実施年度	平成 18～21 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(2)①、(4)②			9 事業種別	普及啓発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		元々把握				
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	29,777	27,990	27,216	84,983
	16 決算 B	/	/	/	23,659	22,102	24,487	70,248
	17 執行率 C	/	/	/	79.5	79.0	90.0	82.7
18 事業の実績 (概要)	国民の理解を深めるため、全国エコフィードシンポジウムやブロックのシンポジウムを開催し、エコフィードの発生状況やそれを飼料化する方法、技術及び現地見学会等を開催し、普及啓発するとともに、ブロックの推進協議会を開催し、地域での飼料化の検討、利用促進のための組織作りの検討をした。また、飼料化施設を紹介したホームページを作成し、情報の提供を行った。 具体的には、企画検討委員会において、エコフィード利用のための会議の開催計画及び啓発資料作成の検討を行うとともに、エコフィード認証制度実施要綱（案）を作成した。また、肉用牛農家及び養豚農家を対象に、エコフィード利用の現状と今後の拡大の意向を調査した。さらに、エコフィード飼料化マニュアル等を作成し、飼料化のための法令知識や飼料化のための技術を紹介した。							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業によるエコフィード推進等により、エコフィードの利用量は、平成15年度の8万TDNトンから平成20年度現在の23万TDNトンまで増加。 ・ また、エコフィード認証制度が平成21年3月から開始され、平成21年11月現在、3業者4銘柄のエコフィードを認証。畜産農家及び消費者等に対し、資源循環の取組をPR。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（シンポジウムの開催等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	4 1	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業							
5 事業の目的	<p>「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、平成 22 年までにバイオマスタウンを 300 程度構築することが目標値として掲げられているが、市町村においては、バイオマスの利活用技術の知見が不足しており、経済性のあるモデル事例がまだ実現途上にあること等から、構想の策定に苦慮したり、躊躇する市町村が多く見受けられる。</p> <p>このため、調査対象市町村を選定し、利用可能なバイオマスの賦存量や需要等の利用可能性の把握と、国内外の研究機関等における先進技術や先進事例を調査した上で、全国で未利用のままとなっている林地残材等を利用する「バイオマスタウンモデルプラン」（以下「モデルプラン」という。）を市町村担当者に提供し、バイオマスタウンの構築をより一層加速化する取組に資するものとする。</p>							
6 実施年度	平成 18、19 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)③、(4)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				44,247	40,508		84,755
	16 決算 B				41,626	38,816		80,442
	17 執行率 C				94.1	95.8		94.9
18 事業の実績 (概要)	<p>平成18年度、応募テーマ4件を採択</p> <p>① 水田単作地域モデル構築 ② 農作物非食用部利活用モデル構築 ③ 都市近郊地域モデル構築 ④ 炭化燃料利活用モデル構築</p> <p>平成19年度、応募テーマ2件を採択、バイオマスタウン構想策定マニュアルの作成</p> <p>① 林地残材利活用モデル構築 ② バイオマス高度利用モデル構築</p>							
19 事業所管省の	20 評価方法	政策評価						

自己評価	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年閣議決定）」により、平成 23 年度までのバイオマスタウン構想の策定数は 300 地区を目標とされていることから、年度ごとに目標値を設定し、評価指標とする。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>平成 19 年度におけるバイオマスタウン構想策定市町村は 136 地区、達成状況 88.5%となり、達成状況は設定した目標に到達しなかった。</p> <p>これは、バイオマスタウン構想の策定に直接支援した 22 地区の全てで年度内に構想が策定されると期待されていたが、実際は 18 地区の策定に留ったことによる。（ただし、20 年 4 月には残り 4 市町村についても策定。）</p> <p>本事業の調査結果を「バイオマスタウン構想策定マニュアル」として取りまとめ。全都道府県・市町村・関係府省、その他幅広い関係者に配布したほか、農水省 HP 上でも公開する等の活用。</p> <p>（現時点での評価）</p> <p>平成 19 年度における目標には達しなかったものの、平成 20 年度では目標に到達していることから、本事業が次年度以降のバイオマスタウン構想策定数の増加に貢献したと考えられる。</p> <p>本事業の調査結果を「バイオマスタウン構想策定マニュアル」として取りまとめ。全都道府県・市町村・関係府省、その他幅広い関係者に配布したほか、農水省 HP 上でも公開する等の活用。</p> <p>（現時点での評価）</p> <p>平成 19 年度における目標には達しなかったものの、平成 20 年度では目標に到達していることから、本事業が次年度以降のバイオマスタウン構想策定数の増加に貢献したと考えられる。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（テーマの採択件数等）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	有
---------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	4 2	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	食品循環資源経済的処理システム実証事業							
5 事業の目的	<p>効率的な食品リサイクルを目指す実験的な地域の取組等を国が直接採択して経済性を実証し、小規模事業者や店舗等に対する地域における新たな食品リサイクルの取組に関する指針を作成する。</p> <p>① 処理システム構築事業：新たな食品リサイクルのビジネスモデルを構築するための実証事業を行う。</p> <p>② 都市農家等需要確保体制整備事業：都市近郊農家等の実態調査、研修会、アンケート調査等</p> <p>③ 運用実績評価・検討事業：①・②の評価結果を基に、食品関連事業者が食品リサイクルを取り組むに当たっての指針を作成する。</p>							
6 実施年度	平成 19～21 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(2)①			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		元々把握				
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					40,138	26,353	66,491
	16 決算 B					36,397	17,688	54,085
	17 執行率 C					90.7	67.1	81.3
18 事業の実績 (概要)	<p>【平成19年度】</p> <p>① 4 事業者を採択、③ 1 事業者を採択</p> <p>【平成20年度】</p> <p>① 4 事業者を採択、③ 1 事業者を採択</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	現在のリサイクルコストを10%削減又は現在の焼却処理コストと比較した負担増 150%以内						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<p>各年度において、内容の異なる4種の実施地区を採択し、経済性の評価を毎年3月末に取りまとめている。</p> <p>【平成19年度に終了した事業】</p>						

		生ゴミの収集において、計量器により測定し、データをサーバに蓄積して効率的な生ゴミ収集モデルを構築 コスト 実証事業前 400円/1回 → 実証事業後 160円/1回
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（事業者の採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業のほか、「広域連携等バイオマス利活用推進事業」及び「技術革新波及対策事業（産地提案型事業飼料化施設）」（以上、農林水産省）は、いずれも食品リサイクルを目的とする事業であり、別々に実施する必要性が乏しいと考えられる。
32 評価書該当頁	196～197	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明				事例の有無	有	
1 事業番号	43	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、資源循環型農業・食品産業総合支援事業のうち、有機性資源飼料化事業							
5 事業の目的	外食産業、学校給食等の食品残さ、食品産業の製造過程で発生する食品加工残さ等を飼料化し、畜産農家等へ供給するための飼料化施設、加熱殺菌処理施設等有機性資源飼料化施設の整備を行う。							
6 実施年度	平成14～15年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①・③、(3)①				9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	62,463	/	/	/	/	/	62,463
	16 決算 B	12,463	/	/	/	/	/	12,463
	17 執行率 C	20.0	/	/	/	/	/	20.0
18 事業の実績 (概要)	鹿児島県下での酒造メーカー（5社）で発生する焼酎粕等を収集し、発酵方式により飼料化する施設を設置。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで廃棄されていた食品廃棄物（焼酎粕）を資源（家畜飼料）として再生利用することにより、循環型社会の構築が促進されるとともに、飼料自給率向上に寄与。 ・ 平成20年度の飼料化実績は焼酎粕2,500t。今後も継続した再生利用を実施。 						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設数が1施設と少数であるため、「目標達成施設50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、当該施設において目標である焼酎粕2,400t/年の飼料						

		化に対し、平成 20 年度実績は 2,539 t (105.8%) で目標を達成しているものの、これをもって事業全体の評価として一定の効果発現があったとまではいえず、効果の発現度合は不明であると判断した。
29 事例	30 事例の態様	予算執行率が 50%未満の事業
	31 内容	平成 15 年度予算 6,246 万円に対し、決算は 1,246 万円で、執行率は 20%となっている。
32 評価書該当頁	192~193	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	有				
1 事業番号	4 4	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業							
5 事業の目的	<p>地域で生産されたなたね油及び廃食用油から製造されたバイオディーゼル燃料を当該地域で農業機械用燃料として継続的かつ安定的に利用することで農業生産における温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。</p> <p>なたねの低コスト生産、廃食用油の収集、バイオディーゼル燃料製造、農業機械におけるバイオディーゼル燃料の長期安定利用を一体的に導入する地域に対して助成を行う。</p>							
6 実施年度	平成 20～21 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)②	9 事業種別	施設導入 (注 2)					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法等	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						57,410	57,410
	16 決算 B						16,652	16,652
	17 執行率 C						29.0	29.0
18 事業の実績 (概要)	<p>平成20年度に推進事業（ソフト）で4地区、団体推進事業で1団体を採択した。</p> <p>推進事業では、地域で生産されたなたね油及び廃食用油から製造されたバイオディーゼル燃料を農業機械用燃料として継続的・安定的に利用する実証を行い、農業生産における温室効果ガス排出量を削減した。</p> <p>団体推進事業では、推進事業の取組を支援するとともに、「地産地消型バイオディーゼル燃料の農業機械長期・安定利用技術に関するガイドライン」を作成し、「農業機械の省エネ利用マニュアル」を改訂した。</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	<p>平成 20 年度の推進事業については、事業実施年度の翌々年度を目標年度として、「事業実施地区において、目標年度までに農業生産に伴う化石燃料由来の温室効果ガス排出量を 3 割程度削減」を評価指標とし、これに基づき評価する。</p> <p>平成 20 年度の団体推進事業については、推進事業の</p>						

		技術的な支援を行うとともに、バイオディーゼル燃料の農業機械利用に関する全国検討会の実施、「地産地消型バイオディーゼル燃料の農業機械長期・安定利用技術に関するガイドライン」の作成、「農業機械の省エネ利用マニュアル」の改訂を行うことをもって評価する。
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	目標年度の翌年度（事業実施年度の翌々年度）において、効果の発現状況を確認する。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（事業の採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	① 予算執行率が50%未満の事業 ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	① 平成20年度予算5,741万円に対し、決算は1,665万円で、執行率は29%となっている。 ② 本事業及び「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」（農林水産省）は、どちらもバイオディーゼル燃料の地産地消のモデルを構築する事業であるが、別々の事業として行う必要性が乏しいと考えられる。 また、本事業はバイオディーゼル燃料による農業機械の省エネ技術等の実践を行うモデル事業であるのに対し、「バイオディーゼル燃料のトラクタへの利活用の研究」（農林水産省）はバイオディーゼル燃料を使った場合のトラクタの出力や排ガス特性への影響等の基礎・基盤技術を開発するものであり、同時期に、実践事業と基礎技術開発を行っている。
32 評価書該当頁	①192 ②195、196	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 施設導入のほか、実証と普及啓発についても実施している。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	4 5	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業							
5 事業の目的	地域におけるバイオマス利活用の取組を率先していく人材の育成、バイオマスの利活用の意義を周知するためのシンポジウムの開催、バイオマス製品の展示を通じたバイオマス利活用の普及啓発を実施し、バイオマスタウンの構築を強力に推進する。							
6 実施年度	平成 18 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①・③・④				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	56,217	/	/	56,217
	16 決算 B	/	/	/	56,217	/	/	56,217
	17 執行率 C	/	/	/	100	/	/	100
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なバイオマスの生産・収集、変換、利用方法へのアドバイスや、多方面にわたる関係者をコーディネートするなど、現場で働く事の出来る人材を 31 名養成。 ・ 既設の展示会等を利用して、バイオマス利活用に関するパネル及びバイオマス製品を展示し、その有用性について広く一般に普及啓発を実施。(4 回) ・ バイオマス利活用の普及啓発のため一般向けのシンポジウムを 2 回、有識者向けのシンポジウムを全国 8 地域で実施。 ・ バイオマス利活用優良表彰を実施。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>バイオマス利活用に関する情報をデータベースとしてバイオマスヘッドクォーターにより提供することにより、バイオマスタウン構想の策定の際の賦存量の算定への活用や先進事例の参照など、バイオマスタウン構想の策定に当たっての有効な情報源となっている。</p> <p>また、バイオマス利活用コーディネーターによる構想策定の支援体制</p>							

		が整い、更に加速度的にバイオスタウン構想の策定が進むものと思料。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（人材養成の人数等）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	4 6	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス利活用加速化事業							
5 事業の目的	<p>平成 18 年 3 月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、平成 22 年までにバイオマスタウンを 300 程度構築することが目標値として掲げられている中、多くの市町村でバイオマスタウン構想が公表され、地域の実情に応じたバイオマス利活用の取り組みが進められているなど、一定の成果を挙げているところである。</p> <p>一方で、地球温暖化対策や地域活性化が喫緊の課題となる中、より有効なバイオマス利活用を推進するため、従来の枠組みを超えた新たなバイオマスタウン構想の策定や、バイオマスタウン構築の現状及び効果の把握などを行うことが必要である。</p> <p>このため、複数の市町村の連携による広域化などバイオマスタウンのさらなる発展モデルを構築するとともに、バイオマスタウン構想策定市町村の現状やその成功要因の分析、バイオマスタウン構築により期待される将来の効果の予測などを行う。</p>							
6 実施年度	平成 20 年度～					7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(1)③、(4)②					9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分		補助金					
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	/	55,000	55,000
	16 決算 B	/	/	/	/	/	46,750	46,750
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	85.0	85.0
18 事業の実績 (概要)	<p>広域化等によるバイオマスタウンのさらなる発展モデルの構築、バイオマスタウンの現状の把握、バイオマスタウンの将来の効果の予測を実施(中)。得られた知見をバイオマス利活用の加速化において今後活用。(H20取組状況より)</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法		政策評価					
	21 評価指標区分		アウトカム					
	22 指標の内容		バイオマスタウンは、域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構					

		<p>築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用に自主的に取り組む地域であり、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づいて全国 300 地区で構築することを目標としている。</p> <p>平成 18 年度末時点で、90 地区が公表済みであることから、この数値を基準値とし、平成 22 年度末に 300 地区の構想が公表されることとし目標を設定する。</p>
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>バイオマス利活用を加速化するため、広域化などバイオマスタウンのさらなる発展モデルの構築、バイオマスタウンの現状の把握、バイオマスタウンの将来の効果の予測について調査検討を実施し、成果を取りまとめた。</p> <p>その成果については、バイオマスタウン構想の策定を推進するため、農政局等を対象とした担当者説明会等で活用した。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（広域化等によるバイオマスタウンのさらなる発展モデルの構築等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	G 実績なし					事例の有無	有
1 事業番号	47	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業							
5 事業の目的	<p>モデル実証地区における家畜排せつ物由来のメタンガスや消化液等の農業生産への有効活用システムの確立に向けた以下の取組を支援する。</p> <p>① メタンガス利用のコージェネレーションシステムを装備した省エネルギー温室の整備</p> <p>② 消化液を肥料として有効活用するための土壌診断分析機や消化液散布機の導入</p> <p>③ モデル実証事業における家畜排せつ物発酵等利用システムの利用可能性や温室効果ガス排出量削減効果についての検証</p>							
6 実施年度	平成20～21年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(4)②				9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						42,900	42,900
	16 決算 B						0	0
	17 執行率 C						0	0
18 事業の実績 (概要)	平成20年度は実績なし							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	事業実施地区の施設園芸等における温室効果ガス排出量を50%以上削減						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	平成20年度については、実績がなく、判断できないため。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	G 実績なし						
	27 評価指標	無						

	28 理由	バイオマスの利活用に関する実績がなく、効果を確認できない。
29 事例	30 事例の態様	① 予算執行率がゼロの事業 ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	① 平成20年度4,200万円の予算を計上しているが、実績はゼロである。 ② 本事業のほか、「施設園芸脱石油イノベーション推進事業」及び「省石油型施設園芸技術導入推進事業」（以上、農林水産省）は、いずれも施設園芸施設の温室効果ガス排出削減対策を目的とするものであり、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。なお、本事業及び「省石油型施設園芸技術導入推進事業」はバイオマス関連の実績はない。
32 評価書該当頁	①190 ②198	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	4 8	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発							
5 事業の目的	水産資源の有効利用を図り、循環型社会の構築をめざすとともに、水産加工業の活性化を推進するために、加工残滓を効率的に回収するシステムのモデル作成と魚類水産加工残滓の高度リサイクル技術の開発を実施する。							
6 実施年度	平成 14～16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)①、(4)②	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	19,864	17,878	/	/	/	/	37,742
	16 決算 B	19,621	17,635	/	/	/	/	37,256
	17 執行率 C	98.8	98.6	/	/	/	/	98.7
18 事業の実績 (概要)	<p>1 未利用水産資源を利用したエキスの開発 海洋からの未利用微生物のスクリーニング及び微生物の培養・増殖方法の開発を行った。</p> <p>2 水産廃棄物発酵バイオガスのエネルギー利用技術の開発 廃棄物を用いたラボスケール発酵試験及びモデルシステムの概念計画の検討を行った。</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	政策分野：水産技術の開発 目標値：【平成 16 年度における目標】 ① 新たに開発した技術の数 23.2 件 ② 特許等出願数 16.2 件						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果：【平成 16 年度における実績】 ① 新たに開発した技術の数 35 件（達成状況 151%） うち本事業 2 件 ② 特許等出願数 21 件（達成状況 130%） うち本事業 3 件 ・ γ-アミノ酪酸の高生成能を有する海洋酵母の発見と機能性食品へ 							

		の応用等 2 件、自己消化酵母エキスの製造方法の特許等出願を 3 件行う等の成果が得られた。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	目標 75%以上
	28 理由	個別事業としての数値目標や達成できたかどうかを判断できる目標は設定されていないが、本事業を含めた「水産技術の開発」全体としては平成 16 年度目標に対する達成状況は 100%を超えているため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	49	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	アジア環境保全型農業パートナーシップ構築支援事業							
5 事業の目的	<p>本事業は、環境に配慮した資源作物の生産、地域の発展に寄与するバイオエネルギーの利用方法など、アジアにおける持続可能なバイオマス利活用システムを構築するため、情報を集約した手引書の作成、セッションの開催などを通じて普及・啓発を実施し、政府関係者をはじめとするアジア地域の人々との対話を促進し、農業を通じた地球環境保全に寄与することを目的に実施するものである。</p>							
6 実施年度	平成17～19年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(5)				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法等		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	12,410	12,368	12,618	/	37,396
	16 決算 B	/	/	12,410	12,368	9,790	/	34,568
	17 執行率 C	/	/	100	100	77.6	/	92.4
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度具体的行動計画取り組み状況 タイ農村地域において、家畜排せつ物や食品残渣のバイオマス利活用について調査、検討、セミナーの開催。 ・ 平成18年度具体的行動計画取組状況 ベトナムにおいて、碎米や稲わらなどを利用したバイオエタノールの生産可能性について調査、検討。 ・ 平成19年度具体的行動計画取組状況 アジア各国におけるバイオマス利活用に関する政策や現状についての情報を集約した手引書を作成するとともに、マレーシアにおいてバイオマス・アジアワークショップを開催した。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	関係各国の関係者に対する理解度についてのアンケート調査						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	アジアにおける持続可能なバイオマス利活用の構築に関するセッションを主催し、出席者のアンケート結果は3.2と良好であった。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（アンケート結果）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	50	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	外食産業バイオマス利用実験事業							
5 事業の目的	廃棄物の減量化や循環型社会の実現、地球温暖化対策などの環境問題に貢献するため、廃棄物として処理されている「割り箸」を回収し、国産バイオ燃料等に再資源化する施設へ効率的に運搬するためのモデルとなる回収システムを構築し、その普及を図る。							
6 実施年度	平成20～21年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(2)①				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	/	34,179	34,179
	16 決算 B	/	/	/	/	/	34,179	34,179
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	100	100
18 事業の実績 (概要)	20年度は、4地域において割り箸回収システムのモデル構築に向けた実証を行った。また、各地域での実証成果を外食事業者やリサイクル等関係事業者、一般消費者に周知するため全国シンポジウム(1回)及び地域フォーラム(2回)を開催した。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	回収・運搬等に更なる工夫を行えば、回収された割り箸をリサイクルするシステムの構築は可能であるという成果とともに、割り箸という身近な商品のリサイクルを通じて、外食事業者や一般消費者に環境問題に対する意識の醸成が図られた。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット(実証を行った地域数等)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	—						
	31 内容	—						
32 評価書該当頁	—							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	5 1	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	食品循環資源再生利用等促進法普及推進事業							
5 事業の目的	食品関連事業者、廃棄物処理業者、地方公共団体、農業者、消費者等を対象に、食品リサイクル法の趣旨、食品循環資源の再生利用等に対する取組等を普及啓発（セミナー開催、パンフレットの作成・配布など）							
6 実施年度	平成 13～16 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	－							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		19,958	13,439	/	/	/	/	33,397
16 決算 B		19,958	13,439	/	/	/	/	33,397
17 執行率 C		100	100	/	/	/	/	100
18 事業の実績 (概要)	<p>【平成15年度】</p> <p>全国25か所でセミナーを開催</p> <p>パンフレット等をセミナーへの参加者への配布や農政事務所での法制度の普及等で活用（マニュアル3,000部、リーフレット143,000部）</p> <p>【平成16年度】</p> <p>全国26か所でセミナーを開催</p> <p>パンフレット等をセミナーへの参加者への配布や農政事務所での法制度の普及等で活用（マニュアル3,000部、リーフレット120,000部）</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	(セミナーの開催やパンフレットの配布等を通して、食品リサイクル法の普及が行われた。)						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（セミナーの開催数等）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要		効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無
1 事業番号	5 2	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	木質バイオ燃料製造技術開発促進事業							
5 事業の目的	木質バイオマスからエタノールを低コストで製造するシステムの基本設計							
6 実施年度	平成 19 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)②、(4)④				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					30,000		30,000
	16 決算 B					29,939		29,939
	17 執行率 C					99.8		99.8
18 事業の実績 (概要)	<p>① 現在のエタノール製造技術開発状況、実用化への進捗状況、課題の分析調査</p> <p>② 効率的な糖化工程と発酵工程等の技術を有する研究機関や民間団体の連携促進</p> <p>③ 低コストで製造するための最適な木質バイオエタノールの製造システムの設計</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法		政策評価以外の自己評価					
	21 評価指標区分		アウトプット・アウトカム					
	22 指標の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年後に木質バイオマスからのエタノール変換収率を 2 倍に向上 ・ 木質バイオマスから変換収率の高いエタノールを製造するシステムの基本設計 					
	23 評価結果		効果発現あり					
	24 理由	本事業の成果は、木質バイオマスからエタノールを製造するシステムを構築するための技術実証に応用。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況		F アウトプットあり・不明					
	27 評価指標		無					

	28 理由	アウトプット(木質バイオエタノールの製造システムの設計等の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	有
1 事業番号	53	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	水産バイオマスの資源化技術開発事業							
5 事業の目的	水産バイオマスの活用を促進するため、現在は未利用となっている水産生物資源の有効利用を事業化させる上で必要となる基礎的な技術を確立することを目的とする。							
6 実施年度	平成15年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)①				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	27,838	/	/	/	/	/	27,838
	16 決算 B	27,838	/	/	/	/	/	27,838
	17 執行率 C	100.0	-	-	-	-	-	100.0
18 事業の実績 (概要)	マグロ延縄漁などに混獲されるが、ワックスを大量に含むために流通が禁止されているアブラソコムツの有効利用を目指して実験を行った。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	魚介類の有効利用技術の開発を行う。						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	アブラソコムツ肉質部分からワックスを含むほとんどの脂質の除去が可能であることから、食品への利用の可能性が見出せた。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット(アブラソコムツの有効利用を目指した実験の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	開発テーマの事前検討や研究開発後から実用化までの事前検討が十分でないと考えられるもの						

	31 内 容	水産バイオマスの活用を促進するため、現在は未利用となっている水産生物資源の有効利用を事業化させる上で必要となる基礎的な技術を確立することを目的として、マグロ延縄漁などに混獲されるが、ワックスを大量に含むために流通が禁止されているアブラソコムツの有効利用を目指して実験が行われ、アブラソコムツから有害なワックスエステルを取り除き、魚肉を練り製品の原料とする技術や魚醤油を作る手法が開発されたが、実用化には至っていない。
32 評価書該当頁	186	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	有	
1 事業番号	54	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	バイオマスプラスチック容器包装再商品化システム検討事業							
5 事業の目的	<p>バイオマスプラスチック回収実験による再商品化システムの構築への課題整理及びLCA調査による環境負荷低減効果の検討等を行う。</p> <p>① 再商品化システム評価委員会の設置：実証実験の実施方法、LCAの実施結果等について評価・検討を行う。</p> <p>② 再商品化システムを用いたLCA評価実証事業：バイオマスプラスチックの分別収集ボックスを設置し、収集から再商品化までの実証実験に基づくLCA評価を行う。</p> <p>③ 使用実態及び分別回収意向調査：今後の製造・需要動向調査、市町村のバイオマスプラスチック分別回収にかかる意向調査</p>							
6 実施年度	平成19～21年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(4)①				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	14,676	11,757	26,433
	16 決算 B	/	/	/	/	14,676	11,757	26,433
	17 執行率 C	/	/	/	/	100	100	100
18 事業の実績 (概要)	<p>バイオマスプラスチック回収実験による再商品化システムの構築への課題整理及びLCA調査による環境負荷低減効果の検討等を行った。</p> <p>① 再商品化システム評価委員会の設置：実証実験の実施方法、LCAの実施結果等について評価・検討</p> <p>② 再商品化システムを用いたLCA評価実証事業：バイオマスプラスチックの分別収集ボックスを設置し、収集から再商品化までの実証実験に基づくLCA評価、再商品化コストの算定等</p> <p>③ 使用実態及び分別回収意向調査：今後の製造・需要動向調査、市町村のバイオマスプラスチック分別回収にかかる意向調査</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現不明						

	24 理由	現在、最終年度である 21 年度事業を実施中であり、効果の発現に関しては、現時点では把握できない。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（バイオマスプラスチック回収実験による再商品化システムの構築への課題整理等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業及び「広域連携等バイオマス利活用推進事業」（農林水産省）は、どちらもバイオマスプラスチックのリサイクルシステムの構築を目的とする事業であり、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。また、両事業には、共通する事業者がみられる。
32 評価書該当頁	196	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	無	
1 事業番号	5 5	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	環境低負荷型新機能性木質系材料等の開発							
5 事業の目的	循環型社会の構築に向けて、木質の有効利用を図るための木質資源のリサイクル化、高機能性の付与等の技術の開発							
6 実施年度	平成 14～16 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)①・②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	13,680	12,312	/	/	/	/	25,992
	16 決算 B	13,559	12,182	/	/	/	/	25,741
	17 執行率 C	99.5	98.9	/	/	/	/	99.0
18 事業の実績 (概要)	以下の研究を行った。 ① 木材の高機能性化技術の開発 ② 新機能性木質系材料の開発 ③ リサイクル対応型分離型新機能性接着剤の開発							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	森林・林業に関する研究開発の推進						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	商品化に結び付く、環境浄化機能を有する木質系複合材、リサイクルが可能な分離型の弾性系接着剤及びエマルジョン系接着剤の開発が行われた。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり						
	27 評価指標	外部有識者の評価						
	28 理由	事後評価において、「本研究の当初目的の達成度は個々の課題によって異なるが全体としてはほぼ達成できたと評価される。」とされているため。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無				
1 事業番号	5 6	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	たい肥等特殊肥料の生産・出荷状況調査							
5 事業の目的	<p>「地球温暖化防止の貢献」や「循環型社会の構築」などを目指す「バイオマス・ニッポン総合戦略」、環境保全を重視する農林水産業への移行を目指す「農林水産環境政策の基本方針」を踏まえ、廃棄物の発生抑制、限りある資源の有効活用、環境負荷の低減、堆肥を利用した土づくり等の農業施策の推進に資するため、動物の排せつ物を利用して良質堆肥等の生産・販売を行っている特殊肥料生産業者の実態を把握したものである。</p>							
6 実施年度	平成 16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	該当なし	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	決算額は事業別に把握していないため							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		24,000					24,000
	16 決算 B		不明					不明
	17 執行率 C		—					—
18 事業の実績 (概要)	<p>肥料取締法に基づき都道府県知事に特殊肥料生産業者の届出を行っている者のうち、家畜糞尿由来の堆肥を製造している者を対象に、堆肥等特殊肥料の生産量、生産方法、原料、販売先、販売促進のための取組、販売状況等を調査（有効回答 4,069 業者）。結果は 17 年 6 月に公表</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	<p>政策評価以外の自己評価 (注) 農林水産統計調査関係の政策評価については、各個別事業（調査）毎の評価を行わず、各種調査全体を一括して評価することとしており、平成 16 年度までは実績評価としていたが、平成 17 年度以降については、評価実施時期を 22 年度として、総合評価を行うこととしている。</p>						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>政策ニーズに基づき統計調査を実施し、結果を公表・提供しており、関連政策等推進の基礎資料として活用されている。</p>							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（堆肥等特殊肥料の生産量等の調査の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況 F アウトプットあり・不明	事例の有無 無
----------------	------------------------------	----------------

1 事業番号	57	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	家庭用廃食用油効率的リサイクルシステム等構築事業							
5 事業の目的	地域における廃食用油の効率的な回収システムの検討、自動発信回収ポストシステムの開発、回収システムの普及啓発等							
6 実施年度	平成 15、16 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(2)①			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		元々把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	12,936	10,478	/	/	/	/	23,414
	16 決算 B	12,157	9,825	/	/	/	/	21,982
	17 執行率 C	94.0	93.8	/	/	/	/	93.9
18 事業の実績 (概要)	15年度は全国6カ所、16年度は全国8カ所で自動発信回収ポストを設置し、家庭から発生する廃食用油の効率的な回収処理システムの構築に向けた検討を実施。							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<p>自動発信回収ポストによる効率的な家庭用廃食用油の回収システム開発の有効性が示されるといった成果とともに、各地域でシステム構築を進めていくためには自治体が主体となって取り組むことが必要であることが明らかとなり、今後、検討や取組を進めていくための重要な指標となった。</p> <p>また、回収事業を通じて消費者のリサイクルに対する意識の醸成が図られた。</p>						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（自動発信回収ポストの設置）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		
33 備考	—		

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	58	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	木質バイオマスエネルギー利用技術の開発							
5 事業の目的	木屑連続供給、連続燃焼システム及び発電等燃焼エネルギーの利用システムの開発並びに液化、ガス化、固形化等による木質新燃料の製造及び利用技術の開発							
6 実施年度	平成11～15年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)①、(3)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			改めて把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	23,014	/	/	/	/	/	23,014
	16 決算 B	22,785	/	/	/	/	/	22,785
	17 執行率 C	99.0	/	/	/	/	/	99.0
18 事業の実績 (概要)	<p>事業主体の行う以下について、助成を行った。</p> <p>① 木質残・廃材の急速熱分解システムの開発</p> <p>② 乾留熱分解によるガス化、発電、生成油等の利用技術の開発</p> <p>③ 小型木質ガス発生炉とガスエンジンによる小規模発電システムの開発</p> <p>④ 小型木材ガス化コージェネレーションシステムの開発</p> <p>⑤ 加熱処理等による木質新燃料の製造・利用技術の開発</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	森林・林業に関する研究開発の推進						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>本事業により、実用可能な木質チップのガス化による小規模発電システム、木質ガスエンジン発電によるコージェネレーションシステム、木質固形燃料に適したバーナー等の開発が行われている。</p> <p>また、関連の特許出願が3件行われた。</p>							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理	実施主体の一つである民間企業において、技術開発の成果を活用した製品が製造されており、研究成果が実用化されているとみられる。ただ						

	由	し、本事業全体の実用化の状況が判明しないため、達成度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	無		
1 事業番号	59	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定		
4 事業名	農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業のうち、有機肥料等の低コスト生産基盤技術の開発								
5 事業の目的	<p>農業の自然循環機能を維持増進し、持続的農業生産を推進するための基本は土づくりであり、このためには堆肥等有機資材の施用が不可欠である。しかしながら、現在流通している有機質資材には品質や価格において利用者側のニーズに合致していない等の問題が指摘されている。</p> <p>このため、本事業により、この様な有機性廃棄物から低コストで機能性の高い農業生産資材を生産するための基盤技術を開発する。</p>								
6 実施年度	平成13～16年度				7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)①				9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握						
12 把握していない場合、その理由	-								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金							
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計	
	15 予算 A	11,456	10,296	/	/	/	/	21,752	
	16 決算 B	11,456	10,296	/	/	/	/	21,752	
	17 執行率 C	100.0	100.0	/	/	/	/	100.0	
18 事業の実績 (概要)	<p>本事業により、次の成果が得られている。</p> <p>1 低コスト肥料成分等調整技術の開発 食品廃棄物を利用した耐水性団粒を構成するための技術開発に取り組んだ結果、次のことが判明した。</p> <p>(1) 青汁製造工程で発生するケールの搾りかすは、シマミミズの摂食分解が可能であり、そのフンは良質の土壌資材として有望である。</p> <p>(2) 原料のケール搾りかすを発酵処理することで、製品団粒に速効性成分が増加し植物生育への効果が大きくなる。</p> <p>(3) シマミミズのケール搾りかすの処理量が明らかになり、青汁生産工場におけるマテリアルバランス及び処理規模が明らかになった。</p> <p>(4) 温度制御のためのヒータと通気性のためのファンを設置した多段式培養槽型のシマミミズ培養装置を開発できた。</p> <p>2 機能性肥料・土壌改良資材の開発に関して以下の3課題に取り組んだことにより、有機性廃棄物から低コストで機能性が高い農業生産資材を生産するための基盤技術を確立することができた。</p> <p>(1) 生ごみ等有機性廃棄物の微生物等処理による高品質化、高付加価値化</p>								

	技術の開発 (2) 有機性廃棄物の高付加価値化技術の開発 (3) 海藻の抗菌活性を活用した土壌病害抑制機能を有する有機質肥料の開発	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現あり
24 理由	本課題の目標は、有機性廃棄物の有効利用のみならず病原菌抑制機能を持つ微生物あるいは生理活性物質を富化した肥料の製造技術の開発にあった。本事業により、有機性廃棄物の肥料化技術に関する知見が得られたことから、近年、大学等で有機性廃棄物に由来する肥料が実用化されつつあり、東京農業大学では食品循環資源を原料とした肥料の仮登録を申請することが検討されている。	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	目標達成テーマ 50%以上
	28 理由	外部委員で構成される評価会による事後評価結果では、7 課題のうち、5 課題（71.4%）は目的をほぼ達成したとされている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要		効果の発現状況			F アウトプットあり・不明			事例の有無		無	
1 事業番号	60		2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定			
4 事業名	食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査										
5 事業の目的	食品廃棄物発生量が一定以上の食品関連事業者を把握するための調査及び食品リサイクル法に基づく新たな手法の追加について検討する。										
6 実施年度	平成13～17年度						7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)②						9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有		11 有の場合、把握方法			今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-										
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分		その他								
	年度		平成15	16	17	18	19	20	計		
	15 予算 A		9,524	6,414	5,435				21,373		
	16 決算 B		9,524	6,414	5,435				21,373		
	17 執行率 C		100.0	100.0	100.0				100.0		
18 事業の実績 (概要)	<p>【平成15年度】 食品関連事業者への調査、既存のデータベースの活用等により、食品関連事業者の食品廃棄物等の排出量等に関する名簿を作成食品リサイクルに関する新手法の基礎調査を実施</p> <p>【平成16年度】 学識経験者等による検討会（3回）の開催等を通じ、食品リサイクル法の新手法として追加しうる再生利用の手法の検討を実施再生利用等の取組が遅れている外食産業の実態を把握するため、アンケート調査を実施</p> <p>【平成17年度】 引き続き学識経験者等による検討会の開催等を通じ、食品リサイクル法の新手法として追加しうる再生利用の手法の検討を実施各手法の普及イメージを精査</p>										
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法		政策評価以外の自己評価								
	21 評価指標区分		無								
	22 指標の内容		-								
	23 評価結果		効果発現不明								
24 理由	(当事業による食品リサイクルの新手法の検討が、平成19年の食品リサイクル法の改正に反映された。)										
25 当省の調査結	26 効果の発現状況		F アウトプットあり・不明								

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（食品リサイクルに関する新手法の基礎調査等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	無	
1 事業番号	6 1	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	広域連携等産地競争力強化支援事業（知識集約型産業創造対策事業）							
5 事業の目的	土壌改良資材の実態を把握し、その施用効果等を評価するとともに多様な民間の利用技術を調査分析し、適正な活用に資する。							
6 実施年度	平成 18 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(4)①				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				20,000			20,000
	16 決算 B				20,000			20,000
	17 執行率 C	-	-	-	100.0	-	-	100.0
18 事業の実績 (概要)	(平成 18 年度：(財)日本土壌協会が推進事業として実施)							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	土壌改良資材やその他資材は、多種多様な資材が出回っており、その流通や効果等の実態が把握できていない状況にあったが、本事業の実施により、多様な流通実態や資材の成分等の情報がデータベース化され、把握した実態やデータベース化された情報により今後の環境保全型農業の推進における基本情報として活用している。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり						
	27 評価指標	外部有識者の評価						
	28 理由	本事業については、平成 18 年度知識集約型産業創出対策事業評価において「計画通りの成果がみられる」とされている。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	6 2	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	食品廃棄物等発生状況調査委託事業							
5 事業の目的	食品関連事業者に対する調査点検に使用する食品関連事業者台帳の更新作業							
6 実施年度	平成 18 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)②・③				9 事業種別	基準策定		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				18,723			18,723
	16 決算 B				18,723			18,723
	17 執行率 C				100			100
18 事業の実績 (概要)	地方農政事務所が、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等に係る取組の目標年度（平成18年度）における事業者の実施状況を調査点検するにあたり、その基礎資料となる事業者台帳のデータを更新。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現不明						
24 理由	(食品関連事業者に対する地方農政事務所の調査点検において、更新された食品関連事業者台帳が活用されている。)							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット（事業者台帳のデータ更新の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	63	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	外食産業店舗残渣高度利用推進事業							
5 事業の目的	外食店舗における食品残さの高度利用を促進するため、一次処理物の利用拡大の検討及び店舗型リサイクルシステムの構築等を推進する。							
6 実施年度	平成 16、17 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(2)①	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		8,886	7,553				16,439
	16 決算 B		8,289	7,056				15,345
	17 執行率 C		94.1	93.4				93.3
18 事業の実績 (概要)	<p>【平成 16 年度】</p> <p>食品廃棄物の再利用等に関し、減量、減容効果が高く再利用についても多様な用途が期待される炭化処理機を活用し土壌改良材として再利用している事業者の現地実態調査を実施するとともに、炭化処理物の成分特性分析と植害試験を実施した内容を、報告書としてとりまとめ、関係者に配布した。</p> <p>【平成 17 年度】</p> <p>炭化処理物の主要な用途と考えられる農業資材用途に関し、土壌の物理的改善効果及び新たな用途開発等について検討し、また、炭化処理機の店舗設置可能な小型機の価格、性能等を調査した内容を報告書としてとりまとめ、関係者に配布した。</p> <p>さらに、外食事業者と処理物利用者とのネットワーク形成に向け、炭化処理物の成分特性の把握、植物の生育に対する影響を把握するための栽培試験、炭化処理物の再生利用の事例調査を行うとともに、パンフレットを作成し、関係者に配布した。</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	外食産業による食品循環資源の再生利用等の実施率を我が国全体で 20%（平成 18 年度目標）に向上させる。						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	<p>外食産業による食品循環資源の再生利用等の実施割合については、「外食産業（20%を下回る事業者）による再生利用等の実施率を我が国全体で20%に向上させる」という目標については、平成18年度の実施率22%となり、目標は達成されている。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	<p>アウトプット（調査内容を報告書としてとりまとめ、関係者に配布した実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。</p>
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	64	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業							
5 事業の目的	<p>地球温暖化や原油価格の高騰といった問題を背景に、欧米のみならず東アジア各国においてもバイオマスに対する注目が集まっている。東アジア諸国は、未利用のバイオマスの賦存量が非常に多いことに加え、資源作物の生産能力も高く、その有効活用は地球温暖化の防止に資するところが多い。</p> <p>一方、我が国においては、地域の産業や自然環境など、地域の特性を活かしたバイオマスの収集、変換、利用までのシステムを構築する「バイオマスタウン」が広がってきている。</p> <p>これら持続可能なバイオマス利活用システムに係る我が国の技術や知見を東アジア諸国に発信し、地球温暖化の防止および農村地域の活性化に貢献することは、2008年に開催される北海道洞爺湖サミットにおいて、我が国がイニシアチブをとる上でも重要である。</p> <p>このため、東アジアにおけるバイオマスタウン構想の普及を行うこととする。</p>							
6 実施年度	平成20年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(5)	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						15,280	15,280
	16 決算 B						15,240	15,240
	17 執行率 C						99.7	99.7
18 事業の実績 (概要)	<p>20年度は、(1) 東アジアのバイオマスタウン構想作成に向けた基礎調査、(2) バイオマスタウン構想をコーディネートする人材育成を実施した。10月にベトナムハノイで開催されたASEAN+3農林大臣会合において、日本から本事業の実施が提案され、今後、ASEAN+3の枠組の元で実施していくことが確認された。</p> <p>(1) 東アジアのバイオマスタウン構想に向けた基礎調査</p> <p>① 対象地域の選定</p> <p>タイ・ベトナムにおいて、これまで実施してきた東アジアバイオマス関連の事業について、対象地域をマッピング。文献調査を実施し、関連情報を収集。</p>							

	<p>② 対象地域における基礎調査 バイオマスタウン構想の策定に必要な基礎調査の実施。製糖工場やキャッサバ乾燥施設の視察等。</p> <p>③ 対象地域における人材育成対象者の選定 キーパーソンとなる人材育成対象の候補者について評価し、国内検討委員会で諮り、各国3人を選定。</p> <p>(2) 東アジアにおけるバイオマスタウン構想策定をコーディネートする人材育成 上記(1)の③で選定した人材育成対象者について、バイオマスタウン構想に係るワークショップや、セミナー、視察への参加を通じ、タイ・ベトナムにおける今後のバイオマスタウン策定に向けた方針戦略を策定した。</p>	
	19 事業所管省の自己評価	
	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	研修に参加した人材育成対象者、相手国大学関係者に対するアンケート調査を実施
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	<p>平成20年度には、人材育成対象者（タイ・農業協同組合省職員等政府関係者、ベトナム・ホーチミン市職員、学識経験者等計7人）を日本に招聘し、バイオマス利活用システムの研修を実施した。人材育成対象者に対するアンケート調査結果は、3.5と良好であった。</p> <p><結果が良好な理由></p> <p>(1) 座学ばかりではなく、現地視察を多く入れたこと。</p> <p>(2) 東アジアのバイオマスに係る知見、人脈を有するものを国内検討委員会の委員に入れたこと。</p> <p><今後の課題></p> <p>全体的に良好な結果であったが、招聘者の語学力により、評価結果に差が見られた。研修内容の理解にも差が出てきたのではないかと考えられるため、語学力を十分にサポートするような措置を講ずる必要。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（アンケート結果）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無		
1 事業番号	6 5	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定		
4 事業名	木質バイオマス利用実態調査								
5 事業の目的	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、木材利用の推進に向けた施策の推進に資するため、各木材加工工場における木質バイオマス（樹皮、端材、おがくず等）発生量及びその用途を明らかにすることを目的としている。								
6 実施年度	平成 17 年度			7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	該当なし			9 事業種別	調査・研究開発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法			－				
12 把握していない場合、その理由	決算額は事業別に把握していないため。								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他							
		年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				12,923				12,923
	16 決算 B				不明				不明
	17 執行率 C				－				－
18 事業の実績 (概要)	全国の製材工場(1,871)、合単板工場(165)、木材チップ工場(1,040)、集成材工場(264)及びプレカット工場(650)において17年12月31日現在で事業を行っている工場を調査対象とし、各木材加工工場における木質バイオマス（樹皮、端材、おがくず等）発生量及びその用途を調査。調査結果は18年9月に公表。								
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価 (注) 農林水産統計調査関係の政策評価については、各個別事業（調査）毎の評価を行わず、各種調査全体を一括して評価することとしており、平成 16 年度までは実績評価としていたが、平成 17 年度以降については、評価実施時期を 22 年度として、総合評価を行うこととしている。							
	21 評価指標区分	無							
	22 指標の内容	－							
	23 評価結果	効果発現あり							
	24 理由	政策ニーズに基づき統計調査を実施し、結果を公表・提供しており、関連政策等推進の基礎資料として活用されている。							
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明							

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（木材加工工場における木質バイオマス発生量等の調査の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
---------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	6 6	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	木質バイオマス利用推進緊急総合対策事業							
5 事業の目的	<p>再生可能資源である木質バイオマスの多段階利用による循環型社会の形成及び地球温暖化の防止に寄与することを目的として、木材関係団体が自主的に間伐材等の未利用資源を木材チップとして利活用するための木材チップの供給・利用に関する指針を作成する取組を支援する。</p> <p>[支援内容]</p> <p>① 木材チップ製造業者の現状と課題についての調査・分析</p> <p>② 木材チップ安定供給体制の構築のための指針作成</p> <p>③ チップ関係業者に対する理解と普及</p>							
6 実施年度	平成 17～19 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(2)①	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			3,815	3,434	3,250		10,499
	16 決算 B			3,620	3,277	3,250		10,147
	17 執行率 C			94.9	95.4	100		96.6
18 事業の実績 (概要)	<p>○ 製材業・木材加工業向け木材チップの利活用に関する指針の作成</p> <p>◇ 平成17年度</p> <p>木質バイオマス利用の推進を目指し、木材チップへの地域材利用を促進するための指針を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会の開催：5回 ・ 現地調査：東北地域他の製紙工場、チップ製造業等 ・ 木材チップ用原木供給のための指針の作成 <p>◇ 平成18年度</p> <p>平成17年度に作成した指針に基づく全国各地への普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発活動：全国5箇所 ・ 会員への周知活動：300社 <p>○ 木材チップ製造専門業向け木材チップの安定供給に関する指針の作成</p> <p>◇ 平成19年度</p> <p>木材チップ製造業者の組織する団体において地域材を利用した木材チッ</p>							

	<p>プの安定供給に関する指針を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査委員会等の開催：4回 木材チップの安定供給のための指針の作成 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> 素材（原木）及び林地残材に由来する木材チップ生産量 木材チップ利用施設（燃料利用施設）等設置数
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>[アウトカム指標の実績評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材チップ生産量のうち、 素材（原木）由来の生産量 H16：2,139千t→H20：2,676千t 林地残材 " H16：58千t→H20：104千t 国内の木材需給全体が縮小傾向にある中で、素材及び林地残材を原料とするチップの生産量が増加している。 木材チップ利用施設（燃料利用施設）等設置数（木くず焚きボイラー） H16：431基 → H20：615基 製材工場等において、乾燥施設などの熱源として、重油焚きボイラーをチップ等を燃料としたボイラーに転換し、木質バイオマスエネルギー利用が推進されている。 <p>[課題] 策定時からの経年の中で社会情勢が大きく変化し、かつ、経済情勢も危機的な状況が続いていることから、現在の情勢に即した具体的行動計画の作成が課題である。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（指針の作成等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無		
1 事業番号	6 7	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定		
4 事業名	水産加工残滓高度リサイクル推進事業								
5 事業の目的	水産資源の有効利用を図り、循環型社会の構築をめざすとともに、水産加工工業の活性化を推進するために、加工残滓を効率的に回収するシステムのモデル作成と魚類水産加工残滓の高度リサイクル技術の開発を実施する。								
6 実施年度	平成 13～15 年度				7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(2)①、(3)①				9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握						
12 把握していない場合、その理由	-								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他							
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計	
	15 予算 A	10,000	/	/	/	/	/	10,000	
	16 決算 B	9,465	/	/	/	/	/	9,465	
	17 執行率 C	94.7	/	/	/	/	/	94.7	
18 事業の実績 (概要)	<p>1 地域類型別高鮮度回収システムのモデル開発 地域別・産業別に見る水産加工残滓発生量の推計及び採算性ある水産加工残滓回収システムの開発を行った。</p> <p>2 高度リサイクル技術の開発 水産加工残滓の排出形態別の特性把握と利用法の検討、魚介類の皮、浮き袋、骨等に含まれる硬タンパク質の品質評価と高度利用技術開発及びホタテ中腸腺由来高度不飽和リン脂質を添加した高性能ミールの開発を行った。</p>								
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価							
	21 評価指標区分	無							
	22 指標の内容	-							
	23 評価結果	効果発現あり							
	24 理由	本事業の成果は、水産加工残滓のリサイクル推進の基礎資料として活用されている。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明							
	27 評価指標	無							

	28 理由	アウトプット（地域類型別高鮮度回収システムのモデル開発等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無				
1 事業番号	68	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	特定			
4 事業名	食品廃棄物多量発生事業者定期報告システム構築事業							
5 事業の目的	食品リサイクル法の改正により、21年度から、食品廃棄物等の発生量が年100t以上の食品関連事業者に、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況を国に報告することが義務づけられたことを踏まえ、当該報告を電子申請で受理し、自動集計・整理するためのシステム等を構築する。							
6 実施年度	平成20年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)②	9 事業種別	基準策定					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						9,975	9,975
	16 決算 B						9,975	9,975
	17 執行率 C						100	100
18 事業の実績 (概要)	企画競争により事業者を選定し、定期報告を電子申請により受理し、自動集計・整理するためのシステムが構築された。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現不明						
24 理由	(3月末までにシステムが構築され、本年4月からの運用が円滑に行われている。)							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット(本システムを利用しての電子申請件数)は150件(平成21年11月現在)となっているものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	69	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	食品リサイクルプラン作成支援事業							
5 事業の目的	優れた食品リサイクルの取組事例や食品循環資源を排出する都市部と利用する農林漁業者等に関する情報収集・情報発信、シンポジウムの開催、アドバイザーの派遣等							
6 実施年度	平成15年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①・④				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	9,250	/	/	/	/	/	9,250
	16 決算 B	9,250	/	/	/	/	/	9,250
	17 執行率 C	100	/	/	/	/	/	100
18 事業の実績 (概要)	優れたリサイクルの取組事例や食品循環資源を排出する都市部と利用する農林漁業者等に関する情報収集・情報発信、シンポジウムの開催(全国11か所)、アドバイザーの派遣(5回)等							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	(シンポジウムでの優良なリサイクルの取組事例の紹介や要望のあった事業者へのアドバイザーの派遣により、食品リサイクルの推進が図られた。)						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット(シンポジウム参加者数等の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要		効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無
1 事業番号	70	2 所管省名	農林水産省			3 事業区分	特定	
4 事業名	家庭系廃食用油地区別回収支援事業							
5 事業の目的	家庭からの廃食用油の回収を推進するため、市町村等を主体とした家庭系廃食用油の回収に関する普及・啓発等を支援							
6 実施年度	平成17年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			8,906				8,906
	16 決算 B			8,255				8,255
	17 執行率 C			92.7				92.7
18 事業の実績 (概要)	消費者、地方自治体へのセミナーを開催し、意識調査を実施するとともに、全国2地区において試験的に回収事業を行い、結果を基に廃食用油の回収に関するモデル手順の作成、普及を実施。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	自治体を主体とした家庭系廃食用油の回収・リサイクルの推進に資するよう、モデル手順を作成し、普及することで、地域での家庭系廃食用油回収やリサイクルシステムの円滑な構築に向け、関係者の理解を促進するとともに、セミナーや回収事業を通じ、消費者のリサイクルに対する意識の醸成が図られた。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット(セミナーの開催等の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	7 1	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	特定		
4 事業名	外食産業食品循環資源高度利用・啓発事業							
5 事業の目的	<p>外食産業から排出される食品廃棄物については、①全体としての量は膨大であるものの、1店舗当たりで見ると少量であるという小規模分散型排出であること、②食べ残しが主体であり、素材ごとに見ると少量かつ組成も多様、さらに異物混入がみられること、③塩、しょうゆ、ソース等の調味料の使用により塩分含有量が一般に大きく、また、含有量が区々であることといった特性があり、リサイクルが進まない要因となっており、効率的・効果的にリサイクルを推進するため、関係者間の情報交流を密にし、外食産業からの食品廃棄物の特性を十分に把握した上で、外食の店舗における分別を実施する等の外食産業廃棄物の特性に応じたリサイクルシステムを確立する。</p>							
6 実施年度	平成 13～15 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①、(2)①				9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	7,500	/	/	/	/	/	7,500
	16 決算 B	7,027	/	/	/	/	/	7,027
	17 執行率 C	93.7	/	/	/	/	/	93.7
18 事業の実績 (概要)	<p>食品廃棄物（一次処理物）の塩分・脂肪含有率につき植物の生育に悪影響の出てくるレベルを検証するため栽培試験を行い、試験実績についての考察及びとりまとめを行った。</p> <p>循環型社会への質的転換を図っていく道筋を探る基礎データとするため、食品廃棄物再生利用の具体的事例調査（事業主体、規模、再生利用の実態など）を調査した。</p> <p>外食産業の店舗やセントラルキッチンから排出される廃棄物の効率的なりサイクル推進方法について検討するため、現地調査を実施し、検討委員会で検討を重ね、啓発マニュアルを作成し、関係者に配布した。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	外食産業による食品循環資源の再生利用等の実施率を我が国全体で 20%（平成 18 年度目標）に向上させ						

		る。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>業種別に見ると、外食産業の平成 18 年度の食品循環資源の実施率は 22%となっているが、外食産業の食品循環資源の特徴として、廃棄物の発生が少量分散型であること、ナプキンや楊枝、割り箸などの夾雑物が混入すること、店舗が狭く大きなプラントが設置できないこと等から、その実施は食品製造業等と比較して、難しく、実施率は低下してしまう傾向がある。</p> <p>このような状況の中、平成 14 年度の実施率が 13%であったものが 9% 向上し、平成 18 年度には 22%の実施率となったことは、優良事例を調査し、課題と対応方法等を取りまとめ、広く啓発等を実施する本事業の取組の効果が発現した結果である。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（啓発マニュアルの作成・配布等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	7 2	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	農業農村整備事業（うち中山間地域総合整備事業）				
5 事業の目的	中山間地域の農業・農村の活性化、国土・環境の保全等を図るため、地域の実情に即した農業生産基盤及び農村生活環境等の総合的な整備を実施。なお、バイオマス関連事業は、中山間地域総合整備事業の1メニューである集落環境管理施設整備事業で実施。				
6 実施年度	平成2年度～		7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(3)①、(4)②		9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-		
12 把握していない場合、その理由	中山間地域総合整備事業の集落環境管理施設整備事業で整備を行った堆肥舎等は、決算の単位未満であるため把握していない。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 63,057,000 16) 56,810,000	内 17) 49,977,000 18) 40,555,000	内 19) 32,496,242 20) 35,502,026	内 278,397,268
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。				
18 事業の実績 (概要)	- (バイオマス関連分不明)				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			
	22 指標の内容	中山間地域の一戸当たり農家総所得 485 万円の維持			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	<p>中山間地域の一戸当たりの農家総所得が 20 万円と推測されることから、目標の達成は 86.6%であった。</p> <p>これは、平成 19 年度から影響していると考えられる団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少に加え、肥料・飼料・光熱動力費の急激な値上がりなどによる農業所得の減少が主因であると推定される。</p> <p>なお、本目標については、地域の実情に即したメニュー方式による農業生産基盤と農村生活環境の整備を核として総合的に実施することにより、効率的に推進している。</p>				

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	73	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	農業農村整備事業（うち農業集落排水資源循環統合補助事業）				
5 事業の目的	農村の生活環境の改善及び農業用排水の水質保全を図るため、農業集落におけるし尿や生活雑排水等、又は雨水を処理する施設や資源循環施設の整備を推進する。				
6 実施年度	平成13年度～			7 継続等区分	継続
8 基本的戦略	(3)①、(4)②			9 事業種別	施設導入
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－		
12 把握していない場合、その理由	農業集落排水事業は、汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設を一体的に整備する事業であることから、バイオマス関連の事業費について区分していないため。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 79,260,000 16) 62,400,000	内 17) 42,200,000 18) 20,940,000	内 19) 18,846,000 20) 16,230,140	内 239,876,140
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	－	－	－	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。				
18 事業の実績 (概要)	－ (バイオマス関連分不明)				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	汚水処理人口普及率の向上を目指す 84% (平成19年度) → 93% (平成24年度)			
	23 評価結果	効果発現あり			
	24 理由	汚水処理人口普及率が向上 平成20年度末の汚水処理人口普及率は、84.8% (平成19年度末は83.7%) に向上した。			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	マテリアル利用率が 100%未満となっている施設
	31 内容	本事業により整備され、農業集落排水汚泥を発酵させた肥料の製造を行い、地元の農家に無償提供している施設において、PR 不足により肥料の提供割合が低下し、平成 19 年度及び 20 年度の 2 か年度は、マテリアル利用率が 100%を下回る状況となっている。
32 評価書該当頁	70	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	7 4	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	農業農村整備事業（うち農村振興総合整備事業(県営)・村づくり交付金(団体営)）				
5 事業の目的	農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上を図りつつ、快適な生活環境と定住条件が確保された村づくりを推進。 バイオマス関連として、農村集落における汚水処理施設の整備を推進。				
6 実施年度	平成 13 年度～			7 継続等区分	継続
8 基本的戦略	(3)①、(4)②			9 事業種別	施設導入
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－		
12 把握していない場合、その理由	実績報告において、バイオマス関連の実績額を切り分けていないため。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成 15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 21,077,000 16) 24,807,006	内 17) 21,253,000 18) 32,618,000	内 19) 32,342,944 20) 31,822,144	内 163,920,094
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	－	－	－	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。				
18 事業の実績 (概要)	－ (バイオマス関連分不明)				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	汚水処理人口普及率の向上を目指す 84% (平成 19 年度) →93% (平成 24 年度)			
	23 評価結果	効果発現あり			
	24 理由	汚水処理人口普及率が向上 平成 20 年度末の汚水処理人口普及率は、84.8% (平成 19 年度末は 83.7%) に向上した。			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	7 5	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	強い農業づくり交付金				
5 事業の目的	<p>次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。</p> <p>(1) 産地競争力の強化 (2) 経営力の強化 (3) 食品流通の合理化及び輸出の促進</p> <p>上記事業目的のメニューの1つとして、農業廃棄物処理施設、有機物処理・利用施設、飼料作物関連施設などのバイオマス利活用関連施設の整備がある。</p>				
6 実施年度	平成 17 年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(4)②	9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-		
12 把握していない場合、その理由	<p>「強い農業づくり交付金」は、バイオマスニッポン総合戦略における平成 20 年度具体的行動計画において、「たい肥等を導入した土づくりを通じた環境保全型農業、耕畜連携の取組に基づく産地形成等を推進する」ための具体的な事業として位置づけられている。</p> <p>また、平成 20 年度概算決定バイオマス関係各予算の概要の中では、バイオマス政策の関連対策として、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整備に関する支援を実施するものとされている。</p> <p>一方、強い農業づくり交付金実施要綱には、この交付金による対策は、交付目的として次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとされている。</p> <p>(1) 産地競争力の強化 (2) 経営力の強化 (3) 食品流通の合理化及び輸出の促進</p> <p>上記政策目的を達成するため、同要綱には様々な取組メニューが掲げられており、この取組メニューの中から、バイオマス関連事業のみを明確に仕分けて、特定した上で、決算額を算出することは困難と思料される。また、この交付金は、バイオマス関連の決算額を算出することを求めている。</p> <p>例えば、産地競争力の強化のための整備事業のメニューは、</p> <p>○ほ場整備 ○園地改良 ○農道整備 ○優良品種系統等への改植・高接 ○暗きょ施工 ○土壌土層改良 ○飼料作物作付条件整備 ○放牧利用条件整備 ○水田飼料作物作付条件整備 ○草地造成改良 ○草地整備改良 ○草地再生改良 ○野草地整備改良 ○放牧用林地整備 ○土地利用円滑化 ○共同育苗施設 ○乾燥調製施設 ○穀類乾燥調製貯蔵施設 ○農産物処理加工施設 ○集出荷貯蔵施設 ○産地管理施設 ○用土等供給施設 ○農作物被害防止施設 ○農業廃棄物処理施設 ○生産技術高度化施設 ○種子種苗生産関連施設 ○有機物処理・利用施設 ○畜産物処理加工施設 ○家畜</p>				

	<p>市場 ○家畜飼養管理施設 ○畜産新規就農者研修施設 ○飼料作物関連施設 ○家畜改良増殖関連施設 ○離農跡地・後継者不在経営施設等があり、これらのメニューに基づき整備した設備等の中には、バイオマス関連として位置づけできるものが含まれているものの、バイオマス関連以外のものと混在していたり、あるいは潜在している状態から切り分けて算出することは現実的でない。</p> <p>仮に、強いて調査をするとすれば、まずメニューに基づき整備した施設や機械等のうちから具体的な名称を指示し、その算出方法を明確に示した上で、作業依頼する必要がある。</p> <p>本省から地方農政局、都道府県を通じて事業実施主体等に作業依頼をすることとなるが、交付金の調査は、通常翌年度の6月頃から1か月強の期間をとって依頼しており、今回は過去数年分になるので、相当の作業期間が必要となる。</p> <p>以上の理由により、強い農業づくり交付金に係るバイオマス関連事業費決算額については把握していない。</p>				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A		内 17) 45,822,553 18) 40,393,888	内 19) 33,170,337 20) 39,085,538	内 158,472,316
	16 決算 B		不明	不明	不明
	17 執行率 C		—	—	—
(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。					
18 事業の実績 (概要)	— (バイオマス関連分不明)				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	無			
	22 指標の内容	—			
	23 評価結果	効果発現不明			
	24 理由	上記、バイオマス関連の決算額が記載できない理由にあるように、強い農業づくり交付金のうちのバイオマス関連事業のみを明確に仕分けて評価を行うことは、困難である。			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。			
29 事例	30 事例の態様	—			
	31 内容	—			
32 評価書該当頁	—				

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	7 6	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	漁業集落環境整備事業				
5 事業の目的	漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。 都道府県又は市町村が漁業集落排水施設を整備するに当たり、汚泥の利活用施設の整備を支援				
6 実施年度	昭和 53 年度～			7 継続等区分	継続
8 基本的戦略	(3)①			9 事業種別	施設導入
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—		
12 把握していない場合、その理由	対象施設のみの切り分けは出来ないため、事業費算出は不可				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成 15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 13,497,000 16) 12,593,000	内 17) 10,312,000 18) 4,476,000	内 19) 6,274,000 20) 6,085,000	内 53,237,000
	16 決算 B	15) 不明 16) 不明	17) 不明 18) 235,000	19) 不明 20) 不明	235,000
	17 執行率 C	—	—	—	—
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	平成20年度、施設整備 1 件に交付 平成19年度、施設整備 1 件に交付 平成18年度、施設整備 1 件に交付				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			
	22 指標の内容	H23 年度までに漁業集落排水処理施設の整備による漁村の処理人口比率を概ね 60%にする。			
	23 評価結果	効果発現あり			
	24 理由	漁業集落排水処理施設の整備による漁村の処理人口比率 平成 16 年度基準値 35% → 平成 20 年度実績値 47%			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	G 実績なし (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	77	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	強い水産業づくり交付金				
5 事業の目的	水産基本法（平成13年法律第89号）の基本理念である水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を実現するため、強い水産業づくり交付金の交付により、地域の抱える課題や実情を踏まえて地方が自主性を活かして取り組む水産施策の展開を支援するものとする。				
6 実施年度	平成17年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握		
12 把握していない場合、その理由	—				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
15 予算 A			内 17) 15,228,087 18) 11,823,420	内 19) 8,761,521 20) 8,920,093	内 44,733,121
16 決算 B			17) 0 18) 0	19) 0 20) 0	0
17 執行率 C			—	—	—
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	バイオマス関連の実績なし				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			
	22 指標の内容	漁業経営改善計画の認定者数の確保 (政策手段の内容) 水産業生産基盤としての共同利用施設等を整備する。			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	漁業経営改善計画の認定者数の確保を達成目標とし、着実に認定者数を増やしている。 H20 目標値 947 経営体 → 実績値 1,529 経営体				

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	G 実績なし（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマスの利活用に関する実績がなく、効果を確認できない。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	78	2 所管省名	農林水産省				3 事業区分	内数
4 事業名	経営構造対策事業							
5 事業の目的	「食料・農業・農村基本法」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業生産を核として加工・流通・情報・交流等に取り組むアグリビジネス（創造的高付加価値農業）を支援する。							
6 実施年度	平成12～16年度					7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(4)②					9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 19,490,864	内 17,677,048	/	/	/	/	内 37,167,912
	16 決算 B	934,511	740,676	/	/	/	/	1,675,187
	17 執行率 C	-	-	/	/	/	/	-
(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連分の決算額を特定できたものについてのみ記載した。								
18 事業の実績 (概要)	平成15年度 13地区（施設整備13件） 平成16年度 9地区（施設整備10件） 2か年で計20地区（施設整備23件）（※）に交付 ※ 本事業では、複数年にわたる事業計画を地区単位で策定するため、1地区で複数の施設整備を行う場合がある。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	事業実施地区における成果目標として、「認定農業者の育成」、「担い手への農地の利用集積」等を掲げている。						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	平成15年及び16年度の認定地区のうち目標年度を迎えた125地区における目標達成状況は以下のとおりであり、効率的かつ安定的な農業経営の育成に寄与しているものと考えている。 【目標達成状況】 ① 認定農業者の育成 目標：1,239人増加 実績：2,333人増加							

		達成率 188.3% ② 担い手への農地の利用集積 目標：7,362.9ha 増加 実績： 12,166.6ha 増加 達成率 165.2%
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調（バイオマス関連分）
	27 評価指標	計画を達成している施設数が全体の50%未満
	28 理由	本事業のバイオマスの利活用に関する部分により平成15年度及び16年度に整備された高品質堆肥製造施設22施設及び未利用資源活用施設1施設の計23施設について各目標年度における稼働率をみると、計画を達成しているものは6施設（26.1%）に過ぎない。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	79	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数		
4 事業名	木質バイオマス利用促進整備						
5 事業の目的	<p>森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進のため、関連する諸施策を効率的かつ効果的に展開しようとするもの。</p> <p>政府による国と地方の税財政改革（いわゆる三位一体の改革）の一環として、17年度に「林業・木材産業構造改善事業」が補助金から交付金化され、より地域の自主性、裁量性が発揮される「強い林業・森林づくり交付金」のもとで実施されることになった。その後、「森林づくり交付金」と「強い林業・森林づくり交付金」が20年度に一本化され、「森林・林業・木材産業づくり交付金」となった。</p> <p>木質バイオマス利用促進整備は、その中の1メニュー「木材利用及び木材産業体制の整備促進」として行われるもので、地方公共団体、森林組合、民間事業者等が、①林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機械等の整備、②木質チップ・ペレット製造施設、バイオマス発電施設、熱供給施設等の木質バイオマスエネルギー・マテリアル供給施設の整備、③公共施設等への貸付用ペレットストーブの整備を行う場合の経費を支援する。</p>						
6 実施年度	平成17年度～			7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(2)①・③、(3)①、(4)①・②			9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—						
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金					
	年度	平成15、16	17	18	19	20	計
15 予算 A			内 7,809,406	内 6,990,037	内 9,755,570	内 9,691,997	内 34,247,010
16 決算 B			428,981	418,093	650,294	973,223	2,470,591
17 執行率 C			—	—	—	—	—
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。						
18 事業の実績 (概要)	<p>木質バイオマス関連施設整備に係る交付先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度 13件 ・ 平成18年度 14件 ・ 平成19年度 10件 ・ 平成20年度 21件 						

19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	24年度までにエネルギー供給施設数を新たに150基整備し、木質ペレット年間製造量を15万tにすることが目標。
	23 評価結果	効果発現あり
24 理由	<p>○ 木材産業等における木質バイオマスエネルギー供給施設数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木屑焚きボイラー H17 452基 → H19 531 → H20 615基 ・ 発電施設 H17 94基 → H19 108 → H20 144基 <p>その他のエネルギー供給施設と合わせるとH19からH20の1年のみで149基増加しており、目標はほぼ間違いなく達成される見込み。</p> <p>○ 木質ペレットの国内生産量 H17 21,538トン → H20 37,670トン</p> <p>生産量は毎年着実に増加しているが、生産コストの削減とペレットボイラーやペレットストーブの高性能・低価格化等が課題。</p>	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調（バイオマス関連分）
	27 評価指標	計画を達成している施設数が全体の50%未満
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分について、平成17年度に整備された13施設の平成20年度における稼働状況をみると、全ての施設が目標を下回っている。
29 事例	30 事例の態様	<p>①効果の発現が低調なものなど（施設整備に係る事業）</p> <p>②複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの</p>
	31 内容	<p>① 本事業により平成17年度に整備された13施設の20年度における稼働状況をみると、全ての施設が目標を下回っており、目標達成率が50%未満の施設が4施設（30.8%）ある。なお、13施設のうち、1施設が目標を当初計画の約4割にまで下げる計画変更をしているが、それでも目標を達成していない（92.4%）。</p> <p>② 本事業のほか、「地域新エネルギー等導入促進事業」、「新エネルギー等事業者支援対策事業」（以上、経済産業省）、「地方公共団体対策技術率先導入補助」（環境省）においても木質ボイラーの整備を補助するメニューが設けられている。</p>
32 評価書該当頁	①179 ②199	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	80	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新山村振興等農林漁業特別対策事業							
5 事業の目的	山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な産業の振興、山村地域と都市との間の交流の促進と、これを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に必要な事業を総合的に実施							
6 実施年度	平成 11～16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(4)②	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内	内	/	/	/	内	
	10,936,599	10,042,409	955,950				21,934,958	
16 決算 B	267,715	93,897	34,778	/	/	/	396,390	
17 執行率 C	—	—	—	/	/	/	—	
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	平成 15 年度 施設整備 6 件に補助 平成 16 年度 施設整備 1 件に補助 平成 17 年度 施設整備 2 件に補助							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	中山間地域の農業産出額の全国に占める割合の維持						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	中山間地域の戸当たり農業粗収益×販売農家数により算出される総粗収益額の中山間地域の割合は 29.3%となり、平成 7 年から 11 年の中山間地域割合の平均値 34.8%を下回り目標を達成できなかった。(16 年度政策評価結果書より)						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						

	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（施設整備数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	8 1	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	畜産環境総合整備事業				
5 事業の目的	畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資するため、家畜排せつ物処理施設、地域有機質残渣等一体高度化処理施設、水質汚染防止施設、地域有機質残渣飼料化施設、エネルギー等副産物利用処理施設、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設等の整備に対する補助を行う。				
6 実施年度	平成 17～21 年度	7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)③、(2)①、(3)①、(4)②	9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-		
12 把握していない場合、その理由	この事業のメニューとしては草地の整備など家畜排せつ物処理施設以外の内容も含まれるため、バイオマス関連事業分のみとして特定できない。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成 15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	/	内 17) 7,340,000 18) 4,885,000	内 19) 3,427,000 20) 2,285,538	内 17,937,538
	16 決算 B		不明	不明	不明
	17 執行率 C		-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。				
18 事業の実績 (概要)	事業実施地区 平成17年度：60地区 平成18年度：50地区 平成19年度：43地区 平成20年度：31地区				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			
	22 指標の内容	家畜排せつ物の適正な管理の確保及び利用の促進			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	家畜排せつ物の資源利用に資する施設整備及び基盤整備を平成 17 年度 60 地区、18 年度 50 地区、19 年度 43 地区、20 年度には 31 地区で実施。実施地区の参加畜産農家において家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物の適正な処理が行われた。平成 21 年 12 月 1 日現在における管理基準対象農家に占める適合農家割合は 99.96%。				

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	本政策評価において実地に調査した 132 施設のうち、2 施設は本事業により整備された施設であり、平成 20 年度の稼働状況をみると、両施設とも計画どおり原料を調達できておらず、1 施設は製品生産も計画を下回っている（平均生産率は 83.9%）。ただし、事業全体における実績が判明しないため、効果発現の度合いは不明である。
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業は家畜排せつ物の高度利用施設（メタン発酵施設等）の整備を補助するメニューを設けているが、「地域バイオマス利活用交付金」（農林水産省）、「新エネルギー等事業者支援対策事業」（経済産業省）にも同様のメニューが設けられている。
32 評価書該当頁	198	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	82	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	資源リサイクル畜産環境整備事業							
5 事業の目的	畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資するため、家畜排せつ物処理施設、地域有機質残渣等一体高度化処理施設、水質汚染防止施設、地域有機質残渣飼料化施設、エネルギー等副産物利用処理施設、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設等の整備に対する補助を行う。							
6 実施年度	平成12～16年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(2)①、(3)①、(4)②	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	この事業のメニューとしては草地の整備など家畜排せつ物処理施設以外の内容も含まれるため、バイオマス関連事業分のみとして特定できない。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 8,609,000	内 8,612,000	/	/	/	/	内 17,221,000
	16 決算 B	不明	不明	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	-	-	/	/	/	/	-
(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。								
18 事業の実績 (概要)	事業実施地区 平成15年度：80地区 平成16年度：76地区							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	家畜排せつ物の適正管理の確保及び利用の促進						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	家畜排せつ物の資源利用に資する施設整備及び基盤整備を平成15年度に80地区、平成16年度に76地区で実施。実施地区の参加畜産農家において家畜排せつ物の適正な処理が行われ、平成21年12月1日現在における、管理基準対象農家に占める適合畜産農家割合は99.96%。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						

	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分について、本政策評価で実地に調査した 132 施設のうち、本事業により整備された 4 施設の原料調達率及びマテリアル生産率をみると、原料調達率では、2 施設が全ての年度において計画を下回っており、マテリアル生産率を確認できた 1 施設では、稼働後 3 年間、マテリアル生産率が全て 50% 未満となっているものの、一定の効果は発現している。ただし、事業全体においては、実績が不明なため、効果発現の度合は不明である。</p>
29 事例	30 事例の態様	マテリアル生産率が低調な施設
	31 内容	<p>本施設は、家畜排せつ物を中心に、食品廃棄物や剪定枝などを原料とし堆肥生産を行う施設として、農林水産省から「資源リサイクル畜産環境整備事業」5 億 1,130 万円の補助を得て整備され、平成 18 年度から稼働している。</p> <p>しかし、各原料の調達が低調なことに加え、生産する堆肥の品質を安定させる等のための「戻し堆肥」について、戻し堆肥の代替に使用する見込みであった剪定枝の調達量が少ないため、戻し堆肥の量を増やさざるを得ず、その結果、堆肥の生産量が減少している。このため、施設の稼働開始後 3 年間、全てマテリアル生産率は 50% を下回っている。</p>
32 評価書該当頁		67

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	83	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数
4 事業名	農業・食品産業競争力強化支援事業 うち、未来志向型技術革新対策事業 うち、技術革新波及対策事業（産地提案型事業 飼料化施設）				
5 事業の目的	エコフィードの技術波及を図るため、原料や製品の収集・運搬が県域を越えるような大規模で先端的・モデル的な取組について、国による直接採択により飼料化施設の整備を支援。				
6 実施年度	平成19～21年度			7 継続等区分	終了
8 基本的戦略	(2)①、(3)②			9 事業種別	施設導入
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握		
12 把握していない場合、その理由	-				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15～18	19	20	計
	15 予算 A		内 4,343,397	内 8,305,107	内 12,648,504
	16 決算 B		448,739	71,420	520,159
	17 執行率 C		-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	先進的・モデル的な食品残さ飼料化施設の整備を支援。（3施設） 【平成19年度】 ① 兵庫県及び隣県で発生するチェーンストアの食品残さ（売れ残りの弁当）等を収集し、乾燥処理により飼料化する施設を設置。 ② 島根県及び隣県で発生する豆腐粕等を収集し、乳酸菌を用いた発酵混合飼料を生産する施設を設置。 【平成20年度】 ③ 宮城県及び隣県で発生する麺屑等の小麦由来食品の余剰食品を収集し、減圧乾燥により飼料化する施設を設置。				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	① エコフィード生産量（平成21年度）4,238 t ② サイレージ（発酵混合飼料）生産量（平成21年度）13,588 t			

		③ 飼料費の低減（平成 21 年度） 2.5%の低減
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度は全施設試験運用中であったために具体的な効果は不明。 本施設の本稼働が開始された場合、これまで廃棄されていた食品廃棄物を資源（家畜飼料）として再生利用されることとなることから、循環型社会の構築が促進されるとともに、飼料自給率向上に寄与。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調（バイオマス関連分）
	27 評価指標	定性的に個別施設の目標達成状況を判断
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、バイオマスの利活用に関する部分が「エコフィード生産量（平成 21 年度）4,238 t」等にどのように寄与したのかを測ることができる指標や方法は設定されていない。そこで、バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設数が 3 施設と少数であるため、「目標達成施設 50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、本事業により整備された 3 施設の平成 21 年度実績をみると、下記のとおり、目標を達成している施設はなく、うち 2 施設は実績が目標の 50%未満であったことから、効果の発現度合は低調であると判断した。</p> <p>施設 1（目標）食品残さ 12,815 t / 年の飼料化 （実績）1,740 t（13.6%）</p> <p>施設 2（目標）豆腐粕等 13,588 t / 年のサイレージ生産 （実績）7,756 t（57.1%）</p> <p>施設 3（目標）残さ 1,800 t / 年の飼料化 （実績）470 t（26.1%）</p>
29 事例	30 事例の態様	<ul style="list-style-type: none"> ① 効果の発現が低調なものなど（施設整備に係る事業） ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 本事業により整備された 3 施設の平成 21 年度実績をみると、計画どおりにマテリアル生産ができた施設はなく、実績が目標の 50%未満の施設が 2 施設（66.7%）ある。 ② 本事業のほか、「広域連携等バイオマス利活用推進事業」及び「食品循環資源経済的処理システム実証事業」（以上、農林水産省）は、いずれも食品リサイクルを目的とする事業であり、別々に実施する必要性が乏しいと考えられる。
32 評価書該当頁	①179 ②196～197	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	84	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数		
4 事業名	イネゲノム機能解析研究(「有用遺伝子活用のための植物(イネ)ゲノム研究」及び「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」)						
5 事業の目的	1 イネゲノム塩基配列を解読し、全ての遺伝子を含むゲノムの構造を明らかにして、植物生命科学研究の基盤を作る 2 有用遺伝子を単離・機能解析し、ゲノムの機能を明らかにして、イネの各種形質の改良、植物工場などの産業利用につなげる						
6 実施年度	平成15～19年度	7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(2)①、(3)②	9 事業種別	調査・研究開発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-				
12 把握していない場合、その理由	イネゲノム全塩基配列の解読やゲノムリソースなど研究基盤の整備を行い、その成果を遺伝子の単離・機能解明等に活用しているなど、プロジェクト内で得た成果を活用して別の成果を得ているため、バイオマス関連のみの決算額は算出できない。						
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他					
	年度	平成15	16	17	18	19	計
15 予算 A	内	内	内	内	内	内	内
	3,220,221	3,149,936	1,638,085	1,487,741	2,023,926	11,519,909	
16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C	-	-	-	-	-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。						
18 事業の実績 (概要)	1 国際協力(IRGSP)により、平成14年末までにゲノム塩基配列の高精度ドラフトシーケンスを終了。平成16年12月には日本の貢献度55%により約3億7千万の塩基配列を決定。99.99%の高い精度であることから世界の単子葉植物ゲノム研究の進展に貢献。 2 塩基配列情報、高精度遺伝子地図、完全長cDNA、レトロトランスポゾンによる遺伝子破壊系統(約50,000系統)、遺伝子過剰発現系統(約8,000系統)、遺伝子置換系統等のゲノムリソースを整備。また、QTL(量的形質遺伝子座)手法やイネ・マイクロアレイ(遺伝子発現解析キット)を開発し、遺伝子の機能解明・単離に貢献。 3 多収に結びつく草丈や、省力化に関連する病虫害抵抗性遺伝子等の農業上重要な約100の有用遺伝子の機能を解明。うち、遺伝子機能84、DNAマーカー5について特許取得・出願。 4 整備した研究基盤を基にイネゲノムデータベースを構築(約10万件/日)						

	<p>のアクセス)。イネゲノムシミュレーターの開発については、総合科学技術会議の指摘をふまえ時期尚早として事業を中止。</p> <p>5 種間・属間ゲノム比較研究については総合科学技術会議の指摘をふまえてイネ、ムギに重点を置き、生殖的隔離機構や穂発芽関連遺伝子等を解析。</p>	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	<p>1 国際協力（IRGSP）により、2002 年末までにゲノム塩基配列の重要部分の解読（フェーズ2）を終え、可能な限り早くイネゲノム全塩基配列を解読し、単子葉植物ゲノムのゴールデンリファレンスを完成する</p> <p>2 塩基配列情報、高精度遺伝子地図、完全長 cDNA、レトロトランスポゾンによる遺伝子破壊系統、遺伝子置換系統等のゲノムリソースを整備しつつ、これらを用いて遺伝子を単離・機能解明する手法を開発し、有用遺伝子の機能を解明する</p> <p>3 イネの重要形質に関わる多数の遺伝子を明らかにし、関与する遺伝子の機能や相互関係等を解析することにより、重要形質を発現するメカニズムの全容を明らかにする</p> <p>4 ゲノム情報や栽培、育種情報等を統合したデータベースを構築するとともに、イネゲノム機能のシミュレーターを開発する</p> <p>5 イネなどのゲノム情報を元に、品種間・属間ゲノム比較を行い、多様な表現型をもたらす遺伝機構の解明やイネでは認められない形質等に関わる遺伝情報を解明する</p>
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>(1) 本研究開発については、個別課題ごとには計画期間内に開始時点の目標を十分に達成した成果を得ているものと認められる。</p> <p>(2) イネは我が国の食料確保や農業生産にとって最も重要な作物であることから、この研究開発成果は、国内外の食料の安定供給や農業の生産性向上といった農林水産省が取り組むべき幅広い政策課題の解決に貢献していくことが期待できる。</p> <p>得られた成果は、平成 20 年度から開始した新農業展開ゲノムプロジェクトにおいて今後世界的な問題となる食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物開発に活用されている。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり（バイオマス関連分）
	27 評価指標	外部有識者の評価
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、事後評価において「個別課題ごとには計画期間内に開始時点の目標を十分に達成した成果を得ているものと認められる」との評価を受けている。

29 事例	30 事例の態様	事業評価における目標設定等の在り方についての指摘
	31 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価（研究開発マネジメントの実施状況） 予算額に鑑みた個別課題目標の再設定や、個別課題の中止・追加などの変更が行われる中で、全体の総括責任者が5年の間で2回交代しているなどの状況がみられる。 農林水産省は、「今後このような多くの相互に関連する個別課題から構成される研究開発の実施に際しては、全体として政策目的に関連させた目標の設定、及びそれに相応したマネジメント体制を整備し、研究開発全体の目標の達成状況や全体の運営管理の妥当性などについての評価を行う体制を整備すべきである。」と指摘されている。 ● 研究開発成果と目標の達成状況 本事業については、当初計画された9つの個別課題のうち、3つの個別課題については、総合科学技術会議の事前評価による課題の重点化などの指摘や研究の進捗状況等を踏まえ、計画を変更し、途中で中止又は終了した。 ● 今後の課題 総合科学技術会議における事後評価結果では、「本研究開発については、個別課題ごとには計画期間内に開始時点の目標を十分に達成した成果を得ているものと認められる。」とされているが、今後の課題について、次のように指摘している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省は、今後、より多くの政策課題解決のためにこの成果を活用すべきである。その際、その成果により得られた特許等を政策手段として活用していくための具体的な方策の策定や、イネに関する会議情勢の継続的かつ組織的な把握などが重要であることから、これらについて早急に取り組むこと ・ 農林水産省は、今後実施する研究開発の検証・評価に関して、研究開発結果の評価・検証に加え、研究開発成果の総体についての政策上の課題解決への活用見込みなどの検証・評価を、外部有識者などを活用して適切に実施すべき ・ 本研究開発のように相互に関連する多くの個別課題から構成される政策対応型の大規模な研究開発においては、個々の課題の研究開発結果に係る成果目標と、研究開発成果全体によって達成されるべき政策目的に係る目標を設定し、それぞれについて適切な評価体制などを整備することが重要。また、その政策目的への活用のための具体的な方策や工程をあらかじめ明確にし、その上位政策を視野に入れた研究開発全体の運営管理や次の施策への活用を戦略的に行うことが重要
32 評価書該当頁	187～188	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	8 5	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数	
4 事業名	バイオディーゼル燃料のトラクタへの利活用の研究					
5 事業の目的	ディーゼル機関を搭載する多くの農業機械への利活用が期待されるバイオディーゼル燃料について、農用トラクタに供試した場合の出力や排出ガス特性等に及ぼす影響を調査し、基礎・基盤的技術を開発する。					
6 実施年度	平成 18～21 年度	7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(4)①・④	9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—			
12 把握していない場合、その理由	上記交付金は、独立行政法人が中期目標に基づき実施する業務全般に要する経費であり、本事業以外の業務経費と重複し明確に区分することが困難なため。					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金				
	年度	平成 15～17	18	19	20	計
15 予算 A			内 1,885,906	内 1,888,783	内 1,814,336	内 5,589,025
16 決算 B			不明	不明	不明	不明
17 執行率 C			—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。					
18 事業の実績 (概要)	<p>(平成 18 年度)</p> <p>バイオディーゼル燃料（以下、BDF）について、トラクタに供試してPTO性能試験を行い、BDFの種類や混合割合がトラクタの出力や排出ガス性状に及ぼす影響を把握した。</p> <p>(平成 19 年度)</p> <p>国産BDF 4種類を軽油との混合割合を変えて供試し、BDFの種類・混合割合によるトラクタの排出ガス性状に及ぼす影響を把握した。</p> <p>(平成 20 年度)</p> <p>BDFをトラクタに供試して長時間運転調査を実施し、トラクタの出力や排出ガス性状、燃料消費率に及ぼす影響を把握した。</p>					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトプット				
	22 指標の内容	農業機械のバイオディーゼル燃料への適合化、バイオマス由来素材の農業機械・装置への利用等の基礎・基盤的技術を開発する（独立行政法人の中期計画より）				
	23 評価結果	効果発現不明				

	24 理由	平成 21 年度において事業を継続しているため。	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）	
	27 評価指標	無	
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（影響調査の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの	
	31 内容	「地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業」（農林水産省。平成 20 年度～22 年度）はバイオディーゼル燃料による農業機械の省エネ技術等の実践を行うモデル事業であるのに対し、本事業はバイオディーゼル燃料を使った場合のトラクターの出力や排ガス特性への影響等の基礎・基盤技術を開発するものであり、同時期に、実践事業と基礎技術開発を行っている。	
32 評価書該当頁	196		

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	86	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業							
5 事業の目的	<p>我が国の農林水産業においては、食料自給率の低下、食の安全を脅かす事案の増加、農林水産物の輸出促進等の「攻めの農政」への転換、地球温暖化の進展など、政策推進に係る課題の多様化や新たに対応すべき課題が増加しており、これらの課題に的確に対応していくためには、そのブレークスルーとなる技術の開発を効果的・効率的に推進し、その成果を着実に生み出していくことが重要である。</p> <p>このため、本事業においては、産学官の研究能力を結集し、幅広い分野のシーズを活用しつつ、機動的な対応が可能である競争的資金制度（注：研究課題を予め定めず、個々の研究機関や研究者の発意に基づく提案課題を公募し、審査した上で研究課題を決定する）の特徴を生かし、農林水産業・食品産業の生産及びこれらに関連する流通、加工等の生産現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進する。</p>							
6 実施年度	平成 20～27 年度			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(3)①			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	個々の研究課題ごとの予算額、決算額を公表していないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		/	/	/	/	/	内 5,199,138	内 5,199,138
16 決算 B		/	/	/	/	/	不明	不明
17 執行率 C		/	/	/	/	/	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休耕田等を活用した飼料イネの超省力低コスト栽培技術と多機能小型リアクタによるモミの高効率全粒発酵法の開発による原料米の低コスト・安定供給とエタノール生産効率の向上（実施中） ・ 水熱処理によるバイオマス＋プラスチック混合廃棄物の燃料化技術の開発（実施中） ・ 水熱糖化による馬鈴しょ澱粉製造残渣のエタノール変換技術の開発（実施中） ・ フレックス酵母による高効率エタノール生産技術の開発（実施中） 							

19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	課題ごとの事後評価において、「概ね目標を達成した」と評価された課題の割合が80%以上。
	23 評価結果	効果発現不明
24 理由	<p>本事業においては、研究実施期間（原則として3年以内）の終了時に事後評価を実施することとしている。</p> <p>具体的には、本事業の事業実施要領及び事業評価実施要領に基づき、外部専門家及び外部有識者等からなる評価会委員が、個々の研究課題ごとに評価を実施する。</p> <p>なお、個々の研究課題において、数値目標または達成したかどうか明確に判断できる目標の設定が行われるよう制度を運用するとともに、一層の効果的な運用を図るため、政策テーマにどのように寄与したかについても把握に努めることとしている。</p>	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（エタノール変換技術の開発等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。</p>
29 事例	30 事例の態様	事業評価における目標設定等のあり方についての指摘
	31 内容	<p>● 事前評価（総合評価）</p> <p>農林水産省は、「本研究制度は重要であり、内容は適切であると判断される。なお、個々の研究課題において、数値目標又は達成したかどうか明確に判断できる目標の設定が行われるよう制度運営することが重要である。また、一層効果的な制度運営を図るため、政策テーマにどのように寄与したかについても把握に努めることを期待する。」とされている。</p>
32 評価書該当頁	188～189	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	87	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	農業・食品産業競争力強化支援事業 うち、広域連携等産地競争力強化支援事業 うち、産地間広域連携・広域的流通拠点事業 (畜産物共同利用施設整備 飼料化施設)							
5 事業の目的	単独の産地・生産者では困難な、食品産業等の周年需要に対応するための産地・生産者間の連携等都道府県域を越えた広域的な取組を推進。							
6 実施年度	平成17年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)②	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			内 5,165,636				内 5,165,636
	16 決算 B			215,000				215,000
	17 執行率 C			-				-
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	中国四国地域及び近畿地域で発生する魚腸骨(魚のアラ等)の飼料化処理(フィッシュミール)を製造するための施設を設置。 平成19年度の処理量の実績は11,115トンであり、平成21年度目標(13,304トン)の84%を達成している。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	平成21年度処理量目標 13,304トン						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	本施設の整備により、魚腸骨排出事業主からの魚腸骨を分別・収集できる量が順調に増加し、平成19年度は平成21年度目標の約84%を達成している。 今後は、食品リサイクル法改正に伴い、スーパー等において食品残さの分別の促進が見込まれることから、目標達成年度の平成21年度には、目標値(13,304t)の達成は可能である。						

		本取組は、食品循環資源の再生利用による資源循環型畜産の取組拡大につながるものとして評価できる
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分について評価を行うため、バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設が1施設と少数であるため、「目標達成施設50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、当該施設においては「平成21年度処理量目標 13,304トン」の目標値しかなく、仮にこれを用いて平成19年度の処理量の実績11,115トンの達成度を測ると約84%となっているものの、これをもって事業の効果が低調であるとまではいえず、効果の発現度合いは不明であると判断した。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	88	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	漁業経営構造改善事業							
5 事業の目的	水産基本法の基本理念を踏まえ、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るため、①我が国周辺水域における資源管理の強化、②漁業経営の改善と担い手の育成、③流通・加工・消費対策、④漁業地域の振興の4つの課題に即して沿岸漁業を中心とした漁業において持続的な生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備を推進する。							
6 実施年度	平成12～16年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	把握なし（一部不明）					
12 把握していない場合、その理由	－（平成15年度分は把握できない）							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	不明	内 4,363,710	/	/	/	/	内 4,363,710
	16 決算 B	不明	0	/	/	/	/	0
	17 執行率 C	－	－	/	/	/	/	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	バイオマス関連の実績なし							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	沿岸漁業を中心とした漁業の持続的漁業生産体制の構築するために必要な漁業生産基盤及び水産物の衛生管理に配慮した施設の整備等を目標とする。						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度目標 漁業経営改善計画の新規認定経営体累計目標：221経営体 ・ 平成16年度実績 漁業経営改善計画の新規認定経営体累計実績：198経営体 達成状況：89.6% 							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	89	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新農業展開ゲノムプロジェクト							
5 事業の目的	食料、環境、エネルギー問題の解決にターゲットを絞って遺伝子機能解明の加速化を図るとともに、ゲノム解読技術や遺伝子を活用する技術を駆使して、これらの分野の問題解決に貢献する超多収穀物、不良環境耐性作物、環境浄化植物、巨大バイオマス植物等を開発。さらに、遺伝子組換え技術の安全性確保対策を実施する。							
6 実施年度	平成 20～24 年度	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(2)①	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	本プロジェクトは、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の開発に必要な、研究基盤の整備や、遺伝子の単離・機能解明を一体的に実施しており、これらの成果を組み合わせることで作物開発を行うことから、バイオマス関連のみの決算額は算出できない。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	/	内4,002,972	内4,002,972
	16 決算 B	/	/	/	/	/	不明	不明
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物を作出するという目標に向け、研究を推進するための材料となる基盤を整備するとともに、新たな農業上有用な遺伝子の機能解明を進め、遺伝子組換え技術や DNA マーカー育種技術を活用した作物開発に取り組んでいるところである。</p> <p>例えば、水中で草丈を伸張させる遺伝子や種子サイズを増大させる遺伝子など、バイオマスの増大に関係する遺伝子の単離、機能解明を行った。また、省力化につながるいもち病ほ場抵抗性イネの開発など作物開発においても順調に成果が生み出されている。</p> <p>一方で、遺伝子組換え作物に対する国民の信頼確保のため、遺伝子組換え作物と一般作物との共存技術や遺伝子組換え作物の管理技術の開発等を進めている。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	(1) 遺伝子の特定と機能の解明						

- ① 遺伝子機能の解明等研究の効率的な推進を図るため、これまで未利用な野生イネなどの他品種と染色体の一部を置換した系統群（同質置換系統群）、遺伝子破壊系統群の2系統群を創出
- ② 食料、環境、エネルギー問題の解決に係る遺伝子の単離、遺伝子地図上での位置の特定、遺伝子の機能の解明
- (2) 遺伝子機能を有効に活用するための技術開発
 - これまで未開発である、遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、ソルガム等バイオマス植物の形質転換技術の開発など、単離した遺伝子を操作し、その機能を最大限に活用するための技術の開発
- (3) DNA マーカーを活用した革新的作物開発
 - ① これまでのイネゲノム・プロジェクト研究等で得られた約3万のDNAマーカーの活用により、従来にないスピードで20以上の新品種を育成
 - ② ダイズについて、農業上重要と考えられる有用形質（耐湿性、タンパク含量などの品質）の機能を遺伝子レベルで10個以上解明し、タンパク含量、耐湿性などが大幅に改善された新たな品種系統を育成。野菜、果樹について、重要な耐病性等のDNAマーカーを開発し、従来の育種では獲得できなかった新たな形質を集積した品種系統を育成（10系統）
- (4) 遺伝子組換え技術を駆使した革新的作物開発
 - ① 超多収作物・巨大バイオマス作物（現場生産レベルで現状の150%）や不良環境耐性作物、環境浄化作物、巨大バイオマス作物等、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物の開発
 - ② 育種素材として用いることができる環境ストレス耐性が向上した小麦・陸稲・水稻の形質転換系統を選抜（3系統以上）。また、DREB遺伝子等で活性化される乾燥耐性遺伝子等、環境ストレス耐性遺伝子を特定（40種以上）。
- (5) 遺伝子組換え技術の安全性確保対策
 - ① 生物多様性影響評価に必要な新たな遺伝子組換え生物に関する科学的知見の集積、遺伝子組換え生物の定性的・定量的検出技術や遺伝子拡散防止のための生物的封じ込め技術など遺伝子組換え作物の安全・信頼確保のための管理技術の開

		<p>発、一般栽培作物との交雑リスクを低減させる栽培技術などの共存のための技術の開発。</p> <p>② 遺伝子組換え作物等に関する試験研究の内容等の検討に資することを目的に、生産者、消費者、流通業者等を対象に双方向コミュニケーションを通じた遺伝子組換え作物等に関する意識調査及び分析の実施</p>
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	事業継続中
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット（作物開発等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	90	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新生産システム							
5 事業の目的	<p>我が国は、森林の所有規模が零細であることに加え、林業・木材産業に係る生産・流通・加工は小規模・分散的・多段階となっています。また、ニーズに応じた製品の安定供給ができず需要が低迷してきました。その結果、林業家への還元ができず森林の手入れが進まない状況となっています。</p> <p>こうした状況に対処するため、新生産システムモデル地域を選定し、当該地域において、(ア)川上から川下までの合意形成を促進し、(イ)森林施業や経営の集約化、協定取引の推進、生産・流通・加工のコストダウンを図り、(ウ)ハウスメーカー等のニーズに応じた木材の安定供給を図ること等を通じて、地域材の利用拡大、森林所有者の収益向上、森林整備の推進を図ります(林野庁ホームページ)。</p>							
6 実施年度	平成18～22年度			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(2)③			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	<p>本事業は、低コストで安定的な大ロットの一般材(柱等の製材用)を主体とする木材供給体制の確立を通じて林業収益性の改善及び地域材の利用拡大につながる取組を実施するものであり、木質バイオマスの有効利用は、事業の副次的な効果として見込まれるものであることからバイオマス関連の実績、決算額等を計上することは困難である。</p>							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		/	/	/	内 1,009,033	内 933,828	内 848,020	内 2,790,881
16 決算 B		/	/	/	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C		/	/	/	—	—	—	—
	(注)「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>(平成20年度具体的行動計画取組状況)</p> <p>全国11のモデル地域において、川上から川下が一体となった木材の安定供給体制を構築するため、施業の集約化、伐採可能な立木情報の収集、森林施業・生産流通のコストダウンの実証等の取組を実施。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						

	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	バイオマスの利活用に関する実績が特定できないため。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	9 1	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	水産基盤整備事業のうち自然調和・活用型漁業漁場づくり推進事業							
5 事業の目的	水産基盤整備事業において自然環境と調和した構造物、工法の採用を進めるとともに、泊地や航路埋没の原因となる漂砂対策として、堆積域の砂を不足箇所へ輸送（サンドバイパス）する自然に優しい方法での砂浜の再生や、間伐材等を利用した魚礁の設置など、地域資源を活用した効率的な漁港漁場整備をモデル的に実施し、自然調和・活用型技術の集積及び普及を図る。							
6 実施年度	平成6～20年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(4)②			9 事業種別	施設導入			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	バイオマス関連にかかる経費に限定して決算額を算出することは困難であるため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 690,000	内 446,000	内 352,000	内 187,000	内 415,000	内 377,000	内 2,467,000
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	モデル的な取組として、間伐材を利用した魚礁の設置を8県16地区で実施。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	バイオマスの利活用に関する実績が特定できない。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						

	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（魚礁設置数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	9 2	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究							
5 事業の目的	遺伝子組換え生物の生物多様性影響の評価に必要な科学的知見の集積、遺伝子組換え作物の安全・信頼の確保のための組換え遺伝子の検出技術及び生物的封じ込め技術を開発。また、商業利用に向けて、遺伝子組換え作物を栽培する農家と一般作物等を栽培する農家が共存してゆくための技術を開発。 (平成 20 年度より「新農業展開プロジェクト」に組替え)							
6 実施年度	平成 14～22 年度			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(1)②			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	本事業は遺伝子組換え農作物（GMO）の普及・活用につなげることを主な目的としており、その中からバイオマスの取組として仕分けをすることは困難。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		内 338,682	内 338,478	内 370,891	内 470,322	内 508,280	内 427,175	内 2,453,828
16 決算 B		不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C		—	—	—	—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>(1) 生物多様性影響評価のための手法開発 植物ではクレーピングベントグラス、サツマイモなど 5 種、動物ではアジア諸国で流通が始まっているゼブラフィッシュ、メダカなどの魚類や 1 種使用に近いカイコ等、国内外で開発が進められ今後実用化が見込まれる 5 種、合計 10 種について手法開発を進めた。</p> <p>(2) 国民の関心に応える調査研究 学識経験者から意見を求める「生物多様性影響評価検討会」において、農林水産省で知見の集積が求められたダイズとツルマメとの自然交雑率、雑種後代における組換え遺伝子の適応度に関する調査を行い、自然交雑率は極めて低い (1 / 32,502 個) ことを明らかにした。また、組換え遺伝子の適応度を把握するためのシミュレーションモデルを構築し、ダイズとツルマメの雑種がツルマメと交雑した場合でも、ツルマメにおける導入遺伝子の残存性は極めて低くなること等を明らかにした。</p> <p>(3) 遺伝子拡散防止等安全確保技術の開発</p>							

	<p>イネの閉花受粉性突然変異体を解析し、原因遺伝子を特定して通常イネへ導入することで閉花性を確認した。また、アブラナ科作物で花粉を作らないための遺伝子を特定した。</p> <p>(4) 新たに流通が見込まれる遺伝子組換え作物の検出技術の開発 アルファルファ2系統について、特異性の高い検知技術を開発した。更に既存の検知技術の効率化を図るため、新たなスクリーニング手法を開発しその妥当性の確認を進めるとともに、携帯できるDNA抽出装置を開発し、多検体処理も可能とした。また、質量分析を用いた検知法も開発し、組換え体を用いての実証試験を行った。</p> <p>(5) 遺伝子組換え作物と一般栽培作物等との共存のための検討 今後5～10年の間に国内において商業栽培が想定されるイネなどの遺伝子組換え作物について、一般栽培作物との交雑を防止するための方策の策定や技術等の開発を進めた。</p>	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	生物多様性影響の評価に必要な科学的知見の集積等により、カルタヘナ法等に基づく遺伝子組換え生物のリスク評価・管理の適切かつ円滑な実施に貢献。更に、遺伝子組換え作物の商業利用に向け必要な環境整備のための技術等を開発することで、円滑な遺伝子組換え作物の実用化に貢献。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	遺伝子拡散防止等安全確保技術に関し顕著な実績をあげるなど予想以上に進捗しており、高く評価できる。 後継の事業などで実用化等に向けて開発技術が進展
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)
	27 評価指標	外部有識者の評価
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、事後評価において「必要性、効率性、有効性の観点から評価した結果、本研究課題は、『当初の目的をほぼ達成した』と判断される」との評価を受けている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	9 3	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	自給飼料増産総合対策事業							
5 事業の目的	堆肥還元に必要な機械施設等の整備							
6 実施年度	平成 12～16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(2)③	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	同事業には様々な取組メニューが掲げられており、この取組メニューの中から、バイオマス関連事業のみを明確に仕分けて、特定した上で、決算額を算出することは困難。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 1,373,123	内 1,014,517	/	/	/	/	内 2,387,640
	16 決算 B	不明	不明	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	－	－	/	/	/	/	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	－ (バイオマス関連分不明)							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	飼料の増産対策を主眼としている事業であり、バイオマスの利活用に関する実績については的確に特定できない。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。						
29 事例	30 事例の態様	－						
	31 内容	－						
32 評価書該当頁	－							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	9 4	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	水産物産地流通加工施設高度化対策事業							
5 事業の目的	多様化・高度化する流通・消費システムに的確に対応し、安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するとともに、水産物の流通加工分野における循環型社会への的確な対応を推進するため、産地市場の統合・機能強化、大都市近郊における流通拠点の整備、環境への負荷を低減させるための水産物の流通加工過程における排水処理の高度化及び水産加工残滓等のリサイクルの促進、資源の有効利用及び多様化する消費者ニーズに対応するための加工技術等の高度化、H A C C P 手法の導入等による品質・衛生管理の高度化に必要な施設を計画的・効率的に整備する。							
6 実施年度	平成 13～16 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(2)③、(3)①				9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内						内
	1, 227, 137	953, 323						2, 180, 460
16 決算 B	331, 702	236, 800						568, 502
17 執行率 C	-	-						-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	「循環型社会の形成」にむけて新たな環境対策の高度化、資源の有効利用及び多様化する消費者ニーズに対応するための加工技術等の高度化、水産食品品質高度化総合対策事業の成果等を活用した水産物の品質・衛生管理の高度化を図るために必要な施設整備を行った。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	政策分野：水産物流通対策 目標値：【平成 16 年度における目標】 中間流通コスト 592.6 円/kg (公表時比 4.3 円/kg の圧縮)						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	<p>評価結果：【平成 16 年度における実績】</p> <p>中間流通コスト 586.4 円/kg (達成状況 244%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産加工場から排出されるイカ、ホタテの残滓を原料としてミール等を製造するために必要な再資源化施設の整備を行い、加工残渣の有効利用を図ることができることとなった。 					
	25 当省の調査結果	<table border="1"> <tr> <td>26 効果の発現状況</td> <td>C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)</td> </tr> <tr> <td>27 評価指標</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>28 理由</td> <td> <p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分が「中間流通コスト 592.6 円/kg (公表時比 4.3 円/kgの圧縮)」にどのように寄与したのかを測ることができる指標や方法は設定されていない。そこで、バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設数が 2 施設と少数であるため、「目標達成施設 50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、2 施設中 1 施設は計画を達成している一方、もう 1 施設は改善計画により目標をそれまでの 6 割程度にする扱いにしてもなお計画達成に至らないという状況 (95%) であり、上記 2 施設の結果のみでは効果の発現度合いが判明しなかったため。</p> </td> </tr> </table>	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	27 評価指標	無	28 理由
26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)						
27 評価指標	無						
28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分が「中間流通コスト 592.6 円/kg (公表時比 4.3 円/kgの圧縮)」にどのように寄与したのかを測ることができる指標や方法は設定されていない。そこで、バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設数が 2 施設と少数であるため、「目標達成施設 50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、2 施設中 1 施設は計画を達成している一方、もう 1 施設は改善計画により目標をそれまでの 6 割程度にする扱いにしてもなお計画達成に至らないという状況 (95%) であり、上記 2 施設の結果のみでは効果の発現度合いが判明しなかったため。</p>						
29 事例	30 事例の態様	—					
	31 内容	—					
32 評価書該当頁	—						

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	9 5	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地域環境保全型農業推進総合整備事業							
5 事業の目的	環境保全型農業を推進するための計画を策定した地区について、①生産基盤整備（農業用排水路施設、農道、肥培灌漑施設、区画整理、土壌改良、土壌浸食防止等）、②土づくり施設整備（堆肥化施設、集落排水汚泥資源循環施設、堆肥流通促進施設等）、③水質保全施設整備（家畜排せつ物浄化施設、集落排水施設、水質浄化施設等）、④生態系保全施設整備（生態系保全植生水路、生態系保全空間、鳥獣害防止施設等）、⑤効果検証・情報発信体制整備（生産履歴情報発信システムの構築、環境保全効果の検証等）を支援する。							
6 実施年度	平成 16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(4)②	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		内 2,000,000					内 2,000,000
	16 決算 B		159,221					159,221
	17 執行率 C		—					—
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	全国で4地区実施							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	アウトプット（実施地区）があり、現在も全ての地区において施設が稼働していることは確認しているが、評価指標を設定していないことから、効果発現不明としている。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）						
	27 評価指標	無						

	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（実施地区数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	9 6	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	21 世紀最大の未利用資源活用のための「昆虫・テクノロジー」研究							
5 事業の目的	21 世紀最大の未利用資源である昆虫は、我々が化学合成できない様々なタンパク質を生産する機能を有している。この昆虫の機能を利用するため、幅広い知見を結集し、害虫に対して選択性が高くより環境に優しい農業用・衛生害虫用「ゲノム創薬」の開発、抗菌物質等の有用物質の生産工程の確立、昆虫由来の新規素材の開発の研究を効率的に進めることにより、新産業の創出を目指す。							
6 実施年度	平成 14～18 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(3)②			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	バイオマス関連分を区分して特定できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内	内	内				内
	503,698	475,511	436,813	384,283				1,800,305
16 決算 B	不明	不明	不明	不明				不明
17 執行率 C	－	－	－	－				－
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	バイオマスの利活用に関する実績が特定できない。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	バイオマスの利活用に関する実績が特定できないため。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	外部有識者の評価						

	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、事後評価において「有効性、効率性、必要性の観点から総合的に評価を行った結果、本研究は『当初の目的をほぼ達成した』と判断される」との評価を受けている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	9 7	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地域農業再生総合支援事業のうち資源循環型地域農業への転換支援							
5 事業の目的	普及職員等による推進活動により、バイオマス等の利活用による資源循環型地域農業への転換を促進する。							
6 実施年度	平成 15～16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)④、(4)②	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	補助金の実績報告書において、地域農業再生総合支援事業のうち資源循環型地域農業への転換支援について、内訳を記載することとなっていないため (b 決算額は地域農業再生総合支援事業全体の額)。							
13 事業費 (単位: 千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内722,567	内675,892	/	/	/	/	内1,398,459
	16 決算 B	不明	不明	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	-	-	/	/	/	/	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	32都府県（平成16年度）において、有機性資源の農地へのリサイクルの推進や土壌診断に基づく適正施肥の確立等について、普及職員等による現地指導（194地域、延べ1,829回（平成16年度））、検討会、環境実態調査及び農業者講習会等を実施した。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね計画通りの取組が行われ、事業の目的を達成するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 普及職員等による現地指導、 ② 都道府県と市町村、農協等との連携による検討会、環境実態調査及び農業者講習会等の実施により、資源循環型地域農業への転換の促進を図ったことから、一定の成果をあげていると判断。 ・ 32 都府県（平成 16 年度）の取り組みにより、有機性資源の農地へのリサイクル技術、土壌診断に基づく適正施肥技術、養液土耕栽培による肥料低減技術等の導入が推進された。 							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、普及職員等による現地指導などアウトプットは認められるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	9 8	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発							
5 事業の目的	農林水産生態系は、温室効果ガスの吸収源・排出源になり得ることから、炭素収支モニタリングを行い、地球温暖化が食料生産に及ぼす影響を予測し、温室効果ガスの発生を抑制した食料生産技術の確立が求められており、そのうち、バイオマスの関係では、二酸化炭素排出量削減に貢献するため、農林水産系バイオマスエネルギー生産技術の開発・実用化に向けた取組を実施。							
6 実施年度	平成 13～17 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)①・②・③	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	小課題においても、バイオマスに関連する取組と関連しない取組が混在しているため、明確に仕分けることが困難なため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内378,776	内378,293	内376,451	/	/	/	内1,133,520
	16 決算 B	不明	不明	不明	/	/	/	不明
	17 執行率 C	－	－	－	/	/	/	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林系バイオマスを対象として、酵素糖化及びエタノール発酵効率を向上させる粉砕機及びオゾン処理機を試作 ・ 農林系バイオマスから効率よくエタノールに変換するために、エタノール濃度に対応して細孔が開閉する濃度応答ゲート膜及びヘチマ繊維を用いた糖化・発酵用リアクターを開発 ・ 家畜排せつ物等を炭化処理し、熱と電力を生産するコ・ジェネレーションシステム（農林バイオマス2号機）を開発 ・ 植物系バイオマスをガス化し、小規模・高効率な発電システム（農林バイオマス3号機）を開発 ・ 廃食用油を用いたディーゼル代替燃料への変換におけるコスト削減を図るために、無触媒メチルエステル化反応を利用した簡易実験装置を試作 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に由来するバイオマスの効率的な前処理技術を開発 						

		<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマスの効率的なエネルギー変換技術を開発 ・ 地域レベルで実用化が可能なバイオマスエネルギーの変換・利用システムを開発
	23 評価結果	効果発現あり
25 当省の調査結果	24 理由	<p>必要性、効率性、有効性の観点から評価した結果、本研究課題は「当初の目的をほぼ達成した」と判断される。</p> <p>なお、研究成果は自治体や農林業関連団体等において利用可能となるように、ホームページ等を利用した積極的な公開や広報が必要である。</p>
	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり（バイオマス関連分）
	27 評価指標	外部有識者の評価
29 事例	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、研究課題評価分科会において「必要性、効率性、有効性の観点から評価した結果、本研究課題は、『当初の目的をほぼ達成した』と判断される。」との評価を受けている。
	30 事例の態様	—
32 評価書該当頁	31 内容	—
		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	9 9	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	内水面環境活用総合対策事業							
5 事業の目的	内水面環境の活用により地域の活性化を図るため、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭に置いた水産資源の増養殖基盤、水産業近代化施設及び都市住民との交流促進施設等の整備を行う。							
6 実施年度	平成 12～16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(2)③	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 501,882	内 501,882					内 1,003,764
	16 決算 B	0	1,546					1,546
	17 執行率 C	-	-					-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	16年度、水産廃棄物等処理施設整備 1 件に交付							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	目標値 (平成 18 年度) 関係漁業生産量 (主な栽培対象魚種、海面養殖業等) 2,016 千トン 平成 16 年度における目標 関係漁業生産量 1,971.2 千トン						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	目標値である漁業生産量については、台風など自然災害の影響もあって単年度での生産量は前年に比べて減少したものの、前年の実績の高さが 3 か年平均値への影響を残していることから、効果の発現の度合いについては明確にすることができない。						

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分が「(平成 18 年度) 関係漁業生産量（主な栽培対象魚種、海面養殖業等）2,016 千トン」等の目標値にどのように寄与したのかを測ることができる指標や方法は設定されていない。そこで、バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設が 1 施設と少数であるため、「目標達成施設 50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、当該施設の目標である年間計画処理量 26,474 kg に対し、平成 21 年度実績は 27,800 kg (利用率 105%) と目標を達成しているものの、これを本事業の成果によるものとまではいえず、効果の発現割合は不明であると判断した。</p>
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	100	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価及び高度対策技術の開発							
5 事業の目的	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価と高度対策技術の開発							
6 実施年度	平成 18、19 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(3)①・②・③			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	小課題においても、バイオマスに関連する取組と関連しない取組が混在しているため、明確に仕分けることが困難なため。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				内461,919	内275,617		内737,536
	16 決算 B				不明	不明		不明
	17 執行率 C				-	-		-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>(1) 農林水産生態系の炭素循環の解明</p> <p>森林については、群落、土壌、林業、木材のサブモデルとそれらを統合する全体モデルのプロトタイプを開発して、秋田県を対象に作動実験を実施し、全国規模での長期予測にも適用可能であることを確認した。農地については、畑地の土壌炭素含量図を試作し、海洋については、藻場を起源とする炭素の循環過程について解析が行われ、既存のデータを基に藻場の炭素現存量図を試作した。</p> <p>(2) 地球温暖化が農林水産業に与える影響評価</p> <p>森林については、タワー観測や森林土壌のモニタリングによるデータが蓄積され、森林土壌からのCH₄及びN₂Oの吸収・排出と環境要因の関係が明らかにされた。農地については、草地、単作及び二毛作水田におけるCO₂交換速度についてのデータが蓄積されるとともに、温暖化・高CO₂環境下における作物の成長、炭素代謝応答に対する知見が得られた。海洋については、親潮域、黒潮外側域・内側域、東シナ海でのモニタリングにより水塊構造や動植物プランクトンの組成、陸域からの影響等の各海域の特性や変動を把握しつつある。また、魚類生産モデルの開発は、サンマの南北回遊の再現を可能とした。</p>							

	<p>(3) 温暖化に伴う環境変動に対処する技術の開発</p> <p>森林については、高齢林の炭素固定の維持、台風等の自然災害リスクに対する森林の立地、構造因子との関係についての解析が進み、炭素固定を維持、増強できる適正な管理技術に関する知見が得られつつある。農地については、堆肥等の有機物施用、田畑輪換、カバークロープ不耕起栽培体系等がCH₄及びN₂Oの排出削減及び炭素吸収源機能を確保するために有効であることを明らかにした。海洋については、寒海性魚類の高温限界水温、成長限界水温、高温耐性メカニズムを明らかにした。</p>	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	<p>(1) 農林水産生態系の炭素循環の解明 森林、農地、藻場における炭素循環のメカニズムを解明し、炭素循環モデルを開発する。</p> <p>(2) 地球温暖化が農林水産業に与える影響評価 農林水産生態系におけるモニタリングを行い、農業・森林生態系・森林資源、水産業に与える影響評価と将来予測を行う。</p> <p>(3) 温暖化に伴う環境変動に対処する技術の開発 農林水産生態系からの温室効果ガスの排出削減技術、炭素吸収源機能を確保するための技術等を開発する。</p>
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクト研究については、順調に進捗しており、継続することは妥当であると判断される。ただし、研究成果を論文として積極的に海外に発信する必要がある。また、国民の関心が高い重要な研究であり、国民にわかりやすく成果をアピールすることが期待される。 後継の事業などで開発技術が進展
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット（農林水産生態系の炭素循環の解明等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	101	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	生産振興総合対策事業のうち、耕畜連携・資源循環総合対策事業のうち、資源循環型農業総合支援事業のうち、農業環境保全対策事業							
5 事業の目的	<p>面的なまとまりをもった先導的な環境保全対策実践地区の創出、合理的かつ実践的な環境保全に対する技術体系の確立等により、環境と調和のとれた農業生産方式の普及・浸透を推進する。</p> <p>緑肥作物等を導入した土づくり、環境と調和した農業生産に必要な機械・施設等（産地管理施設、用土等供給調整施設、農産物被害防止施設、農業廃棄物処理施設等）の整備、小規模土地基盤整備の実施、持続的農業体系の導入等のための協議会の開催、持続的農業体系の導入のための調査・啓発活動の実施等を支援する。</p>							
6 実施年度	平成16年度		7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(1)①・②、(4)②		9 事業種別	施設導入				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	<p>当事業の主なメニューとしては、共同利用施設整備（産地管理施設、用土等供給調整施設、農産物被害防止施設、生産技術高度化施設、農業廃棄物処理施設等）、小規模土地基盤整備（ほ場整備、農道整備、暗きょ施工、土壌土層改良等）、共同利用機械整備、持続的農業体系の導入等のための協議会の開催、実証ほの設置、持続的農業体系の導入のための調査、啓発活動等の実施等があり、バイオマス関連以外のものも混在していたり、潜在している状態から切り分けて算出することは現実的ではないため、バイオマス関連事業費決算額については把握していない。</p>							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A			内 654,440					内 654,440
16 決算 B			不明					不明
17 執行率 C			-					-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	- (バイオマス関連分不明)							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						

	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	バイオマス関連事業のみを明確に仕分けて評価を行うことは困難である。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	102	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	耕種作物活用飼料増産対策事業							
5 事業の目的	耕種と畜産の連携による稲わらの収集・利用や堆肥交換に必要な機械施設等の整備							
6 実施年度	平成14～16年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(2)③	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	同事業には様々な取組メニューが掲げられており、この取組メニューの中から、バイオマス関連事業のみを明確に仕分けて、特定した上で、決算額を算出することは困難。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 391,627	内 204,437					内 596,064
	16 決算 B	不明	不明					不明
	17 執行率 C	-	-					-
(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。								
18 事業の実績 (概要)	- (バイオマス関連分不明)							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	飼料の増産対策を主眼としている事業であり、バイオマスの利活用に関する実績については的確に特定できない。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	103	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	施設園芸脱石油イノベーション推進事業							
5 事業の目的	<p>施設園芸にトリジェネレーションシステム（ガス燃焼により発生する電気・熱・二酸化炭素を同時に利用するシステム）、小型水力発電を導入することにより単位面積当たりの石油使用量を50%以上削減することを目的とする。</p> <p>トリジェネレーションシステムや小型水力発電を利用した温室、集出荷施設等の導入を支援する。</p>							
6 実施年度	平成19～21年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)②	9 事業種別	施設導入（注2）					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A						内 370,200	内 156,450	内 526,650
16 決算 B						不明	不明	不明
17 執行率 C						-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>平成19年度に推進事業（ソフト）で1地区、団体推進事業で1団体を採択した。</p> <p>推進事業では、トリジェネレーションシステムを導入した5aの実験ハウスでトマトを栽培し、その効果を実証した。</p> <p>団体推進事業では、推進事業の実施地区を支援するとともに、施設園芸におけるヒートポンプ等の活用事例の調査、脱石油の新技术の調査を行った。</p> <p>平成20年度に団体推進事業で1団体を採択した。</p> <p>団体推進事業では、施設園芸におけるヒートポンプ等の活用事例の調査、脱石油の新技术の調査を行い、「ヒートポンプの導入マニュアル」等を作成した。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	推進事業については、事業実施年度の翌々年度を目						

		<p>標年度として、「事業実施地区において、目標年度までに単位面積当たりの石油使用量を50%以上削減及び単位面積当たりの光熱動力費を20%以上削減」を評価指標とし、これに基づき評価する。</p> <p>団体推進事業については、平成19年度は、「事業実施地区において、目標年度までに単位面積当たりの石油使用量を50%以上削減及び単位面積当たりの光熱動力費を20%以上削減」、平成20年度は推進事業の実施地区がなかったことから「単位面積当たりの石油使用量を50%以上削減及び単位面積当たりの光熱動力費を20%以上削減に資するマニュアルを作成」(評価指標変更)を評価指標とし、これに基づき評価する。</p>
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	目標年度の翌年度(事業実施年度の翌々年度)において、効果の発現状況を確認する。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明(バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業のほか、「家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業」及び「省石油型施設園芸技術導入推進事業」(以上、農林水産省)は、いずれも施設園芸施設の温室効果ガス排出削減対策を目的とするものであり、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。なお、「家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業」及び「省石油型施設園芸技術導入推進事業」はバイオマス関連の実績はない。
32 評価書該当頁	198	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 施設導入のほか、実証と普及啓発についても実施している。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	104	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	木づかい運動							
5 事業の目的	地球温暖化防止に向けた地域材利用に係る国民運動である「木づかい運動」の展開を通じ、地域材利用に関する国民の理解の醸成を図る							
6 実施年度	平成17年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)①、(4)①	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	本事業は、国産材利用の意義等について普及啓発するものであり、「バイオマス」という文言については特だししていないことから、バイオマス関連の実績、決算額等を計上することは困難である。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A				内 93,328	内 85,802	内 106,374	内 86,111	内 371,615
16 決算 B				不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C				-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するために、パンフレット10万部を配布するとともに、シンポジウムを3か所、NPO等8団体と連携し地域材利用セミナーの開催等を実施 ・ 平成19年度 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するために、パンフレット10万部を配布するとともに、シンポジウムを3か所、NPO等7団体と連携し地域材利用セミナーの開催等を実施 ・ 平成18年度 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するために、パンフレット10万部を配布するとともに、シンポジウムを3か所、NPO等4団体と連携し地域材利用セミナーの開催等を実施 ・ 平成17年度 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するために、パンフレット10万部を配布するとともに、シンポジウムを4か所、NPO等3団体と連携し地域材利用セミナーの開催等を実施 							

19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	サンキューグリーンスタイルマーク使用登録企業・ 団体数
	23 評価結果	効果発現あり
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に対して国産材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマークであるサンキューグリーンスタイルマーク使用登録企業・団体数により、国産材利用の意義の浸透状況を評価している。 平成 20 年度末に 199 の企業・団体が登録 	
25 当省の調査結 果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	G 実績なし (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	105	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	省石油型施設園芸技術導入推進事業							
5 事業の目的	施設園芸分野における温室効果ガス排出量を削減するため、省エネルギー効果・温室効果ガス排出量削減効果の高い先進的省エネルギー加温設備（木質バイオマス利用加温設備、ハイブリッド加温設備）と高断熱被覆設備を組み合わせたモデル導入を支援します。							
6 実施年度	平成 20～21 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(4)②	9 事業種別	施設導入					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	/	/	/
	16 決算 B	/	/	/	/	/	/	/
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	/	/
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	モデル導入の支援を19地区実施したが、木質バイオマス利用加温設備の導入はなかった。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	事業実施地区の施設園芸等における温室効果ガス排出量を 50%以上削減						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	平成 20 年度については、木質バイオマス利用加温設備の導入がなかったため、判断できない。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	G 実績なし (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	バイオマスの利活用に関する実績がなく、効果を確認できない。						

29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業のほか、「施設園芸脱石油イノベーション推進事業」及び「家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業」（以上、農林水産省）は、いずれも施設園芸施設の温室効果ガス排出削減対策を目的とするものであり、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。なお、本事業及び「家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業」はバイオマス関連の実績はない。
32 評価書該当頁	198	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	106	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	森林整備効率化支援機械開発事業							
5 事業の目的	試験研究機関等を公募し、①長伐期化等多様な森林整備に対応した高性能林業機械の開発、②地域特性に適した作業システムに対応できる高性能林業機械の改良、③木質バイオマスの収集・運搬システムの開発を行う。							
6 実施年度	平成 19～23 年度				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(2)①				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	内153,131	内123,280	内276,411
	16 決算 B	/	/	/	/	46,412	46,362	92,774
	17 執行率 C	/	/	/	/	-	-	-
(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。								
18 事業の実績 (概要)	<p>H19 チッパー機能付きプロセッサの開発構想及び仕様決定のための基礎試験、バイオマス対応型フォワードの開発構想及び基本仕様の検討、既存の林業機械による功程調査、資源量解析などを行った。</p> <p>H20 林地残材等の木質バイオマスを低コスト・効率的に収集・運搬するシステムを開発するため、チッパー機能付きプロセッサ、バイオマス対応型フォワードを開発、作業システム開発のための基礎試験等を行った。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合を平成 27 年度に 6 割へ拡大 (3 割 (平成 16 年) → 6 割 (平成 27 年))						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	平成 20 年度までの主たる成果は新たな機械の試作となっており、研究成果が評価指標に対し効果を発現させているかどうか、評価するに至っていない。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						

	28 理 由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（新たな機械の試作等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内 容	—	
32 評価書該当頁		—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	107	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	森林環境保全先端技術導入機械開発事業							
5 事業の目的	複層林施業、間伐施業等の適正な森林施業に対応可能で効率的かつ環境負荷低減に配慮した新たな高性能林業機械を開発する。							
6 実施年度	平成元～18年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(2)①				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	本事業で開発・改良した機械等は多岐にわたり、事業実施に際し行われた検討委員会等の共通経費もあることから、これらを仕分けてバイオマス関連分を特定し、算出することは困難である。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内91,269	内83,118	内40,536	内16,765	/	/	内231,688
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	/	/	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-	/	/	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	事業を開始した平成元年度から17年度までに、日本の複雑な林地条件に対応したハーベスタ、プロセッサ等を開発・改良し、試作された高性能林業機械等は汎用化され、販売に至っているものを含む。							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	各開発、改良機械等が、在来型機械と同程度の作業能力を有しつつ、環境負荷低減につながる軽量化、小型化、機械の機能等を、在来型機械に対し10%向上(目標年度：各改良等完了年度)						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	各改良において、在来機種等の機能に対し、10%以上の機能等の向上を果たした。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						

	28 理 由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、日本の複雑な林地条件に対応したハーベスタ、プロセッサ等を開発・改良するなどアウトプットは認められるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内 容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	108	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	容器包装廃棄物リサイクル法制度円滑化推進事業							
5 事業の目的	容器包装リサイクル法制度全般の定着・浸透のための飲食料品の製造・販売事業者等を対象としたセミナーの開催や容器包装の排出抑制の取組の促進、ただ乗り事業者対策の強化等を図る。							
6 実施年度	平成 18～21 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)①・④	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	直接的にバイオマスに関連する事業ではないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				内 55,964	内 55,967	内 40,000	内 151,931
	16 決算 B				不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C				－	－	－	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	19年度には、再商品化義務履行マーク実証実験、フリーライダー対策に関する調査、容器包装廃棄物排出抑制及びリターナブル容器利用等調査を実施							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーの開催、パンフレットの作成・配布等を通じて、容器包装リサイクル法の普及を図った。 また、実証実験やアンケート調査等を行い、より効果的な「ただ乗り事業者」対策を検討した。 【セミナー開催】 (平成 18 年度) 回数：23 回、参加人数：1,536 人 (平成 19 年度) 回数：20 回、参加人数：1,364 人 (平成 20 年度) 回数：19 回、参加人数：976 人 							

		<p>【パンフレット】</p> <p>(平成 18 年度) 部数 : 115,000 部</p> <p>(平成 19 年度) 部数 : 115,000 部</p> <p>(平成 20 年度) 部数 : 105,000 部</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業による普及啓発によって、指定法人と再商品化委託契約を締結した事業者数が増加している。 <p>平成 17 年度 (本事業開始前) : 70,540 件→平成 20 年度 : 71,329 件</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	109	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	間伐材等地域材実需拡大支援事業のうち木質ペレット利用推進対策							
5 事業の目的	未利用間伐材等を原料とする木質ペレットのより一層の普及を進めるため、①木質ペレット品質規格の策定、②木質ペレットの市場構造や燃焼機器の調査、③木質ペレットを使用する意義等についての普及活動（木質ペレット利用促進セミナーやシンポジウムの開催等）							
6 実施年度	平成17～18年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(4)①	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			内 50,000	内 47,000			内 97,000
	16 決算 B			33,967	31,960			65,927
	17 執行率 C			—	—			—
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>①「木質ペレット品質規格素案」の策定、②木質ペレットの市場構造や燃焼機器の調査、③木質ペレットを使用する意義等についての普及活動（木質ペレット利用促進セミナー開催H17：1箇所 H18：2箇所、パンフレット「森から届けるクリーンなエネルギー 木質ペレット」の作成、「木質ペレット情報」をHPで公開）。</p> <p>平成19年3月に①及び②の結果をまとめた報告書を作成している。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	木質ペレットの国内生産量						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>木質ペレットの国内生産量は、平成17年の21,538トンから、平成18年の24,901トン、平成20年には37,670トンに増加。</p> <p>後継事業である「木質バイオマス利活用推進対策事業」で今回策定した「木質ペレット品質規格素案」の修正を行い、平成19年に「木質ペレット品質規格原案」として、業界自主基準ができたところ。</p>							

		セミナーの参加人数については、H17年は73名（1箇所）、H18年は371名（2箇所）となり、木質ペレットの利用促進に対する理解の醸成に効果があったと考えている。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、木質ペレットの国内生産量は増加しているものの、国内生産量に係る尺度がないため、効果発現の度合いは不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	110	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	容器包装リサイクル法普及定着推進事業							
5 事業の目的	容器包装リサイクル法の趣旨、循環型社会の構築等に対する取組等を普及・啓発する（セミナー開催、パンフレット作成・配布等）							
6 実施年度	平成14～16年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)①・④	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	直接的にバイオマスに関連する事業ではないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 33,919	内 29,221	/	/	/	/	内 63,140
	16 決算 B	不明	不明	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	-	-	/	/	/	/	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	容器包装リサイクル法の趣旨、循環型社会の構築等に対する取組等を普及・啓発した（セミナー開催、パンフレット作成・配布等）。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーの開催、パンフレットの作成・配布等を通じて、容器包装リサイクル法の普及を図った。 ・ セミナー開催 (15年度) 回数：22回、参加人数：1,545人 (16年度) 回数：21回、参加人数：1,372人 ・ パンフレット (15年度) 部数：73,000部 (16年度) 部数：71,000部 ・ 本事業による法制度の普及啓発によって、指定法人と再商品化委託契約を締結した事業者数が増加している。 平成12年度：59,449件 → 平成16年度：69,648件 							

		<p>同じく、本事業による排出抑制の取組を普及啓発等によって、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を履行する事業者（PETボトル）については、前年度より減少した。</p> <p>平成15年度：1,377事業者 → 平成16年度：1,311事業者</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 1 1	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	水産業振興型技術開発事業(漁船漁業二酸化炭素排出量削減調査研究事業)							
5 事業の目的	漁船にBDFを導入するための調査研究・稼働試験、風力等を利用した発電システムの実用化のための調査研究を行う。							
6 実施年度	平成19～21年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(3)②、(4)②			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					内19,558	内18,558	内38,116
	16 決算 B					13,058	12,358	25,416
	17 執行率 C					-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	バイオディーゼル燃料の材質影響等を検討するとともに、沿岸小型漁船においてバイオディーゼル燃料による実証試験を実施。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	漁船において化石燃料に替わるバイオディーゼル燃料を利用可能とするため、操業・運航時等での技術的検証を行い、漁船への導入に向けた技術開発を行う。						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>バイオディーゼル燃料の特性試験、陸上試験や小型一般船舶及び沿岸小型漁船にて運航試験を実施し、バイオディーゼル燃料の溶剤性によるフィルタの目詰まりや燃料タンクの材質への影響、低温による凝固性等の課題を克服し、我が国で初めてバイオディーゼル燃料を漁船に使用できることを明らかにするなど、バイオディーゼル燃料を漁船に導入するための成果を得ている。</p> <p>最終年度である平成21年度は、漁船(定置網漁船)の操業実態を踏まえた実証試験を行っており、またバイオディーゼル燃料の利用マニュアルを作成する等、実用化に向けた取り組みを行っている。</p>							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット (バイオディーゼル燃料による実証試験等の実績) はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)				事例の有無	無	
1 事業番号	1 1 2	2 所管省名	農林水産省		3 事業区分	内数		
4 事業名	容器包装リサイクルシステム推進調査							
5 事業の目的	容器包装リサイクル法の義務不履行者対策等、特定事業者に対する適切な指導のため、再商品化義務を負う食品製造・販売事業者等に関する情報システムを構築するとともに、再商品化の状況等について、把握する。							
6 実施年度	平成8～16年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	直接的にバイオマスに関連する事業ではないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 11,878	内 10,952	/	/	/	/	内 22,830
	16 決算 B	不明	不明	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	－	－	/	/	/	/	－
(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。								
18 事業の実績 (概要)	容器包装リサイクル法の義務不履行者対策等、特定事業者に対する適切な指導のため、再商品化義務を負う食品製造・販売事業者等に関する情報システムを構築するとともに、再商品化の状況等について、把握した。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業で作成した事業者データを基に、平成16年度に農政事務所等が点検指導を行った事業者のうち、その後、約600の事業者が再商品化義務を履行していることが確認された。 ・ 残り11,400の事業者のうち約9,000事業者は再商品化義務の対象外 							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。						
29 事例	30 事例の態様	－						
	31 内容	－						
32 評価書該当頁	－							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	1 1 3	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	食品産業環境対策支援事業							
5 事業の目的	食品産業における二酸化炭素の削減、廃棄物の削減・リサイクルの推進等を盛り込んだ効率的で実効ある環境自主行動計画の策定及び環境マネジメント導入支援等による環境自主行動計画の円滑な実施を図る。							
6 実施年度	平成 14～16 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)④			9 事業種別	普及啓発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	バイオマスに関する直接的な効果が不明であるから。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内6,763	内9,547	/	/	/	/	内16,310
	16 決算 B	不明	不明	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	—	—	/	/	/	/	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境対策への取組状況」についてのアンケート調査・ヒアリングの実施 環境情報集の作成・配布 「食品製造業とISO14001」についてのセミナー実施 <p>平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境対策への取組状況」についてのアンケート調査・ヒアリングの実施 「食品産業をめぐる環境問題の現況及び課題」「ISO等自主行動計画の実践方法」についてのセミナー実施 計画策定マニュアル等の作成 環境自主行動計画や環境マネジメントについての相談員設置 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	自主行動計画策定団体が平成15年度の12団体から現時点で19団体と増えており、事業目的である環境自主行動計画の策定が進んでいる。	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）	
	27 評価指標	無	
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	G 実績なし (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	1 1 4	2 所管省名	農林水産省	3 事業区分	内数			
4 事業名	農業生産総合対策事業のうち、生産資材コスト削減対策							
5 事業の目的	農生産資材の製造、流通、利用関係者からなる協議会を開催し、流通、利用、廃棄の実態調査や優良事例調査等を踏まえた生産資材コスト削減への取り組みを推進する。廃棄コスト削減のため、農業用ポリエチレンフィルムの再生新規用途の開拓・普及等を推進する。							
6 実施年度	平成 16 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(4)②	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		内 5,220					内 5,220
	16 決算 B		0					0
	17 執行率 C		—					—
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	団体推進事業で1団体を採択した。使用済み園芸用プラスチックについて、排出量の抑制、広域的な回収・処理の普及促進のため普及啓発を行った。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	使用済み園芸用プラスチックについて、排出量の抑制、広域的な回収・処理の普及促進のため、農業生産資材適正処理全国推進協議会を開催した。また、分別回収の徹底化を図るビデオとDVDを作成・配付し、生産者に対する普及啓発を行った。また、施設園芸総合セミナーにおいて、関連の講演及び展示により、関係者に対して適正処理の普及促進を図った。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	G 実績なし (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						

	28 理由	バイオマスの利活用に関する実績がなく、効果を確認できない。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	E アウトプットあり・低調				事例の有無	無	
1 事業番号	115	2 所管省名	経済産業省		3 事業区分	特定		
4 事業名	バイオマスエネルギー高効率転換技術開発							
5 事業の目的	国産可能なエネルギー源として、また、環境保全に寄与するエネルギー資源として有用なバイオマス資源を高効率で気体、液体燃料等の有用なエネルギーに転換するための技術開発を行う。							
6 実施年度	平成15～18年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(2)①、(3)①・②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法		-				
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	2,818,809	3,840,000	3,100,000	1,100,000			10,858,809
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明			不明
	17 執行率 C	-	-	-	-			-
18 事業の実績 (概要)	採択件数：平成13年度 7件 平成15年度 4件 平成16年度 8件 平成17年度 22件 平成18年度 24件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	○ 高効率にバイオマスからエネルギーを回収するため、採択した事業者が定量的目標、論文数、特許(出願)数をそれぞれに設定						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	○ 本事業で開発した「木質バイオマスと石炭混焼技術」、「ガスタービンによる木質バイオマスガス化発電技術」が「バイオマスエネルギー地域システム化実験事業」に採用され、普及モデルとして実証を実施。 ○ 2004年度末実績で論文数：119、特許出願数：61							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	E アウトプットあり・低調						
	27 評価指標	個別採択テーマの目標達成割合 50%未満						

	28 理由	平成 16 年度から 18 年度までの採択テーマについて、「先導技術」は 22 件のうち 12 件が中止、また、「要素技術」は 3 件のうち 2 件が中止している。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明		事例の有無	無			
1 事業番号	116	2 所管省名	経済産業省		3 事業区分	特定		
4 事業名	新エネルギー技術フィールドテスト事業							
5 事業の目的	広く薄く賦存するバイオマスを、民間企業や研究機関等において研究開発が終了段階をむかえた高効率に熱利用できるシステムを設置し、設置場所の熱需要に合わせたフィールドテストを実施することにより、実運転におけるバイオマス熱利用転換システムとしての課題抽出、解決を行い、早期実用化を図り、バイオマスエネルギーの導入を促進する。							
6 実施年度	平成 18～22 年度			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(2)①、(3)①、(4)③			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	3,800,000	1,904,000	1,900,000	7,604,000
	16 決算 B	/	/	/	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	/	/	/	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	平成 22 年度までに 26 件のフィールドテスト事業を行う予定。 採択件数：18 年度 16 件 19 年度 7 件 20 年度 3 件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	実証中につき不明						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						
	28 理由	アウトプット（採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	無
1 事業番号	117	2 所管省名	経済産業省		3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオプロセス実用化開発プロジェクト						
5 事業の目的	製造プロセスの省エネルギー化、新規高付加価値製品の製造等を可能とするバイオプロセスを製造工程に導入するための実用化開発を行う。本事業により、①バイオプロセスの生産効率を50%以上向上させること、②生産コストを30%以上低減させること、③従来の生産技術では生産困難な高機能物質を生産することのいずれかを達成することを目的とする。						
6 実施年度	平成16～18年度				7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(3)①				9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-				
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。						
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金					
	年度	平成15	16	17	18	19、20	計
	15 予算 A	\	2,610,000	2,051,000	1,248,000	\	5,909,000
	16 決算 B	\	不明	不明	不明	\	不明
	17 執行率 C	\	-	-	-	\	-
18 事業の実績 (概要)	採択件数：23件 1 有用タンパク質生産プロセスの開発：11件 2 高機能酵素活用生産プロセスの開発：4件 3 バイオマス変換プロセスの開発：5件 4 食品用機能性物質生産プロセスの開発：3件						
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価					
	21 評価指標区分	アウトプット					
	22 指標の内容	高機能化学品、有用タンパク質等の有用物質の生産プロセスに対して、(1)従来のバイオプロセスに比べて生産効率を50%程度以上向上、(2)従来の化学プロセス等による生産プロセスに比べて生産コストを30%程度以上削減、(3)従来の生産技術では生産困難な高機能物質の生産、のいずれかを目標としたバイオプロセス技術の実用化開発を補助。					
	23 評価結果	効果発現あり					

	24 理由	平成 19 年度に行われた、NEDOによる事業の事後評価において、全 23 件中、4 件が計画以上、19 件が計画通りとの評価を受けており、効果が発現している。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	外部有識者の評価
	28 理由	NEDOによる事業の事後評価において、採択課題 23 件全てが「ほぼ計画通り」以上の評価を得ている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	118	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマスエネルギー地域システム化実験事業							
5 事業の目的	<p>バイオマスの収集・運搬からエネルギー転換・利用までのプロセスの最適化を図るための地産地消型実証試験を行う。特に主たるボトルネックとなっている収集・運搬分野における効率化を重点課題として取り組む。</p> <p>平成18年度までに設置されたシステムを稼働させ、平成21年度まで経済性及び経年劣化等のデータ取得・分析し、川上（収集・運搬）から川下（エネルギー利用・残渣処理等）までのプロセスの最適モデルを構築することで、地域のエネルギー自給率の向上に資するとともに、類似地区への波及を目指す。</p>							
6 実施年度	平成17～21年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)②・④、(2)①、(3)①				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	1,500,000	1,700,000	800,000	760,000	4,760,000
	16 決算 B	/	/	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	/	/	—	—	—	—	—
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県全域を対象とした「総合的複合型森林バイオマスエネルギー地産地消社会システムの構築」実証・試験事業 ・ 草本系バイオマスのエネルギー利活用システム実験事業 ・ 「ウェルネスタウン最上」木質バイオマスエネルギー地域冷暖房システム実験事業 ・ 高知県仁淀川流域エネルギー自給システムの構築 ・ 食品廃棄物エタノール化リサイクルシステム実験事業 ・ 先進型高効率乾式メタン発酵システム実験事業 ・ 真庭市木質バイオマス活用地域エネルギー循環システム化実験事業 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						

	24 理由	実証中につき不明
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	平成 20 年度の事業評価書において、7 箇所中 2 箇所個別テーマの当該年度の目標値を達成したことが判明したが、他の 5 箇所については達成状況が判明しないため、事業全体のアウトプットの程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	119	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	特定	
4 事業名	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち植物機能を活用した高度モノ作り基盤技術開発（植物利用エネルギー使用合理化工業原料生産技術開発）							
5 事業の目的	各種の動植物、微生物等から物質生産に関与する遺伝子、対環境ストレスに関与する遺伝子及び機能発現の制御系に関与する遺伝子を取得し、これらの遺伝子から構築されたベクター系を栽培植物に導入し、省エネルギー型、低環境負荷型の物質生産プロセスとして利用可能な植物を創製することを目的とするもので、NEDO交付金事業として、NEDOが委託先を公募して実施する。							
6 実施年度	平成14～21年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法等			—			
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	862,129	819,023	819,023	807,500	617,737	555,963	4,481,375
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—	—	—	—
18 事業の実績 (概要)	応募テーマ4件を採択							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	論文数、特許（出願）数						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実用植物（タバコ）からヒアルロン酸合成が安定かつ高収量に生産できる技術を確立した。 ○ 実用植物（ナタネ）の種から、抗酸化作用を有し健康食品等に使用されるアスタキサンチンの生産に、世界で初めて成功。 ○ 平成20年度までに論文数：235報、特許出願数：49件 						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（論文数、特許出願件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明			事例の有無	無
1 事業番号	120	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	特定	
4 事業名	微生物機能を活用した環境調和型製造基盤技術開発					
5 事業の目的	○産業利用に適した微生物を創製・活用することで、有用な工業原料等をより環境負荷の少ない方法で製造する技術を開発する。また、微生物群のデザイン化技術等を開発することにより、省エネルギーで余剰汚泥の大幅削減、コンパクトで容易なメンテナンス、多様な廃水・廃棄物への適用が可能な高効率型廃水・廃棄物処理の基盤技術を確立し、微生物機能を活用した環境調和型産業システムの創造に資する技術を開発するもので、NEDO交付金事業として、NEDOが委託先を公募して実施					
6 実施年度	平成18～23年度			7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(3)②			9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-			
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金				
	年度	平成15～17	18	19	20	計
	15 予算 A		1,567,313	1,181,050	1,442,416	4,190,779
	16 決算 B		不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C		-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	20件					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトプット				
	22 指標の内容	論文数、特許(出願)数				
	23 評価結果	効果発現あり				
	24 理由	○ 新規に開発した酵素及び高効率発酵技術を活用して、セルロース系バイオマスからキシリトールを効率よく生産する技術を確立した。また、新たに見いだした油を分解する微生物2種を混合して培養することにより、飲食店等に設置された油分回収装置の油を効率よく分解する技術を開発した。 ○ 発表論文数：249報、特許(出願)数：95件				
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（論文数、特許（出願）数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトブットあり・不明	事例の有無	有
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	1 2 1	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	特定	
4 事業名	新エネルギー技術研究開発(バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発)							
5 事業の目的	<p>新エネルギーの自立的普及に向けて、太陽光、風力、バイオマスなど新エネルギー分野でのイノベーションを促進すべく、高効率かつ低コストな先進的技術開発を実施する。</p> <p>バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発については、セルロース系バイオマスからバイオ燃料を高効率で製造する革新的技術の研究開発を実施する。バイオ燃料生産に有用な遺伝子組み換えによる微生物等の開発、前処理、糖化、発酵といった個別のエネルギー転換技術の最適化、バイオ燃料のコスト競争力強化に資するバイオリファイナリーの一環として、ブタノール、プロピレン等の製造技術の実用化を目指す研究開発等を実施する。</p>							
6 実施年度	平成 19 年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(2)①、(3)①・②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法			—			
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					874,738	2,800,000	3,674,738
	16 決算 B					不明	不明	不明
	17 執行率 C					—	—	—
18 事業の実績 (概要)	<p>平成 19 年度採択テーマ 6 件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イネ細胞壁の改変による高効率糖化に向けた先導的技術の研究開発 ・ セルロース系バイオマス酵素糖化の高効率化をめざした新規セルラーゼの取得と大量生産技術の研究開発 ・ 耐熱性酵母による低コスト化発酵技術の研究開発 ・ 遺伝子組み換え E. coli 及び C. glabrata の共培養によるアルコール生産に関する研究 ・ 加圧熱水・酢酸発酵・水素化分解法によるリグノセルロースからのエタノール生産 ・ 酵母による木質系バイオマスの軽油代替燃料変換に関する研究開発 <p>平成 20 年度採択テーマ 18 件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セルロースエタノール高効率製造のための環境調和型統合プロセス開発 ・ 木質バイオマスからの高効率バイオエタノール生産システムの研究開発 ・ ワンバッチ式バイオエタノール製造技術の研究開発 ・ 膜分離プロセス促進型アルコール生産技術の研究開発 							

	<ul style="list-style-type: none"> セルロース系バイオマスエタノールからプロピレンを製造するプロセス開発 酵素糖化・効率的発酵に資する基盤研究 バイオ燃料の品質規格及び計量標準に関する研究開発 バイオポリオレフィン等のバイオマス由来度の測定・試験方法の研究開発 総合調査研究 セルロース系バイオマスの膜利用糖化プロセスに関する研究開発 大腸菌によるイソプロパノール生産の研究開発 新規好アルカリ性乳酸菌を用いた乳酸の低コスト生産法の研究開発 新規エタノール発酵糸状菌を活用した稲わら等の同時糖化発酵システムの開発 ポリアロマ系プラスチック原料の発酵生産システムの研究開発 糖化され易い熱帯早生樹の研究開発 木質系バイオマスの破碎・粉碎・前処理技術の研究開発 エネルギー用森林木質バイオマス搬出のための高速連続圧縮機構の研究開発 自己熟生産方式による革新的バイオマス乾燥技術の研究開発 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	セルロース系バイオエタノール製造コスト：40 円／リットル（2015～2020）に資する技術の開発
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	研究中につき不明
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」（農林水産省）において、稲わらの収集技術・バイオエタノール化技術の開発等を行っているが、「ソフトセルロース利活用技術確立事業」（農林水産省）又は本事業においても、同様のテーマの技術開発を行っており、別々の事業として実施する必要性が乏しいと考えられる。
32 評価書該当頁	197～198	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無		
1 事業番号	1 2 2	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	特定	
4 事業名	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち植物機能を活用した高度モノ作り基盤技術開発（植物利用高付加価値物質製造基盤技術開発）					
5 事業の目的	高機能タンパク質等の高付加価値物質を効率的に高生産・高蓄積させる組換え植物の開発と閉鎖型人工環境下における植物栽培技術の開発を一体的に進めることにより、遺伝子組換え技術を用いた完全制御型植物工場システムによる有用物質の生産について実用化の目処をつける。					
6 実施年度	平成 18～22 年度		7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)②		9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握			
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金				
	年度	平成 15～17	18	19	20	計
	15 予算 A		1, 120, 000	1, 040, 432	1, 040, 432	3, 200, 864
	16 決算 B		1, 088, 953	1, 040, 432	1, 040, 432	3, 169, 817
	17 執行率 C		97.2	100.0	100.0	99.0
18 事業の実績 (概要)	平成 18 年度：3 件 平成 19 年度：2 件 平成 20 年度：2 件					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価				
	21 評価指標区分	アウトプット				
	22 指標の内容	論文数、特許（出願）数				
	23 評価結果	効果発現あり				
24 理由	○ コメからコレラワクチンを生産することに成功。マウスでの効果が確認された。 ○ 論文数：62 報、特許出願数：4 件					
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				
	27 評価指標	無				
	28 理由	アウトプット（論文数、特許出願件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。				
29 事例	30 事例の態様	—				
	31 内容	—				
32 評価書該当頁	—					

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	1 2 3	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	特定			
4 事業名	バイオマス由来燃料導入実証事業							
5 事業の目的	<p>バイオ燃料は京都議定書において、カーボンニュートラルとして扱われており、その導入は地球温暖化対策の観点や運輸部門の石油依存度の依存度を図る観点からも有効な手段の一つである。我が国では、「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年 4 月閣議決定）に向けて、2012 年度までにバイオエタノール等のバイオ燃料を原油換算 50 万 k1 導入目標を掲げている。</p> <p>本事業はバイオマス由来燃料の一つであるエチル・ターシャリー・ブチル・エーテル（以下「ETBE」という。）を混合したガソリンを相当数の給油所に流通させ、漏えい対策の確実性及び常時監視システムの有効性の検証等に要する経費の一部を補助することにより、バイオ燃料の導入促進を図り、「京都議定書目標達成計画」を達成することを目的とする。</p>							
6 実施年度	平成 19、20 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(4)④			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					949,996	1,132,113	2,082,109
	16 決算 B					568,735	643,802	1,212,537
	17 執行率 C					59.9	56.9	58.2
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、バイオエタノールを利用した ETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）を混合したガソリンを国内の相当数の給油所に流通させた場合の給油所の漏洩対策の確実性及び常時監視システムの有効性の検証を行うもの。 ・ 平成 19 年度は、安全性の確認の観点から関東圏 50 箇所の二重殻 SS に流通させ、漏洩対策の確実性及び常時監視システムの有効性を検証する事業（臭気影響調査、土中センサーの実用性検討等）を実施。 ・ 平成 20 年度は、気象条件による臭気影響を評価するため実証エリアを大阪・仙台等に地域拡大。二重殻 SS の実証は 19 年度から開始したこと、(財)石油産業活性化センターの経口暴露評価では毒性のリスクが殆どないという調査結果が出たことも踏まえて、2 年目は一重殻 SS を 50 箇所追加して合計 100 SS で同様の実証事業を実施。 ・ あわせて国内の給油所の地盤・地下水等について調査し、バイオガソリンが SS から漏洩した場合に井戸等の飲料水源に到達するまでのリスク評 							

	価（平成 19 年度は関東圏、平成 20 年度は全国エリア）のデータベースを作成。	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気影響調査を行い、気温や風等の気象条件が臭気に与える影響を評価。 ・ 土中センサーの性能評価及び実用面での問題について、室内実験と給油所での実際の使用を通じて検証。 ・ E T B E 混合ガソリンの漏洩リスクを評価するための手法の検証。 ・ 万が一、漏洩した場合の地下水等への影響を把握するための国内の飲料用水源などのデータベース整備。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の調査・検証により、給油所における臭気影響の可能性は極めて小さいことが確認された。また、E T B E 混合ガソリンが給油所から漏洩した場合の地下水等への影響を把握することが可能となったことにより、既存給油所だけでなく、給油所改造の場合又は給油所新設の際の漏洩対策についても具体的に検討することが可能となった。土中センサーについては、実用面で課題があるため、当面は消防法で定められた日常点検や地下タンクの在庫管理を確実に実施することが有効であり、今後は課題を明確にした上で事業を展開する中で取り組むこととした。 ・ 石油業界では、2010 年度にバイオ E T B E を 84 万 k l（原油換算 21 万 k l）導入することとしている。バイオ E T B E 混合ガソリン（バイオガソリン）の導入を進めていくため、先述のとおり 2007 年度は、まず首都圏 50 箇所の給油所で流通実証事業としてバイオガソリンの試験販売を開始した。2008 年度には実証エリアを大阪・仙台等に拡大し、全国 100 箇所の給油所で試験販売を行った。 ・ 2010 年度の本格導入に向け、2009 年度は上記の実証事業を踏まえ、現在も導入を拡大しており、2009 年 11 月現在、全国約 1,050 箇所の給油所において販売を行っている。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（漏洩対策の確実性及び常時監視システムの有効性を検証する事業等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	無	
1 事業番号	1 2 4	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス混合燃料導入実証研究							
5 事業の目的	バイオマスエタノール3%混合ガソリン（以下、「E3」という。）をより安全に利用することを目的として、E3の製造から出荷、輸送、給油所での貯蔵、給油に至るまでの流通過程全般における水分混入による品質性状の変化や設備部材への影響等を確認し、その製造及び利用方法の在り方を評価する。							
6 実施年度	平成 16、17 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(4)③・④				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		500,000	900,000				1,400,000
	16 決算 B		358,983	450,795				809,778
	17 執行率 C		71.8	50.1				57.8
18 事業の実績 (概要)	横浜市に E 3 製造施設を整備し、全国 6 か所の S S まで輸送して貯蔵・給油する実証試験を実施。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<input type="radio"/> E 3 中エタノール濃度 (2.6%±0.2%) <input type="radio"/> E 3 中水分 (800ppm 以下) <input type="radio"/> 設備部材への影響の有無 <input type="radio"/> 共通指標 (論文数、特許件数等)						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	本実証研究の成果等を踏まえ、宮古島エタノール製造プロジェクトを 発展させ、エタノールの製造から E 3 の給油までの実用化実証研究を開 始した。 ※評価指標：全て達成、発表論文数：1						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり						
	27 評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ E 3 中エタノール濃度 (2.6%±0.2%) ・ E 3 中水分 (800 p p m以下) 						

		・ 設備部材への影響の有無
	28 理由	アウトプット目標について全て達成している。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	1 2 5	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	特定	
4 事業名	E3 地域流通スタンダードモデル創成事業							
5 事業の目的	バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の製造設備、E3を給油するガソリンスタンドの整備等を実際に行った上で、E3の製造から給油までのフィールドテスト等を沖縄県宮古島において実施する。品質、安全性、環境性、経済性等の観点から最適なE3流通モデルの検討・構築等を行う。							
6 実施年度	平成19～23年度				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)②・④、(2)①、(4)③・④				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					760,000	450,000	1,210,000
	16 決算 B					不明	不明	不明
	17 執行率 C					-	-	-
18 事業の実績 (概要)	<p>宮古島において、E3の製造（バイオエタノールの製造は含まない。）、から輸送、給油までの大規模なフィールドテストを実施する（農林水産省、環境省ほか関係府省が連携して実施するバイオエタノール大規模実証事業の一部）。</p> <p>23年度に、導入した実証設備等の実証データの収集、分析を行い、その実証データをもって、日本のバイオマス資源、社会システム等に則した地産地消・地域循環型のE3製造、輸送、供給システムの社会モデルを構築・確認することとしている。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	E3流通の社会システムモデルの構築						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	実証中につき不明						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（宮古島におけるフィールドテストの実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	無	
1 事業番号	1 2 6	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス由来燃料導入調査研究							
5 事業の目的	<p>バイオ燃料は京都議定書において、カーボンニュートラルとして扱われており、その導入は地球温暖化対策の観点や運輸部門の石油依存度の依存度を図る観点からも有効な手段の一つである。我が国では、「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年 4 月閣議決定）に向けて、2012 年度までにバイオエタノール等のバイオ燃料を原油換算 50 万 k1 導入する目標を掲げている。そのうち、石油連盟はバイオ E T B E 84 万 k1（原油換算 21 万 k1）を導入することとしている。</p> <p>バイオ E T B E 本格導入の際には、相当量の使用（約 84 万 k1）が見込まれることから、「総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会燃料政策小委員会」において、本格導入に先立ち、E T B E のリスクを評価し、その結果を踏まえて、最終的な導入判断やリスクを適切に管理・低減するための対策を講じる必要があるという審議結果が出された。</p> <p>これに従い、本事業は、E T B E のヒトへの暴露量及び長期毒性試験結果に基づく無毒性量とヒトへの健康リスクを定量的に評価し、あわせて導入に向けた課題、リスク低減施策を提示し、将来において我が国として E T B E 混合ガソリンの導入を図る際の判断材料とすることを目的とする。</p>							
6 実施年度	平成 18、19 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(4)④				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	150,000	275,000	/	425,000
	16 決算 B	/	/	/	134,921	266,084	/	401,005
	17 執行率 C	/	/	/	89.9	96.8	/	94.4
18 事業の実績 (概要)	<p><事業内容></p> <p>我が国の全ガソリンが E T B E を 7% 混合したガソリンとなった場合を想定し、一般的なりリスク評価の進め方に則り、「ハザード評価（化学物質それ自体の持つ有害性の評価）」と「暴露評価（ヒトが化学物質にどの程度さらされるかの評価）」を実施し、両者の結果をもとにリスク（一般住民の健康に影響を与えるリスク）を判定する。</p>							

	<p>暴露評価としては、影響の大きい以下の経路を想定。</p> <p>(1) 大気経由の吸入暴露 (製油所、油槽所、S S、自動車からの蒸発を想定)</p> <p>(2) 地下水経由の経口暴露 (S S地下タンクから仮に漏洩した場合を想定)</p> <p><事業結果></p> <p>(1) 大気経由の吸入暴露 現状のガソリンの生産、物流、利用の状況において、健康影響が懸念されるレベルとは認められなかった。</p> <p>(2) 地下水経由の経口暴露 実際の漏洩発生率は非常に低いが、仮に漏洩した場合であっても、通常の適切な管理(※)による早期発見とその後の拡散防止対策ができていれば、健康被害に至る可能性はないと推定された。 ※消防庁の指針に基づき、例えば1週間に1回以上危険物の漏れを確認する等の管理。</p>	
<p>19 事業所管省の 自己評価</p>	<p>20 評価方法</p>	<p>政策評価以外の自己評価</p>
	<p>21 評価指標区分</p>	<p>アウトプット</p>
	<p>22 指標の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザード評価(化学物質それ自体のもつ有毒性の評価)と暴露評価(化学物質にどの程度さらされるかの評価)の2点についての評価を行い、両者の結果をもとにリスクの評価を行う。 ・ ハザード評価においては、実験動物を用いた長期毒性影響試験を実施し、評価エンドポイント(生体影響の評価指標)とそれに基づく無毒性量(NOAEL)の適切な評価を行う。 ・ 暴露評価においては、ETBE混合ガソリンの使用に伴い環境中に放出されるETBEにより大気や井戸水を通じて一般市民がどの程度放出されたETBEにさらされるかについて評価を行う。
	<p>23 評価結果</p>	<p>効果発現あり</p>
<p>24 理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施運営にあたり、有識者及び学識経験者から構成される「ETBEリスク評価検討委員会」を設置し、学術面並びに技術面からの指導を受け、実施計画及び実験結果の解釈などについて検討を行いながら、効果的かつ効率的な事業進行に努めた。 ・ また、「ETBEリスク評価検討委員会」の下位機関として、より専門的な事項を検討する「ETBE長期毒性影響試験評価事前検討ワーキンググループ」を「ETBEリスク評価検討委員会」の下に設置し、検討を行った。 ・ 大気経由の吸入暴露については、健康影響が懸念されるレベルではないことが確認され、地下水経由の経口暴露についても通常の管理体制による早期発見とその後の拡散防止対策が実施できれば、健康被害に至る可能性はないと推定された。 	

		<p>本調査事業の結果は、その後のE T B E混合ガソリンの導入拡大（2009年11月現在、全国約1,050箇所の給油所でE T B E混合ガソリンを販売。）を後押しする要因となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本調査事業の結果を踏まえ、実施主体から米国のE P A（米国環境保護庁）へE T B Eのリスク評価についてパブリックコメントを提出する等して、積極的に調査成果を国際議論の中に反映させている。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	定性
	28 理由	E T B Eのリスクについての確認がなされるなど、一定のアウトプットがあるものとする。ただし、その後のE T B E混合ガソリンの導入（平成21年11月現在、全国約1,050箇所の給油所でE T B E混合ガソリンを販売）を後押しする要因となっているとする経済産業省の評価については理解できるものの、アウトカムへの寄与度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	1 2 7	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	特定	
4 事業名	国内外の遺伝子組換え体の安全性に関する情報の収集整理、分析及び事後管理手法							
5 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組換え微生物の産業利用促進のため、組換え微生物を産業利用する際に使用者が適切に管理することが容易になるよう、情報システムの拡充を図るとともに、微生物を自然環境下で利用する際の管理手法策定のための調査を行い、バイオテクノロジーの安全性確保、さらには、バイオテクノロジー産業の安全性についての国民理解に資することを目的とする。 ・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ① 各種微生物の病原性等に関する情報に係る「微生物産業利用支援データベース」の拡充 ② 自然環境下における微生物管理手法の策定を行う。 							
6 実施年度	平成 12 年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			元々把握			
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	62,900	60,000	60,000	58,296	56,748	56,748	354,692
	16 決算 B	57,590	54,837	55,077	51,857	53,166	51,776	324,303
	17 執行率 C	91.6	91.4	91.8	89.0	93.7	91.2	91.4
18 事業の実績 (概要)	<p>(平成 21 年 3 月付け個別事業事後評価書より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 微生物の安全性に関する情報を集積したデータベース 本予算を用いて組換え DNA 技術工業化指針の技術情報データベースを平成 13 年度までに構築し、15 年度から 16 年度にかけてカルタヘナ法に対応したものに再構築を行い、平成 17 年 4 月に公開を行った。その後も更新を続けることにより機能及び情報の充実を図った。 ・ 自然環境下における微生物管理手法の策定 土壌及び水環境中の微生物の挙動解析に用いる DNA 抽出方法の検証を実施した。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法		政策評価					
	21 評価指標区分		アウトプット					

	22 指標の内容	以下の事業の実施状況の把握 ・ 各種微生物の病原性等に関する情報に係る「微生物産業利用支援データベース」の拡充 ・ 自然環境下における微生物管理手法の策定
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 「微生物産業利用支援データベース」は本事業で最新情報の更新が行われることにより、事業者のバイオテクノロジーの安全性確保の取組に活用されている。 自然環境下の微生物の挙動解析方法が検証、公開されることにより、事業者の自然環境下で行うバイオテクノロジーの安全性確保の取組に活用されている。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（データベースの構築・更新等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	1 2 8	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	特定			
4 事業名	再生可能エネルギー利用基盤技術研究開発							
5 事業の目的	各種バイオマス利活用エネルギーシステムのシミュレーションを通じて評価を実施し、新エネルギー普及・導入のための環境作りを支援するとともに、2010年の新エネルギー導入目標の達成に貢献することを目的として、バイオマス利活用エネルギーシステム導入の加速を図るための基盤技術研究開発を行う。							
6 実施年度	平成 17、18 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)②、(2)①			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			80,000	160,000			240,000
	16 決算 B			73,683	153,323			227,006
	17 執行率 C			92.1	95.8			94.6
18 事業の実績 (概要)	<p>産業技術総合研究所への委託事業</p> <p>平成 20 年 4 月に産業構造審議会産業技術小委員会によるプロジェクト評価が行われている。</p> <p>液体燃料製造の評価手法を開発し、これに基づき技術開発のポートフォリオを作成した。基盤技術の確立には至らなかったものの、このポートフォリオに基づき技術的難易度の高い要素工程の技術ポテンシャルを確認し、今後の実証研究の方向性を明確化できた。</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<p>1 バイオマスータルシステムの経済性・環境性評価手法の確立</p> <p style="padding-left: 20px;">→ 技術開発指針（ポートフォリオ）の提示</p> <p>2 バイオマス由来輸送用燃料製造基盤技術の確立</p> <p style="padding-left: 20px;">○ ベンチ規模（6kl/年）での要素技術（微粉碎技術、酵素生産技術）の確立</p> <p style="padding-left: 20px;">→ ラボ実験で得られる技術ポテンシャルをベンチ規模で達成（微粉碎技術：1/10 酵素生産技術：</p>						

		<p>1/100)</p> <p>○ 液体燃料製造のエネルギー回収率の向上と低コスト化</p> <p>→ 糖化部分で90%、発酵部分で90%の回収率の達成</p> <p>→ バイオ液体燃料単価低減(60円/1以下となるシナリオ)</p>
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>簡易経済性シミュレーションソフトの作成を通して直接的、間接的に今後の事業化への寄与がなされている。すでに公開された成果が利用されており、開発成果に基づく波及効果が期待できる。また、バイオマス起源の輸送用燃料を2020年に本格導入した場合、本事業の成果は、その事業化に貢献できると考えられる。目標設定における課題もあったが、中長期的テーマとしての成果は得られ、将来的に事業化へ寄与することが期待される。</p> <p>※ 産業構造審議会産業技術小委員会による技術評価結果から効果の発現に関する記述を転記した。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット(ポートフォリオの作成等の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	1 2 9	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	特定			
4 事業名	植物機能改変技術実用化開発							
5 事業の目的	<p>植物は、大気中の二酸化炭素を光合成により固定化し、各種の有用物質（天然ゴム、各種の炭化水素、タンパク質、アミノ酸等）に変換し蓄積することができる。植物のこうした物質生産機能を工業的に利用した省エネルギー型の生産プロセスを構築するためには、有用物質生産や成長促進、耐環境性の向上などに関わる様々な遺伝子群を導入し、目的とする物質を効率よく生産できるように機能の改変を行うことが必要である。</p> <p>このため、植物による効率的な物質生産を実現するために必要な多数の遺伝子を連結し、植物に一度に導入し、安定した機能発現を可能とする多重遺伝子導入技術を実用化するとともに、当該技術を用いて有用物質生産植物を創製し、実用性の確認を行う。</p>							
6 実施年度	平成 15 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(3)②			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	217,214						217,214
	16 決算 B	200,010						200,010
	17 執行率 C	92.1						92.1
18 事業の実績 (概要)	採択件数：15件 1 工業原料生産のための植物代謝利用技術の開発：5件 2 植物の環境ストレス耐性向上技術の開発：2件 3 植物への多重遺伝子導入技術及び発現制御技術の開発：7件 4 総合調査研究：1件							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	各種の動植物、微生物等から物質生産に関与する遺伝子、耐環境ストレスに関与する遺伝子及び機能発現の制御系に関与する遺伝子を取得し、これら多種類の遺伝子（約30個）を栽培植物に導入することを可能とする植物機能改変技術の実用化を行う。また、当該技術を用いて機能改変した植物体を創製し、技術の有効						

		性を確認する。 工業原料生産のための植物代謝利用技術の開発においては、現状のトチュウのゴム生産能力を1ポイント程度（含有率約4%）向上させ中国での生産可能性のある遺伝子組換えゴム生産植物を創成する。 また、植物への多重遺伝子導入技術及び発現制御技術の開発においては、汎用性のある遺伝子多重連結自動化技術の開発および遺伝子多重連結自動化技術の利用のための周辺技術の開発を目指す。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	平成16年度のNEDOによる中間評価において、15年度で終了するプロジェクト11件についてほぼ設定目標がクリアされているとの評価を受けている。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	外部有識者の評価
	28 理由	NEDOによる平成16年度における中間評価において、15年度で終了するプロジェクト11件についてほぼ設定目標がクリアされているとの評価、残りのプロジェクトについては18年度における事後評価において、全く新たなステージへの研究の進展が見られるとの評価を得ている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり	事例の有無	無				
1 事業番号	130	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	特定			
4 事業名	エネルギー使用合理化生物触媒等技術開発							
5 事業の目的	<p>環境問題の深刻化にともない、これまでのエネルギー多消費型の産業システムから、環境調和型システムへの変革が急務となっている。生物機能を活用したバイオプロセスは、反応選択性が高いことから原料の使用効率が高く、副産物の発生も少ないこと、また常温常圧下で反応が進むことからエネルギー消費が少ないなどの利点を持っており、有望な循環型生産プロセスの1つである。このため、我が国が伝統的に強みを持つ酵素技術、プロセス技術等を活用し、環境調和型の産業構造への転換を可能とするための技術開発を行う。</p>							
6 実施年度	平成12～15年度		7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(3)①		9 事業種別	調査・研究開発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	<p>独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。</p>							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	173,107	/	/	/	/	/	173,107
	16 決算 B	不明	/	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	-	/	/	/	/	/	-
18 事業の実績 (概要)	5件							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<p>○ 該当技術分野において原油換算年1万kl以上の削減。</p> <p>○ 論文数、特許出願件数。</p>						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>○ 微生物を用いたパルプ製造工程の省エネルギー化技術では、セルロース・リグニン分解遺伝子を取得したことにより選択的にリグニンを分解する菌を得ることが可能になり、メタン発酵技術では重要なプロセスである脱窒素法についての可能性を把握したなど一定の成果が得られた。</p>							

		<p>○ 樹木をパルプにする際に処理する菌株の改良を行い、スケールアップの検討を行った結果、機械パルプの製造エネルギーを約 10%削減可能な技術開発に成功。これは原油換算年 1 万 k1 の削減に相当するエネルギー量である。</p> <p>○ 論文数：15 報、特許出願数：14 件</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	該当技術分野において原油換算年 1 万 k1 以上の削減
	28 理由	機械パルプの製造エネルギーを約 10%削減可能な技術開発（原油換算年 1 万 k1 の削減に相当）に成功している。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	1 3 1	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数
4 事業名	新エネルギー等事業者支援対策事業				
5 事業の目的	新エネルギー等の導入を加速化するため、民間事業者による先進的な設備導入等について支援する。				
6 実施年度	平成9～24年度			7 継続等区分	継続
8 基本的戦略	(3)①			9 事業種別	施設導入
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握		
12 把握していない場合、その理由	-				
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内	内	内	内
		15) 38,817,858	17) 34,503,972	19) 31,583,965	222,016,709
		16) 48,255,430	18) 35,271,519	20) 33,583,965	
	16 決算 B	15) 155,623	17) 6,036,616	19) 5,798,517	25,863,341
	16) 2,430,907	18) 8,136,102	20) 3,305,576		
17 執行率 C	-	-	-	-	
(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。					
18 事業の実績 (概要)	バイオマスに係る施設(バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、バイオマス発電)に対する交付実績計60件(平成15～20年度)				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	地方公共団体や民間事業者による先進的な設備の導入実績/新エネルギー導入量(原油換算)			
	23 評価結果	効果発現あり			
	24 理由	民間事業者による先進的な設備導入等について積極的な支援を行っており、採択実績は平成19年度の126件に対し、20年度は214件となっている。			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	当省のバイオマス関連施設調査結果により、施設の稼働によるアウトカムの発現はみられるものの、事業全体に係る稼働実績が把握できないため、その程度は明確にできない。
29 事例	30 事例の態様	<ul style="list-style-type: none"> ① 原料調達率が好調な施設 ② 発電率が低調な施設、及び発電計画に係る審査事項等が明確でないもの ③ 利益を計上している施設 ④ 効果の発現が低調なものなど（施設整備に係る事業） ⑤ 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 本事業により整備された建築解体工事から発生する廃材を利用した木質チップを原料に発電を行う施設において、必要量確保のため、収集地の賦存量調査や関係者と協力覚書を取り交わすなどの取組を行ったり、他県の業者と契約を締結したりするなどして必要量の確保を図っており、平成 20 年度においても計画どおりの調達を実現している。 ② 本事業により整備された木質バイオマス発電施設が国内では初、世界でも数例の導入事例しかない発電システムを導入し、導入時から稼働が安定せず、発電量は稼働後 3 年間、計画の 20% 未満にすぎない状況となっている。 また、その要因として、本事業の要領において、国内での販売実績のない新型設備については実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り補助対象とするとしているものの、その判定のためにどのような根拠資料が添付されるべきか明記していないことが挙げられる。 ③ 本事業により整備された木質チップを燃料とする発電施設において、稼働初年度から黒字を達成している状況がみられる。 ④ 本評価において実地調査したバイオマス関連施設 132 施設のうち、本事業の交付を受けて整備された 10 施設の発電又はマテリアル生産の状況を見ると、9 施設が全ての年度において計画を下回っており、このうち、2 施設は平成 19 年度及び 20 年度ともに計画の 50% 未満の実績となっている。 また、本事業の交付を受けて整備された施設が事業を中止した例もみられる。 ⑤ i) 本事業が行っている民間事業者のバイオマス輸送燃料（BDF、エタノール）の製造施設に対する補助は、「エコ燃料利用促進補助」（環境省）、「地域バイオマス利活用交付金」（農林水産省）においても同様の補助が行われている、ii) 本事業は家畜排せつ物の高度利用施設（バイオマス発電施設等）の整備を補助するメニューを設けているが、「地域バイオマス利活用交付金」（農林水産省）、「畜産環境総合整備事業」（同）にも同様のメニューが設けられている、iii) 本事業は木質ボイラーの整備を補助するメニューを設けているが、「木質バイオマス利用促進整備」（農林水産省）、「地域新エネルギー等導入促進事業」（経済産業省）、「地方公共団体対策技術率先導入補助」（環境省）にも同様のメニューが設けられている。
32 評価書該当頁	①58 ②73、74 ③88 ④180 ⑤195、198、199	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	1 3 2	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数
4 事業名	地域新エネルギー等導入促進事業				
5 事業の目的	この事業は、地方公共団体及び特定非営利活動法人（NPO法人）等地域密着型の営利を目的としない事業を行う民間団体等（以下「非営利民間団体」という。）が策定した地域における新エネルギー等の導入促進のための中長期的計画（以下「実施計画」という。）に基づき実施される「設備導入事業」並びに当該導入事業に関して実施する「普及啓発事業」を支援することで、新エネルギー等の導入の加速的な促進を図り、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。				
6 実施年度	平成9～24年度	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	改めて把握		
12 把握していない場合、その理由	—				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	—（不明）			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 9,660,461 16) 8,530,618	内 17) 7,602,129 18) 5,181,301	内 19) 4,465,000 20) 4,151,550	内 39,591,059
	16 決算 B	15) 2,100 16) 133,284	17) 99,763 18) 44,899	19) 199,614 20) 237,343	717,003
	17 執行率 C	—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	バイオマスに係る施設（バイオマス燃料製造、バイオマス熱利用、バイオマス発電）に対する交付実績計38件（平成15～20年度）				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	地方公共団体や民間事業者による先進的な設備の導入実績／新エネルギー導入量（原油換算）			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	地方公共団体等による先進的な設備導入等について積極的な支援を行っており、採択実績は平成19年度の257件に対し、20年度は337件となっている。				

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、当省のバイオマス関連施設調査結果により、施設の稼働によるアウトカムの発現はみられるものの、事業全体に係る稼働実績が把握できないため、その程度は明確にできない。
29 事例	30 事例の態様	① 稼働率が100%未満となっている施設、及び稼働計画に係る審査事項が明確でないもの ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	① 学校給食センター等から分別収集した廃食用油を精製してバイオディーゼル燃料を製造する施設を本事業により整備する際、施設の年間稼働予定日数の算定に当たって小中学校の夏休み等の給食を作らない期間を考慮しなかったため年間稼働予定日数が過大となり、施設の稼働開始後3年間、全て稼働率は50%を下回っている。 また、その要因として、本事業の実施要領において実施計画書の記載項目として年間運転時間は求めているものの、その算定根拠については計画書への記載又は資料の添付を求めていることが挙げられる。 ② 本事業のほか、「木質バイオマス利用促進整備」(農林水産省)、「新エネルギー等事業者支援対策事業」(経済産業省)、「地方公共団体対策技術率先導入補助」(環境省)においても木質ボイラーの整備を補助するメニューが設けられている。
32 評価書該当頁	①63、64 ②199	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 3 3	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数
4 事業名	エネルギー使用合理化技術戦略的開発の一部				
5 事業の目的	2020年までの温室効果ガス排出量の削減目標の達成に資するため、「Cool Earth-エネルギー革新技术計画」を踏まえつつ、挑戦研究、先導研究、実用化開発及び実証研究の4つのフェーズにおいて、中長期的視点で革新的省エネルギー技術の研究開発を行う。				
6 実施年度	平成15～25年度	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-		
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。				
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	交付金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 5,500,000 16) 6,450,000	内 17) 6,200,000 18) 6,200,000	内 19) 8,000,000 20) 6,900,000	内 39,250,000
	16 決算 B	不明			
	17 執行率 C	-			
18 事業の実績 (概要)	平成21年度採択なし。 現在、1件のテーマを実施中。				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	内部熱交換式蒸留システムを用いてバイオエタノール等の精製を高効率(目標30%省エネ)に処理することのできる基盤技術の開発。			
	23 評価結果	効果発現不明			
	24 理由	事業終了後に評価を行う予定。			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（テーマ実施の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁		－

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 3 4	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数
4 事業名	国際エネルギー使用合理化等対策事業				
5 事業の目的	アジアを中心とした開発途上国において、日本の省エネ・新エネ制度に係る研修、専門家派遣等を行い、各国の省エネ・新エネ促進制度の整備及び執行強化に向けて、我が国の優れた省エネ・新エネ制度・運用実務のノウハウを人材育成事業等により普及させることを通じて、各国のエネルギー効率の改善を図り、アジアを中心とした地域のエネルギー需要の伸びを抑制し、エネルギー需給構造の改善を図る。				
6 実施年度	平成5年度～			7 継続等区分	継続
8 基本的戦略	(5)			9 事業種別	普及啓発
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—		
12 把握していない場合、その理由	バイオマスを含む新エネ全般の研修を行っているため、バイオマスだけの決算額を特定できないため。				
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内	内	内	内
		15) 11,409,178	17) 5,920,501	19) 1,027,000	32,997,421
		16) 8,549,896	18) 4,395,301	20) 1,695,545	
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。				
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度は、バイオマス人材育成研修事業と研究人材育成事業の2件を採択。 ○ 平成19年度は、バイオマス人材育成研修事業と研究人材育成事業の2件を採択。 ○ 平成18年度は、バイオマス人材育成研修事業の1件を採択。 ○ 平成17年度は、バイオマス人材育成研修事業の1件を採択。 <p>※ 把握できたものだけ記載。バイオマス・ニッポン総合戦略資料に記載されていた内容については、過去資料を探ったものの確認できなかったため記載していない。</p>				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			

	22 指標の内容	人材育成研修受け入れ人数、専門家派遣人数、研究者受け入れ人数
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	不明
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（バイオマス人材育成研修事業等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 3 5	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新エネルギー等地域集中実証研究							
5 事業の目的	変動電源である太陽光ならびに風力設備とその他の新エネルギー等を適正に組み合わせ、必要に応じ省エネルギー技術も加え、これらを制御するシステムを作ることにより、特定地域内で安定した電力・熱供給を行うと同時に連系する電力系統への影響を極力抑制し、かつコスト的にも適正な、「新エネルギーによる分散型エネルギー供給システム」を構築し、供給電力等の品質、コスト、その他のデータを収集・分析する実証研究を行う。							
6 実施年度	平成 15～19 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)①・②、(2)①、(3)②、(4)③			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		内 3,483,000	内 6,359,000	内 5,950,000	内 2,853,000	内 500,000		内 19,145,000
16 決算 B		不明	不明	不明	不明	不明		不明
17 執行率 C		—	—	—	—	—		—
18 事業の実績 (概要)	<p>(万博PJ) システム全体でのエネルギーコスト最小となる運転制御を行い、エネルギーコスト競争力を確認するとともに、需要家側の条件が変わっても同等の制御が可能であることを確認する。</p> <p>(京都PJ) 太陽光発電電力量予測プログラム及び風力発電電力予測プログラムにより、仮想マイクログリッド上での同時同量において5分±3%を達成する。</p> <p>(八戸PJ) 供給システム全体で電力安定化を図りつつ、省エネ性と経済性について最大限の効果が得られるように、電源、熱源、買電の最適運用を図るシステムを構築し、ランニングコスト面での経済的自立を達成する。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	(万博PJ) システム全体でのエネルギーコスト最小となる運転制御を行い、エネルギーコスト競争力						

		<p>を確認するとともに、需要家側の条件が変わっても同等の制御が可能であることを確認する。</p> <p>(京都PJ) 太陽光発電電力量予測プログラム及び風力発電電力予測プログラムにより、仮想マイクログリッド上での同時同量において5分±3%を達成する。</p> <p>(八戸PJ) 供給システム全体で電力安定化を図りつつ、省エネ性と経済性について最大限の効果が得られるように、電源、熱源、買電の最適運用を図るシステムを構築し、ランニングコスト面での経済的自立を達成する。</p>
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は当時、世界最大級の需要地マイクログリッドであり、需要地内の太陽光発電や燃料電池、バイオマス発電等の新エネルギーの有効利用を目的としたマイクログリッドの制御システムの構築やデータ等、有用な技術的成果を得ることができた。 ○ 本事業にて需要家内でのマイクログリッド技術を確立したことにより、今後は不特定多数の需要家と分散電源を電力会社が束ねるタイプのマイクログリッド技術への拡大が、新エネルギー導入普及に重要であり、スマートグリッドに向かった基礎的な技術が確立された。 ○ 本事業で得られた結果をもとに、需要側でマイクログリッドシステムを導入する際の手引きとして「集中導入技術ガイドブック」を策定した。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（プロジェクト実施の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	136	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数
4 事業名	新エネルギー設備導入促進情報提供等事業				
5 事業の目的	パンフレットの作成、シンポジウム、イベント・新エネルギー展、エネルギー教室の開催、HPによる情報提供等による国民へのPRの実施（対象は新エネルギー全般であり、バイオマスに限定されない。）				
6 実施年度	平成15年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)①・③	9 事業種別	普及啓発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－		
12 把握していない場合、その理由	事業採択を行うような補助金ではなく、新エネルギー全般の普及啓発のためのシンポジウム開催やパンフレット作成、表彰等を行う事業であるため、バイオマスに限った決算額の記載は難しい。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 609,047 16) 3,709,000	内 17) 3,820,000 18) 390,000	内 19) 486,000 20) 486,000	内 9,500,047
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	－	－	－	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。				
18 事業の実績 (概要)	－ (不明)				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	地方公共団体や民間事業者による先進的な設備の導入実績／新エネルギー導入量（原油換算）			
	23 評価結果	効果発現あり			
	24 理由	新エネ大賞事業やシンポジウム等の開催により、新エネルギーに対する理解の向上を図ったことで、設備を導入する民間事業者等が増加している。			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	137	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数
4 事業名	バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業				
5 事業の目的	バイオマス及び雪氷熱のエネルギー利用に係る実証試験設備を設置の上、運転データの収集・分析等を通じ、実用化に向けたエネルギー化設備を構築する。また、平成17年度までに採択した46事業のデータを広く公開することにより、バイオマス等未活用エネルギー利用の普及拡大を図る。				
6 実施年度	平成13～21年度			7 継続等区分	終了
8 基本的戦略	(1)③、(2)①、(3)①、(4)③			9 事業種別	実証
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-		
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 2,488,875 16) 2,500,000	内 17) 2,242,000 18) 488,000	内 19) 560,000 20) 392,000	内 8,670,875
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	採択件数：平成13年度14件（うち、バイオ11件） 平成14年度9件（同7件） 平成15年度12件（同9件） 平成16年度13件（同10件） 平成17年度12件（同12件）				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	無			
	22 指標の内容	-			
	23 評価結果	効果発現不明			
	24 理由	実証中につき不明			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	138	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数
4 事業名	地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業				
5 事業の目的	地方公共団体等が新エネルギー・省エネルギーを導入・普及するに当たって、当該地域におけるその導入・普及を図るための「ビジョン策定」を支援することにより、地方公共団体等の取組みを円滑化し、更に積極的な取組みを全国的に波及させることにより、新エネルギー・省エネルギーの加速的な導入・普及を図る。				
6 実施年度	平成7年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)③	9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—		
12 把握していない場合、その理由	本事業はバイオマスも含む新エネルギー全体の導入計画を策定するための支援事業であり、計画策定にあたりバイオマスに係る決算額のみを算出することは困難。また平成19年度からNEDO運営費交付金となっているため、個別事業の決算額を特定して記載できないため。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内	内	内	内
		15) 1,322,960	17) 1,181,000	19) 1,139,000	7,263,960
		16) 1,181,000	18) 1,540,000	20) 900,000	
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄のうち、平成15年度から18年度までの4か年度については、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。また、19年度、20年度の2か年度については、NEDO運営費交付金となっており、事業全体の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。				
18 事業の実績 (概要)	ビジョン策定後の設備導入状況（平成20年度調査） ■新エネビジョン ・初期ビジョンのみ575自治体、設備導入420自治体 ・重点ビジョンまで118自治体、設備導入92自治体 ・FS調査まで実地89自治体、設備導入49自治体 ※バイオマスに係る件数は、上記の件数の内数				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	ビジョン策定後の、新エネエネルギー設備導入率			

	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	<p>本事業は新エネルギー設備導入の前段階に必要となる、導入計画の策定を支援する事業である。</p> <p>公募に対する申請件数は増加しており、自治体等の本事業に対する需要も高いと考えられるが、計画策定後の設備導入に当たっては他の補助金等を活用するため、本事業のみの効果を押し量ることは困難である。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（設備導入状況調査の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。</p>
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	139	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	国際エネルギー消費効率化等協力支援事業							
5 事業の目的	<p>温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減に加え、京都議定書における▲6%の温室効果ガス削減目標の達成を図り、もって地球温暖化の防止を図ることを目的とする。具体的には民間事業者が海外において行う地球温暖化防止に係る技術の開発に対し補助を行い、CDM/JIプロジェクトの普及に向け支援する。</p> <p>具体的には①CDM/JI事業の計画段階で必要となる指定運営機関による審査及び国連による登録審査等に必要経費の補助、②CDM/JI事業としてのエネルギー有効利用技術及び石油代替エネルギーの導入に必要な経費の補助、③CDM/JI事業実施後、事業成果であるクレジットを確定する上で必要となる指定運営機関等による検証等に必要経費の補助を実施する。</p>							
6 実施年度	平成15～18年度		7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(5)		9 事業種別	調査・研究開発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	-(不明)							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	交付金・補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内	内	内	/	/	内	
	1,498,550	1,999,010	3,000,000	500,000			6,997,560	
16 決算 B	0	0	不明	13,645	/	/	13,645	
17 執行率 C	-	-	-	-	/	/	-	
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>(平成15年度、16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施実績なし。 <p>(平成17年度)(1/2補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業により、CDM/JI実施に際して必要な事前審査等に関する支援事業3件実施。バイオマス関連事業として、火力発電からバイオマス発電に転換する事業に関する支援事業を実施。 導入補助事業を3件実施。バイオマス関連事業として、従来廃棄され 							

	<p>ていたパーム椰子房を燃料とする発電事業、精米工場における籾殻を利用した発電事業の導入補助を実施。</p> <p>(平成 18 年度) (1 / 2 補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金事業により、CDM / J I 実施に際して必要な事前審査等に関する支援事業 7 件実施。バイオマス関連事業として、従来廃棄されていたパーム椰子房を燃料とする発電事業に関する支援事業等 6 件を実施。 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	・支援した CDM / J I プロジェクトの件数。
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>○ 事前審査等助成事業 平成 17 年度 (3 件)、18 年度 (7 件)</p> <p>○ 導入助成事業 平成 17 年度 (3 件)</p> <p>平成 17 年度より補助率を 1 / 4 から 1 / 2 に高め、海外の共同申請事業者の資格要件を廃止したことにより、ユーザーにとって使いやすい制度としたことから、この改善により計 13 件の事業の支援を行った。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット (火力発電からバイオマス発電に転換する事業に関する支援事業等の実績) はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	140	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業（うち事業化支援事業）							
5 事業の目的	優れた技術・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者又は中小企業に対して、資金面での助成と共にビジネスプランの具体化・販路開拓等に向けたコンサルティングを実施し事業化を支援する。							
6 実施年度	平成16～20年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	該当なし			9 事業種別	普及啓発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	\	内 1,422,120	内 1,620,000	内 1,618,000	内 1,168,000	内 803,222	内 6,631,342
	16 決算 B	\	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	\	-	-	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	平成16年度から20年度までの間で、バイオマス分が3件採択されている。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	補助事業期間終了後2年後の採択企業の研究開発成果の事業化率50%						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	本事業は、バイオマス関連のみで事業化率50%を目標にしているわけではないことから、バイオマス関連における実績だけで評価するものではないため。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明（バイオマス関連分）						
	27 評価指標	無						
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、バイオマス関連の取組における事業化の状況を指標として評価することを試み、対象となる取組が3件（平成16年度交付分1件及び17年度分2						

		件)と少数であるため、「事業化率50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、本事業により支援される取組3件のうち、事業化に至ったものは1件(33.3%)であったものの、これをもって低調であるとまではいえず、効果の発現度合いは不明であると判断した。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 1	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数		
4 事業名	京都メカニズム開発推進事業						
5 事業の目的	<p>京都議定書目標達成計画に基づき、次の事業を行う。</p> <p>① 京都メカニズムにおけるCDMプロジェクトの対象分野のうち、省エネプロジェクト、物流プロジェクト及びプログラムCDM等のポテンシャルはあるものの、民間のビジネススペースでは十分に普及しない分野について、新たな方法論の開発や実施可能性調査を実施し、CDMプロジェクトの裾野拡大を推進する。</p> <p>② CDMの政府承認体制が整備されていない途上国があるため、我が国民間事業者が各国地域においてCDM事業を展開できるよう、プロジェクト形成等の前提となる環境整備として、途上国の体制整備支援を行い、特にアセアン諸国のCDMの促進を図る。</p>						
6 実施年度	平成 17 年度～	7 継続等区分	継続				
8 基本的戦略	(5)	9 事業種別	調査・研究開発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-				
12 把握していない場合、その理由	<p>独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。</p>						
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金					
	年度	平成 15、16	17	18	19	20	計
15 予算 A	A	\	内 3,600,000	内 615,000	内 200,000	内 140,000	内 4,555,000
16 決算 B	B	\	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C	C	\	-	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	<p>(平成 18 年度具体的行動計画取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> CDM/J I 事業の実施等に関連した実現可能性調査を 13 件実施しており、バイオマス関連事業として、セメント工場において燃料石炭の一部をバイオマス等に置き換える事業のCDM実現可能性調査を実施。 CDMプロジェクト形成等の前提となる環境整備として、途上国における体制整備支援事業を 4 件実施。 <p>(平成 19 年具体的行動計画取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> CDM/J I 事業の実施等に関連した実現可能性調査を 8 件実施。 CDMプロジェクト形成等の前提となる環境整備として、途上国にお 						

	<p>ける体制整備支援事業を6件実施。</p> <p>(平成20年具体的行動計画取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> CDM/JI事業の実施等に関連した実現可能性調査を5件実施しており、バイオマス関連事業としてバイオマス残渣を燃料に発電し、野積みによるメタン排出抑制を目的とする事業のCDM実現可能性調査を実施。 CDMプロジェクト形成等の前提となる環境整備として、途上国における体制整備支援事業を2件実施。 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャパビル <ul style="list-style-type: none"> セミナー、ワークショップから発掘した案件数 セミナー、ワークショップ参加者の評価 ○ 実施可能性調査 <ul style="list-style-type: none"> 事業化率
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャパビル (CDMにつながる具体的案件数) <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度(12件)、19年度(3件)、20年度(10件) ○ 実施可能性調査 (事業化件数/全採択件数) <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度(3/13)、19年度(1/8)、20年度(0/5) ○ キャパビル <p>キャパビルを通して、これまで目標値である2件/年のCDM等につながる具体的案件の発掘を達成している。中国河北省CDMセンター、山東省CMセンターに対して実施したキャパビル事業は中国政府から高い評価を得ており、またマレーシア、タイ等でもセミナー等を実施し、CDMの普及とともに案件発掘につながる情報発信・収集に努めている。</p> ○ 実施可能性調査 <p>採択件数全体の5%以上(うちマラケシュ合意後の平成15年以降のCDM/JI事業化率10%以上)の事業化率の目標を達成している。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり(バイオマス関連分)
	27 評価指標	キャパビル・実現可能性調査
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、キャパビル・実現可能性調査ともに目標を達成している。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 2	2 所管省名	経済産業省			3 事業区分	内数	
4 事業名	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち生物機能を活用した生産プロセスの基盤技術開発							
5 事業の目的	日本の化学工業製品・プロセスの3割にバイオテクノロジーを導入することを目標に、バイオプロセスを実現するための基盤技術を開発として、大腸菌、枯草菌、酵母等の微生物から汎用宿主細胞を開発し、これを用いた物質生産を実現する。							
6 実施年度	平成12～17年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 1,485,000	内 1,234,000	内 1,038,000	/	/	/	内 3,757,000
	16 決算 B	不明	不明	不明	/	/	/	不明
	17 執行率 C	—	—	—	/	/	/	—
18 事業の実績 (概要)	委託先：2件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	本プロジェクトは、大腸菌・枯草菌・酵母、コリネ細菌等の微生物を用いて、幅広い物質生産プロセスに利用可能な汎用宿主細胞を開発する。また、微生物の代謝データの取得・整備を行うとともに、代謝活動についてのモデリング技術を開発する。更に、新たな機能を有する微生物・遺伝子を取得して、そのゲノム解析等を行い、微生物遺伝資源ライブラリーの基礎を作り上げる。						
	23 評価結果	効果発現あり						

24 理由	○ 平成 18 年 N E D O 実施の事後評価において、「本プロジェクトが遂行されたことによって、諸種の新規技術及びバイオ生産プロセスの技術革新が図られる基盤技術が達成されたことは高く評価できる。特に宿主細胞の創製技術や微生物遺伝資源ライブラリーの開発は当プロジェクトの目標を達成しただけでなく、すでに実用生産技術として実行段階にあるものもあり、今後の発展が大いに期待される。」と評価を受けている。	
	○ 論文発表数：313 報、特許出願数：101 件	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)
	27 評価指標	外部有識者の評価
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、平成 18 年度の N E D O の事後評価において、基盤技術の達成が評価されている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 3	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新エネルギー等非営利活動促進事業							
5 事業の目的	草の根レベルにおける効果的な新エネルギー導入及び省エネルギー推進をきめ細かに講じることができる非営利民間団体等が行う普及啓発事業を支援することにより、民間の積極的な取り組みを全国的に波及させ、新エネルギー・省エネルギーの加速的な推進を図る。							
6 実施年度	平成 15～20 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)④	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	本事業はNPOによるバイオマスも含む新エネルギー全体の、地域レベルでの普及啓発を支援するものであり、NPOの活動のうちバイオマスに係る決算額のみを算出することは困難。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 1,398,105	内 1,525,619	内 172,440	内 163,818	内 66,000	内 57,000	内 3,382,982
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	本事業はNPOによる講習会やシンポジウムなど、バイオマスも含む新エネルギー全般の普及啓発活動を支援するものであり、その定量的な効果を出すことは困難。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						
24 理由	民間団体（NPO）等が自発的にシンポジウム等を開催し、地域住民に対し、新エネルギー導入の必要性等について普及啓発を行う事業に対し支援を行う。民間団体（NPO）等が行う新エネルギー普及促進に関する事業が促進されることで、草の根レベルでの新エネルギーの浸透を図っている。公募に対する申請件数は増加しており、NPO等の本支援事業に対する需要も高いと考えられるが、新エネルギーに対する普及啓発程度を定量的に推し量ることは困難である。							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 4	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	生物機能活用型循環産業システム創造プログラムのうち生分解・処理メカニズムの解析と制御技術開発							
5 事業の目的	メタン発酵プロセスの高効率化・安定化に必要な技術の開発、土壌中難分解性物質等の生分解・処理技術の開発							
6 実施年度	平成 14～18 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(3)②			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内	内	内			内	
	589,000	600,000	520,000	468,000			2,177,000	
16 決算 B	不明	不明	不明	不明			不明	
17 執行率 C	—	—	—	—			—	
18 事業の実績 (概要)	9 件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	○ 有機性廃棄物の嫌気処理や土壌中難分解性物質の分解を対象に、嫌気性微生物を中心に微生物群の構成や機能を解析し、主要微生物をモニタリングしつつ、それら微生物を制御する手法を開発することにより、生分解関連微生物研究基盤を強化することを目指す。						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	○ 土壌中難分解性物質の生分解処理について、バイオレメディエーション利用指針適合確認第1号が得られ、実用化の一步手前の成果や新たな微生物を発掘するための有望なツールが成果として得られた。 ○ 論文発表数：136 報、特許出願数：41 件							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（論文発表数、特許出願数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 5	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業（バイオマス等未活用エネルギー実証試験費補助金）							
5 事業の目的	<p>バイオマス等エネルギーの利活用に係る事業化及び設備等の導入促進を図るため、バイオマス及び雪氷のエネルギー利用に関する事業化に係る各種データの収集・蓄積・分析等を行う調査事業に対し補助を行う。</p> <p>具体的には、バイオマスエネルギーに関する利用可能性調査を実施する地方公共団体、民間企業等の法人に対し、1件当たり1千万円を上限とする定額補助を行っている。</p>							
6 実施年度	平成 15～21 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)③・④、(2)①、(3)①、(4)①			9 事業種別	施設導入			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	－（不明）							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		内 329,770	内 350,000	内 350,000	内 341,000	内 335,000	内 335,000	内 2,040,770
16 決算 B		不明	263,156	284,359	278,937	286,774	284,503	1,397,729
17 執行率 C		－	－	－	－	－	－	－
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>バイオマスに係る補助件数</p> <p>平成 15 年度：37 件</p> <p>平成 16 年度：33 件</p> <p>平成 17 年度：38 件</p> <p>平成 18 年度：38 件</p> <p>平成 19 年度：36 件</p> <p>平成 20 年度：39 件</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助を行った事業者に対し以下の内容のフォローアップを実施。 ・ 事業化状況の把握 						

	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	補助事業採択者のうち、事業化に至っている事業者の割合は、平成 19 年 5 月末時点で約 10%、21 年 5 月末時点で約 22%となっており、着実に向上している。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分について、事業化率を評価指標として用いることを試みた。この結果、事業化例はみられるものの、事業化数に係る尺度がないため、効果発現の度合は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 6	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新エネルギー技術研究開発（新エネルギーベンチャー技術革新事業）							
5 事業の目的	世界的にベンチャー企業による太陽光発電、燃料電池・蓄電池、バイオマス分野、風力発電・その他未利用エネルギー分野におけるイノベーション活動が活発化していることを踏まえ、対象技術分野のテーマに取り組み、事業化を目指す中小ベンチャー企業を支援することで、新しいエネルギー技術の開発を行う。							
6 実施年度	平成 19 年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)④、(2)①、(3)①	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A					内 370,000	内 560,000	内 930,000
	16 決算 B					不明	不明	不明
	17 執行率 C					－	－	－
18 事業の実績 (概要)	<p>平 19 年度採択テーマ 22 件のうち、次のとおりバイオマス分を採択している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス硫酸処理液の高度な硫酸再利用技術による実用型エタノール製造システム構築 ・ エネルギー・機能性材料併産を目指した低コスト・高効率接触バイオマスガス化法の開発 ・ 九州発ビレッジテクノロジー構築に向けた竹からのバイオエタノール変換技術開発 ・ 五炭糖・六炭糖同時発酵酵母を用いたバイオマスエタノール高効率変換技術の開発 ・ 高性能熱交換器を用いたCO₂ガスタービンサイクルによるバイオマス発電の技術開発 ・ バイオマス熱利用蒸気ハイブリッドスターリングエンジンの技術開発 ・ マイクロ波化学を利用した革新的バイオディーゼル製造プロセスの開発 ・ 稲や麦わらなどソフトバイオマスからのエタノール製造の技術開発 							

	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス超高温・超高速微生物処理の技術開発 時空を超えた熱利用・小型熱利用システムによるバイオマスエネルギー利用の技術開発 <p>平成20年度採択テーマ14件のうち、次のとおりバイオマス分を採択している。</p> <ul style="list-style-type: none"> パワーショベルアタッチメントによる間伐材、倒木及び竹の処理システムの技術開発 木質バイオマスの集荷・高度利用型石炭混焼用複合固形燃料の生産・供給システム開発 精製バイオガスの高効率輸送と導管供給に向けた技術開発 バイオマスを直接燃料都市低価格で実用性の高い外燃式エンジンの技術開発 バイオ航空機燃料の生産技術開発 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	事業継続中
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（テーマ採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 7	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	新エネルギー対策導入指導事業							
5 事業の目的	地方公共団体や民間事業者等による、地域性を考慮した地産地消型の新エネルギー等利用などの取組を評価し、「新エネ百選」として100箇所の選定を行い、当該地域におけるシンポジウム開催や地方公共団体への指導事業等を通じたベストプラクティスの共有を図る。また、新エネルギーの重要性について積極的な普及啓発活動を通じて、新エネルギーの理解促進を図る。							
6 実施年度	平成17～21年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	該当なし	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	事業採択を行うような補助金ではなく、新エネルギー全般の普及啓発のためのシンポジウム開催やパンフレット作成、表彰等を行う事業であるため、バイオマスに限った決算額の記載は難しい。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	内 95,000	内 90,250	内 72,200	内 90,200	内 347,650
	16 決算 B	/	/	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	/	/	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	セミナー開催、普及啓発事業のため事業採択といったことはしていない。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	地方公共団体や民間事業者による先進的な設備の導入実績/新エネルギー導入量(原油換算)						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	新エネ百選選定事業によるベストプラクティスの情報共有やセミナー・シンポジウム等の開催により、新エネ設備を導入する地方自治体や民間事業者が増加している。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						

	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 8	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究							
5 事業の目的	<p>遺伝子組換え体の利用は急速に拡大しているため、遺伝子組換え体の評価、管理に関する情報の活用を一層進められるようにすると共に、開放系での利用における事後的な影響について評価、管理する手法の開発が必要と考えられる。</p> <p>そのため、本事業では遺伝子組換え体に関して、これまで得られている科学的知見や議論の内容を体系的に整理し、リスクコミュニケーションの基盤となるデータベースを整備すると共に、遺伝子組換え体に係る事後的な影響の管理手法のあり方を研究し、遺伝子組換え体の管理を一層高度化していく。</p>							
6 実施年度	平成 14～18 年度		7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(1)②		9 事業種別	調査・研究開発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	<p>独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。</p>							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	79,500	79,500	71,550	71,550			内 302,100
16 決算 B	不明	不明	不明	不明				不明
17 執行率 C	—	—	—	—				—
18 事業の実績 (概要)	委託先：2件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>○ 国際機関で合意されたしっかりした文献のみを和訳して、データベースを開発・公開することにより、事業者のバイオテクノロジーの安全性確保の取組に活用されている。</p> <p>○ リスク評価・管理の基本的な考え方を明確化したことが、自然環境下での事業者のバイオテクノロジーの安全性確保の取組に活用されて</p>							

		いる。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット（データベースの開発・公開等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 4 9	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	建設廃材等リサイクル技術開発							
5 事業の目的	<p>建設発生木材のリサイクルを推進するため、リサイクル用途及びリサイクル量の拡大が期待できる以下のテーマについて、技術開発を行う。</p> <p>本研究開発終了後、民間企業による商品化研究期間を経て、製品が市場に供給され、揮木材のリサイクル率が向上することを目指す。</p> <p>①建築解体木材の品位に対応したリサイクル技術の研究開発 ②建築解体木材を用いた木質ボード製造技術の研究開発</p>							
6 実施年度	平成 12～16 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(3)②、(4)①			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法等	—					
12 把握していない場合、その理由	独法運営費交付金のため。NEDOへの交付金事業につき、個別事業の決算額を特定して記載できないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内						内
	150,000	130,000						280,000
16 決算 B	不明	不明						不明
17 執行率 C	—	—						—
18 事業の実績 (概要)	平成 15 年度：2 件 平成 16 年度：2 件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<p>(1) 建設発生木材を用いて、現在使用されている合板等と同等以上の機能と性能 ボード製品の曲げ強度、曲げヤング率、吸水後の厚さ増加率</p> <p>(2) 接着剤等の木材液化物製品の性能：現在使用されている接着剤等と同等以上の性能 接着剤の強度</p> <p>(3) 炭化製品の性能：現在使用されている炭化製品と同等以上の性能 比表面積</p>						

		(4) コストは従来品と同額 ボードの製品コスト、接着剤の製品コスト、 炭の製品コスト
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	調査事項 8 事項のうち、ボード製品の曲げ強度、曲げヤング率、吸水後の厚さ増加率、接着剤の強度、炭化製品の性能（比表面積）、炭の製品コストの 6 事項で目標達成
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)
	27 評価指標	目標数値 ① ボード製品の曲げ強度 ② 曲げヤング率 ③ 吸水後の厚さ増加率 ④ 接着剤の強度 ⑤ 炭化製品比表面積 ⑥ ボードの製品コスト ⑦ 接着剤の製品コスト ⑧ 炭の製品コスト
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、目標設定されている 8 項目のうち、6 項目が達成している。
	29 事例	
	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	150	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地域創発型エネルギー人材育成支援事業							
5 事業の目的	<p>新エネルギーは、各地域にエネルギー源が分散していることから、地域の実情に即した導入システムを構築することが必要である。</p> <p>一方で、出力の不安定性や経済的課題といった新エネルギーが持つ課題を克服する技術の知識や地域特性を総合的に把握し、新エネルギーの円滑な導入を担う専門的な人材が不足している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、地域に最適な導入システムを自らが選択・構築できる人材を育成するためのカリキュラム・教材を開発し、そのカリキュラム・教材を使い研修を実施する。</p>							
6 実施年度	平成 17～19 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(1)④			9 事業種別	普及啓発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	事業採択を行うような補助金ではなく、新エネルギーの円滑な導入を担う専門的な人材の育成を行う事業であるため、バイオマスに限った決算額の記載は難しい。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A				内 80,000	内 76,000	内 52,000		内 208,000
16 決算 B				不明	不明	不明		不明
17 執行率 C				—	—	—		—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	本研修会には延べ約 1,100 人が参加し、新エネルギー財団では、事業の成果を踏まえ、平成 20 年度から研修会を本格的に開始							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	研修回数、研修参加人数						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	平成 19 年度は、策定した教材・カリキュラムの見直しを目的としてモデル研修会を実施し、その結果を踏まえて教材・カリキュラムの見直しを実施した。平成 20 年度からは、事業の成果を踏まえ、新エネルギー財団において研修会が本格的に開始している。							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	151	2 所管省名	経済産業省	3 事業区分	内数				
4 事業名	先進型新エネルギー・省エネルギー技術導入アドバイザー事業								
5 事業の目的	変動電源である太陽光ならびに風力設備とその他の新エネルギー等を適正に組み合わせ、必要に応じ省エネルギー技術も加え、これらを制御するシステムを作ることにより、特定地域内で安定した電力・熱供給を行うと同時に連系する電力系統への影響を極力抑制し、かつコスト的にも適正な、「新エネルギーによる分散型エネルギー供給システム」を構築し、供給電力等の品質、コスト、その他のデータを収集・分析する実証研究を行う。								
6 実施年度	平成11～15年度			7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(1)①、(4)①			9 事業種別	普及啓発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—						
12 把握していない場合、その理由	当時の決算関連資料が発見できなかったため。 なお、決算額を発見できたとしても、新エネ全般にわたる事業であることから、バイオに特化した決算額を特定することは困難と思われる。								
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金							
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計	
	15 予算 A	内 135,599	/	/	/	/	/	内 135,599	
	16 決算 B	不明	/	/	/	/	/	不明	
	17 執行率 C	—	/	/	/	/	/	—	
18 事業の実績 (概要)	不明								
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価							
	21 評価指標区分	無							
	22 指標の内容	—							
	23 評価結果	効果発現不明							
	24 理由	バイオマス関連の実績を特定できないため。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)							
	27 評価指標	無							

	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明			事例の有無	無
1 事業番号	152	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定	
4 事業名	エコ燃料実用化地域システム実証事業					
5 事業の目的	<p>温室効果ガスの25%削減と再生可能エネルギー供給割合目標を達成するためには、「再生可能エネルギーの導入の強力な推進」が必要である。中でもバイオ燃料の自動車用燃料への導入は、次世代自動車の普及等、買い換えを必要とする対策とは異なり、すぐに温室効果ガス削減効果が得られる即効性のある対策であり、その導入を一層加速する必要がある。</p> <p>そこで、バイオ燃料の生産・利用の実用化を目指す大都市圏、及び廃糖蜜など地域に存するバイオマスを活用したエコ燃料の生産・利用の実用化を目指す地域において、経済性を含み持続可能性の確保、残渣処理・利用プロセスの確立などの課題への対応を図った実用化システムを確立し、バイオ燃料の民間による自立的生産・供給システムを構築する。</p>					
6 実施年度	平成19～23年度			7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(1)②、(3)①、(4)①・④			9 事業種別	実証	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金				
	年度	平成15～18	19	20	計	
	15 予算 A		2,780,000	2,100,000	4,880,000	
	16 決算 B		2,525,798	1,637,630	4,163,428	
	17 執行率 C		90.9	78.0	85.3	
18 事業の実績 (概要)	平成19年度 2件 平成20年度 2件 平成21年度 3件					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトカム				
	22 指標の内容	アウトプット指標：E3ガソリン導入量 アウトカム指標：CO ₂ 削減量				
	23 評価結果	効果発現あり				
24 理由	E3ガソリンの導入は順調に推移しており、平成21年度は、首都圏事業における供給SSを拡充する等により合計18,500k1(E3ガソリンとして)の導入を予定している(平成19年度50k1、平成20年度4,380k1)。今後とも、E3の大規模導入(平成22年度目標48,000k1(同上))を図					

		<p>るとともに、当省関連事業、他府省(食糧由来 1.8 万 k1 等)、BDF(1 万 k1、一部環境省関連)の取組も合わせ、第一約束期間中に 3～4 万 k1 程度の国産エコ燃料の普及を目指す。</p> <p>また、このバイオ燃料導入量の増加に伴い、バイオマスの生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確保されたシステムの検証、一般ユーザーに対する認知度の向上は図られつつある。</p> <p>さらには、これによるCO₂削減量についても、平成 19 年度に 120 t-CO₂/年、20 年度に 1 万 t-CO₂/年、21 年度に 4.2 万 t-CO₂/年(目標)の削減を達成した。将来的には、本事業により、民間による自立的なバイオ燃料導入・普及拡大が図られ、バイオ燃料が 200 万 k1-原油/年導入され、結果、460 万 t-CO₂/年の削減が図られるものと考えられる。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	<p>① E3 ガソリンの導入量及びCO₂削減量が増加しているものの、尺度がないため、効果発現の程度は不明である。</p> <p>② 環境省は、本事業の効果として、E3 ガソリンの導入量が平成 20 年度 4,380k1 に、ガソリンのCO₂排出係数(2.32t-CO₂/k1)を乗じて、CO₂削減量 10,000t としている。</p> <p>しかし、当省の計算では、次のとおり、本事業による平成 20 年度におけるE3 ガソリン導入によるCO₂削減量は、約 187t に過ぎない。</p> <p>i 「バイオエタノール発熱量 21.26J」÷「ガソリン発熱量 34.6GJ/k1」 =「0.61」</p> <p>ii 「0.61」×「ガソリンのCO₂排出係数 2.32t-CO₂/k1」 =1.42t-CO₂/k1</p> <p>iii 「E3 ガソリン導入量 4,380k1」×「E3 ガソリンのうち、バイオエタノール分 0.03」=131.4k1×1.42 t-CO₂=<u>186.6 t-CO₂</u></p>
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明			事例の有無	有
1 事業番号	153	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定	
4 事業名	再生可能燃料利用促進補助事業					
5 事業の目的	<p>カーボンニュートラルであるバイオ素材から製造したエタノールを自動車のガソリンや、ボイラー等の燃料との混合使用する技術を普及させる。</p> <p>① バイオエタノール混合ガソリン等利用促進補助事業：ガソリン等販売店にバイオエタノール混合燃料を供給するため、E3を調達する施設を整備する民間機関に対する補助事業</p> <p>② ボイラー等バイオエタノール利用促進補助事業：重油・灯油等を燃料とする暖房・給湯用のボイラー燃料としてバイオエタノールを一部混焼するために必要なバーナー改造及びバイオエタノール貯蔵設備等を整備する民間機関に対し、地方公共団体を通じて補助する。</p>					
6 実施年度	平成15～17年度			7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(4)③			9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	—				
	年度	平成15	16	17	18～20	計
	15 予算 A	800,000	800,000	20,000	/	1,620,000
	16 決算 B	0	0	5,156	/	5,156
	17 執行率 C	0	0	25.8	/	0.3
18 事業の実績 (概要)	<p>平成15年度0件</p> <p>平成16年度0件</p> <p>平成17年度2件（うち、バイオ関係2件）</p>					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトカム				
	22 指標の内容	CO ₂ 削減量				
	23 評価結果	効果発現あり				
	24 理由	本事業によるCO ₂ 削減効果として、平成20年度に4,447.649t-CO ₂ /年の効果が得られた。				
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明				
	27 評価指標	無				

	28 理由	「CO ₂ 削減量」については事業全体の目標となる削減量が設定されていないことから、バイオマス関連施設2件における目標達成の状況を本事業の評価指標として用いることを試み、対象となる施設数が1施設(2件のうちCO ₂ 削減量の計画値が判明したもの)と少数であるため、「目標達成施設50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、直近年度における当該施設の計画達成割合は32.7%となっているものの、これをもって事業の効果が低調であるとまではいえず、効果の発現度合いは不明であると判断した。
29 事例	30 事例の態様	予算執行率が50%未満の事業
	31 内容	平成15年度から17年度までの予算の計16億2,000万円に対し、決算は515万円で、執行率は0.3%となっている。
32 評価書該当頁	193～194	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明			事例の有無	有
1 事業番号	154	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定	
4 事業名	エコ燃料利用促進補助事業					
5 事業の目的	<p>温室効果ガスの25%削減と再生可能エネルギー供給割合目標を達成するためには、「再生可能エネルギーの導入の強力な推進」が必要である。中でもバイオ燃料の自動車用燃料への導入は、次世代自動車の普及等、買い換えを必要とする対策とは異なり、すぐに温室効果ガス削減効果が得られる即効性のある対策であり、その導入を一層加速する必要がある。</p> <p>現在、バイオ燃料の生産に取り組んでいる地域の中には、既に相当量のバイオ燃料の生産が可能となっていながら、これを輸送用燃料等に利用するための設備の整備が十分でないために、潜在能力を活かしきれていない地域がある。また、今後、地域のバイオマスを活用したエコ燃料の生産が全国各地で拡大する際にも、これを利用するための設備の整備が必要となる。加えて、平成21年2月25日に改正揮発油等の品質の確保等に関する法律が完全施行され、揮発油特定加工業者等に対して、登録及び品質確認の義務が課せられ、事業者には従来よりも厳しい基準が適用される施設の導入が必要となっている。</p> <p>このため、適正な品質のバイオ燃料(液体燃料に限る)の利用に必要な、燃料製造設備や貯蔵設備等の施設整備を行う事業者を支援する。</p>					
6 実施年度	平成19年度～			7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(3)①、(4)④			9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金				
	年度	平成15~18	19	20	計	
	15 予算 A	/	800,000	600,000	1,400,000	
	16 決算 B	/	641,500	514,729	1,156,229	
	17 執行率 C	/	80.2	85.8	82.6	
18 事業の実績 (概要)	平成19年度に1件、平成20年度に6件交付した。					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトカム				
	22 指標の内容	CO ₂ 削減量				
	23 評価結果	効果発現あり				

	24 理由	本事業は、平成 19 年度から実施され、当該年度は、交付決定先における施設整備が当該年度内に間に合わなかったものの、平成 20 年度には、12,200t-CO ₂ /年の削減を達成した。将来的には、本事業や関連事業により、民間による自立的なバイオ燃料導入・普及拡大が図られ、バイオ燃料が 200 万 k1-原油/年導入され、結果、460 万 t-CO ₂ /年の削減が図られるものと考えられる。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	「CO ₂ 削減量」については事業全体の目標となる削減量が設定されていないことから、バイオマス関連施設 4 施設における目標達成の状況を本事業の評価として用いることを試みたが、20 年度中に稼働した 4 施設のいずれもが年度途中からの稼働となっており、最長の施設でも 4 か月、それ以外は、2 か月 1 施設、1 か月 2 施設である。このため、稼働月数分の CO ₂ 削減実績は報告されていて効果の発現はみられるものの、通年で削減量の計画比実績が採れる施設はなく、その達成度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	<p>本事業が行っている民間事業者のバイオマス輸送燃料（BDF、エタノール）の製造施設に対する補助は、「地域バイオマス利活用交付金」（農林水産省）、「新エネルギー等事業者支援対策事業」（経済産業省）においても同様の補助が行われている。</p> <p>なお、これらの事業に関する予算について、「各経費のポイント（21 年度政府案）」（平成 20 年 12 月財務省主計局）をみると、廃棄物事業者によるものは環境省とされているが、3 省とも廃食用油を原料としてバイオ燃料を製造する事業者に対して補助が行われている。</p>
32 評価書該当頁	195	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要		効果の発現状況			F アウトプットあり・不明		事例の有無		無		
1 事業番号		1 5 5		2 所管省名		環境省		3 事業区分		特定	
4 事業名		国立環境研究所による技術開発事業のうち、バイオエネルギー活用技術開発									
5 事業の目的		<p>バイオ資源・廃棄物等からの水素製造の技術開発をする。</p> <p>国立環境研究所に委託し、バイオ資源から水素を効率的に製造する技術の開発、バイオテクノロジーとナノテクノロジーの組み合わせによる生物への有害化学物質の影響の評価システムの開発、バイオ資源のガス化・改質プロセスの高効率化技術の開発、地域分立分散型システムと地域間統合システム構築のための研究開発を行う。</p>									
6 実施年度		平成 15～19 年度					7 継続等区分		終了		
8 基本的戦略		(3)②					9 事業種別		調査・研究開発		
10 決算額の把握		有		11 有の場合、把握方法			今回把握				
12 把握していない場合、その理由		—									
13 事業費 (単位：千円、%)		14 補助金等区分		その他							
		年度		平成15	16	17	18	19	20	計	
15 予算 A				100,000	100,000	100,000	100,000	95,000		495,000	
16 決算 B				92,500	92,500	92,500	92,500	95,000		465,000	
17 執行率 C				92.5	92.5	92.5	92.5	100		93.9	
18 事業の実績 (概要)		平成 15 年度から 19 年度 バイオ資源・廃棄物等からの水素製造技術開発事業									
19 事業所管省の自己評価		20 評価方法		政策評価以外の自己評価							
		21 評価指標区分		アウトカム							
		22 指標の内容		CO ₂ 削減量							
		23 評価結果		効果発現あり							
		24 理由		本事業は、平成 15 年度から実施され、平成 19 年度には、5.1t-CO ₂ /日の削減を達成した。							
25 当省の調査結果		26 効果の発現状況		F アウトプットあり・不明							
		27 評価指標		無							
		28 理由		アウトプット（研究開発過程におけるCO ₂ 削減実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。							
29 事例		30 事例の態様		—							
		31 内容		—							
32 評価書該当頁		—									

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	有	
1 事業番号	156	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定
4 事業名	廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業				
5 事業の目的	<p>平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」においては、循環型社会と低炭素社会の双方を実現する観点から、廃棄物系バイオマスの活用を推進することが謳われている。さらに、平成21年6月には議員立法により「バイオマス活用推進基本法」が成立し、政府が一体となって取組を強化していくことが求められている。</p> <p>廃棄物系バイオマスには生ごみ、下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様なものがあるが、それぞれの性状、排出量、地理的分散等の状況は大きく異なっているため、それぞれの地域特性に応じた利活用策の全体像を検討する。</p> <p>また、食品廃棄物については量的、質的に大きな部分を占めていることから、食品リサイクル法の施行等によりその利活用の推進を図ってきたところであるが、特に生ごみの半分を占める家庭系の生ごみについては利活用が進んでおらず、平成19年の食品リサイクル法の改正においても、その対策について附帯決議に盛り込まれていることから、家庭系の生ごみの利活用推進に向けた調査・検討を行う。</p>				
6 実施年度	平成20～22年度		7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(1)②		9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握		
12 把握していない場合、その理由	-				
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他			
	年度	平成15～19	20	計	
	15 予算 A		334,361	334,361	
	16 決算 B		29,085	29,085	
	17 執行率 C		8.7	8.7	
18 事業の実績 (概要)	<p>平成20年度は、家庭から排出される可燃ごみの4割を占める生ごみのバイオガス化処理の実現に向けた検討を行うため、生ごみ分別収集モデル事業を実施した。平成19年11月から平成21年2月までに回収した生ごみの量は166.3トンであった。モデル事業を通じて、生ごみの分別収集による温室効果ガスの排出抑制効果や経済性等を評価した上で、生ごみ処理のあり方の検討に役立てている。</p> <p>さらに、廃棄物系バイオマスが豊富な地域を対象とし、地域特性、廃棄物処理の状況、廃棄物系バイオマス賦存量、廃棄物系バイオマス利活用の状況</p>				

	等について調査を行った。	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	一般廃棄物リサイクル率
	23 評価結果	効果発現あり
24 理由	<p>平成 20 年度は、家庭から排出される可燃ごみの 4 割を占める生ごみのバイオガス化処理の実現に向けた検討を行うため、生ごみ分別収集モデル事業を実施した。平成 19 年 11 月から 21 年 2 月までに回収した生ごみの量は 166.3 t であった。モデル事業を通じて、生ごみの分別収集による温室効果ガスの排出抑制効果や経済性等を評価した上で、生ごみ処理のあり方の検討に役立っている。また、平成 21 年度においても、モデル事業を実施中である。</p> <p>本事業による直接的な効果を定量的に示すことは困難と考えられるものの、以上のようにモデル地域における廃棄物系バイオマスの利活用検討を促進する等、一定の効果が得られている。また、今後事業の成果を取りまとめ普及することで、一般廃棄物のリサイクル率のさらなる増加に資すると考えられる。</p>	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	平成 20 年度に 166.3 t 回収実績があるなどアウトプットは認められるものの、その達成度についてはこれを測る尺度がないため、不明である。
29 事例	30 事例の態様	予算執行率が 50%未満の事業
	31 内容	平成 20 年度予算 3 億 3,400 万円に対し、決算は 2,900 万円で、執行率は 8.7%となっている。
32 評価書該当頁	194	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	G 実績なし			事例の有無	有
1 事業番号	157	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定	
4 事業名	生ごみ利用燃料電池等普及促進事業					
5 事業の目的	デイスポーター付き集合住宅へのメタン発酵装置、燃料電池などの設置による発電事業を行う民間機関を支援					
6 実施年度	平成15～17年度			7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(4)③			9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	—				
	年度	平成15	16	17	18～20	計
	15 予算 A	100,000	100,000	10,000		210,000
	16 決算 B	0	0	0		0
	17 執行率 C	0	0	0		0
18 事業の実績 (概要)	平成15年度 0件 平成16年度 0件 平成17年度 0件					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトプット				
	22 指標の内容	採択事業者数				
	23 評価結果	効果発現不明				
	24 理由	—				
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	G 実績なし				
	27 評価指標	無				
	28 理由	バイオマスの利活用に関する実績がなく、効果を確認できない。				
29 事例	30 事例の態様	予算執行率がゼロの事業				
	31 内容	デイスポーター付き集合住宅へのメタン発酵装置、燃料電池などの設置による発電事業を行う民間機関の支援を目的とするものである。 平成15年度及び16年度は各年度予算1億円、17年度は予算1,000万円を計上しているが、3年間とも実績ゼロで終了した。				
32 評価書該当頁	190					

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり	事例の有無	有
---------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	1 5 8	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定			
4 事業名	新燃料使用時の排出ガス実態調査							
5 事業の目的	自動車燃料として、バイオ燃料等を使用した場合における排出ガスの実態を調査し、その結果を踏まえ、排出ガス基準等の検討を行う。							
6 実施年度	平成 13 年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(4)④	9 事業種別	基準策定					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	元々把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	29,123	27,012	28,869	20,782	34,969	25,032	165,787
	16 決算 B	44,802	29,978	19,950	28,295	26,859	21,985	171,869
	17 執行率 C	153.8	111.0	69.1	136.2	76.8	87.8	103.7
18 事業の実績 (概要)	<p>(独) 交通安全環境研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオディーゼル燃料を使用した場合の排出ガス実態を把握した。 この結果をもとに中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(平成 17 年 4 月 8 日)で必要な対策が盛り込まれた。 ・ ガソリンにエタノールを 10%混合した E10 燃料等を使用した場合の排出ガス実態を把握した。 この結果をもとに、現在、中央環境審議会において E10 対応車の排出ガス基準等を検討しているところ。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	中央環境審議会における議論に活用できるデータの取得状況						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ データをもとに中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(平成 17 年 4 月 8 日)に必要な対策を記述した。 ・ データをもとに E10 対応車の排出ガスの基準が策定される予定。 							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	大気汚染防止法に基づく告示の改正
	28 理由	本事業による調査結果は、中央環境審議会大気環境部会に報告され、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」に反映された。この答申に基づき、環境省が大気汚染防止法に基づく告示である自動車排出ガスの量の許容限度、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の改正を行っているため。
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業及び「新燃料の安全性・低公害性評価事業」（国土交通省）は、国土交通省では自動車の安全性及び公害防止の観点から道路運送車両法の保安基準や技術基準・ガイドラインなどを作成するため、環境省では大気汚染防止の観点から自動車排出ガス及び燃料の許容限度を検討するため、それぞれ調査事業を実施しているものの、バイオマス燃料使用時の自動車排出ガス実態の把握という調査内容は類似しているところがあり、合理化が図ることができると考えられる。
32 評価書該当頁	199	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
---------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	159	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定
4 事業名	CDM認証モデル事業				
5 事業の目的	<p>当事業では、運営組織（OE）候補となっている我が国の事業者（認証機関）の経験・知見の蓄積向上を図るため、CDMに係る認証をモデル的に行うものである。我が国の民間事業者等がCDM運営組織に係る指定を受けた後における活動の早期立ち上げに向けて、事業案件側に対して資金を交付し、CDMの事業化に向けた有効化審査を希望する事業者向け支援を行う。</p>				
6 実施年度	平成14～16年度			7 継続等区分	終了
8 基本的戦略	(5)			9 事業種別	実証
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握		
12 把握していない場合、その理由	—				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	- (不明)			
	年度	平成15	16	17～20	計
	15 予算 A	12,000	12,000		24,000
	16 決算 B	12,000	12,000		24,000
	17 執行率 C	100.0	100.0		100.0
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成15年度における当該年度における事業費総額は、30,000千円であった。1法人あたり一律3,000千円を交付。 採択件数は、5件（事業者・認証機関各5法人）であるが、このうち、バイオマス案件に該当する事業は以下の2件のみであった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア・KTIバイオエネルギープロジェクト 予算額・決算額6,000千円 ・ アジアA国製糖工場におけるバイオマス発電事業からの炭素クレジット獲得調査 予算額・決算額6,000千円 ● 平成16年度における当該年度における事業費総額及び1法人当たり交付額は、平成15年度に同じ。 採択件数は5件（事業者・認証機関各5法人）であるが、このうち、バイオマス案件に該当する事業は以下の2件のみであった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイ国におけるバガスとライスハスクを用いた熱電供給事業 ・ アルゼンチン製紙工場における製紙スラッジ等の有効活用 				
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			

	22 指標の内容	当該事業採択案件実施によるコベネフィット効果
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	事業で得られた知見が、その後の当省CDM関連事業へ還元された。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明			事例の有無	無
1 事業番号	160	2 所管省名	環境省	3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース・モデルシステム化調査					
5 事業の目的	都市部、農産漁村部を包括する市町村等を代表地域とし、当該地域におけるバイオマス系廃棄物の種類、排出量、成分、供給側の事情等と、利用可能性の十分あるリサイクル品や回収エネルギーの利用先、受入可能数量、需要側の事情等を調査しデータベース化した上で、安定・確実な循環利用を図ることができる需要と供給の組み合わせ例や循環ループのモデルシステムを設計する。					
6 実施年度	平成 19、20 年度			7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(1)②			9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		元々把握		
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他				
	年度	平成15~18	19	20	計	
	15 予算 A		10,000	10,000	20,000	
	16 決算 B		9,660	5,723	15,383	
	17 執行率 C		96.6	57.2	76.9	
18 事業の実績 (概要)	(独)国立環境研究所における食品廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベースを作成					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトプット				
	22 指標の内容	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 [%]				
	23 評価結果	効果発現あり				
	24 理由	<p>当事業のみの効果を図ることは困難であるが、食品循環資源の再生利用等実施率は年々向上している。</p> <p>食品循環資源の再生利用等実施率</p> <p>ア. 食品製造業、イ. 食品卸売業、ウ. 食品小売業、エ. 外食産業</p> <p>③ 16 17 18 19 年度</p> <p>全体 45 52 53 54 %</p> <p>ア 72 81 81 81</p> <p>イ 41 61 62 62</p>				

		ウ	28 31 35 35
		エ	17 21 22 22
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	
	27 評価指標	無	
	28 理由	環境省の評価指標は、本事業も含めた各種事業による指標にはなるが、本事業の直接的な効果を測ることは困難である。また、データベースを作成していることからアウトプットは認められるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。	
29 事例	30 事例の態様	－	
	31 内容	－	
32 評価書該当頁	－		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	G 実績なし (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	161	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数
4 事業名	ごみメタン回収施設等整備補助事業				
5 事業の目的	<p>廃棄物の処理施設等を整備し、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>廃棄物処理施設や浄化槽を整備しようとする市町村（一部事務組合を含む）が行う廃棄物処理施設整備事業に対して、廃棄物処理施設整備費国庫補助金において支援を行う。</p>				
6 実施年度	平成10～16年度			7 継続等区分	終了
8 基本的戦略	(3)①、(4)③			9 事業種別	施設導入
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握		
12 把握していない場合、その理由	—				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15	16	17～20	計
	15 予算 A	内145,868,000	内132,982,000	/	内278,850,000
	16 決算 B	0	0	/	0
	17 執行率 C	-	-	/	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	平成15年度、16年度実績なし				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみリサイクル率 ・ ごみ減量処理率 ・ 最終処分場残余年数 			
	23 評価結果	効果発現なし			
	24 理由	—			
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	G 実績なし (バイオマス関連分)			
	27 評価指標	無			

	28 理由	バイオマスの利活用に関する実績がなく、効果を確認できない。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	162	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数		
4 事業名	循環型社会形成推進交付金のうち、①有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業・高効率原燃料回収施設整備事業、②生ごみリサイクル施設整備事業						
5 事業の目的	<p>廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進し、循環型社会の形成を図ることを目的とする。</p> <p>廃棄物処理施設や浄化槽を整備しようとする市町村（一部事務組合を含む）が行う廃棄物処理施設整備事業に対して、循環型社会形成推進交付金において支援を行う。（なお、循環型社会形成推進交付金は平成17年度に創設）</p>						
6 実施年度	平成17年度～	7 継続等区分	継続				
8 基本的戦略	(3)①、(4)③	9 事業種別	施設導入				
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—						
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金					
	年度	平成15、16	17	18	19	20	計
15 予算 A			内 25,896,032	内 48,122,384	内 49,875,143	内 57,800,000	内 181,693,559
16 決算 B			57,015	126,279	275,696	1,155,027	1,614,017
17 執行率 C			-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。						
18 事業の実績 (概要)	平成20年度は15市町村において、し尿、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスのリサイクルを推進するための施設整備を実施した。						
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価					
	21 評価指標区分	アウトプット					
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみリサイクル率 ・ ごみ減量処理率 ・ 最終処分場残余年数 					
	23 評価結果	効果発現あり					
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度のリサイクル率20.3%（前年度比0.7ポイント増） ・ 減量処理率97.5%（前年度同） ・ 最終処分場残余年数15年（前年度同） 					
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					

果		(バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（施設設置数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	163	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数	
4 事業名	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業					
5 事業の目的	都道府県等が公共関与（廃棄物処理センターが行う施設整備に都道府県等が出資又は補助若しくは都道府県等が自ら施設整備を行う）により産業廃棄物処理施設整備を行う事業に対する補助					
6 実施年度	平成12年度～			7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	該当なし			9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	把握なし			
12 把握していない場合、その理由	-					
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金				
	年度	平成15、16		17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 4,190,000 16) 4,190,000		内 17) 3,830,000 18) 3,010,000	内 19) 3,010,000 20) 2,033,000	内 20,263,000
	16 決算 B	不明		不明	不明	不明
	17 執行率 C	-		-	-	-
18 事業の実績 (概要)	不明 (バイオマス関連分)					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	無				
	22 指標の内容	-				
	23 評価結果	効果発現不明				
24 理由	バイオマスの利活用に関する実績が特定できない。					
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)				
	27 評価指標	無				
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。				
29 事例	30 事例の態様	-				
	31 内容	-				
32 評価書該当頁	-					

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	164	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地球温暖化対策技術開発事業							
5 事業の目的	<p>地球温暖化対策技術の研究開発・実用化は、温室効果ガスの25%削減と再生可能エネルギー供給割合目標を達成し、経済と環境との両立により、「国際競争力を維持・向上させる」とともに、「雇用を創出する新産業として育成を図る」上で不可欠である。</p> <p>こうした方針を踏まえ、新たな地球温暖化対策技術の開発を推進することにより研究開発成果の実利用・普及を加速するため、早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術・再生可能エネルギー導入技術の開発し、民間企業、公的研究機関等から広く公募し、外部専門家からなる評価委員会の意見を聴き選定した課題について、課題代表者所属機関に委託（又は補助）して行う。</p>							
6 実施年度	平成16年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)①・②、(3)①・②、(4)①・④	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金、委託						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	\	内 1,634,000	内 2,676,042	内 2,715,874	内 3,302,235	内 3,509,592	内 13,837,743
	16 決算 B	\	411,298	884,176	728,481	1,247,223	1,258,356	4,529,534
	17 執行率 C	\	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>平成16年度 24件 (うち、バイオ関係 9件)</p> <p>平成17年度 31件 (うち、バイオ関係 13件)</p> <p>平成18年度 33件 (うち、バイオ関係 11件)</p> <p>平成19年度 36件 (うち、バイオ関係 15件)</p> <p>平成20年度 38件 (うち、バイオ関係 14件)</p> <p>平成21年度 39件 (うち、バイオ関係 15件)</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	CO ₂ 削減量						

	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>本事業は、平成 16 年度から実施され、これまで削減効果が大きな技術開発に成功してきた。その事例をあげると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酵素法によるバイオエタノール製造プロセス実用化のための技術開発 ・ 草本質系セルロースからのバイオエタノール高収率化と低コスト製造システムの開発 ・ 兵庫県南部における統合型・省エネ型酵素法によるバイオ燃料製造に関する技術開発 ・ 輸送用バイオマス由来燃料導入技術開発及び実証事業 ・ バイオエタノール製造におけるエネルギーコスト削減のための超音波濃縮に関する技術開発 ・ 寒冷地におけるバイオエタノール混合自動車燃料需要拡大のための自動車対応と流通に関する技術開発 ・ 固体酸触媒を用いた新しいセルロース糖化法に関する技術開発 ・ みかん搾汁残さを原料としたバイオエタノール効率的製造技術開発研究 ・ バイオエタノール製造用のセルラーゼ生産の製品化開発等である。 <p>本事業によるCO₂削減効果として、平成 21 年度までに 4, 100 万 t-CO₂/年の効果が得られた。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（技術開発の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	-
	31 内容	-
32 評価書該当頁	-	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	165	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数		
4 事業名	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業						
5 事業の目的	<p>本事業は、自主参加型の国内排出量取引制度を実施するためのものである。自主参加型の国内排出量取引制度は、自主的・積極的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、CO₂排出抑制設備導入を支援することで、特に中小規模の工場・事業場における追加的な削減努力を引き出すことを目的としている。</p> <p>本事業は、①CO₂排出抑制設備に対する補助、②削減量の自主的な約束、③排出枠の取引の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するものである。</p>						
6 実施年度	平成17年度～			7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(4)①			9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—						
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金					
	年度	平成15、16	17	18	19	20	計
15 予算 A			内 3,000,000	内 2,760,000	内 3,000,000	内 3,450,000	内 12,210,000
16 決算 B			815,223	675,016	259,487	295,623	2,045,349
17 執行率 C			-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。						
18 事業の実績 (概要)	<p><補助金交付実績></p> <p>平成17年度：31件（うちバイオマス関連分3件） 平成18年度：58件（うちバイオマス関連分4件） 平成19年度：55件（うちバイオマス関連分2件） 平成20年度：63件（うちバイオマス関連分4件）</p> <p><削減実績></p> <p>下記ホームページに掲載 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8779 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10152</p>						

	http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8347 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9705	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	1 t-CO2 削減当たり補助金交付額
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>本事業では平成 17 年度からの運用を通じ、のべ 300 社の参加と 100 万 t-CO2 に上る削減を実現してきた（排出枠の取引は累計 98 件、171,494t-CO2）。また、排出量や排出枠の管理を行う各種システムや国際標準（ISO）に準拠した排出量の算定・検証ガイドライン等のインフラは制度の円滑な運営に不可欠なものであり、平成 20 年度から実施している「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」のベースにもなっている。これらの成果は、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の本格導入に必要な不可欠なものである。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、バイオマス関連 13 件のうち 5 件はCO₂削減量の予測量及び実績量を把握できるものの、13 件全体においては実績が不明なため、効果発現の度合いは不明である。</p>
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 6 6	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数
4 事業名	廃棄物処理施設における温暖化対策補助事業				
5 事業の目的	<p>温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設やバイオマス利用施設の整備を促進すること。</p> <p>廃棄物処理業を主たる業とする事業者等行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業であって、一定の要件を満たすものについて、施設整備費の一部を補助する。</p>				
6 実施年度	平成 15 年度～			7 継続等区分	継続
8 基本的戦略	(3)①			9 事業種別	施設導入
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握		
12 把握していない場合、その理由	—				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 500,000 16) 1,000,000	内 17) 1,505,000 18) 1,505,000	内 19) 2,117,000 20) 2,117,000	内 8,744,000
	16 決算 B	15) 0 16) 0	17) 20,291 18) 160,791	19) 894,121 20) 465,390	1,540,593
	17 執行率 C	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	6 件				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット、アウトカム			
	22 指標の内容	施設整備数、CO ₂ 削減量			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	<p>本事業における廃棄物由来のバイオマス利用施設については、平成 15 年の事業開始後、6 施設が完成し、二酸化炭素削減効果は 127,340 t-CO₂/年となっている。</p> <p>事業実績にも示されるとおり、廃棄物由来バイオマスのエネルギー利用は着実な促進が図られてきており、エネルギー起源二酸化炭素排出量削減の効果が発現しているが、今後の温室効果ガス排出量のさらなる削減のためにはこのような取組のより一層の促進が必要である。廃棄物の</p>				

		エネルギー利用に対する経済的支援を継続・発展していくことで今後の温室効果ガス排出量のより一層の削減を目指す。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省は、「平成 15 年の事業開始後、6 施設が完成し、二酸化炭素削減効果は 127,340 t-CO₂/年」としているが、これは実績値ではなく、計画値である。 ・ 木質バイオマス発電所向け燃料製造やバイオマス発電施設等 6 施設が整備されているが、アウトプットの達成度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	167	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	環境と経済の好循環のまちモデル事業							
5 事業の目的	<p>地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、環境保全活動を通じた地域コミュニティの再生・創生を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創る。</p> <p>モデル事業を実施するまちづくり協議会に対し、計画策定や普及啓発、効果測定等について国からの委託を行うとともに、設備の設置等の事業に必要な経費の一部を国が交付する。</p>							
6 実施年度	平成16～20年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	該当なし			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分							
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	\	内 1,200,000	内 2,400,000	内 2,040,000	内 840,000	内 20,000	内 6,500,000
	16 決算 B	\	290,688	1,047,063	151,947	146,124	211,620	1,847,442
	17 執行率 C	\	-	-	-	-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	—							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	CO ₂ 削減効果						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	CO ₂ 削減効果 H17：7,300 t H18：11,000 t H19：19,700 t H20：集計中						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)						

	27 評価指標	計画を達成している地区数が全体の50%未満
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、CO ₂ 削減量に係る計画を達成している地区の割合は16地区中2地区(12.5%)に過ぎず、当省の評価基準の50%を下回っている。
29 事例	30 事例の態様	① 実証事業の効果の発現が低調なものなど ② 補助金を受けて整備した施設が使用されていない例
	31 内容	① 平成16年度から19年度までのバイオマス関連交付対象16地区について20年度実績をみると、計画を達成しているのは2地区にすぎない。 ② 環境保全をバネにしたまちおこしモデルを構築。当省が現地調査した事業者が、補助を受けて整備した木質バイオマス熱分解施設(約1億1,400万円)について人件費がかかり過ぎるとして使用していない。 また、平成16年度から18年度で木質バイオマスガス化発電設備を整備・稼働を計画していたが、試運転時の部品や計器の故障等で本格稼働が開始できず、目的としているCO ₂ 削減効果が全く発現していない例あり。
32 評価書該当頁	①184、②184	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	168	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	CDM/J I 事業調査							
5 事業の目的	本事業の目的は、温室効果ガスの排出抑制と同時に途上国等における公害対策等を推進する、いわゆるコベネフィッツを実現するクリーン開発メカニズム (CDM)・共同実施 (J I)・グリーン投資スキーム (G I S) プロジェクトの案件形成を促進すること。							
6 実施年度	平成 11～15 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(5)	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	上記予算事業構成業務のうち、CDM/J I 事業調査委託業務については各案件の事業額情報を公表していない他、この他の構成業務については、バイオマス関連の事業額を特定、抽出することが困難であるため。							
13 事業費 (単位: 千円、%)	14 補助金等区分	-						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内6,000,000	/	/	/	/	/	内6,000,000
	16 決算 B	不明	/	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	事業調査 (バイオマス利用分のみ) 平成15年度 7件							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	京都メカニズムクレジット取得事業の採択候補となった案件数						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	平成 19 年度から 21 年度における本事業のうち、特別会計予算分におけるクレジット発行期間 1 年当たり削減量は、合計 3,826,395t-CO2/年である。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット (調査件数) はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	169	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数		
4 事業名	地方公共団体対策技術率先導入補助						
5 事業の目的	地方公共団体が率先的に実施する、先進的かつ先導的な代エネ・省エネ設備の効果的な導入を行うモデル的な取り組みに対して支援を行い、業務部門における確実なCO ₂ 排出量削減を目指す（補助率2分の1）。						
6 実施年度	平成15～21年度			7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)①、(4)①			9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—						
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金					
	年度	平成15	16、17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 700,000	内 2,040,000	内 1,020,000	内 1,020,000	内 800,000	内 5,580,000
	16 決算 B	287,896	112,952	0	0	28,399	429,247
	17 執行率 C	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。						
18 事業の実績 (概要)	平成15年度 30件（うち、バイオ関係2件） 平成16年度 1件（うち、バイオ関係3件） 平成17年度 17件（うち、バイオ関係1件） 平成18年度 19件（うち、バイオ関係0件） 平成19年度 25件（うち、バイオ関係0件） 平成20年度 31件（うち、バイオ関係2件） 平成21年度 43件（うち、バイオ関係4件）						
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価					
	21 評価指標区分	アウトカム					
	22 指標の内容	CO ₂ 削減量					
	23 評価結果	効果発現あり					
	24 理由	本事業によるCO ₂ 削減効果として、平成21年度に4,640t-CO ₂ /年の効果が得られた。					
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調					

果		(バイオマス関連分)
	27 評価指標	計画を達成している施設数が全体の 50%未満
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分について、施設別CO₂削減量を指標としてみると、次のとおり、直近年度において当該施設の計画を達成している施設は、7施設中1施設(14.3%)である。</p> <p>① 直近の実績として、平成20年度実績が判明したもので計画を達成しているものは、対象2施設のうちゼロである。</p> <p>② 直近の実績として、平成19年度実績が判明したもので計画を達成しているものは、対象5施設のうち1施設である。</p> <p>(注)「平成21年度二酸化炭素排出抑制対策事業費を活用した事業に関する実績調査・情報整理報告書(案)」及び「平成20年度二酸化炭素排出抑制対策事業費を活用した事業に関する実績調査・情報整理報告書」による。</p>
29 事例	30 事例の態様	複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	本事業は木質ボイラーの整備を補助するメニューを設けているが、「木質バイオマス利用促進整備」(農林水産省)、「新エネルギー等事業者支援対策事業」、「地域新エネルギー等導入促進事業」(以上、経済産業省)にも同様のメニューが設けられている。
32 評価書該当頁	199	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプット・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	170	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業							
5 事業の目的	<p>本事業の目的は、温室効果ガスの排出抑制と同時に途上国等における公害対策等を推進する、いわゆるコベネフィットを実現するクリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)・グリーン投資スキーム(GIS)プロジェクトの案件形成を促進すること。</p> <p>CDM及びJI事業の実現可能性調査、民間事業者等への情報提供、途上国人材育成支援(以上、委託事業)、CDMモデル事業(補助事業:補助率2分の1)を実施。</p>							
6 実施年度	平成16年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(5)	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	上記予算事業構成業務のうち、CDM/JI事業調査委託業務については各案件の事業額情報を公表していない他、この他の構成業務については、バイオマス関連の事業額を特定、抽出することが困難であるため。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A			内 1,050,000	内 900,000	内 900,004	内 970,000	内 1,270,000	内 5,090,004
16 決算 B			不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C			-	-	-	-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>事業調査及び途上国等人材育成委支援事業については下記ホームページ参照</p> <p>http://gec.jp/gec/gec.nsf/jp/Activities-Feasibility_Studies_on_Climate_Change_Mitigation_Projects_for_CDM_and_JI-DB-List1 (GECホームページ)</p> <p>http://www.iges.or.jp/jp/cdm/activity.html (IGESホームページ)</p> <p>相談支援事業における専用webサイトのアドレスは、以下のとおりである。 http://www.kyomecha.org/ (京都メカニズム情報プラットフォーム)</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						

	22 指標の内容	京都メカニズムクレジット取得事業の採択候補となった案件数 (H18年度：5件、H19年度：5件)
	23 評価結果	効果発現あり
24 理由	<p>当該事業を構成する下記の事業実施によるCO₂削減量は、次の通り。</p> <p>1) CDM/J I 事業調査 平成 19 年度～21 年度における本事業うち特別会計予算分におけるクレジット発行期間 1 年当たり削減量は、合計 3,826,395t-CO₂/年。</p> <p>2) 京都メカニズム相談支援事業 専用ウェブサイトを通じた政府のコベネ分野における政策取組や京都メカニズムのルール等に関する情報発信及び普及啓発を国内外の事業者・関係者向けに行っており、CDM/J I に取り組む我が国の民間事業者やホスト国政府から高い評価を受けている。</p> <p>3) 途上国等人材育成支援事業 途上国におけるCDM発掘・実現化に向けたワークショップ等を開催し、現地関係者の能力開発や、我が国関係者との間における信頼醸成が図られている。</p> <p>4) コベネフィットCDMモデル事業 平成 20～21 年度において採択された 2 事業によるモニタリング期間 1 年当たり CO₂ 削減量は、合計 655,234t-CO₂/年。 この他、途上国にとって、喫緊の課題である環境汚染問題の改善に係る我が国の貢献や、途上国の温暖化対策への理解や参加の促進という効果を有する。</p>	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット（調査件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	171	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数
4 事業名	廃棄物処理等科学研究費補助金				
5 事業の目的	廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図ることを目的とする。				
6 実施年度	平成13年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)②、(3)①・②	9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握		
12 把握していない場合、その理由	—				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内	内	内	内
		15) 690,975	17) 690,716	19) 858,000	4,715,816
		16) 690,975	18) 852,150	20) 933,000	
	16 決算 B	15) 58,512	17) 123,020	19) 120,170	602,806
		16) 66,242	18) 97,144	20) 137,718	
	17 執行率 C	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	採択状況 平成15年度 45件 (内バイオマス関連 4件) 平成16年度 51件 (内バイオマス関連 5件) 平成17年度 50件 (内バイオマス関連 6件) 平成18年度 59件 (内バイオマス関連 5件) 平成19年度 62件 (内バイオマス関連 8件) 平成20年度 74件 (内バイオマス関連 10件)				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	研究・技術開発の目標の達成度 研究・技術開発の成果の学術的貢献度 研究・技術開発の成果の社会的貢献度			
	23 評価結果	効果発現あり			

	24 理由	評価結果については、偏差値化してホームページで公開するとともに、優良なものについては積極的に成果の普及に努めている。その結果、他の発展的研究、実用化開発に資するものとなっている。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスに関連した研究テーマも含めてアウトプット（研究結果の公表）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁		－

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	事例の有無	有
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	172	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業							
5 事業の目的	温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要となる核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業（パイロット事業）の事業費に対して、その費用の一部を補助する。							
6 実施年度	平成16～21年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)①、(4)①	9 事業種別	実証					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	\	内 250,000	内 840,000	内 1,023,000	内 800,000	内 370,000	内 3,283,000
	16 決算 B	\	90,392	821,585	903,953	0	149,222	1,965,152
	17 執行率 C	\	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	平成16年度3件（うち、バイオ関係1件） 平成17年度2件（うち、バイオ関係1件） 平成18年度5件（うち、バイオ関係2件） 平成19年度4件（うち、バイオ関係0件） 平成20年度2件（うち、バイオ関係1件） 平成21年度6件（うち、バイオ関係1件）							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	CO ₂ 削減量						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	本事業によるCO ₂ 削減効果として、平成16年から21年までの実績から算出した結果、直接効果として100万t-CO ₂ /年、間接効果として620万t-CO ₂ /年の効果が得られた。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)						

	27 評価指標	定性的に個別施設の目標達成状況を判断
	28 理由	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、バイオマス関連施設における目標達成の状況を本事業の評価として用いることを試み、対象となる施設数が2施設と少数であるため、「目標達成施設50%」という定量的な評価によらず、定性的に評価を実施した。この結果、平成20年度においては2施設ともに計画を達成しておらず、CO₂削減量についても、計画に対し実績は32.7%にとどまっていることから、効果の発現度合は低調であると判断した。</p>
29 事例	30 事例の態様	実証事業の効果の発現が低調なものなど
	31 内容	<p>本事業では、補助対象者事業者から毎年度、事業の実績としてCO₂の削減実績を報告させているが、平成20年度のバイオマス分をみると、対象2施設とも計画を達成しておらず、CO₂削減量についても、実績は約4,473 t-CO₂で、計画値13,673 t-CO₂の32.7%と低調である。</p> <p>建設廃材からバイオエタノールを製造する施設（国費約18億円）が平成19年度から稼働。しかし、平成19年度のバイオエタノール製造量は約65kl（計画量1,400klの4.6%）、20年度は約77kl（同5.5%）と、極めて低調である。</p> <p>この原因は、原料となる建設廃材が不況の影響等から計画の約半分しか調達できなかった上、変換工程の不調等があるとしており、ビジネスモデルとして成立させることは困難な状況あり。</p>
32 評価書該当頁	184	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	173	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数	
4 事業名	CDM/ J I 設備補助事業					
5 事業の目的	CDM/ J I 事業調査により、実現可能性が高く、京都メカニズムによるクレジット獲得が可能とされた CDM/ J I 事業を行う事業者に対し設備整備費を補助し、補助額に応じて事業者から政府に京都メカニズムによるクレジットを移転することにより、京都議定書遵守に資する。					
6 実施年度	平成 15～17 年度	7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(5)	9 事業種別	施設導入			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他				
	年度	平成 15	16	17	18～20	計
	15 予算 A	内 300,000	内 300,000	内 1,900,000	/	内 2,500,000
	16 決算 B	0	1,842	0	/	1,842
	17 執行率 C	-	-	-	/	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。					
18 事業の実績 (概要)	平成 16 年には 2 件の応募があり、委員会での意見を踏まえ、2 件を採択し、設備補助を行った。 平成 15 年、17 年にも公募を行ったものの、応募がなかった。					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	アウトプット				
	22 指標の内容	各年度における事業応募件数 平成 15 年 0 件 平成 16 年 2 件 平成 17 年 0 件				
	23 評価結果	効果発現あり				
24 理由	採択した 2 案件のうち一つ（エレバン市ヌバラシェン埋立処分場メタンガス回収・発電プロジェクト）は国連の CDM 理事会へ登録されるに至った。 またもう一件（タイ、ナコンパトム県における A T B 籾殻発電事業）についても、補助事業者は類似の案件（タイ、ピット県における A T B 籾殻発電事業）を CDM 理事会に登録することに成功している。					

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット (CDM理事会への登録数) はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	174	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数		
4 事業名	再生可能エネルギー導入加速化事業						
5 事業の目的	<p>地域の特色ある再生可能エネルギーを地産地消し、地域全体での効率的なCO₂削減を推進する。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき地球温暖化対策地域推進計画等の中で地方公共団体が当該地域における再生可能エネルギーの導入を位置づけ、そのエリアの民生部門から排出されるCO₂を10%程度削減するために、集中的に複数の再生可能エネルギーを導入する具体的な計画を策定し、国がこれを認定した場合において、当該計画に位置づけられた再生可能エネルギー導入事業主体に対して、支援する。</p> <p>省CO₂効果の高い構造の住宅に再生可能エネルギーを導入した低炭素住宅を普及させるため、一定以上のCO₂削減効果を持つ新築住宅に対して、再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な手法による取組に対して支援する。</p>						
6 実施年度	平成17～20年度			7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)②、(3)①、(4)①			9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—						
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金					
	年度	平成15～16	平成17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	内750,000	内750,000	内750,000	内200,000	内2,450,000
	16 決算 B	/	0	238,213	0	0	238,213
	17 執行率 C	/	-	-	-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。						
18 事業の実績 (概要)	平成17年度	160,350千円	太陽光発電				
	平成17年度	402,898千円	風力発電				
	平成18年度	184,500千円	風力発電、太陽光発電				
	平成18年度	238,213千円	バイオマス発電				
	平成19年度	なし					
	平成20年度	なし					

19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	CO ₂ 削減量
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	本事業は、平成 17 年度から実施され、20 年度には、7,920t-CO ₂ /年の削減を達成した。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	C 効果発現あり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、効果（CO ₂ 削減量）は発現しているとみられるものの、目標又は計画に対する達成割合が分からないこと、また、7,920 t-CO ₂ /年の算出根拠についても明確でないため、効果の発現の程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	-
	31 内容	-
32 評価書該当頁	-	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	---------------------------	-------	---

1 事業番号	175	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	次世代廃棄物処理技術基盤整備事業							
5 事業の目的	循環型社会形成の推進・廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤を整備することにより、当該廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的とする。							
6 実施年度	平成14年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)②、(3)①・②	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 372,775	内 372,775	内 372,775	内 382,850	内 403,000	内 202,000	内 2,106,175
	16 決算 B	52,101	48,394	40,920	10,000	103,401	89,810	344,626
	17 執行率 C	-	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	採択状況 平成15年度 17件 (内バイオマス関連 3件) 平成16年度 12件 (内バイオマス関連 3件) 平成17年度 6件 (内バイオマス関連 2件) 平成18年度 10件 (内バイオマス関連 1件) 平成19年度 5件 (内バイオマス関連 3件) 平成20年度 6件 (内バイオマス関連 2件)							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	研究・技術開発の目標の達成度 研究・技術開発の成果の学術的貢献度 研究・技術開発の成果の社会的貢献度						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	評価結果については、偏差値化してホームページで公開するとともに、優良なものについては積極的に成果の普及に努めている。その結果、他の発展的研究、実用化開発に資するものとなっている。	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	B 効果発現あり・低調 (バイオマス関連分)	
	27 評価指標	事業化率 50%未満	
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、平成 18 年度までに終了し、調査日現在（平成 22 年 7 月）で 2 年以上を経過している事業 9 件のうち、事業化されたのは 1 件（11.1%）であるため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	176	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数	
4 事業名	ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備補助事業（エコタウン事業）					
5 事業の目的	<p>エコタウン事業は、環境省と経産省の共同事業であり、都道府県等が作成するプランについて両省の共同承認を受けた場合、同プランに基づき実施される事業について支援を行うものである。</p> <p>ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備補助事業は、エコタウン事業のメニューの1つであり、上記プランに基づき民間事業者が先進的な廃棄物再生利用施設を整備する場合に、その費用を補助するもの</p>					
6 実施年度	平成12～17年度			7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	該当なし			9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握		
12 把握していない場合、その理由	—					
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金				
	年度	平成15	16	17	18～20	計
	15 予算 A	内516,500	内750,000	内400,000	/	内1,666,500
	16 決算 B	0	0	220,000	/	220,000
	17 執行率 C	-	-	-	/	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。					
18 事業の実績 (概要)	平成15～17年度は、毎年度3か所ずつエコタウン事業を認定し（合計26か所）、先進的な環境調和型のまちづくりが推進された。					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価				
	21 評価指標区分	無				
	22 指標の内容	—				
	23 評価結果	効果発現あり				
	24 理由	平成15年度には廃タイヤガス化リサイクル事業及び建設混合廃棄物の高度選別リサイクル事業、16年度には塩化ビニル樹脂リサイクル事業、17年度には建設系廃内装材のマテリアルリサイクル施設及び亜臨界水反応を用いた廃棄物再資源化施設に補助が行われた。これにより、事業の目的である先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、今後全国の模範となるリサイクル事業が展開されることとなった。				
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)				

	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（施設設置数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	177	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	公募型による競争的な温暖化対策市場化直結技術開発補助事業							
5 事業の目的	平成23年までに商品化ができる市場化に直結した技術開発を公募し、その費用を一部補助（当時の予算書から書き換え）							
6 実施年度	平成16年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)②、(3)①・②		9 事業種別	調査・研究開発				
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	—						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		内500,000					内500,000
	16 決算 B		267,687					267,687
	17 執行率 C		—					—
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	平成16年度2件							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	CO ₂ 削減量						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	本事業によるCO ₂ 削減効果として、平20年度に3,390t-CO ₂ /年の効果が得られた。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（技術開発の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	—						
	31 内容	—						
32 評価書該当頁	—							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	178	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数		
4 事業名	ゴミゼロ化国際行動計画						
5 事業の目的	国内においては循環型社会の構築を目指した取組の一層の強化を図るとともに、自らが有する経験や技術などの世界への発信、開発途上国の能力向上のための支援や、国境を越えた地域レベル・地球レベルでの国際協調を通じて、3Rを通じた循環型社会の構築のための国際的な取組の推進に主導的な役割を果たしていくこと						
6 実施年度	平成17年度～	7 継続等区分	継続				
8 基本的戦略	(5)	9 事業種別	普及啓発				
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法等	-				
12 把握していない場合、その理由	総合的な事業であり一部を分離できないため						
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	-(不明)					
	年度	平成15、16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		内68,186	内99,188	内120,014	内122,786	内410,174
	16 決算 B		不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C		-	-	-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。						
18 事業の実績 (概要)	<p>(平成18年度具体的行動計画取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月に東京で「アジア3R推進会議」を開催し、生ごみの3R等に関しアジア各国、国際機関の政策担当者と議論を行った。 アジア地域の途上国における3R計画策定支援を実施した。 <p>(平成19年度具体的行動計画取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会の形成を推進するための仕組みが整っていないベトナム、インドネシアなどの国において、国別の状況に応じた3R計画・戦略の策定を支援 ○ 3Rの制度・技術・経験の情報を共有することでアジア各国の取組を支援するため、アジア開発銀行やUNEPアジア太平洋地域事務所等により構築・運営されている情報拠点である「3Rナレッジ・ハブ(3Rknowledge Hub)」へコンテンツを提供 ○ 第2回アジア3R推進会議を開催 <p>(平成20年度具体的行動計画取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ G8環境大臣会合にてG8各国が国際的に3Rを推進するための行動計画である「神戸3 						

	<p>R行動計画」に合意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ G8環境大臣会合の機会に、アジアに対する日本の取組を列挙した「新ゴミゼロ国際化行動計画」を策定 ○ 3Rの制度・技術・経験の情報を共有することでアジア各国の取組を支援するため、アジア開発銀行やUNEPアジア太平洋地域事務所等により構築・運営されている情報拠点である「3Rナレッジ・ハブ(3Rknowledge Hub)」へコンテンツを提供 ○ OECDにおける物質フロー分析や資源生産性向上の取組、UNEPにおける資源利用に伴う環境影響に関する科学的知見の集積等に貢献 ○ 「アジア3Rハイレベルセミナー」及び「持続可能な資源管理に関するアジアセミナー」を開催 <p>(平成21年度具体的行動計画取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「アジア3R推進フォーラム設立会合」を開催し、アジア3R推進フォーラムが発足 ○ 日本国環境省と中国環境保護部の間で「川崎市及び瀋陽市の環境こやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」を締結 ○ OECDにおける物質フロー分析や資源生産性向上の取組、UNEPにおける資源利用に伴う環境影響に関する科学的知見の集積等に貢献 	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	インドネシア、ベトナム等のアジア地域の途上国における3R国家戦略策定支援や3R推進のための地域協力のプラットフォームとなる「アジア3R推進フォーラム」の設立など、アジアにおける3R推進に向けた取組が進んでいる。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明（バイオマス関連分）
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	179	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	遺伝子組換え生物対策事業							
5 事業の目的	<p>本事業では、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)に基づき、個別の遺伝子組換え生物について生物多様性への影響の評価と、一般環境中における生物多様性への影響の監視を実施する必要があるため、遺伝子組換え生物のリスク評価及び影響の監視のための調査等を実施する。また、国内外でのバイオセーフティに関する情報を一元的に収集・管理し、国民に適正に提供するため、バイオセーフティに関する情報基盤を整備し、運用する。</p>							
6 実施年度	平成14年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)②	9 事業種別	基準策定					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	バイオマス関連を含め、遺伝子組換え生物全般を対象としているため。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 30,794	内 69,515	内 49,672	内 58,129	内 54,945	内 41,724	内 304,779
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-	-	-	-
	(注)「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>(1) 遺伝子組換え生物の利用に伴う生物多様性影響評価検討会を開催し、個々の遺伝子組換え生物のリスク評価を行った。(農林水産省・文部科学省・厚生労働省それぞれ共管)</p> <p>(2) 国内外における遺伝子組換え生物の開発状況及び生物多様性への影響の評価手法・リスク管理手法等に関する最新の科学的知見の収集を行った。 (平成18年度具体的行動計画取組状況) 「平成18年度バイオテクノロジーと環境保全に関する動向調査」の、国内外における遺伝子組換え生物等の利用に係る規制の動向、環境影響等についての情報収集を実施。</p> <p>(3) 遺伝子組換えナタネの我が国の自然条件下での生育状況、生物多様性への影響等について、調査手法を開発するとともに継続して調査を実施した。</p> <p>(4) バイオセーフティに関する情報提供を行うHP(日本版バイオセーフティクリアリングハウス)の開設し、順次、機能及びコンテンツを拡充する</p>							

	ことにより、遺伝子組換え生物に関する情報提供を行った。	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	第一種使用規程*の承認件数(事業実績(1)の指標) *遺伝子組換え生物の種類ごとに、一般環境中での使用方法等を定めたもの
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	常に最新の知見を反映したリスク評価(事業実績(2))及びモニタリング(事業実績(3))が可能となっており、これらも踏まえたカルタヘナ法が適切に運用されており(事業実績(1))、遺伝子組換え生物による生物多様性への影響が防止されている。 また、こうした法の運用状況等についての情報を国民が容易に入手できるようになっている。(事業実績(4))
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット(バイオセーフティに関する情報提供を行うHPの開設等の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	180	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数		
4 事業名	循環型社会形成実証事業 (エコ・コミュニティ事業)						
5 事業の目的	循環型社会形成推進基本計画の中で重要な課題とされている、地域からの循環型社会づくりに資するため、地域において循環型社会の形成に向けた取組でNGO・NPO・研究機関・事業者が地方公共団体等と連携して行う、他の地域に波及していく、先駆的なモデルとなるような事業を公募により、採択し支援する。						
6 実施年度	平成15～19年度	7 継続等区分	終了				
8 基本的戦略	(1)④	9 事業種別	実証				
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握				
12 把握していない場合、その理由	—						
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他					
	年度	平成15	16	17	18	19	計
	15 予算 A	内 58,000	内 72,000	内 62,000	内 51,000	内 39,000	内 282,000
	16 決算 B	8,500	9,921	16,065	8,726	12,090	55,302
	17 執行率 C	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。						
18 事業の実績 (概要)	- (不明)						
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価					
	21 評価指標区分	無					
	22 指標の内容	-					
	23 評価結果	効果発現あり					
24 理由	<p>循環型社会白書において毎年度の事業の概要と結果について紹介するとともに、特に優良な事例について、「3R推進全国大会」や「地域からの循環型社会づくりに関する意見交換会」などのイベントに出席していただき、事業内容の事例発表を行い、地域の優良事例の全国への普及啓発に貢献している。</p> <p>【優良事例】 地域におけるゴミステーション内に、一般市民が不用となった商品を</p>						

		持ち込むことができるリユースショップを設置し、リユース関連商品の情報発信等を実施。 地域における「リユース拠点」として機能。ブログやホームページなどを用いた情報発信は、全国ではじめてゼロ・ウェイスト宣言した町の存在と機能を地域内外へ周知させ、全国のゼロ・ウェイスト宣言の先進事例として成果を収めた。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット（優良事例等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	181	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査							
5 事業の目的	<p>京都議定書の第一約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量（温室効果ガス吸収量控除後の排出量とする。）との差分（現時点の排出量見通しを踏まえれば基準年総排出量比1.6%）について、京都メカニズムを活用する。また、コベネフィットの実現により、温暖化対策と同時に途上国等における公害対策等をも推進し、地球規模での温暖化防止と途上国等の持続可能な開発を達成する。この中において、コベネフィットの実現又は次期枠組みへの検討に資するプロジェクトの促進及び方法論の開発を行う。</p>							
6 実施年度	平成11年度～			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(5)			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内	内	内	内	内	内	内
	49,273	49,391	42,381	40,151	21,102	18,870	221,168	
16 決算 B	0	0	0	0	21,102	0	21,102	
17 執行率 C	-	-	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 平成15～18年度、20年度については、各年度におけるバイオマス関連案件の採択実績がいずれもゼロ件である。 平成19年度については、当該年度における採択案件2件がいずれもバイオマス関連案件である。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<p>本事業において、京都メカニズムクレジット取得事業の採択候補となった案件数は、平成18、19年度両年度につき、いずれもゼロであったが、特別会計予算事業「CDM/JI事業調査」においては、上記両年度において各5件が採択候補となった。</p>						

	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	本事業によるCO ₂ 削減量は次のとおりである。 平成 19～21 年度における本事業 (CDM/J I 事業調査委託事業における一般会計予算分) におけるクレジット発行期間 1 年当たり削減量は、合計 662, 032t-CO ₂ e/年。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット (採択件数) はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	1 8 2	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	二酸化炭素排出抑制対策に係る事業者等技術開発事業							
5 事業の目的	①家庭等から発生する廃棄物から液体燃料（アルコール）を効率的に製造する技術の開発、②家庭等から発生する廃棄物から生ごみを効率的に分別し、バイオガスを製造する技術の開発							
6 実施年度	平成 15 年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)②、(3)①・②	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内200,000						内200,000
	16 決算 B	62,941						62,941
	17 執行率 C	-						-
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	-							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	採択事業者数						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	平成15年度に6件の採択をした。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（採択事業者数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。						
29 事例	30 事例の態様	-						
	31 内容	-						
32 評価書該当頁	-							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	1 8 3	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	炭素税導入の対策効果及び経済活動への影響等に関する検討調査							
5 事業の目的	地球温暖化対策税を含めた税制全体のグリーン化の実現に向けた今後の税制改正論議に備えるため、2007年温室効果ガス排出量の確定値の公表や、中期目標の公表等の動向を踏まえ、諸外国の地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化に関する実態調査、排出量取引制度等とのポリシーミックスの状況調査等をさらに深めることに加え、新たに、自動車関係諸税のグリーン化等によるエネルギー消費量の変化についての実態調査、中期目標における限界削減費用と地球温暖化対策税等による削減の関係についての調査等を行う。							
6 実施年度	平成 13 年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(4)①	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	地球温暖化対策税を含めた税制全体のグリーン化の実現に向けた調査・検討を行うものであり、そもそも特定ができない。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		内 23,506	内 26,423	内 24,997	内 9,627	内 9,594	内 9,593	内 103,740
16 決算 B		不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C		-	-	-	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	<p>環境税（地球温暖化対策のための税）については、環境省が平成 16 年から 20 年までに続き、21 年においても、地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、経済産業省からも地球温暖化対策税の検討について要望が行われ、税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、次のとおりとされたことを踏まえ、今後は、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めていく。</p> <p>第 3 章 各主要課題の改革の方向性</p> <p>7. 個別間接税</p> <p>(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等</p> <p>②地球温暖化対策のための税</p> <p>地球温暖化対策の観点から、1990 年以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制</p>							

	<p>の見直し・強化が進んできています。</p> <p>我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。</p> <p>第4章 平成22年度税制改正</p> <p>11. 検討事項</p> <p>〔国税・地方税共通〕</p> <p>(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。</p> <p>車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。</p> <p>これらを法律において規定することとします。</p>	
	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現不明
24 理由	バイオマスの利活用に関する実績が特定できない。	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	184	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	循環型社会形成情報提供事業（予算事項：循環型社会形成推進基本計画フォローアップ経費）							
5 事業の目的	<p>大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の在り方は、環境保全と健全な物質循環の阻害に結びつく側面を有しており、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも統合して、天然資源の消費抑制と環境負荷を目指した循環型社会の形成を実現していくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）において、国民や事業者に対し、ライフスタイル及びビジネススタイルの変革を促すための情報提供及び意識啓発に国として取り組むとともに、地方公共団体とも連携し、一方的な情報発信にとどまらず関係主体が相互に学び合えるような取組を行うこととしている。</p> <p>これを受け、循環型社会におけるライフスタイル及びビジネススタイルを「Re-Style」として提唱して推進するため、本業務において「Re-Style」を普及啓発し、循環型社会の形成に向けた国民・事業者の取組を促進するものである。</p>							
6 実施年度	平成14年度～			7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(1)①・③・④			9 事業種別	普及啓発			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	国民や事業者に対し、ライフスタイル及びビジネススタイルの変革を促すため、バイオマスの利活用に関する情報提供を含む総合的な普及啓発を行う事業であり、バイオマス関連相当分だけを特定することはできないため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分							
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		内 14,890	内 14,828	内 12,815	内 15,848	内 13,157	内 11,579	内 83,117
16 決算 B		不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C		-	-	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	平成14年度以降、継続的に3Rに関連する話題性のある情報を提供する「特集」コーナーのほか、著名人や芸術家等の日常生活における環境にやさしい取組やライフスタイルなどのインタビューを紹介するコーナーなどの充実したコンテンツを提供している。また、検索機能にも力を入れており、地							

	<p>域や「買う・売る・譲る」、「直す」、「暮らす・楽しむ」等の分類を選択すると3Rに関わるサイトや企業などの必要な情報を簡単に調べることができるようにしている。</p> <p>さらに、平成20年度からはモバイルサイトを開設し、外出中や空いた時間など、より手軽にアクセスできるよう改善を行ったところである。</p> <p>なお、平成20年度の1日当たりの平均アクセス件数は1,593件である。</p>	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	-
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	循環型社会白書において毎年度の事業の概要について紹介するとともに、「3R推進全国大会」などのイベントでも積極的にPRを行っている。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（ホームページへのアクセス件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	-
	31 内容	-
32 評価書該当頁	-	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	185	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	特定調達品目に関する検討会の開催							
5 事業の目的	グリーン購入法に基づき政府が調達を進める特定調達品目については、環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしており、その検討に当たり、専門的立場より助言を行うため、特定調達品目検討会を設置する。							
6 実施年度	平成12年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(4)①	9 事業種別	普及啓発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	広範な環境物品等を対象として「基本方針」の追加・見直しを行うものであり、そもそも特定ができない。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 10,688	内 11,083	内 9,492	内 17,898	内 14,336	内 13,079	内 76,576
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	平成13年度の14分野101品目から、21年度の19分野246品目に拡大。							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						
24 理由	バイオマスの利活用に関する実績が特定できない。							
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)						
	27 評価指標	無						
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。						
29 事例	30 事例の態様	—						
	31 内容	—						
32 評価書該当頁	—							

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	1 8 6	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数			
4 事業名	環境政策における経済的措置検討							
5 事業の目的	地球温暖化対策税を含めた税制全体のグリーン化の実現に向けた今後の税制改正論議に備えるため、2007年温室効果ガス排出量の確定値の公表や、中期目標の公表等の動向を踏まえ、諸外国の地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化に関する実態調査、排出量取引制度等とのポリシーミックスの状況調査等をさらに深めることに加え、新たに、自動車関係諸税のグリーン化等によるエネルギー消費量の変化についての実態調査、中期目標における限界削減費用と地球温暖化対策税等による削減の関係についての調査等を行う。							
6 実施年度	平成 14 年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(4)①	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	地球温暖化対策税を含めた税制全体のグリーン化の実現に向けた調査・検討を行うものであり、そもそも特定ができない。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		内 13,872	内 13,225	内 11,582	内 13,023	内 12,691	内 11,790	内 76,183
16 決算 B		不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C		-	-	-	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	<p>環境税（地球温暖化対策のための税）については、環境省が平成 16 年から 20 年までに続き、21 年においても、地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、経済産業省からも地球温暖化対策税の検討について要望が行われ、税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、次のとおりとされたことを踏まえ、今後は、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めていく。</p> <p>第 3 章 各主要課題の改革の方向性</p> <p>7. 個別間接税</p> <p>(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等</p> <p>②地球温暖化対策のための税</p> <p>地球温暖化対策の観点から、1990 年以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制</p>							

	<p>の見直し・強化が進んできています。</p> <p>我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。</p> <p>第4章 平成22年度税制改正</p> <p>11. 検討事項</p> <p>〔国税・地方税共通〕</p> <p>(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。</p> <p>車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。</p> <p>これらを法律において規定することとします。</p>	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	バイオマスの利活用に関する実績が特定できない。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	187	2 所管省名	環境省	3 事業区分	内数
4 事業名	循環型社会地域支援事業				
5 事業の目的	循環型社会形成推進基本計画の中で重要な課題とされている、循環資源の性質や地域社会の特性に応じた「地域循環圏」の形成に資するため、地域において循環型社会の形成に向けた取組でNGO・NPO・研究機関・事業者が地方公共団体等と連携して行う、他の地域に波及していく、先駆的なモデルとなるような事業を公募により、採択し支援する。				
6 実施年度	平成20年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(1)④	9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握		
12 把握していない場合、その理由	—				
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他			
	年度	平成15~19	20	計	
	15 予算 A		内60,000	内60,000	
	16 決算 B		14,587	14,587	
	17 執行率 C		-	-	
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。				
18 事業の実績 (概要)	平成20年度採択8件のうち、4件がバイオマス関連分				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	無			
	22 指標の内容	-			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	<p>循環型社会白書において毎年度の事業の概要と結果について紹介するとともに、特に優良な事例について、「3R推進全国大会」や「地域からの循環型社会づくりに関する意見交換会」などのイベントに出席していただき、事業内容の事例発表を行い、地域の優良事例の全国への普及啓発に貢献している。</p> <p>【優良事例】 石川県内の荒廃している里山の整備を行い、里山の整備によって生じる間伐材を一般家庭の薪ストーブの燃料として利用するとともに、薪の</p>				

		<p>利用によって生じる灰・煤を伝統的な水産物加工、農業等に利用することで、里山資源を地域内で循環させるためのシステムづくりを行った。</p> <p>本事業は地元の市民、NPO、大学、森林組合、事業者、地方自治体の連携・協力のもと、現在も活発に活動しており、当省の「地域からの循環型社会づくりに関する意見交換会」における事例発表の他、石川県からも森林整備活動として高い評価を受けているところ。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（採択件数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	188	2 所管省名	国土交通省		3 事業区分	特定		
4 事業名	次世代低公害車開発・実用化の促進							
5 事業の目的	バイオマス燃料等の新燃料を利用する次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、実用化を検証し技術基準等の整備を行う（行動計画）。							
6 実施年度	平成14年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(4)④				9 事業種別	基準策定		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	DME、FTD等の新燃料は、バイオマス、天然ガス、石炭等、多様な材料から作製することが可能な燃料であるため、現時点で、バイオマス分の経費の切り分けは困難。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	996,000	909,000	456,000	395,000	413,000	482,000	3,651,000
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-	-	-	-
18 事業の実績 (概要)	<p>委託事業</p> <p>トラック・バスなどの大型ディーゼル車に代替する環境性能に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進することにより、大都市を中心とした厳しい大気汚染状況を改善するとともに、地球温暖化の防止を図ること、また、新燃料を利用することにより、石油依存度の低下を図ることを目的とし、非接触給電ハイブリッドバスや新燃料(DME、LNG、バイオマス燃料等)を利用する次世代低公害バス、トラック等について、研究・開発、実証走行試験の実施のほか、その成果を踏まえた技術基準整備を進めているところ。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代低公害車の実用化 ・次世代低公害車の実用化に必要な基準整備 						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・FTD自動車については、これまで、①車両の試作、②実験室レベルでの排出ガス等性能評価及び③公道走行試験を実施した。現在は、④開発したFTDバスを用い、現在東京都バスとして長期実証運行試験を実施している。 ・DME自動車については、①車両の試作、②実験室レベルでの排出 						

		<p>ガス等性能評価及び③公道走行試験を実施した。現在は、④開発した中型DMEトラックを用い、新潟地区及び関東地区で、実際の運送事業に用いる長期実証運行試験を実施している。</p> <p>(次世代低公害車の基準整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F T D自動車に関する基準・指針については、これまで得られた結果を踏まえ、本年度必要な指針案が策定される見込み。 ・ DME自動車については、これまで得られた結果を踏まえ、昨年度、必要な指針原案が策定され、本年度中に最終化される見込み。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（基準整備に向けた運行試験等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	189	2 所管省名	国土交通省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオマス燃料対応自動車開発促進事業							
5 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス燃料は「カーボンニュートラル」といわれる特性を有しており、石油系燃料をバイオマス燃料に代替することにより、温室効果ガスのひとつであるCO₂の排出削減が可能であることから、有効な地球温暖化対策として注目されている。 ・ しかしながら、これらバイオマス燃料のうち、バイオディーゼル燃料を軽油に高濃度で添加あるいは100%で利用したものをディーゼル車に使用した場合の環境・安全性への影響については、十分に把握されていない。 ・ そのため、本事業でバイオディーゼル燃料専用車を試作し、代表的なバイオディーゼル燃料を用いて実車耐久試験、排出ガス・安全試験等を行い、バイオディーゼル専用車の環境・安全性能を評価し、車両側対応技術等を明確にすることとする。 							
6 実施年度	平成16～18年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(4)③・④				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A			135,000	83,000	83,000			301,000
16 決算 B			134,000	83,000	83,000			300,000
17 執行率 C			99.3	100.0	100.0			99.7
18 事業の実績 (概要)	<p>(独)交通安全環境研究所</p> <p>バイオディーゼル燃料の特徴(含酸素燃料)による排出ガス特性を把握するとともに、これを生かしたエンジン制御の方向性について試験調査、検討を行った。さらに、バイオディーゼル燃料専用エンジン及び車両を試作し排出ガス・安全・耐久性能評価を行うことにより、バイオディーゼル燃料専用車が環境・安全面で満たすべき車両側対応技術の明確化を行った。</p>							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	バイオディーゼル燃料専用車が環境・安全面で満たすべき車両側対応技術の明確化						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	①バイオディーゼル専用車を試作し、②環境・安全試験の実施により排出ガスの実態解明等を行い、③バイオディーゼル使用時の排出ガス改善のエンジン制御技術を明確化した。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（バイオディーゼル燃料専用車が環境・安全面で満たすべき車両側対応技術の明確化の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁		－

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	有	
1 事業番号	190	2 所管省名	国土交通省			3 事業区分	特定	
4 事業名	新燃料の安全性・低公害性評価事業							
5 事業の目的	現在実用化されているバイオマス燃料（バイオディーゼル、E10など）を長期間にわたり使用した場合の排出ガス特性及び排出ガス後処理装置への影響、装置の安全性等を評価する。							
6 実施年度	平成15年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(4)④				9 事業種別	基準策定		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	50,000	48,000	40,000	40,000	31,000	31,000	240,000
	16 決算 B	31,322	17,976	15,287	16,046	23,961	7,062	111,654
	17 執行率 C	62.6	37.5	38.2	40.1	77.3	22.8	46.5
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年10月に調査結果を基に「E10対応車の技術指針」を策定。 ・ 平成21年2月に調査結果を基に「高濃度バイオディーゼル燃料の使用により車両不具合防止のためのガイドライン」を策定。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	<p>① バイオエタノール混合ガソリンに対応した車両について、車両の部品の材質、排出ガス性能、燃料蒸発ガス対策等の観点から、車両が満たすべき技術指針を検討</p> <p>② 高濃度のバイオディーゼル燃料使用者の実態調査</p> <p>③ 新型ディーゼル車等に現在実用化されているバイオマス燃料（バイオディーゼル、E10など）を長期間にわたり使用した場合の排出ガス特性及びNOx吸蔵還元触媒システムや尿素SCRシステムといった排出ガス後処理装置への影響、装置の安全性等の評価を行い、バイオディーゼル燃料を使用する車両に関する安全・環境基準を策定し、バイオマス燃料を使用する自動車の適正な普及を図る。</p>						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①の検討結果において、「E10 対応車の技術指針」を策定することができたことに対し評価している。 ・ 上記②の結果において、「高濃度バイオディーゼル燃料の使用により車両不具合防止のためのガイドライン」を策定することができたことに対し評価している。なお、今後において、③の評価等が必要と考えている。 ・ E10 対応車は、公道走行試験が可能となった。 ・ 「高濃度バイオディーゼル燃料の使用により車両不具合防止のためのガイドライン」を策定し、関係者に周知できた。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	技術指針等の策定
	28 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年 10 月に調査結果を基に「E10 対応車の技術指針」を策定。 ・ 平成 21 年 2 月に調査結果を基に「高濃度バイオディーゼル燃料の使用により車両不具合防止のためのガイドライン」を策定。
29 事例	30 事例の態様	<ul style="list-style-type: none"> ① 予算執行率が 50%未満の事業 ② 複数の省や部局等が別々に類似の事業を実施している等非効率なもの
	31 内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 15 年度から 20 年度までの予算の計 2 億 4,000 万円に対し、決算は 1 億 1,165 万円で、執行率は 46.5%となっている。 ② 本事業及び「新燃料使用時の排出ガス実態調査」（環境省）は、国土交通省では自動車の安全性及び公害防止の観点から道路運送車両法の保安基準や技術基準・ガイドラインなどを作成するため、環境省では大気汚染防止の観点から自動車排出ガス及び燃料の許容限度を検討するため、それぞれ調査事業を実施しているものの、バイオマス燃料使用時の自動車排出ガス実態の把握という調査内容は類似しているところがあり、合理化が図ることができると考えられる。
32 評価書該当頁	①193 ②199	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	191	2 所管省名	国土交通省			3 事業区分	特定	
4 事業名	住宅等へのバイオガスの多角的利用に関する地産地消モデル構築調査（北海道開発計画調査）							
5 事業の目的	都市ガス規格と同等に調整したバイオガスをバイオガストラクタ、コージェネレーションシステム及び家庭用ガス器具の燃料として利用する実証試験、調査対象地域において、一般家庭や施設等で利用する地域モデルの検討を行う。							
6 実施年度	平成19年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(4)③				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－					
12 把握していない場合、その理由	当該調査（北海道開発計画調査費）については、バイオマス関連事業に関する調査以外に要する経費を含んだ総額での決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	222,026	/	222,026
	16 決算 B	/	/	/	/	不明	/	不明
	17 執行率 C	/	/	/	/	－	/	－
18 事業の実績 (概要)	<p>① 網走市及び足寄町において、畜産農家等のバイオガスプラントから発生するバイオガスについてバイオガス精製圧縮充填装置を用いて精製し、都市ガス規格と同等に調整したバイオガスをバイオガストラクタ、コージェネレーションシステム及び家庭用ガス器具の燃料として利用する実証試験を行った。</p> <p>② 網走市及び足寄町において、精製ガスを生産・販売し、一般家庭や施設等で利用する地域モデルの構築を行った。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	－						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生ゴミ由来のバイオガス燃料の精製・活用に関する研究への展開 ・ バイオガスの一般ガス給湯器やガスストーブ等への活用 ・ 鋼材切断への活用実験等、他産業への展開 						
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（地域モデルの構築の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	192	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	特定			
4 事業名	先導的高度バイオマス資源利用支援調査							
5 事業の目的	亜臨界水を用いた水熱反応により食品廃棄物系バイオマスからタンパク質・アミノ酸を分離・抽出し、機能性の向上を図るなど、廃棄物系バイオマスの高度利活用の推進を目指した調査・検討を行う。							
6 実施年度	平成17年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(4)①	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	当該調査（北海道開発計画調査費）については、バイオマス関連事業に関する調査以外に要する経費を含んだ総額での決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			219,864				219,864
	16 決算 B			不明				不明
	17 執行率 C			-				-
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンパク質系バイオマス資源である動植物性残渣等の利用可能量を調査するとともに、利活用技術としての亜臨界水・水熱反応の特性を把握した。 ・ タンパク質系バイオマス資源の利活用技術の実用化に向けた技術実証試験を行い、畜産系バイオマス、水産系バイオマスから生成される機能性素材の特性を把握するとともに、亜臨界水処理によるプラント設計の基礎データを取得した。 ・ 北海道内の2地域において、畜産物系バイオマス・水産系バイオマス各々についての高度利活用モデルの検討を行い、ゼロエミッションの推進へ向けた地域モデルを提示した。 							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>本調査成果を基に、廃棄物系バイオマスの高度利活用を目指す取組が進められており、一定の成果をあげたものと考えらる。今後は、本調査実績を踏まえ、ゼロエミッション型社会の構築へ向けた取組が進むことが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業において水産系バイオマス由来の素材を使用した化粧品配 							

		合原料や食品素材、研究試薬等を開発
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（タンパク質系バイオマス資源の利活用技術の実用化に向けた技術実証試験の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明				事例の有無	無	
1 事業番号	193	2 所管省名	国土交通省			3 事業区分	特定	
4 事業名	未利用木質系バイオマスエネルギー等利活用支援調査							
5 事業の目的	①未利用木質系バイオマス利活用動向等調査、②木質系バイオマスの利活用技術の検討及び実証試験、③モデル地区（道内2か所）における未利用木質系バイオマスの有効活用システムの検討、④北海道における木質系バイオマス利活用についての今後の展開方向の検討を行う。							
6 実施年度	平成16年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)①				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	当該調査については、バイオマス関連事業に関する調査以外に要する経費を含んだ総額での決算を行っているため。							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A		128,429					128,429
	16 決算 B		不明					不明
	17 執行率 C		-					-
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水素発酵法により、木質系バイオマス資源を糖化处理することによって、水素発酵菌による水素発酵が可能であり、連続的に安定した水素ガスの生成を確認するとともに、水素ガスでの燃料電池運転が可能であることを実証した。 ・ 水素発酵後の発酵廃液を利用し、安定したメタン発酵が可能であることを実証した。 ・ HBS法により、木質系バイオマスからの成分（セルロース、リグニンなど）分離は極めて容易に行えることを確認するとともに、この技術を活用することにより、コスト面の課題はあるものの、第三世代エネルギー資源（エタノール発酵等）等としての可能性を明らかにした。 ・ アンケート調査 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	本調査成果を活用した木質系バイオマス利活用技術の実用化への取組や、地域バイオマスリファイナリー（バイオマスを全て余すところなく物質やエネルギーとして使う）の構築へ向けた取組が進められつつあり、							

		<p>一定の成果をあげたものとする。今後も本調査実績を踏まえた取組の推進が期待される。</p> <p>温泉、幼児センターにおいて道内初の木質バイオマスボイラー稼働。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（木質系バイオマスに関する実証の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	194	2 所管省名	国土交通省			3 事業区分	特定	
4 事業名	バイオガス利用システムを軸としたバイオマス利活用地域モデル構築調査 (北海道開発計画調査)							
5 事業の目的	<p>① バイオガストラクタ性能調査：家畜排せつ物由来のバイオガスを燃料とするトラクターの設計・開発、エンジン性能の調査、作業性能・安全・安定性・取扱性の調査、低コスト化に関する調査、エネルギー使用量の調査を行う。</p> <p>② バイオガス精製圧縮充填装置性能調査：基本性能に関する調査、精製バイオガスの充填調査、低コスト化に関する調査、エネルギー使用量の調査を行う。</p> <p>③ バイオガス利用システム検討調査：バイオガス利用システムの普及調査を行う。</p>							
6 実施年度	平成18年度					7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(4)③・④					9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	当該調査（北海道開発計画調査費）については、バイオマス関連事業に関する調査以外に要する経費を含んだ総額での決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	107,279	/	/	107,279
	16 決算 B	/	/	/	不明	/	/	不明
	17 執行率 C	/	/	/	-	/	/	-
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオガストラクタを設計・開発し、エンジン性能や作業性能・安全・安定性・取扱性、コスト、エネルギー使用量を明らかにした。 ・ バイオガス精製圧縮充填装置を設計・開発し、基本性能、コスト、エネルギー使用量を明らかにした。 ・ 当該システムの普及に向けて、経済分析等を実施し、課題を明らかにした。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生ゴミ由来のバイオガス燃料の精製・活用に関する研究への展開 ・ バイオガスの一般ガス給湯器やガストーブ等への活用 ・ 鋼材切断への活用実験等、他産業への展開
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（バイオガストラクタの設計・開発等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	195	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	特定			
4 事業名	高機能性炭素変換による木材のエネルギー及びマテリアル利活用調査							
5 事業の目的	未利用バイオマス資源である間伐材等の高度利用を図り、新たな関連産業の創出に資するため、木質系バイオマス利活用モデルの構築に向けた調査・検討を行う。							
6 実施年度	平成18年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(4)①	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	当該調査（北海道開発計画調査費）については、バイオマス関連事業に関する調査以外に要する経費を含んだ総額での決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A				90,742			90,742
	16 決算 B				不明			不明
	17 執行率 C				-			-
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高機能性炭素の生成の実証、性能、伝導性及び電磁波遮蔽能を確認するとともに、本試験において生成された炭、タール、ガスのエネルギー及びマテリアルを評価した。 ・ 木材から高機能性炭素を生成し、かつ副産物からエネルギーを取得するためには、ニッケルあるいは鉄を材料に添付し、850℃以上の高温で炭化することが有効であることが示された。 							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<p>本調査成果を基に、間伐等で発生する未利用バイオマス資源の高度利用を目指した取組が進められつつあり、一定の成果をあげたものとする。今後も本調査実績を踏まえた取組の推進が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材チップから新エネルギーを抽出するための実証実験プラントを設置 						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（試験において生成されたエネルギー及びマテリアルの評価等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁		－

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	196	2 所管省名	国土交通省			3 事業区分	特定	
4 事業名	北海道に適した新たなバイオマス資源の導入促進事業（北海道開発計画調査）							
5 事業の目的	北海道に豊富に存在するヤナギについて、新たなバイオマス資源としての利活用システムを構築し、エネルギー問題等の解決に貢献する地域づくりの促進に資するため、その効率的な栽培技術やエネルギー（バイオエタノール等）抽出技術の実証調査、産業化に向けた条件整備の方向性の検討等を実施							
6 実施年度	平成20～22年度				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(2)③				9 事業種別	実証		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	当該調査（北海道開発計画調査費）については、バイオマス関連事業に関する調査以外に要する経費を含んだ総額での決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A						66,740	66,740
	16 決算 B						不明	不明
	17 執行率 C						—	—
18 事業の実績 (概要)	以下の調査項目について、初年度（平成20年度）分のデータ収集等を実施した。 ① 「ヤナギ優良系統選抜、最適生育条件検討調査」 ② 「ヤナギ栽培・収穫システム等調査」 ③ 「木質バイオマスからのエタノール等生産実証調査」 ④ 「事業化に当たっての諸検討」							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	継続調査中であるため。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						
	27 評価指標	無						

	28 理由	アウトプット（データ収集等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明					事例の有無	無
1 事業番号	197	2 所管省名	国土交通省			3 事業区分	特定	
4 事業名	地域の未利用バイオマス資源利活用実証調査（北海道開発計画調査）							
5 事業の目的	調査対象地域における小規模コージェネレーションシステムを用いた木質系バイオマス資源のエネルギー利用に関する実証実験、調査対象地域及び近隣自治体における未利用木質系バイオマス資源の利活用計画の検討、普及方策及び産業展開可能性に関する検討を行う。							
6 実施年度	平成20年度					7 継続等区分	終了	
8 基本的戦略	(4)①					9 事業種別	実証	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	当該調査については、バイオマス関連事業に関する調査以外に要する経費を含んだ総額での決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		/	/	/	/	/	59,027	59,027
16 決算 B		/	/	/	/	/	不明	不明
17 執行率 C		/	/	/	/	/	-	-
18 事業の実績 (概要)	<p>① 地域で発生する未利用木質系バイオマス資源を利用して、小規模コージェネレーションシステムを用いて燃焼させ、温水回収とスターリングエンジンによる発電の実証試験を行った。</p> <p>② 調査対象地域における未利用バイオマス資源の収集から燃料利用までの一連の取組みについて、地域モデル（町庁舎、温泉、公営住宅、野菜選果場、トマト栽培農家）の利活用計画を立案した。</p> <p>③ 未利用木質系バイオマス資源のエネルギー利活用に関し、技術的、経済的観点から、普及方策の検討を行った。また、産業展開可能性の検討を行った。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	-						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	地域における木質系バイオマスの利活用に向けた取組の展開						
25 当省の調査結	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明						

果	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（温水回収とスターリングエンジンによる発電の実証試験等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明	事例の有無	無
----------------	---------	---------------	-------	---

1 事業番号	198	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	特定			
4 事業名	新燃料使用時の排出ガス等実態調査							
5 事業の目的	バイオディーゼル燃料等が既販車の排出ガスに及ぼす影響及びその原因等について定量かつ体系的に把握するための調査を行い、大気汚染防止法に基づく燃料の性状に関する許容限度及び道路運送車両の保安基準に基づく燃料の規格におけるバイオディーゼル燃料等に関する規格の策定に資することを目的とする。							
6 実施年度	平成14～15年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(4)③			9 事業種別	調査・研究開発			
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法		今回把握				
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	30,000						30,000
	16 決算 B	31,321						31,321
	17 執行率 C	104.4						104.4
18 事業の実績 (概要)	この調査によって得た試験結果を、RME-BDFの使用を前提としたバイオマス燃料対応自動車開発の検討資料とした。							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	バイオディーゼル燃料等が既販車の排出ガスに及ぼす影響及びその原因等の把握						
	23 評価結果	効果発現あり						
24 理由	<p>バイオディーゼル燃料を用いた既販車の排出ガス試験を行い、以下の知見をとりまとめた</p> <p>1 排気後処理装置を装備しない既存のディーゼル車にBDFを使用した場合には、軽油使用時と比較してCO、NOxがほぼ同等かやや増加する場合がある。また、PMは明らかに増加するが、その原因は、BDF中に含まれる脂肪酸メチルエステルが、未燃のままSOFとして排出されたことによる。</p> <p>2 このため、ディーゼル車でBDFを使う場合には、PMやCO対策として、排気系に酸化能力の高い触媒装置(強酸化触媒)、酸化触媒付DPF装置等の排気後処理装置を装備することが必要と考えられ</p>							

		<p>る。</p> <p>3 排気後処理装置を備えたディーゼル車でBDFを利用すると、PM中のSOFが大幅に削減され、ISOFも抑制できるので、軽油の時よりもPMの低減効果が得られる。ただし、使用課程段階で触媒の酸化機能が低下すると、逆にSOF成分が増加してPMが悪化するため、装置の劣化防止や性能維持が肝要である。</p> <p>4 バイオマス燃料を使うことは、自動車部門でのCO₂を抑制する直接的な効果があるため、地球温暖化防止対策上は有効な方策であるが、BDFの使用に当たっては、上記の排出ガスへの影響を十分考慮し、必要な対策を講じることが望ましい。</p> <p>5 今後、本調査結果を参考にして、大気汚染対策との両立性が確保された適切な形でBDFの使用を前提とした専用車両の開発が実現し、BDFの利用拡大が図られることが期待される。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明
	27 評価指標	無
	28 理由	アウトプット（試験結果）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	199	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数
4 事業名	汚水処理施設共同整備事業（資源循環下水道事業）				
5 事業の目的	<p>下水道や農業集落排水施設等、複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な汚水処理施設整備を図るため、処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道が処理対象としている地域において、共同で利用できる施設を下水道事業により整備する事業である。</p> <p>補助対象には、汚泥のコンポスト化施設や消化槽などのバイオマス関連施設が含まれる。</p>				
6 実施年度	平成7年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—		
12 把握していない場合、その理由	事業費は「下水道事業費（20年度からは「資源循環形成下水道）」全体で括られており、本事業及びバイオマス関連の事業に限定した予算・決算額は出ない。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 971,424,000 16) 901,280,000	内 17) 798,119,000 18) 735,286,000	内 19) 696,288,000 20) 49,569,000	内 4,151,966,000
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	—	—	—	—
18 事業の実績 (概要)	平成20年度末において、26道県68箇所で開催している。				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			
	22 指標の内容	下水道バイオマスリサイクル率			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	<p>下水道バイオマスリサイクル率とは、下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された割合。平成19年度の下水道バイオマスリサイクル率は約22%であり、下水汚泥の約2割がエネルギー利用や緑農地利用によりバイオマスとして利用されている。(社会資本整備重点計画(平成21年3月閣議決定)における目標：平成24年度 39%)</p>				

		新世代下水道支援事業において、下水汚泥のバイオガス化に関する取り組みが平成 17 年、18 年にそれぞれ採択されるなど、下水汚泥のバイオマスとしての特性を生かした利用が進んでいる。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット（事業実施箇所数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	200	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数
4 事業名	新世代下水道支援事業（資源循環下水道事業）				
5 事業の目的	下水道施設について、従来の排水処理に加え、良好な水環境の維持・回復、リサイクル社会構築への貢献、情報化社会への対応等の機能を付加することを目的とした事業で、水環境創造事業、リサイクル推進事業（処理水や汚泥の再利用）、機能高度化促進事業及び雨に強い都市づくり支援事業から成る下水道管理者（地方公共団体）への補助事業				
6 実施年度	平成11年度～		7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(3)①、(4)③		9 事業種別	施設導入	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－		
12 把握していない場合、その理由	事業費は「下水道事業費（平成20年度からは「資源循環形成下水道）」全体で括られており、本事業及びバイオマス関連の事業に限定した予算・決算額は出ない。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	補助金			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 971,424,000 16) 901,280,000	内 17) 798,119,000 18) 735,286,000	内 19) 696,288,000 20) 49,569,000	内 4,151,966,000
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	－	－	－	－
18 事業の実績 (概要)	平成19年度までの事業実施箇所数				
	事業名	実施箇所数		左のうち、バイオマス関連	
	水環境創造事業	水環境再生型	139	－	
		ノンポイント汚濁負荷削減型	3	－	
	リサイクル推進事業	再生資源活用型	49	12	
		未利用エネルギー活用型	6	2	
		積雪対策推進型	15	－	
	機能高度化促進事業	新技術活用型	17	1	
		高度情報型	11	－	
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			

	22 指標の内容	下水道バイオマスリサイクル率
	23 評価結果	効果発現あり
25 当省の調査結果	24 理由	<p>下水道バイオマスリサイクル率とは、下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された割合。平成 19 年度の下水道バイオマスリサイクル率は約 22%であり、下水汚泥の約 2 割がエネルギー利用や緑農地利用によりバイオマスとして利用されている。(社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月閣議決定)における目標:平成 24 年度 39%)</p> <p>新世代下水道支援事業において、下水汚泥のバイオガス化に関する取り組みが平成 17 年、18 年にそれぞれ採択されるなど、下水汚泥のバイオマスとしての特性を生かした利用が進んでいる。</p>
	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
29 事例	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット(事業実施箇所数)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
	30 事例の態様	—
32 評価書該当頁	31 内容	—
		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	201	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数
4 事業名	流域下水汚泥処理事業（資源循環下水道事業）				
5 事業の目的	都道府県が事業主体となり、広域的な観点から、流域下水道及び周辺の公共下水道から発生する下水汚泥を集約的に処理するとともに、資源化再利用を推進するために必要な施設の設置、改築、維持・管理に対し補助を行う事業				
6 実施年度	平成8年度～	7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)①	9 事業種別	施設導入		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－		
12 把握していない場合、その理由	事業費は「下水道事業費（20年度からは「資源循環形成下水道）」全体で括られており、本事業及びバイオマス関連の事業に限定した予算・決算額はない。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	－（不明）			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 971,424,000 16) 901,280,000	内 17) 798,119,000 18) 735,286,000	内 19) 696,288,000 20) 49,569,000	内 4,151,966,000
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	－	－	－	－
18 事業の実績 (概要)	平成15年度から20年度までの間に、9府県13地域で実施している。				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価			
	21 評価指標区分	アウトカム			
	22 指標の内容	下水道バイオマスリサイクル率			
	23 評価結果	効果発現あり			
24 理由	下水道バイオマスリサイクル率とは、下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された割合。平成19年度の下水道バイオマスリサイクル率は約22%であり、下水汚泥の約2割がエネルギー利用や緑農地利用によりバイオマスとして利用されている。(社会資本整備重点計画(平成21年3月閣議決定)における目標：平成24年度 39%) 新世代下水道支援事業において、下水汚泥のバイオガス化に関する取				

		り組みが平成 17 年、18 年にそれぞれ採択されるなど、下水汚泥のバイオマスとしての特性を生かした利用が進んでいる。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット（事業実施箇所数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	－
	31 内容	－
32 評価書該当頁	－	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	202	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数			
4 事業名	共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発							
5 事業の目的	<p>北海道別海町をモデル地域とし、乳牛糞尿とその他のバイオマス資源（下水汚泥、食品工場残さ）を一括処理するバイオガスプラントの実用化を目指し、バイオガスを生産する効率的な発酵手法、発酵後の消化液の実用試験、原料や消化液の効率的な搬送方法の開発、生産環境改善効果や環境負荷軽減効果の検証等を実施。</p> <p>(独) 土木研究所寒地土木研究所の運営費交付金にて実施。</p>							
6 実施年度	平成 18～22 年度	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)②	9 事業種別	実証					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	事業費（運営費交付金）については、バイオマス関連事業に関する研究調査以外に要する経費を含んだ総額での予算計上・決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A					内 6,448,343	内 6,360,762	内 9,491,921	内 22,301,026
16 決算 B					不明	不明	不明	不明
17 執行率 C					-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>平成18年度から20年度までに実施した研究の概要は、次のとおりである。</p> <p>(1) 各種バイオマスの特性・安全性とその消化液の品質解明 平成20年度までに、家畜ふん尿以外の合併浄化槽汚泥、乳牛工場汚泥、農業用浄化槽汚泥、廃乳製品、水産加工残滓等の地域で発生するバイオマスを副資材として共発酵処理し、その消化液中に含まれる重金属成分の組成変化および窒素・リン酸・カリなどの肥効成分の変化および原料乳牛ふん尿スラリーに対する臭気の低減効果について調査・検討を行った。さらに、BDF施設(バイオディーゼル燃料)残渣となるグリセリン等の有機生成物・廃棄物の共発酵特性等を室内試験により把握した。</p> <p>(2) 各種バイオマス副資材の効率的発酵手法の解明 平成18、19年度は、副資材の発生時期および発生量に応じた共発酵処理とするもので、受入槽で原料スラリーと混合後に1日1回メタン発酵槽に所定容量の混合原料を投入した(日曜日は原料投入を休止)。すなわち、副</p>							

資材共処理において投入有機物含量の調整制御やそのためのバイオマスの搬入量・手順などの調整を行わない共処理方法でのガス発酵量の調査・検討を行った。また、平成20年度は各種バイオマスの共発酵処理量と処理料金収入との関係についても検討し、経済性も加味して効率的発酵手法の解析を行った。

(3) 消化液の長期連用の各種効果と影響の解明

平成18、19年度は、好気処理・嫌気処理後のスラリー等の長期連用による土壌中の肥効成分等の含有量や土壌物理性の変化を考察した。液肥等の農地への還元利用が行われてきた圃場と還元利用がなされていない対照圃場の土壌の理・化学性を比較することで、消化液利用による影響解明への知見を整理した。また、平成20年度は消化液施用が牧草の収量および品質に及ぼす影響を検証した。

(4) スラリー・消化液の物性把握と効率的搬送手法の解明

共発酵処理の原料スラリーとその消化液の固形分量と従来までの乳牛ふん尿を原料とするスラリーとその消化液の固形分量を比較し、その固形分量から推算できる搬送効率を分析・評価した。また、原料スラリーを効率的に管路搬送できる固形分量まで希釈した場合の発酵効率および原料スラリーを運搬車で搬送した場合と効率的に管路搬送できる程度に希釈して管路搬送する場合のモデルを構築し、経営収支について評価した。

(5) 個別処理システムの生産環境改善効果の解明

曝気スラリーの長期施用が牧草地土壌の理化学性と牧草収量・品質におよぼす影響を検証した。

(6) 肥培灌漑土壌における環境負荷物質収支の解明

平成20年度は土壌下層における無機態窒素の垂直分布を把握し、土壌下層における無機態窒素の集積の有無を確認した。

(7) バイオマスの肥料化・エネルギー化技術の開発

この研究（目標）は平成22年度に実施・達成する計画であるが、その予備的な調査・研究を実施した。

(8) バイオガスの水素化技術開発と副生成物の混合燃料とする特性解明

バイオガスの触媒改質により水素や従来は石油等から生産されるベンゼン等の化学基礎原料の併産技術を実証し、その生成物の地域利用を検討した。実証実験データを基に、乳牛飼養頭数の多い農家の個別バイオガスプラント、乳牛ふん尿等の共同型バイオガスプラントおよび生ゴミバイオガスプラントを想定したバイオガス～水素生成(メタン分離)～燃料電池利用モデルの生産性・経済性および施設整備の具備条件等を精査した。また、分散型のエネルギーを効率的に利用する方式(マイクログリッド)の試案や環境改善効果の試算を行った。さらに、併産したベンゼン(バイオベンゼン)の特性を精査し、水素添加による有機ヒドライドとして水素運搬に供する技術と燃焼燃料の添加材として利用するなどの応用技術を精査した。

19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	研究成果発表数、技術開発成果の報告書数および特許獲得(申請)数等の数量的指標。
	23 評価結果	効果発現あり

	24 理 由	<p>事業成果について幅広く情報発信する発表・講演数は、平成20年度までに69件にのぼり、技術報告書を2編作成し配布している。また、特許については前身の研究(※地球温暖化対策に資するエネルギー地域自立型実証研究(H15~17))での開発成果を基礎に、2件取得した(さらに審査中1件有り)。なお、土木研究所研究評価委員会(※外部有識者で構成される委員会)においては『順調な進捗状況にある』との評価を得ているところ。</p> <p>従来利用されずに廃棄・焼却されていた廃乳製品、水産加工残滓等地域産業から発生したバイオマスを平成18~20年度の間約10,800t受け入れて、18~20年度の間受け入れた家畜ふん尿とともに共発酵し、バイオガス、液肥として循環利用して廃棄物の減量・リサイクルに貢献した。</p> <p>その他にも、北海道別海町のバイオマスタウン構想の実施に向けて貢献するほか、同様な構想のある町村へ実証技術を公開している。さらに、国内で後発に稼働している熊本県(山鹿)、大分県(日田)、北海道(鹿追)の共同型プラントとシンポジウムを開くなど、積極的に情報の共有化と発信を行っている。</p> <p>また、メタンガスから化学基礎原料に変換する技術は、エネルギー生産設備投資が低調であるものの、平成20年度までに2つの水素エネルギー等に関する国際会議および4つのエネルギー関係の研究団体に講演および講演依頼を受けるなど、石油系/天然ガス系の産業から期待されており、引き続き、成果の国内・国外での発信に努めていく。</p> <p>地方自治体、民間会社、大学を中心に平成18~20年度の間に延べ1,116名が実験施設の視察に訪れ、研究成果の情報発信が図られているところである。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)
	27 評価指標	外部有識者の評価
	28 理 由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分を含め、土木研究所研究評価委員会(※外部有識者で構成される委員会)において『順調な進捗状況にある』との評価を得ている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内 容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	203	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数	
4 事業名	リサイクルポートプロジェクト					
5 事業の目的	<p>港湾を拠点として、鉄スクラップ、廃プラスチック、バイオマス資源等の循環資源を効率的に輸送する静脈物流システムを構築するため、循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートとして指定し、循環資源を扱う岸壁等の港湾施設の整備を推進するとともに、地方公共団体等が行う循環資源取扱支援施設の整備を推進する。</p> <p>加えて、平成20年度には、複数の循環資源を1隻の船で輸送する実証実験を実施する。</p>					
6 実施年度	平成14年度～	7 継続等区分	継続			
8 基本的戦略	(2)①、(4)④	9 事業種別	施設導入			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-			
12 把握していない場合、その理由	バイオマスのみを取り扱うリサイクルポート指定港はなく、また、指定港内におけるバイオマス関連の取扱量の特定もできないため。					
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	補助金				
	年度	平成15~17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 2,990,217	内 718,500	内 816,277	内 1,097,884	内 5,622,878
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	-	-	-	-	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。					
18 事業の実績 (概要)	<p>リサイクルポート指定港の21港においては、平成20年度までに、港湾改修(取付道路整備、岸壁整備等)及び循環資源取扱支援施設(保管施設等)整備を実施しており、このうち、循環資源取扱支援施設が整備されたのは3港である。</p> <p>また、リサイクルポート指定港の21港における企業立地数は平成13年度の114社から平成20年度には220社と約2倍に増加しており、また、循環資源取扱量は平成13年度から平成19年度にかけて約2倍になっているなどの効果が認められるが、バイオマスに限定した数値は不明である。</p>					
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価				
	21 評価指標区分	アウトプット				
	22 指標の内容	リサイクルポートにおける企業立地数				

	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>現状の企業立地数の推移を維持すると目標値（230社（平成24年度））を達成することができる見通しであり、目標達成に向けた成果を示していると言えることから、引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進していくこととしている。また、リサイクルポート推進協議会等と連携し、循環資源海上輸送の円滑化に向けた検討を進めていく。</p> <p>平成20年度の調査結果では、リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業は208社となっており、平成19年度に比べ20社増加した。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	204	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数			
4 事業名	地球温暖化対策に資するエネルギー地域自立型実証研究							
5 事業の目的	別海町に設置した資源循環試験施設を活用し、バイオマスを水素エネルギーに変換・貯蔵し、CO ₂ 削減を図るとともに、需要に応じた効率的なエネルギー利用を行うための実証研究を実施。 旧（独）北海道開発土木研究所の運営費交付金にて実施。							
6 実施年度	平成 15～17 年度			7 継続等区分	終了			
8 基本的戦略	(3)①			9 事業種別	実証			
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	事業費（運営費交付金）については、バイオマス関連事業に関する研究調査以外に要する経費を含んだ総額での予算計上・決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 1,978,082	内 1,793,501	内 1,760,157				内 5,531,740
	16 決算 B	不明	不明	不明				不明
	17 執行率 C	—	—	—				—
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオガスからメタンガスを精製し、さらに、メタンガスを水素に改質後、これを燃料電池で利用するシステム技術を実証・確立した。 ・ 製造した水素を貯蔵し、需要家まで運搬するため、貯蔵効率の高い有機ハイドライド法の実用技術を実証したほか、その化学的技術に用いる触媒機能や運転技術を確立した。 ・ 寒冷地における燃料電池の発電効率や特性を明らかにした。さらに、システム運転により物質/エネルギー収支を明らかにし、システム設計基礎諸元を示すことでシステム採用のガイドを整備した。 ・ 温暖化ガス排出抑制効果の定量的な評価を実施した。 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	研究成果発表数、技術開発成果の報告書数および特許獲得(申請)数等の数量的指標。						
	23 評価結果	効果発現あり						

24 理由	<p>事業成果について幅広く情報発信する発表・講演数は36件にのぼり、技術報告書を4編作成し配布している。また、特許については、本事業の派生的研究（※共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発）実施期間において申請/獲得を図ることとした。なお、旧北海道開発土木研究所自己評価委員会（※外部有識者を含む委員会）にて評価を実施し、『実証試験により実用化に向けた課題の明確化、また、経済性・環境性の評価が出来た点で期待された成果の達成度は十分。化学分野への成果情報の発信が十分であり、波及効果は期待どおり』と評された。</p> <p>水素技術に関する国際会議、行政施策会議（例えば、内閣府総合科学技術会議科学技術連携施策群（水素利用/燃料電池利用）にて、関連分野への成果発表を実施）、エネルギーや石油化学系の学会や団体、土木系の学会や団体さらに環境技術系の学会に研究成果の発表活動を行った。</p> <p>周辺産業界の期待も大きく、平成15年度は4件、16年度は6件、17年度は5件の講演依頼を受け、その技術開発成果の公表等を通じて効果を自認した。産業界のエネルギー需給の変化により、バイオガスを利用した水素・燃料電池利用技術が注目されると予期し、成果の国内・国外での発信に努めているところ。</p> <p>地方自治体、民間会社、大学を中心に平成15～17年度の間に延べ1,268名が本事業の視察に訪れ、事業成果の情報発信・普及が図られた。</p>	
	25 当省の調査結果	<p>26 効果の発現状況</p> <p>D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)</p> <p>27 評価指標</p> <p>外部有識者の評価</p> <p>28 理由</p> <p>本事業については、バイオマスの利活用に関する部分を含め、旧北海道開発土木研究所自己評価委員会（※外部有識者を含む委員会）において『実証試験により実用化に向けた課題の明確化、また、経済性・環境性の評価が出来た点で期待された成果の達成度は十分。化学分野への成果情報の発信が十分であり、波及効果は期待どおり』との評価を得ている。</p>
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	205	2 所管省名	国土交通省				3 事業区分	内数
4 事業名	下水道事業調査費							
5 事業の目的	下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な技術開発、調査研究を実施する。特に、循環型社会の形成等環境負荷低減に関する調査として、循環型社会の形成や地球温暖化対策の一層の推進を図るため、下水汚泥が有するエネルギーや資源を積極的に活用するための技術の開発を行うなど、下水道資源を最大限活用した低炭素型下水処理・汚泥処理プロセスについて調査検討を行う。							
6 実施年度	昭和42年度～					7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(1)②、(3)①・②、(4)③					9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	事業費は「下水道事業費（平成20年度からは「資源循環形成下水道）」全体で括られており、本事業及びバイオマス関連の事業に限定した予算・決算額は出ないとのこと。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A	内	内	内	内	内	内	内	内
	940,000	863,000	834,000	804,000	779,000	755,000	4,975,000	
16 決算 B	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C	—	—	—	—	—	—	—	—
18 事業の実績 (概要)	<p>下水道事業調査費における技術開発の一環として、下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクトにより全7件の技術評価を完了し、普及を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スラッジ・ゼロディスチャージ技術 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥のバイオソリッド燃料化 ・ 下水汚泥焼却灰からのリン回収技術 ・ 下水汚泥の活性炭化と有効利用による汚泥処理費の低減 ○ グリーン・スラッジエネルギー技術 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥とバイオマスの同時処理方式によるエネルギー回収技術 ・ 低ランニングコスト型混合消化ガス発電システム ・ 消化促進による汚泥減量と消化ガス発電 ○ 両技術の一括開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿潤バイオマスのメタン発酵・発電・活性炭化システム 							
19 事業所管省の	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						

自己評価	21 評価指標区分	アウトカム
	22 指標の内容	下水道バイオマスリサイクル率
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>下水道バイオマスリサイクル率とは、下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された割合。平成 19 年度の下水道バイオマスリサイクル率は約 22%であり、下水汚泥の約 2 割がエネルギー利用や緑農地利用によりバイオマスとして利用されている。(社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月閣議決定)における目標:平成 24 年度 39%)</p> <p>新世代下水道支援事業において、下水汚泥のバイオガス化に関する取り組みが平成 17 年、18 年にそれぞれ採択されるなど、下水汚泥のバイオマスとしての特性を生かした利用が進んでいる。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット(技術評価の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	206	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数			
4 事業名	積雪寒冷地における環境・資源循環プロジェクト							
5 事業の目的	積雪寒冷地における家畜排せつ物等のバイオマスの循環システムの確立に向け、バイオガスプラントを中心とした実証研究を実施し、収集・輸送手段、最適規模等を検証。 旧（独）北海道開発土木研究所の運営費交付金にて実施。							
6 実施年度	平成12～16年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)①・②、(5)	9 事業種別	実証					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	事業費（運営費交付金）については、バイオマス関連事業に関する研究調査以外に要する経費を含んだ総額での予算計上・決算を行っているため。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	内 1,978,082	内 1,793,501	/	/	/	/	内 3,771,583
	16 決算 B	不明	不明	/	/	/	/	不明
	17 執行率 C	-	-	/	/	/	/	-
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳冬な環境でもふん尿を流動的な状態に保ち、発生源(農家側)と集中処理側(プラント)とで効率的に一連処理する施設計画/設計技術を明らかにし、今後の寒冷地での集中処理システムの具備すべき諸元を示した。 ・ 寒冷地での集中処理システムの熱収支/エネルギー収支を明らかにし、集中プラント方式におけるエネルギー利用の見本を呈した。 ・ 最終処理物を改質廃棄することなく、その消化液(液肥)としての品質および牧草地・畑地への効果的施用法を解明した。このことにより、ふん尿～エネルギー取得/農業生産資材として改質～農地へ還元利用という環境に優しい循環農法の一つを提案した。 							
19 事業所管省の自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	研究成果発表数、技術開発成果の報告書数等の数量的指標。						
	23 評価結果	効果発現あり						

24 理由	<p>事業成果について幅広く情報発信する発表・講演数は、133 件にのぼり、技術報告書を3編作成し配布している。なお、旧北海道開発土木研究所自己評価委員会（※外部有識者を含む委員会）にて評価を実施し、『成果については、論文も多数発表され、道内の農業会議（北海道農業試験会議）において、普及指導等に採択されるなど総じて良好な成果が得られたものと考えられる』と評された。</p> <p>本実証試験の試験成果を参考として北海道内でも共同型バイオガスプラントの建設が始まり、本事業を参考として鹿追環境保全センター共同型バイオガスプラント（2007年に稼働開始）が建設された。また、集中型プラント運転開始の平成13年度から本事業終了の16年度までに地方自治体、民間企業、大学を中心として延べ3,354名が本事業の視察に訪れ、事業成果の情報発信・普及が図られた。</p>		
	25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)
28 理由	27 評価指標	外部有識者の評価	
	<p>本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、旧北海道開発土木研究所自己評価委員会においては、『成果については、論文も多数発表され、道内の農業会議（北海道農業試験会議）において、普及指導等に採択されるなど総じて良好な成果が得られたものと考えられる』との評価を得ている。</p>		
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	207	2 所管省名	国土交通省	3 事業区分	内数			
4 事業名	下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト							
5 事業の目的	下水汚泥を処分するよりも安いコストでリサイクルできるスラッジ・ゼロディスチャージ技術の開発及び下水汚泥から売電価格と同等かそれ以下のコストで電気エネルギーを生産するグリーン・スラッジエネルギー技術の開発を目的とし、企業からの技術提案を公募の上実施する。							
6 実施年度	平成17～19年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(3)①・②、(4)③	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	他の事業と一括して計上されており、本事業及びバイオマス関連の事業に限定して予算・決算額を算出するのは困難。							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A				内 30,000	内 33,000	内 8,000		内 71,000
16 決算 B				不明	不明	不明		不明
17 執行率 C				-	-	-		-
18 事業の実績 (概要)	平成20年1月までに全7件の技術評価を完了。							
	<ul style="list-style-type: none"> ○ スラッジ・ゼロディスチャージ技術 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥のバイオソリッド燃料化 ・ 下水汚泥焼却灰からのリン回収技術 ・ 下水汚泥の活性炭化と有効利用による汚泥処理費の低減 ○ グリーン・スラッジエネルギー技術 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥とバイオマスの同時処理方式によるエネルギー回収技術 ・ 低ランニングコスト型混合消化ガス発電システム ・ 消化促進による汚泥減量と消化ガス発電 ○ 両技術の一括開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿潤バイオマスのメタン発酵・発電・活性炭化システム 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						

	22 指標の内容	下水道バイオマスリサイクル率
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<p>下水道バイオマスリサイクル率とは、下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された割合。平成 19 年度の下水道バイオマスリサイクル率は約 22%であり、下水汚泥の約 2 割がエネルギー利用や緑農地利用によりバイオマスとして利用されている。(社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月閣議決定)における目標:平成 24 年度 39%)</p> <p>新世代下水道支援事業において、下水汚泥のバイオガス化に関する取り組みが平成 17 年、18 年にそれぞれ採択されるなど、下水汚泥のバイオマスとしての特性を生かした利用が進んでいる。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業については、バイオマスの利活用に関する部分も含め、アウトプット(技術評価の実績)はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり				事例の有無	有	
1 事業番号	208	2 所管省名	文部科学省			3 事業区分	特定	
4 事業名	一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト							
5 事業の目的	「持続型経済社会」の実現に向けて、都市・地域から排出される一般・産業廃棄物やバイオマス等を無害化処理するだけでなく、原料化・燃料化するための複合処理・再資源化に関する技術開発を行うとともに、その実用化と普及を目指して、影響・安全性評価や経済・社会システムの一環として成立させるための社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携で実施する。							
6 実施年度	平成15～19年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(1)①・②、(2)①、(3)①				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法等			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	-							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	3,715,170	1,421,511			304,500	/	5,441,181
	16 決算 B	3,715,170	473,375	471,865	469,787	304,500	/	5,434,697
	17 執行率 C	100.0	99.5			100.0	/	99.9
18 事業の実績 (概要)	<p>産学で構成される実施機関に委託</p> <p>これまでの研究により、新たな廃棄物処理システムの開発、効率的な廃棄物・バイオマス物流システムの開発、低温ガス化技術の開発、廃棄物処理における安全評価手法の開発がされるに至っている。</p> <p>これらの技術等はいずれも実用化が可能なものであり、現在、文部科学省のHP等により周知し、自治体や企業における活用を図っている。</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトプット						
	22 指標の内容	従来方式と比較し、エネルギー変換効率1.7倍向上						
	23 評価結果	効果発現あり						
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発の面では原料化・燃料化のエネルギー変換効率を従来の2倍にできるなど個々の当初の目標をほぼ達成。 ・ EUの第7次研究開発フレームワーク計画(FP7)で同一スコープの研究開発が実施されており、本プロジェクトの先行性は評価できる。 						

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり
	27 評価指標	エネルギー変換効率 1.7 倍以上
	28 理由	エネルギー変換効率 2 倍を達成している。
29 事例	30 事例の態様	開発テーマの事前検討や研究開発後から実用化までの事前検討が不十分であると考えられるもの
	31 内容	バイオマス等を無害化するだけでなく、原料化・燃料化するための複合処理・再資源化に関する技術開発を行うとともに、その実用化と普及を目指して、影響・安全性評価や経済・社会システムの一環として成立させることを目的としている。しかし、使い勝手や費用効果などが最大の問題点となり、実用化された例はない。
32 評価書該当頁	186	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	----------------------	-------	---

1 事業番号	209	2 所管省名	文部科学省	3 事業区分	内数			
4 事業名	21世紀型革新的先端ライフサイエンス技術開発プロジェクト							
5 事業の目的	<p>21世紀において日本がライフサイエンス分野の先導役として機能していくための必要な革新的先端技術開発を行う。</p> <p>①トランスレーショナルリサーチプログラム、②テーラーメイド医療基盤整備プログラム、③高度先端解析技術開発プログラム、④萌芽・融合研究開発プログラムから成り、このうち、バイオマスと関連があるものは生体内分子動態可視化技術開発を行う③と、バイオインフォマティクス、システムバイオロジー、バイオイメージング技術開発を行う④である。</p>							
6 実施年度	平成14～16年度	7 継続等区分	終了					
8 基本的戦略	(1)②	9 事業種別	調査・研究開発					
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	-					
12 把握していない場合、その理由	平成15、16年度は事項別決算ではないため、決算額を算出することは不可能							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		内 4,329,644	内 23,944,000	/	/	/	/	内 28,273,644
16 決算 B		不明	不明	/	/	/	/	不明
17 執行率 C		-	-	/	/	/	/	-
18 事業の実績 (概要)	<p>① トランスレーショナルリサーチプログラム (採択課題数12)</p> <p>② テーラーメイド医療基盤整備プログラム (採択課題数6)</p> <p>③ 高度先端解析技術開発プログラム (採択課題数7)</p> <p>④ 萌芽・融合研究開発プログラム (採択課題数10)</p>							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	アウトカム						
	22 指標の内容	基礎研究の成果を実用化につなげていくための実施体制や支援体制を整備し、基礎研究成果の臨床応用への橋渡し研究(トランスレーショナルリサーチ)や最先端の解析機器開発を推進するなどにより、革新的な成果を創出する。(平成16年度文部科学省実績評価書)						
	23 評価結果	効果発現あり						

	24 理由	<p>新たな領域を切り拓く課題を先導的に進める研究課題等を推進することにより、一定の成果を上げたと言える。そのため、本達成目標は終了することとする。但し、現在、継続している研究課題については、評価を行い研究の方向性、手法等が近い研究課題が存在するものについては、評価の上、他のプロジェクトと一体的に研究を実施する。一方、ライフサイエンス分野の進展等を踏まえ、ニーズに応じた研究を推進していく枠組みは継続する必要であり、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発を推進する制度を新たに設立する。(平成16年度文部科学省実績評価書)</p>	
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	H 実績不明 (バイオマス関連分)	
	27 評価指標	無	
	28 理由	バイオマス関連の実績が特定できないため。	
29 事例	30 事例の態様	—	
	31 内容	—	
32 評価書該当頁	—		

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	210	2 所管省名	文部科学省	3 事業区分	内数
4 事業名	都市エリア産学官連携促進事業				
5 事業の目的	日本各地に、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを形成する（テーマはバイオマスに限定されず、地域産業振興に係る科学技術開発全般が対象）				
6 実施年度	平成14年度～			7 継続等区分	継続
8 基本的戦略	(1)③			9 事業種別	調査・研究開発
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	－		
12 把握していない場合、その理由	バイオマス関連以外の研究開発も実施しており、その切り出しが出来ないため。				
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他			
	年度	平成15、16	17、18	19、20	計
	15 予算 A	内 15) 3,100,000 16) 3,400,000	内 17) 3,600,000 18) 4,000,000	内 19) 4,510,000 20) 4,600,000	内 23,210,000
	16 決算 B	不明	不明	不明	不明
	17 執行率 C	－	－	－	－
18 事業の実績 (概要)	バイオマスに関連する事業を実施したエリア 平成14年度 八戸、霞ヶ浦南岸新興都市 平成15年度 米代川流域、熊本県南 平成16年度 都城盆地 平成17年度 関東平野さいたま、宮崎県北臨海 平成18年度 米代川流域、山梨くになか				
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価			
	21 評価指標区分	アウトプット			
	22 指標の内容	都市エリア産学官連携促進事業実施地域のうち、事後評価において、優れていると評価された地域の数(平成20年度評価実績分及びこれまでの累積)を指標とし、半数以上を目標値として設定している。			
	23 評価結果	効果発現あり			

	24 理由	<p>都市エリア産学官連携促進事業については、平成 20 年度に事後評価を実施した合計 13 地域のうち 11 地域が優れているとの評価を受けた。また、同年度までに事後評価を実施した合計 50 地域のうち 42 地域が優れているとの評価を受けた。これにより、地域の特色を活かした強みを持つクラスターが各地に形成されつつあり、地域における科学技術の振興に向けた取組は、おおむね目標通りに達成できていると判断される。</p> <p>これまで実施してきた多くの地域で、産学官の連携基盤の整備、多数の大学・企業等の研究者が共同研究に参画、多数の事業化・特許出願等、といった成果があらわれている。</p>
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)
	27 評価指標	バイオマスに関連する事業を実施したエリアのうち、事後評価において、おおむね目標達成していると評価された地域の数 が 50%以上
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、平成 21 年度までに実施した事後評価において、バイオマスに関連する事業を実施したエリア 9 地域のうち少なくとも 7 地域 (77.8%) がおおむね目標達成しているとの評価を受けている。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	2 1 1	2 所管省名	文部科学省				3 事業区分	内数
4 事業名	環境分子科学研究							
5 事業の目的	<p>プラスチック等の環境汚染分子を分解して環境低負荷分子に変換する革新的な環境修復・改善技術や、バイオマス等の環境資源分子を有用物質に変換する技術を開発し、循環型社会の実現に貢献する。</p> <p>具体的には、高強度、高耐熱性、生分解性を兼ね備えた機能性高分子の合成法や成型加工技術を開発する。また、得られた高分子や他のバイオマス資源を生分解する酵素の機構解明・改良を進めるため、シロアリ腸内共生微生物系に着目し、高効率な木質分解機構の解明を目指す。</p>							
6 実施年度	平成 16～20 年度				7 継続等区分	終了		
8 基本的戦略	(3)②				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金により事業を進めており、個別事業毎の決算体型になっていないため。 ・ バイオマス関連研究は当該研究の一部であり、それ以外の研究も実施しているため。 							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		/	内 300,713	内 285,677	内 266,223	内 249,006	内 175,579	内 1,277,198
16 決算 B		/	不明	不明	不明	不明	不明	不明
17 執行率 C		/	—	—	—	—	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>(平成 15 年度以前の第 I 期の研究はバイオマスとは無関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度 バイオポリエステル分解酵素の高次構造を解析、バイオポリエステルからの高強度繊維材料を作製、スチレンとエチレンのシンジオタクチック共重合を実現、細胞アレイバイオセンサの基盤技術を確立。 ・ 平成 17 年度 天然ゴムに優るポリイソプレンを開発、自律型マイクロチップを開発、高温で生育できるダイオキシシン骨格分離菌を単離。 ・ 平成 18 年度 様々な環境ストレス等により生じた突然変異を簡単に見分ける DNA の検出法を改良し、ATP の目視検出法を開発。ダイオキシシン分解菌およ 							

	び木質バイオマス分解技術に関する特許を出願。 ・ 平成 19 年度 分子鎖末端修飾によるバイオポリエステル分解抑制技術の開発に成功。放線菌のダイオキシン類分解酵素遺伝子群の転写制御因子を解析し、発現制御機構を解明。シロアリ共生微生物において、水素の効率的な生成機構を解明。 ・ 平成 20 年度 バイオポリエステル分解酵素の基質吸着機構を解明。また、セルロース分解性のシロアリ腸内原生生物の細胞内共生細菌の完全ゲノムを解読して窒素固定や窒素栄養源の生合成による共生機構を解明。このほか、遺伝子の一塩基変異を精密に分離・定量する技術を確立。	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	無
	22 指標の内容	—
	23 評価結果	効果発現あり
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスの有効利用に関連して、シロアリ共生微生物において、クリーンエネルギーとして期待される水素の効率的な生成機構を解明することに成功。 培養不能微生物のゲノム解析手法を確立し、イエシロアリの増殖に必須と考えられる共生細菌のゲノム配列の完全解読に成功。(難培養微生物のゲノム解読と共生機構の解明は世界初の成果として、木質バイオマス資源の有効利用への展望を開くものとしてサイエンス誌に掲載) 研究を進める過程で創出した成果として、6 件の特許を出願。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（木質バイオマス分解技術に関する特許出願等の実績）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	2 1 2	2 所管省名	文部科学省				3 事業区分	内数
4 事業名	戦略的創造研究推進事業のうち研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」の一部							
5 事業の目的	<p>今後のイノベーション創出につながる社会・経済ニーズに対応した新技術(バイオマスに限定しない。)を創出することを目的とした基礎研究を推進する制度であり、戦略重点科学技術に重点化した分野におけるシーズ探索研究を推進する競争的資金制度。</p> <p>国が定める戦略目標の下、研究領域を決定し、研究提案を公募し、目的基礎研究を推進する。</p>							
6 実施年度	平成 20～25 年度					7 継続等区分	継続	
8 基本的戦略	(3)②					9 事業種別	調査・研究開発	
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法			今回把握			
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位:千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A	/	/	/	/	/	内515,083	内515,083
	16 決算 B	/	/	/	/	/	97,593	97,593
	17 執行率 C	/	/	/	/	/	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	<p>戦略的創造研究推進事業は、国が定める戦略目標の下、研究領域を設定し、戦略重点科学技術に重点化した分野における基礎研究を推進する事業である。</p> <p>毎年度、10～15 程度の研究領域が設定されており、バイオマスに関連する研究領域としては、平成 20 年度に研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」を設定。本研究領域においては、我が国がハイリゲンダムサミットにおいて提案した 2050 年までに世界の温室効果ガスの排出を半減させるという目標に向け、主に二酸化炭素の排出削減に寄与する革新的技術の開発を目指した基礎研究を推進している。</p> <p>本研究領域で採択された研究課題のうち、バイオマスに関連した研究課題は以下のとおりである。</p> <p>(いずれも研究期間は平成 20 年度～平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱帯汚泥の保全と造林による木質バイオマス生産 (東京大) ・ 触媒技術を活用する木質系バイオマス間接液化 (筑波大) 							

	・ オイル産生緑藻類高アルカリ株の高度利用技術（筑波大）	
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価
	21 評価指標区分	アウトプット
	22 指標の内容	<p>戦略的創造研究推進事業においては、各分野の専門家が研究課題採択時における事前評価、研究開始後3年を目途とした中間評価、研究終了後速やかに行われる事後評価、研究終了後一定期間において行われる追跡評価を実施している。主な評価項目及び基準は以下のとおりである。</p> <p><事前評価の評価項目及び基準> ア 戦略目標の達成に貢献すること イ 研究領域の趣旨に合致していること ウ 先導的・独創的であり国際的に高く評価される基礎研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること</p> <p><中間評価の評価項目及び基準> ア 研究の進捗状況と今後の見込 イ 研究成果の現状と今後の見込</p> <p><事後評価の評価項目及び基準> ア 外部発表（論文、口頭発表等）、特許、研究を通じての新たな知見の取得等の研究成果の状況 イ 得られた研究成果の科学技術への貢献</p> <p><追跡評価の評価項目及び基準> ア 研究成果の発展状況や活用状況 イ 研究成果から生み出された科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果</p>
	23 評価結果	効果発現不明
	24 理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に開始した基礎研究であるため。 戦略的創造研究推進事業は、新技術シーズの創出を目的として基礎研究を行う事業であり、戦略目標の達成に向け、着実に研究を推進しているところである。
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)
	27 評価指標	無
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（課題採択数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	F アウトプットあり・不明 (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	2 1 3	2 所管省名	文部科学省		3 事業区分	内数		
4 事業名	地球規模課題対応国際科学技術協力事業							
5 事業の目的	地球規模課題の解決のために特に重要なものとして推進すべきものとして国が指定した研究分野について、日本の研究機関と発展途上国の研究機関等とによる共同研究を支援する競争的資金制度							
6 実施年度	平成 20 年度～				7 継続等区分	継続		
8 基本的戦略	(3)②、(5)				9 事業種別	調査・研究開発		
10 決算額の把握	無	11 有の場合、把握方法	—					
12 把握していない場合、その理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該事業は、バイオマス関連以外の課題を含むため、事業全体の決算額をバイオマス関連として記載することはできない ○ 運営費交付金による事業であるため、個別テーマごとの決算額を記載できない 							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	交付金						
	年度	平成15	16	17	18	19	20	計
15 予算 A		/	/	/	/	/	内500,000	内500,000
16 決算 B		/	/	/	/	/	不明	不明
17 執行率 C		/	/	/	/	/	—	—
	(注) 「16 決算 B」欄は、事業全体の決算額を特定できるが、このうちのバイオマス関連の決算額を特定できないため、「不明」と記載した。							
18 事業の実績 (概要)	平成 20 年度バイオマス関連研究テーマ <ul style="list-style-type: none"> ・ サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究（産業技術総合研究所） 実施期間平成 20～22 年度、共同研究国ブラジル ・ ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産（筑波大） 実施期間平成 20～24 年度、共同研究国エジプト 							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価以外の自己評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						
	24 理由	平成 20 年度に開始した研究であるため。						
25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	F アウトプットあり・不明（バイオマス関連分）						
	27 評価指標	無						

	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、アウトプット（テーマ採択数）はあるものの、達成の度合いを測る尺度がないため、その程度は不明である。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁		—

（注）当省の調査結果による。

バイオマス関連事業調査個別表

調査結果の概要	効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)	事例の有無	無
---------	---------	-----------------------------	-------	---

1 事業番号	2 1 4	2 所管省名	総務省	3 事業区分	内数			
4 事業名	危険物施設におけるバイオマス燃料の貯蔵・取扱に関する安全対策の調査検討							
5 事業の目的	給油取扱所（ガソリンスタンド）等においてバイオ燃料を取り扱う上で必要な防火安全上の対策を調査検討							
6 実施年度	平成 17 年度～	7 継続等区分	継続					
8 基本的戦略	(1)②、(4)④	9 事業種別	基準策定					
10 決算額の把握	有	11 有の場合、把握方法	今回把握					
12 把握していない場合、その理由	—							
13 事業費 (単位：千円、%)	14 補助金等区分	その他						
	年度	平成 15	16	17	18	19	20	計
	15 予算 A			75,580	84,799	52,145	32,981	245,505
	16 決算 B			70,564	19,074	26,901	28,032	144,571
	17 執行率 C			93.4	—	—	85.0	—
	(注) 「16 決算 B」欄の平成 18 年度分と 19 年度分は、バイオマス関連の決算額を特定できたものについてのみ記載した。							
18 事業の実績 (概要)	平成 17 年度 バイオ燃料（バイオエタノール、E 3、BDF）について、防火安全上必要な安全対策の調査検討 平成 18 年度 再生資源燃料等のバイオマス燃料について、防火安全上必要な安全対策の確保に係る調査検討 平成 19 年度 E 3 と E T B E について調査結果をとりまとめた上でガイドラインを策定し、都道府県等の消防担当部局へ通知。 平成 20 年度 E 10 と B D F に係る調査検討を実施しており、20～21 年度に結果をとりまとめてガイドラインを策定する予定。 平成 21 年度 20 年度と同様							
19 事業所管省の 自己評価	20 評価方法	政策評価						
	21 評価指標区分	無						
	22 指標の内容	—						
	23 評価結果	効果発現不明						
24 理由	給油取扱所（ガソリンスタンド）等においてバイオ燃料を取り扱う上で必要な安全対策の調査検討を実施し、ガイドラインを策定する等を実施しているところであるが、効果の発現は不明である。							

25 当省の調査結果	26 効果の発現状況	D 一定のアウトプットあり (バイオマス関連分)
	27 評価指標	ガイドラインの策定
	28 理由	本事業のうち、バイオマスの利活用に関する部分についてみると、E3とETBEについて調査結果をとりまとめた上でガイドラインを策定し、都道府県等の消防担当部局へ通知している。
29 事例	30 事例の態様	—
	31 内容	—
32 評価書該当頁	—	

(注) 当省の調査結果による。

CO₂ 収支の試算において使用する CO₂ 排出係数について1 CO₂削減因子

i) 電力

当該施設で発電された電力のうち、施設外部で利用された電力（売電・隣接施設への供給など）については、その電力量に相当する量の化石燃料由来電力の使用が抑制されるため、CO₂削減因子と考える。

この場合に用いる排出係数は環境省公表値（デフォルト値を上回っている電気事業者については当該事業者の公表値）をまとめた下表のとおりとし、当該施設の所在地を管轄する電気事業者の値を使用することとする。

電気事業者の排出係数（単位：t-CO₂/kWh）

電気事業者名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
北海道電力	0.00052	0.00053	0.000502	0.000479	0.000517	0.000588
東北電力	0.000473	0.000438	0.00051	0.000441	0.000473	0.000469
東京電力	0.000461	0.000381	0.000368	0.000339	0.000425	0.000418
中部電力	0.000469	0.00045	0.000452	0.000481	0.00047	0.000455
北陸電力	0.00046	0.000433	0.000407	0.000457	0.000632	0.00055
関西電力	0.000261	0.000356	0.000358	0.000338	0.000366	0.000355
中国電力	0.00067	0.00068	0.000668	0.000668	0.000677	0.000674
四国電力	0.00039	0.00036	0.000378	0.000368	0.000392	0.000378
九州電力	0.000309	0.000331	0.000365	0.000375	0.000387	0.000374
沖縄電力	0.000941	0.000942	0.000938	0.000932	0.000934	0.000946

（注）20年度はCO₂クレジット控除前の値とした。

ii) バイオガス

NEDO「新エネルギーガイドブック 2008年版」172ページに、家畜ふん尿をメタン発酵させ利用する場合の試算例として、発生ガス（＝バイオガス）のメタン含有率は0.6、メタン発熱量は37,180 KJ/m³と記載されている。そこで、本試算ではこれを採用し、メタン発熱量に0.6を乗じた22,308 KJ/m³=0.022308 GJ/m³をバイオガスの発熱量と考えることとする。

また、バイオガスはLPGに代替するものとし、まずLPG 1 t当たりの発熱量に相当するバイオガスの量を求める。

- ① バイオガス 1 m³ 当たりの発熱量 0.022308 GJ/m³（上記）
 ② LPG 1 t 当たりの発熱量 50.2 GJ/t（環境省公表値）
 ② ÷ ① = 2,250.3137 m³

そして、LPG 1 t 当たりのCO₂排出係数が3 t-CO₂/t（環境省公表値）であることから、バイオガス 1 m³ 当たりのCO₂排出係数は下記のとおりとなる。

$$3 \text{ t-CO}_2/\text{t-LPG} = 3 \text{ t-CO}_2/2,250.3137\text{m}^3$$

$$= \boxed{0.00133 \text{ t-CO}_2/\text{m}^3}$$

iii) 熱利用

熱利用はA重油に代替するものとし、下記からA重油 1 MJ 当たりの排出係数を算出することとする。

A重油 1 kl 当たりの発熱量及びCO₂排出係数

①発熱量 39.1 GJ/kl（環境省公表値） = 39100 MJ/kl

②排出係数 2.71 t-CO₂/kl（環境省公表値）

A重油 1 MJ 当たりのCO₂排出係数

② ÷ ① = $\boxed{0.000693 \text{ t-CO}_2/\text{MJ}}$

iv) たい肥（「土壌改良材」「くん炭」を含む）・液肥

たい肥の利用によるCO₂削減量については様々な考え方があがるが、代替される化学肥料の原料であるナフサが窒素（N）1 tを製造する際に排出する炭素量は0.571 t（出典：http://seneca21st.eco.coocan.jp/working/yuyama/09_05.html 柚山義人「バイオマス利活用の技術」より）であることを参考に、当省においては、二酸化炭素換算（炭素量 0.571 t × 44/12）してナフサが窒素 1 tを製造する際に排出するCO₂量 2.093 t-CO₂を求め、利用されたたい肥の窒素含有量に 2.093 t-CO₂/t-Nを乗じたものをたい肥利用に伴い削減されるCO₂量と考えることとした。

今回、窒素含有率 2.5%のものと 4.6%のものの2通りのたい肥を想定して試算を行った。この結果、CO₂削減効果は下記の状況となっていた。

たい肥・液肥を利用（販売等）している施設（49施設）の状況

区 分	窒素含有率 2.5%	窒素含有率 4.6%
CO ₂ 削減施設数	11	11
CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	△309,448	△312,043

（注）当省の調査結果による。

このように、2通りの試算に大きな差異は見られないことから、評価書上においては窒素含有率4.6%の試算について記載した。なお、CO₂排出係数は下記のとおりとなる。

$$4.6\% \text{含有} : 4.6\% \times 2.093 \text{ t-CO}_2/\text{t-N} = \boxed{0.096278 \text{ t-CO}_2/\text{t}}$$

液肥の場合、その成分及び施用による効果等は厳密にはたい肥と異なるが、本試算では便宜上同じ排出係数を用いることとする。

v) 飼料（「繊維質乾燥品」を含む）

飼料については、たい肥や後出のバイオディーゼル燃料等に比べると何を代替物ととらえるか難しいが、本試算では市場に流通する飼料に代替すると考える。そして、その流通飼料が生産された際に排出したCO₂を見るため、産業連関表における部門ごとのCO₂排出原単位を示した国立環境研究所「産業連関表による環境負荷原単位データブック」を用いて代替物の排出係数を算定することとする。

上記のうち、「2000年・生産者価格ベース・基本分類・CO₂」のExcelファイル (http://www-cger.nies.go.jp/publication/D031/jpn/table/embodied/f_embodied.htm) を開き、「SheetE2」「基本分類部門名：70 飼料」「CO₂排出原単位(I-A)⁻¹」(注)を参考とすると、飼料価格（生産者価格）1円の生産に当たり0.002853427 kg-CO₂という排出係数が得られる。代替されるべき飼料の価格を33円/kg（国立環境研究所「環境負荷原単位と品目別国内生産額との対応表」に記載されている飼料のうち、配合飼料（6種類）、混合飼料（2種類）及び単体飼料用とうもろこしの生産額の合計を生産数量の合計で除して求めた単価。1円未満切捨て）と仮定すると、飼料1t当たりの排出係数は下記のとおりとなる。

$$33 \text{ 円/kg} \times 0.002853427 \text{ kg-CO}_2/\text{円} = \boxed{0.094163091 \text{ t-CO}_2/\text{t}}$$

(注)「CO₂排出原単位(I-A)⁻¹」型は輸入品のCO₂排出量も加味した値

vi) バイオディーゼル燃料

農林水産省「バイオマスタウン構想策定マニュアル」に従い、バイオディーゼル燃料の単位発熱量を41.86 GJ/k_lとする。そして、バイオディーゼル燃料の利用は軽油（環境省公表の発熱量は38.2 GJ/k_l、排出係数2.62 t-CO₂/k_l）に代替するものとし、下記のとおり排出係数を算出する。

①軽油 1 k1 当たりの発熱量に相当するバイオディーゼル燃料の量

$$38.2 \text{ GJ/k1-軽油} \div 41.86 \text{ GJ/k1} = 0.912 \text{ k1/k1-軽油}$$

②バイオディーゼル燃料 1 k1 当たりの排出係数

$$2.62 \text{ t-CO2/k1-軽油} = 2.62 \text{ t-CO2}/0.912 \text{ k1} = \boxed{2.87 \text{ t-CO2/k1}}$$

vii) バイオエタノール

農林水産省「バイオマスタウン構想策定マニュアル」に従い、バイオエタノールの単位発熱量を 21.2 GJ/k1 とする。そして、バイオエタノールの利用はガソリン（環境省公表の発熱量は 34.6 GJ/k1、排出係数 2.32 t-CO2/k1）に代替するものとし、下記のとおり排出係数を算出する。

①ガソリン 1 k1 当たりの発熱量に相当するバイオエタノールの量

$$34.6 \text{ GJ/k1-ガソリン} \div 21.2 \text{ GJ/k1} = 1.632 \text{ k1/k1-ガソリン}$$

②バイオエタノール 1 k1 当たりの排出係数

$$2.32 \text{ t-CO2/k1-ガソリン} = 2.32 \text{ t-CO2}/1.632 \text{ k1} = \boxed{1.42 \text{ t-CO2/k1}}$$

viii) 木質ペレット・木質チップ

農林水産省「バイオマスタウン構想策定マニュアル」に従い、木質ペレットの単位発熱量を 18 GJ/t とする。そして、木質ペレット利用はA重油（環境省公表の発熱量は 39.1 GJ/k1、排出係数 2.71 t-CO2/k1）に代替するものとし、下記のとおり排出係数を算出する。

①A重油 1 k1 当たりの発熱量に相当する木質ペレットの量

$$39.1 \text{ GJ/k1} \div 18 \text{ GJ/t} = 2.17 \text{ t/k1}$$

②木質ペレット 1 t 当たりの排出係数

$$2.71 \text{ t-CO2/k1-A重油} = 2.71 \text{ t-CO2}/2.17 \text{ t} = \boxed{1.248 \text{ t-CO2/t}}$$

木質チップの場合、その単位発熱量は厳密には木質ペレットと異なると思われるが、本試算では便宜上同じ排出係数を用いることとする。

ix) 木タール

道路の舗装材としての利用が認められるため、同量の石油アスファルトと同じ性能であると考え、木タールの量に石油アスファルトの排出係数（ $\boxed{3.20 \text{ t-CO2/t}}$ （環境省公表値））を乗じて算定することとする。

2 CO₂増加因子

i) 電力

施設が使用した外部購入電力の量に上記 1 の i) の排出係数を乗じて算定する。

ii) 化石燃料

施設が使用した化石燃料の種類に応じ、その使用量に下表の排出係数をそれぞれ乗じて算定する。なお、これらは原則として環境省公表値であるが、LPGの m^3 当たりの排出係数は、日本LPガス協会「プロパン、ブタン、LPガスのCO₂排出原単位に係るガイドライン」におけるLPガス（プロパン70wt%、ブタン30wt%の混合ガス）の値を採用した。また、都市ガスの値について環境省公表値は「2.08 t-CO₂/1,000Nm³」であるが、Nm³=m³とみなすものとする。

化石燃料の種類	値	単位
A重油	2.71	t-CO ₂ /kl
軽油	2.62	t-CO ₂ /kl
灯油	2.49	t-CO ₂ /kl
液化石油ガス (LPG)	3.00	t-CO ₂ /t
	0.00655	t-CO ₂ /m ³
都市ガス	0.00208	t-CO ₂ /m ³
ガソリン	2.32	t-CO ₂ /kl

3 従前の処理方法との比較によるCO₂削減（焼却）

カーボンニュートラルのため、バイオマスの焼却・埋立によるバイオマスからのCO₂の発生はゼロカウントとみなされるが、焼却のために要した外部購入電力や化石燃料から排出されるCO₂については考慮する必要がある。

この場合、従前利用していた焼却施設で使われていた電力・化石燃料の量に対し、それぞれに定められた排出係数（上記2参照）を乗じてCO₂発生量を算定するのが適切である。しかし、従前施設のエネルギー使用量のデータは把握していないため、実地調査を行った一般廃棄物焼却施設（19施設）の現在のエネルギー使用量のデータを基に、廃棄物1トン当たりいくらのCO₂が発生するかを算定した。具体的には各施設で廃棄物の焼却に使用している外部購入及び自家生産エネルギーの量にエネルギー種別に応じた排出係数を乗じ、発生するCO₂の量を求める。自家生産エネルギーを含める理由は、従前はこの分についても外部購入していたものと仮定するためである。「発生するCO₂の量」を当該焼却施設の原料調達量で除した値を、廃棄物1トン当たりのCO₂発生量（=排出係数）とした。その上で各年度の19施設の排出係数の中間値を取り、その値（下表）をその年度の排出係数として用いることとする。

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
廃棄物1トン当たりの焼却に伴う排出係数 (t-CO ₂ /t)	0.15	0.18	0.15	0.17	0.21	0.23

バイオマス 用語解説

● カーボンニュートラル

バイオマス燃料の燃焼等により発生する二酸化炭素（ CO_2 ）は、もともと大気中に含まれた CO_2 を光合成によって植物体に固定したものを、大気へ再び返すものであることから、大気中の CO_2 の収支がプラスマイナスゼロとなることを指す。

● コンポスト化

堆肥化。生ごみや下水汚泥、家畜ふん尿等の有機物を微生物によって発酵させ分解し、堆肥として再利用すること。

● 資源作物

エネルギー源や製品材料とすることを主目的に栽培される植物のこと。トウモロコシ、菜種等の農作物やヤナギ等の樹木がある。

● セルロース

地球上で最も大量に存在する天然高分子の一つであり、植物の細胞壁の主成分をなす。セルロース系バイオマスの代表的なものとしては、木質系材料例えば木材、稲わら、麦わら、バガス（サトウキビの残さ）、竹、パルプなどやこれらから生じる廃棄物例えば古紙などが挙げられる。

● 炭素換算量

CO_2 排出量を表すときに国際的に使われる指標で、排出される CO_2 の中に含まれる炭素の重量のことを指す。

● バイオエタノール

バイオマスエタノール。バイオマスから得られるバイオマス燃料のうち、特にエタノールとして生成される燃料のこと。原料としてはサトウキビやトウモロコシ、イモ類などが主に利用され、これらを発酵・蒸留させることでエタノールを生成させる。ガソリン等の液体化石燃料をバイオマスエタノールで代替できれば、 CO_2 を排出しないクリーンエネルギーの実現が可能になるとされている。

● バイオガス

バイオ燃料の一種で、生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚水、ゴミ、エネルギー作物などの発酵、嫌気性消化により発生するガス。サトウキビや下水汚泥等を利用して、気密性の高い発酵層で生産される。メタン、 CO_2 が主成分。発生したメタンをそのまま利用したり、燃焼させて電力等のエネルギー源に利用される。

● バイオマスタウン

バイオマスの発生から利用まで効率的なプロセスで結ぶ総合的な利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれ

る地域をいう。

- **バイオマスマーク**

バイオマスを利用しており、品質及び安全性も良好であることを（社）日本有機資源協会が認定した製品に付すことができる表示。「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定、18年3月31日改正）に基づき実施され、平成23年1月現在、254品目が認定されている。

- **廃棄物系バイオマス**

バイオマスのうち、食品廃棄物（生ごみ等）や家畜排せつ物、建設発生木材、黒液（パルプ工場廃液）、下水汚泥等を指す。

- **マテリアル利用**

バイオマスを原材料として利用すること。

バイオマスの利用は、大きく分けて原材料として利用するマテリアル利用とエネルギーとして利用するエネルギー利用とに大別される。マテリアル利用には、家畜の餌として用いる飼料化、堆肥として用いる堆肥化、建築材などを得る材料利用などがある。

- **未利用バイオマス**

バイオマスのうち、林地残材や農作物非食用部（稲わら、もみ殻等）を指す。

- **木質ペレット**

おが屑やかんな屑等、製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。燃焼によってCO₂を発生するが、化石燃料の燃焼とは異なり炭素循環の枠内でその総量を増加させるものではない（カーボンニュートラル）ため、統計上は排出しないものとして取り扱うことができる。

- **リグニン**

木材や竹、わら等の木化した植物体中に20%から30%程度存在する高分子化合物。セルロース等と結合して存在し、細胞間を接着・固化する。パルプ製造の廃液に多量に含まれる。

- **バイオマス・リファイナリー**

エネルギーとしても製品としても利活用できるバイオマスの特性を生かし、バイオマスを原料として、多種多様な燃料や有用物質を体系的に生産していく仕組みのこと。バイオマス・リファイナリーの構築により、化石資源の消費を抑制でき、同時にその枯渇を防ぐこと、また、CO₂排出量の削減等に対して貢献することができると考えられる。

- **BDF**

バイオディーゼル燃料（Bio Diesel Fuel）の略。生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。原料となる油脂からグリセリンをエステル交換により取り除き粘度を下げる等の化学処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにしている。

● **E 3**

エタノール3%混合ガソリンの略。バイオマスエタノールを内燃機関の燃料として利用する場合、エタノールのみで利用することもガソリンなど他の燃料と混合して利用することもできる。一般的に、ガソリンと混合した場合、エタノールの混合比率によって「E_{xx}」(xx は百分比で表したエタノールの混合量)と表記される。例えば、E 3とはエタノールを容積比で3%含む混合燃料である。

● **ETBE**

エチルターシャリーブチルエーテル (Ethyl Tertiary-Butyl Ether) の略。エタノールとイソブテン (石油精製時に発生する化合物) から合成される化学物質で、自動車燃料に混合して使用されている。蒸気圧が低いため燃料が揮発しにくい、オクタン価 (火花点火式エンジン用燃料のアンチノック性を表す尺度) が高いため、アンチノック性が優れているなどの特性がある。バイオエタノールを原料とするETBEがスペイン、フランス、ドイツ等で使用されており、日本でも平成19年4月から東京近郊を皮切りに混合ガソリンの販売が始まった。

● **GHG**

温室効果ガス。Green House Gas の略。水蒸気、CO₂、メタン、窒素酸化物、フロン等がある。

● **LCA**

ライフサイクルアセスメント (Life Cycle Assessment) の略。製品やサービスのライフサイクルを通じた環境への影響を評価する手法。資源の採掘から生産・使用・廃棄まで、対象とする製品やサービスのライフサイクル全体での資源消費量や排出物量を計量し、その環境への影響を評価する。

バイオマスに関しては、バイオマスエネルギーやマテリアルの利活用過程におけるCO₂排出量 (削減効果) を評価する手法として研究開発が進められている。